しより、遂に北方漢族は頗る複雜なる混血民族たるに至り、其後唐代には突厥、吐蕃の族、畿甸に入居し、南宋時代には漢淮以北の地は遼、金の管領する所となり、元、明を經て清に入りてよりは通婚愈繁く、東亞諸民族を同化して一大民族たりしが故に、其特徴も亦著しく變異し眞に辨別すべからざるものありとす。

梁啓超氏の漢族混血論

猶ほ漢族の異族との混血に關しては、梁啓超氏は諸夏、東夷、荊吳族、苗蠻、百越、氐羌、群狄、鬻狁の八大種族を擧けて其混血を說けり、而して諸夏とは漢族の祖先にして、現時の山東半島より南は江蘇、安徽の北部なる淮河一帶に根據の一部に根據地を有し、東夷は所謂九夷にして、現時の山東半島より南は江蘇、安徽の北部なる淮河一帶に根據を占め、荊吳族は荊蠻卽ち楚にして現時の湖北に、鬻狁は安徽中南部に、吳は江蘇に國し、苗蠻は苗、獞夷、獞々の三族あり、更に百數十種に區別し得べく、今の湖南、江西に住し現時尙ほ雲貴、廣西地方に殘存す、又百越は往時浙江、福建、兩廣地方に住し、史上に越、甌越、山越、閩越、南越の五種ありとす、而して氐羌は今の四川、陝西、甘肅等の邊疆に住し、吐蕃、西夏は此族に屬す、又鬻狁は東北種（東胡、鮮卑、契丹、女眞、蒙古、滿洲族等）及西北種（匈奴、突厥、回紇等）の二ありて、支那の邊疆を侵し、鬻狁は遼東及朝鮮の一部に住せし種族なりと謂ふ。

「ラクーペリー」氏

註一、「ラクーペリー」(Albert Terien de Lacouperie)

「ラクーペリー」氏は一八四五年「ハーヴル」(Havre)に生れ、一八九四年倫敦に寂せり、「ユール」(Yule)其他英國に於ける著名の東洋學者に師事し、英國博物館に在りて支那貨幣表の調製に從事せしが、其後大學及專門學校の敎授となりて、鋭意支那研究に沒頭せり、其著述少なからざるも、Western Origin of the Early Chinese Civilization" は彼の最も努力せし傑作にして、彼は太古の漢族は西方亞細亞、特に「カルディア」及「バビロニア」地方より移住せりと說き、黃帝の率ひし所謂百姓なるものは、「バビロニア」の王 Zakhmite が其部下を率ゐて東土耳其斯坦より羅布泊 (Lobnor) に出で、更に Altyntah 及南山脈の北側に沿ひて現時の甘肅省西寧及鄯州を通過し渭水の盆地に降りて黃河の盆地に出現せりと稱す。

漢族の起源に關する最近の學說

猶ほ「トーマス、ウイリアム」(E. Thomas William) 氏は最近（一九一八年）漢族の起源に關し一研究を發表せり、蓋し近年中央亞細亞古蹟の發掘並に「バビロニア」、「アッシリア」地方に於ける考古的研究の進歩せる結果、之れに基き說を立てたるものにして、氏の研究に據るに、太古中央亞細亞は湖沼に富み、氣候濕和、濕氣潤澤にして頗る動植物の生育に適せしが、世界最古の人類も亦此等の地方に居住して世界最古の文明を興起せり、此は一九〇三年乃至一九〇四年の間、Merv 其他 Anan 地方に於ける古墳發掘により西紀前九十世紀頃の遺物を發見せるにより明かとなれり、然るに此等の地方は其後漸次乾燥して人類の生活に適せざるに至りしより住民は新たに住居を東西に需め、其西方に移りしものは「バビロニア」地方に入りて「スメリア」人 (Sumerian) と爲り、東方に移住せし者は支那に至りて漢民族と爲りしと云ひ、更に兩者の文明、言語、文化を比較研究して頗る類似せるは兩者共同の祖先を有するに因るものにて、初め中央亞細亞に住し、西紀前三千世紀以來數次支那に移住せりと、而して其移住の順序は之を傳說及歷史に據り考ふるに黃帝を初めとし、次で堯、禹、商、周、秦の順序により順次其一隊支那に移住せりと唱ふ。

第二款　漢族の派別

漢族の派別

以上の如く漢族は幾度か北方より南方に、又は海岸地方より山地等に移住し、其間他種族と雜混せるものなるが故に、幾多の派別を生じ、客家、蜑家、福佬、鄕民、墮民、畬民等あり。

第一項　客家 (Hakkas)

客家

客家の傳說

越王勾踐の子孫にして楚を逃れて南方各地に移住せし者と稱せらるゝも、彼等の傳說に據るに、彼等は原と山東、山西兩省及安徽地方に住せしが、秦代迫害を被りて其故土を逐はれ、山東、山西の者は南下して河南、安徽江西各地に遷移せしが、晉代再び迫害を受けて江西東南部及福建の邊疆地方に驅逐せられ、唐代に至り更に驅はれて福建の山野其他廣東、江西境界の連山深谷中に避難し、次で宋代官の募集に應じて兵と爲りし者多く、此等

は南宋滅亡の際崖山の難に殉せし者數千人の多きに達せり、而して明初福建在住の客家は亂を避けて廣東北部に轉住し、爾來廣東西部及西南部地方に遷移して各地に蔓延せしも、清朝同治二年（一八六四年）より同五年に至るの間廣東在來の種族たる本地人（註一）と激烈なる爭鬪を生じ、死者十五萬人に及びしより、遂に政府は客家を壓迫するの策を採り、其大部を廣西省其他海南島に移住せしめたりと謂ふ。

客家の現住地

主として廣東、廣西二省に住居し、一部は閩浙贛三省其他海南島及臺灣等にも散居す、各地共團體的部落を成さず、所謂客家語（註二）を使用し農業其他勞働に從事する者多く、所謂賤民視せらるゝも、又英傑を出さゞるに非ず洪秀全の如きは廣東省花縣に於ける客家の出身なりとす、又廣東省梅縣にては住民の大半は客家に屬し、資產家及學業に長ぜる者乏しからず、而して客家の人口幾何に上るべきやは信ずべき計算の根據なきも、廣東一省に於て客家語を使用する者約四百萬人にして、各地居住の客家は大約一千五百萬人に達すべしと稱せらる、風俗、習慣等他の漢族と異ならざるも、客家語を使用するを、比較的清潔にして、且つ從來は婦女の纏足する者無かりしに依り他漢族と區別するを得たり、香港、廣東、廣門、澳門等に在りて勞働に從事する者は多く此等客家の一屬にして、新嘉坡、海峽殖民地に在りても亦勞働に從事する者少なからず、俗に覇古人（Keks）或は開人（Kehs）と稱す、蓋し此地汕頭、厦門人多く、其土音を以て客の字を斯く發音するに因るものとす。

洪秀全

客家の人口

客家と勞働者

本地人客家語

註一、本地人（Puntis）客家と區別するが爲め廣東省固有の漢族を稱す。

註二、客家語　客家の使用する言語を稱す、系統上廣東語に屬するも、發音稍々官話に近く、廣東語と官話との中間に位す。

福佬

福は福建省を意味し、佬は人の意にして、福建人と稱するに異ならず、福老とも書し、又福は廣東語「學」に通ずるが故に學老とも書す、主として廣東省東北部に居住す、明代福建省より移住せし者にて南方廣東人に比し粗野慄悍、汕頭語を使用し、其數約三百萬人と稱せらる、香港に於ける轎夫は大部此の屬にして、海峽殖民地に移住する者又尠なからず、卽ち刁超人と稱せらる、蓋し刁超（Tew-Chew）は潮州人の意にして潮州音により轉化せるものなりとし、潮州よりの移民多きが故に稱せらるゝ。

第二項　福佬（Hoklos）

鄉民

鄉民の傳說

第三項　鄉民

鄉下嫂又は蠻婆と稱するは之れに屬す、福建省城福州地方に居住す、一種の蠻族にして、男子は性悍愚、農業に從事すること雖も怠惰なりとし、女子は之に反し頗る勤勉にして、常に勞働に從事し遙かに男子に優る、天足にして髮上に劍形の長き銀簪二支を挿し、長さ一尺五寸、左右に出して佩劍の如く、時に三支を用ふる者ありて一支は額頂に挿す、又耳朶に金屬製の大耳環を嵌む、徑三寸あり、常に洗足にて勞働に從事すること前述の如くにして、野外に在りて野菜其他糞桶を挑ぐ者多きも、男子は優柔不斷家內に在りて厨房を掌るを常とす。

傳說に據るに、秦の始皇帝六國を併呑し天下を分ちて三十六郡とし、福州は之を閩郡と稱せしが、當時此の種族は尙ほ王化に浴せず、唐代に至り亂を起すや、唐軍之を盡殲し男子をして遺棄なからしめ、其女を强るて唐人に配せしが、女子晝は出でゝ勞働に從事し、日脯家に歸るを常とし、其風今に傳はるものにて、現時尙ほ福州婦人は其夫を唐脯人（トンポ）と稱し、女は之を諸娘人（チュイニョンノン）と呼ぶと謂ふ。

第四項　墮民

墮民は又惰民とも書す、浙江省寧波、紹興地方に住居し其數約二萬人と稱せらる、温州、處州地方の畜民或は錢塘江流域に於ける九姓漁戸等と共に一般人に伍するを得ず、甚だしく賤視せらる、而して之が起源に就きては二說あり、一は南宋の初、金兵南下し、宋將焦光瓚部下の兵悉く降服せしが、金兵退去の後、宋人は其降を恥ぢて彼等を賤民に貶せりと謂ふ、又一說には明の太祖に反抗せる子孫なりと稱す、當時此等の俘虜を貶して賤民とせるし、男子は多く吹手たらしめ又は戲業を習はしめしが、婦人は喜娘（老媽とも俗稱す）と爲れりと謂ふ、一般に賤視せられ、寧波、紹興管内隨處に群居して他と通婚せず、紹興城内居住の墮民は嚴然一異域を爲しつゝあり、雍正年間此等墮民は山陝樂戸、安徽細民（寧國の世僕、徽州の伴當）、廣東の蜑戸、常熟、昭文の丐籍其他九姓漁戸等と共に賤籍を除きて良民たらしめんとせしも、然かも彼等の職業卑賤なりしが爲め、乾隆三十六年制限を設け、改業後本族親支四世清白にして初めて報捐應試を許すの制とせり、其後光緒三十一年寧波人盧洪昶たる者資を集めて學校を興し、墮民の子弟を收容して工商の學を授け、卒業後改業する者は之を良民たらしむべきを請ひて許され、寧波に育才學堂紹興に同仁學堂を建設せしも、數百年間の因襲は彼等をして改業せしむること容易ならず、今尚ほ舊俗を棄てず吹手、喜娘を業とする者多しとす。

墮民
墮民の傳說
紹興城内居住の墮民

第五項　九姓漁戸

俗に江山船と稱し、建德縣の管轄に屬せり、錢塘江本支流域を往來し、船を以て家とせしが、元末騷亂に際し漁人陳友諒なる者起りて揚子江南の數部を併せ、漢朝の裔と自稱して太義帝と號せり、明の太祖之を征服せる後は

九姓漁戸
陳友諒

子孫九族再び漁業に從事し、叛民の後とせられ、舟居して齊民に伍し得ざるに至りしものとす、九姓とは卽ち陳錢林李袁孫葉許何を稱し、原と大小船隻數千艘、之を伏仁義禮信智捕七字の號に編し每年漁課を納め、男子は每丁銀五分、婦女は每口銀四分一厘を徵收し、葵白、頭亭兩種の船ありて精雅に裝ひ、家屬皆船に在りて絲絃大小の曲を習ひ娛客を招く、而して船は同年嫂、同年妹等と名く、同年は卽ち桐巖の訛りにして、凡て其地の名を採りて稱し、杭州より衢州に至る水程大約六百華里、富豪、高官の旅程に上る者、皆頭亭、葵白を利用せざるなし、蓋し寧波、杭州の開港以前に當りては浙江省中公娼とも稱すべきは卽ち江山船ありしのみなるを以て頗る盛大を視たりしも、同治五年嚴州府戴槃なる者、漁賦を免除するに共に娼となるを禁し、九姓船隻は其所在の地方官に於て之を管轄し、再び建德縣編號を給せざるべきを請ひて許され、改業者は之を良民たり得ることゝせしも、自奮正業に就く者多からざるが如し。

九姓
江山船

第六項　樂戸

主として直隸、山西、陝西、三省にあり、殊に山西、陝西二省に多きが故に山陝樂戸とも稱す、音曲歌舞を業とする男女其他醜業婦を稱し、歷代犯罪人の妻女を驅りて樂籍に入らしめたるが如し、卽ち周末には殺人犯の妻子を罰して樂籍に入らしめ、漢より明に至るの間又謀叛罪を犯せる者の妻妾子女を樂籍に入るゝの規定あり、歷代此の制を襲踏し盜賊の妻妾子女にも適用せしが、明の永樂帝の時、建文（註一）の位を奪ふに當り其命を聽かざりし者の妻孥を山西に謫し樂籍に入れしより子孫今に至る迄賤業に從事す。

樂戸
山陝樂戸

註一、建文帝　明の太祖死するや、其孫允炆其後を繼ぎ建文帝（惠宗）と稱す、年尚ほ少なりしが、叔父諸王兵を擁して

建文帝

威權甚だ強かりしより、太常寺卿黃子澄、兵部尚書齊泰漢の勸めにより諸王を廢し、或は又方孝孺の議を用ゐ周禮に倣ひて內外官制の改革に從事せしも、天下徒らに混亂を來し　且つ燕王擧兵の口實を與ふるに過ぎざりき、燕王卽ち兵を起し城に迫り宮中火を失せしより、建文帝脫出して其行く所を知らず、燕王棣位に卽く、卽ち成祖永樂帝なりとす。

伴當

第七項　伴　當

安徽省徽州に住居す、祖先以來世々此の地の貴紳に使役せられ、後說世僕と共に特殊の奴婢なりとし、他の賤民とは異なるも、然かも特定の土地に住居して特別の階級を成し、一般良民と區別せらる、世々特定の家に隷屬して獨立の生計を營まざるものとす。

世僕

猶ほ伴當と同じく奴婢たるものあるも、此等は初め良民たりし者が賣身、投靠其他の原因に依り奴婢と爲りし者にて、伴當の如く特定的にあらざるものとす。

備考　伴當類似の奴隷は滿洲にもあり、愛親覺羅の滿洲に興起するや、當時支那俘虜者を以て滿洲人の奴隷と爲し、將校士官等其階級に準じて配屬せしめしものにて、之が賣買の全權を軍人に附與せしに始まる、其後裔永く奴隷として殘留す、清末奉天附近のみにても數千戶ありしと稱せられ、奴隷逃走に對する刑罰の如き頗る嚴重なるものありき、其位置現時頁好となりしと雖も、下賤の者は俳優、淫賣者の團體にして最も賤視せらる。

蜑戶

第八項　世　僕

安徽省徽州、池州其他甯國地方に住居し、特に寧國地方に多し、伴當と同じく世々奴婢たる者にして、其祖先此地に來りて貴紳に賣られ、或は自ら奴隷に投ぜしものとす、其他更に江蘇省江陰にも此の類あり、主人を大戶又は大姓と稱するに對し、世僕を小戶又は小姓と稱す。

第九項　蜑　戶(Tankas or Egg Boats)

蜑戶又は洞家とも稱す、廣東、福建地方の海岸及西江、閩江等の河流に於て水上生活を爲す漢人の一派にして風俗言語等漢人と大差なきも、一般に賤民視せらるゝこと他の派別に異ならずして陸上民は之と交通せず、革命後人類平等の大義に基き之を虐視するを禁ぜしも容易に改むべくもあらず、而して廈門、福州、寧波は勿論、南支一帶に見ざる處なきも、特に廣東珠江及梧州地方に最も多く、一隻の小舟を以て其家庭となし城廓となし　冠婚葬祭悉く此の小艇內にて行ひ、絕對に陸上生活を營まず、唯だ水上に木を樹て草舍を構ふる者あるに過ぎず。

蜑戶の來歷

福州にて行はるゝ傳說（元人說）

蜑戶の來歷に就きては種々の俗說あり、或は早くより河上に驅逐せられし蠻族にして、彼等の住するEgg Boatsの型より由來せしと稱する者あるも信を措くに足らず、又福州に在りては蜑戶の祖先を以て蒙古族なりとし、成吉思汗の天下を併呑するや蒙古人を各省に分駐せしめしが、明起りて元を亡すや蒙古人の慘殺所在に行はれ、黃河以北の元人は內外蒙古に避難せしも、黃河以南の元人は多くは殺害せられ、一部は水上に驅逐されてより、爾來蒙古人は漢人との交通を禁ぜられしが故に、專ら水上に在りて操舟漁獵に從事するに至りしなりと稱し、福州にては此等の種族を科題又は曲蹄（註一）と俗稱す、但し固より正確を期し難し、此他又廣東地方に於ては明末淸の地を踏むを潔とせざる徒の子孫なりと云ひ、或は又昔楚に破れし越人の遁れて南海に去りしと歷史に傳ふる徒の子孫なりとも謂ひ、或は宋室の滅亡に際し元に降るを潔とせず水上民族と爲れりと稱するも（註二）、凡て漠たる推斷に過ぎず、然れども宋、元、明の末路に際し、南支一帶に在りて舊朝廷の爲め義族を擧げたる者少なからず、此等の徒は其勢の窮する所遂に逃れて蜑戶の列に伍し、迫害を免れしは想像に難からざるべく、更に又一般無賴遁逃の徒も亦好箇の淵藪と爲せしや疑ひなかるべし、蓋し明の永樂年間爪哇の沿岸に於て數千の支那民族巢窟を

造りて海盜を爲すこあるは蛋戸の類なるべく、更に又明の中葉閩粵沿岸を奪掠し一時天下を震驚せる曾一本は史上其蛋戸なるを記せるが如き其一例なりとす。

蛋戸の繁殖力と大風

蛋戸は其繁殖力頗る大にして、陸上の民は普通一―二子を有するに過ぎざるも、彼等は少なくとも四―五人の兒女を有すこ稱せらる、但し南方支那に在りては毎年大風の襲來あり、殊に三―四年毎に大風の強襲ありて忽ちにして數千の蛋戸を葬り漁介の餌たらしむるが故に、人口は自ら調節せらるこは一般に信ぜらるゝ所にして、其言ふ所固より過激なるも又理由なきの言にあらず、又彼等の主要なる職業は旅客貨物運送船の水夫或は船主にして廈門、汕頭、廣東等南支沿岸に於ける水上交通上重要の地位を占めつゝあり、又廣東省沿岸の漁業は概ね彼等の獨占に歸し、其大なる者は十數人を使役して遠海に出で、時に數十萬の富を藏する者あり、更に女子は舳板を操りて渡船に從事し、廣東南關沙面、河南間渡船の如きは皆蜑戸の營業するものに屬す、而して女子の容姿稍可なる者は賣笑を業こす、福州にて船下妹、廣東にて蛋家妹或は鹹水妹こ稱するもの之に屬し、廣東の華船（註三）こ稱するは卽ち歌妓を備へ、長夜の宴を張るに便するここ泰准の畫舫に類す。

蜑戸の職業

曲蹄

註一、曲蹄　福州に在りては蛋戸を曲蹄又は科題と俗稱すること前述の如し、元來福州の蒙古人は原と郭、倪の二姓最も多かりしが故に、漢人は之を郭倪こ呼び、傘に曲蹄或は科題に轉訛せしならんこ稱せらる、水上に生活して船頭こ爲り、時々上陸して食を乞ふ者多し、近年彼等の生活稍々豊かこ爲りしも、今尙ほ毎年舊正月三日間は人家を訪ひ謠曲を奏して食を乞ふの遺風あり、男女共に洗足にして、女子は比較的美貌なるが故に近來漢族こ通婚する者あり、但し一般に脂粉を用ゐず、螺形の髻を結び一種特異の風を爲すが故に容易に識別し得べし。

廣東に於ける蜑戸の傳說

註二、廣東に於ける蛋戸の傳說　廣東は其地往昔南海郡を置きし以來、唐宋に至るの間、全省の土地は概ね黎獠族の占據せし所にして、所謂蠻煙瘴雨の地たりしが、宋の建炎以後中部支那の漢族、宋室に從ひて南下する者多く、南雄州内

球璣苍其他に移住せしより漢族の勢力漸增し、黎獠族は次第に壓迫せられて雷州半島其他海南島に屏居するに至り、爾來漢族の播布益々擴開して他省より移住し來り、所謂客籍全省に擴れり、而して傳說に據るに漢族の宋室に從ひて南下するや、多數の富豪大家も之に混じ、彼等は舟を購入し水流に泛して南下し頗る安逸を貪りしも、一般の小民は舟を購入し又は雇用するの資力無くして徒歩にて陸路を進みしが、途中險阻に憚みて苦痛に堪へざる者あり、江上の乘船者に便乘を請ふも拒絕せらるゝを常こせり、然るに五嶺を越へてよりは各自地を卜して安居せしが、當時陸行者等は富豪大家連の安逸に貪り陸行者に對する冷眄なりしを憤りて決議を行ひ、陸上の事は凡て吾人の手にて行ふべく、水上に權威を逞くせし彼等は一切上陸を許さず永遠に水上生活を爲さしむるに如かず、殊に彼等は大家を以て自ら任ずるが故に吾人小民こ伍するを欲せざるべし、宜しく別に一族を編成して生活せしめ、爾後彼等を稱するに大家を以てし、婚嫁は勿論、喪弔相關せざる定め、永遠の絕交を決議せり、蓋し當時水上の大家は陸行者に比し甚數少なく遂に水上に驅逐せられて珠江沿岸に船を浮べ水上生活を營むに至りしものにて、其初めに當りては彼等は多少の貯蓄を藏せしも、幾何もなくして消費し終るや魚貝を捕りて食こし、其困窮の愈々甚だしきに至りしものこ傳へらる、こと數百年、何等の敎育を受くる能はざるが故に、學問知識に轉訛し、所有虐待を被むるに至りしものこ傳へらる、こと數百年、何等の敎育を受くる能はざるが故に、學問知識に猶ほ蛋戸こ稱せらるゝ者も其初め宋室に從ひて南下せる現時に於て尙且つ劣等人種こして之を輕過せる現時に於て尙且つ劣等人種こして之を輕過せるが如く之を酷使す、但し蛋家に在りては女子は男子以上に働くを常こし、勢ひ女子の勢力强大にして女尊男卑の風を爲し、男子は常に女子の鼻息を伺はざるべからず、故に女子の貞操問題嚴なる廣東一般の風こ相容るゝを許さず、殊に蛋家の生計困難たる者は婦女は娼妓こなりて、所謂鎖金窟を營み、又は自ら仲居、鴇婆こ爲り、或は暮楚朝秦相手を選ばず姦通するも、男子は敢て咎めず、益々惰落を恣にするものこす、蓋し劣等民こして睥視せられ、彼等自身も又蛋戸或は水上こ稱して卑下せざるべからざるに至りし原因なりこす。

又廣東の蛋戸を說くに當り一言を要するは花艇のことなりこす、華船こも稱し、外人は之を Flowerboat こ呼ぶ、泰准の

畫舫に似て其型更に大なること義に述べし如くにして、廣東名物の隨一と稱せられしも、一九〇八年一月大火の見舞ふ所となり、一陣の狂風紅蓮と共に忽ち江上を蔽ひ數百の華船烏有に歸し、數千の遊客、舞妓の死屍江上に流溢せしより、現時華船の殘れるもの稀となれり。

廣東人の特徴に關する傳說　前述の如く中部支那の漢族にして宋室に從ひ南下せし者は南雄州珠璣巷に移住し漸次廣東全省に擴れるものにして、廣東人の多數は卽ち珠璣巷の後裔なりと稱せらる、卽ち水上組は驅はれて水上生活を行ふも、陸行組は現時の廣東人の祖先を爲すものにして、傳說に據るに此等珠璣巷の後裔には幾多の特徵ありと傳へらる、卽ち孑脚甲は其特徵の一なりとす、孑は廣東語にて兩物相並ぶの謂にして、脚甲とは足の指の爪を稱す、孑脚卽ち二枚爪ありとの意にして、珠璣巷後裔の脚甲には其左側兩側の小指の側面約五分の一に當る箇處に一個所縱裂の跡ありて縱に別れ二股と成る、之を表面より見る時は別に小指の爪に附着せるが如くにして、如何にするも此縱裂の紋を除去し得ずと謂ふ、而して此の縱線以外の部分は稍々厚く て時としては小指の先端に突出し、之を指爪に比するに稍々隆起して六枚爪の形を爲せり、而して此の突出部分の爪は祖先よりの遺傳にして如何に剪取するも直に發生すべく、珠璣巷後裔は皆其眞なるを證認す、蓋し中原の漢族が珠璣巷に移住するの途次嶺を越へて南下するに方り往々石の爲め足を傷め、甚だしきは小指の爪を剝す等のことありしが、其後各種宗教的民族の廣東に移住し來るや祖先在天の靈は特に此の細微なる痕跡を留めて往昔南下の際、山河を跋涉せる紀念とし、以て他種族との區別を明かにせりと傳ふ、固より一種の神話地味たる傳說に過ぎざるも、廣東民族の歷史的特徵として留意すべきものなりとす。

第三款　蜑戶其他賤民の地位

蜑戶其他賤民の社會的地位を知るには戶籍編成法により自ら了然たるものあり、蓋し淸代戶籍は之を大別して普通戶籍及特別戶籍の二と爲すを得べく、普通戶籍は卽ち滿洲、蒙古、漢軍戶籍（以上滿洲、蒙古、漢軍の旗籍に屬するものを旗檔又は冊檔とも云へり）及蒙古扎薩克所屬人民戶籍（卽ち藩籍と云へり）等所謂特別戶籍（要するに特別戶籍は旗籍及藩籍の二とせるものとす）に編入せらるゝものを除ける其他の一般人民に對する戶籍を稱せるものにして、更に戶別及籍別の二に細別せり、蓋し戶籍の編成は淸の國初以來屢々變改せられたるものにして、戶籍は其初め軍、民、驛、竈、醫、卜、工、樂の八籍ありしも（順治元年の戶籍編成に於て然り）、其後軍、民、商、竈の四籍に減し（嘉慶會典に於て然り）、別に戶の區別を定めて、民、軍、匠、竈、漁、回、番、羌、苗、猺、黎、夷の十二戶とし、以上之を煙戶と總稱せり、而して民戶は卽ち直省人民の土着せる者を稱し、流遇者、八旗除籍者、漢軍除籍者等にして所在に定住せる者皆之に編入し、軍戶は軍丁及屯丁を稱し、軍流に處せられし者をも編入せり、又匠戶は各種職人の戶を稱し（其初め各省戶別を設け壯丁をして順番に勞役に服せしめしも、其後賦役に代ふるに人頭稅卽ち匠班銀を以てし、次で又人頭稅を地租中に算入することゝなりしより實用なきに至れり）、其他竈戶は各鹽場の使役者を、漁戶は漁業に從事する者を（漁戶は河泊所にて管轄せしが漸次民戶に歸併せられたり）、回戶は回敎徒を（但し甘肅、鎭西、南路地方土司の管轄に屬する者を除きては原則として民戶に編入せり）、番戶は甘肅、四川、雲南等邊疆地方の番人を（理番同知を置きて統治せり）、羌戶は甘肅省階州及四川省茂州地方の羌族を、苗戶は湖南、貴州、四川等に於ける苗族を、猺戶は湖南、廣東の猺族を（理猺同知を置きて統治せり）、夷戶は雲南居住の夷族を、黎戶は瓊州島居住の黎族を稱せるものなりとし、凡て民籍に編入せり、而して籍別は民、軍、商、竈四籍に分ちしこと前述の如くにして、軍籍は軍戶に屬する者の戶籍を稱し、竈籍とも云ひ、商籍は商人の子弟が本籍地以外に商業に從事する場合、一時其所轄省內に於て附籍として編入する者を稱す、而して竈籍は竈戶に屬する者の戶籍にして、以上三籍を除ける其他一般の戶籍に屬する者は民籍を稱せしものなりとす。

以上特別戶籍及普通戶籍は夫々其編成手續を異にせるものにして、普通戶籍は所謂保甲册に依るものにし、之が登記は附籍又は入籍と稱し、戶籍吏が戶口の屆出を受理して簿册に記入するものとす、但し附籍に關しては一定の要件ありて、嘉慶會典には腹民（直省所轄人民）、邊民（回、番、黎、苗、猺等邊疆の人民）、の二に區別し、前者は口數調查を主とし、

賤民良民の區域

後者は戸數調査を主とすると共に更に祖寄（本籍及寄留）、宗系（同始祖の關係を宗と云ひ親族の系統を系と稱す）を辨察して其良民たるや又は賤民に屬するやを區別するを要せり、蓋し良民は又齊民とも稱せり、官吏たるの資格を有せし者なるも、賤民は特種の職業に從事せる特種階級に屬し、良民と伍するを得ず、官吏たるの資格を有せざりき、蓋し官吏の品位を保つの目的に出でたるものにして、俳優、娼家、樂人、奴僕、各衙門の衙役其他一定の人民は之を賤民として一般に賤視せられ、例へ或種の原因に依り良民に伍するの後も、其本人は官吏たるの資格を認められざるのみならず、子孫も又一定期間は尙ほ官吏たるを得ず、凡て賤民の後にして官吏たるを得るには曾祖、祖父三代の間既に清白たりし事實の證明を必要とせり、故に歷代賤民の改業を奬勵せしことあるも三代の清白は容易に遂行するを能はず、且つは久しき慣習に倣れて業を改むること困難なりしが如し、又例へ良民に伍するを得て官吏たる試驗に合格し任官せりとするも、自ら一定の限度ありて、中央政府に於ては堂官以上、地方官廳にては三品以上の高級官吏に昇任するの資格を與へられざりき、（清代受驗者の履歷書には三代の氏名及其身分を記入するの要ありしは上述の理由に基くものとす、但し武官は一兵卒より昇任し得たるが故に此の制限は實際に適用せられざることありき、又捐官の制行はれてよりも何人も官位を購ひ得たるが故に賤民の子孫にして三代を清白せざるも亦捐官に依り官吏たり得たるの例ありき）、而して所謂賤民は更に狹義の賤民及奴婢の二に分ち、賤民は又更に一般賤民及特殊賤民の二に細別するを得たり、卽ち次の如し。

賤民の種別

奴婢

奴婢は法律上一定の原因に基き家長に隷屬し、日常の賤役に從事する男女卽ち奴隷を稱す、其身分子孫にも及び家長は之を財產と同一視して買賣讓與の目的物たらしめたるものにして、例へは家長が犯罪の爲め刑罰に處せらるゝ場合官は奴婢を以て家長の財產と見做し、之を沒收することありしが如く、殆んど其人格を認めざるものとす、猶ほ雇人と奴隷の區別を考ふるに、雇人は一時の被用者にして　其主家に對する關係は雇傭契約に依るも

雇人と奴婢の區別

のなりとす、又長隨と稱し永く雇人たる者あり、普通雇人の一時使用せらるゝものたるに對し、長隨は終身雇傭せらるゝ者なりとす、但し長隨は主人が之を恩愛することと三年に及べる時、又は三年以下なるも主人が之に妻帶せしめたる時は、奴婢と同一の取扱を受くることありしものとす。

長隨

斯くて奴婢は一種の賤民として法律上良民と對當の地位に立つを得ざるのみならず、各種の虐待を被むれるも、一家を立つること能はざるを原則とせり、但し此等奴婢とても時に或種の原因に依り解放せらるゝことありしや勿論にして、此は先づ彼等が奴婢たるに至りし原因につき之を說述するの要あるべし、蓋し彼等が奴隷たるに至りし原因種々あるべきも、凡そ四に類別するを得べく、一は卽ち契買に因るものにして、契買奴婢或は印契所買奴僕と稱する者之に屬し、父母が其子女を賣りて奴婢たらしめしものとす、但し良民の賣買は法律の禁止せし所にして、若し之を犯す時は所謂略賣又は和賣の罪に處せらるゝも、父母尊長が子孫の請願又は請願なきも災厄貧困の爲め已むを得ざるに出でたる場合は許可せられたるものとす（官吏は其在勤地に於て奴婢を買ふは國法の禁ずる所たりしも、朝廷引見の爲め京師に赴くの途次、便宜沿道にて買ふは之を禁ぜざりき）、二は卽ち典當に因る者にして、一種の財產として典質せられたるものなりとし、三は投靠に因る者にて、貧困の爲め身を支持する能はず自ら奴婢に投ぜる者なりとし、四は家生卽ち奴婢の子孫にして世々奴婢たるべきものなりとす、而して此等の原因により奴婢たりし者が解放せらるゝには又幾多の場合あり、或は家長及其親族に對する刑罰の結果、强制開放により良民たる者あり、又刑罰の爲め奴婢たりし者は恩赦に依り解放せ

奴婢たるの原因

契買

典當

投靠

家生

法律上に於ける奴婢の地位

奴婢解放の場合
放出贖身

らるゝことあるべく、或は又奴婢にして數代勤勞を盡せる結果家長其勞に酬ゆる爲め之を解放することあり、所謂放出と稱するものにして、無償にて解放せらるゝものなりとし、之に對し有償解放あり、贖身と稱するものなりとし、犯罪の結果奴婢たりし者は絕對に贖身し得ざりしも、然らざる者は其身價を贖ひて其身分を解除するを得たるものとす。

奴婢以外の賤民
一般賤民

次に狹義の賤民卽ち奴婢以外の賤民は又一般賤民及特殊賤民の二に分つを得べし。

一般賤民は其業務の性質上當然賤民視せらるゝ者にして、普通良民の從事するを許さざる賤役を執る者を稱し其賤役の何たるかは慣例上娼優（娼妓及俳優）、隷卒（衙門に在りて特定の賤役に從ふもの、例へば民事の調停を爲せる皂隷の如し）、馬快、步快、小馬等犯罪人の逮捕に從事せる者、禁卒（囚徒の看守）、門子弓兵（門衛）、仵作（變死者の檢按）、糧差（租稅徵收）、巡捕營番役（巡捕營の守衛）、其他の衙役（註一）、六色（註二）、剃頭的（理髮業者）等を稱し、特に根據とすべき注文あらざりき、卽ち例へ良民となるも一度此等の所謂賤役に從事する時は直ちに賤民と爲り、子孫も亦永久に賤藉に編入せられ、譬へ父祖の業を繼承せずと雖も賤藉を脫し得ざるものとす、但し此等の業務は勞力を要すること少なく、然かも獲る所比較的多かりしが故に貧民等好んで賤業に從事せり。

衙役
吏頭

註一、衙役　衙門の賤役に從事せる者を總稱し、乞丐の長たる吏頭、變死者の埋葬を爲す土工、其他縣內の巡警を爲す鋪甲、或は地甲と稱する者等を包含せり、而して乞丐の取締は多く保甲の自治に任じ、保正をして吏頭を督率して行へり。吏頭は我邦舊時の非人頭に當る、北京にては老梁と稱し、其下に椿兒上的と稱する者ありて部下を管轄し、黃紙に包月の二字を書せる物を各店舖に賣付け、之を門口に貼らしめ毎月二―三十仙を徵收す、卽ち乞丐等は此の黃紙を貼付せる門口には決して立たざるものなるも、然らざる家に對しては椿兒上的は毫も部下の乞丐を管束せず、任意に食を乞はしむ蓋し乞丐には古來組合あり、支那に於ける組合中最も奇異なるものに屬し、北京にては某親王之が保護者となり、其下に於ける頭目は世襲にして少なからざる富を擁せりと謂ふ。

六色
特殊賤民
寮民
棚民
吏戶

註二、六色　江蘇、浙江等の地方に在りては冠婚葬祭等の場合其儀禮に屬する雜役に六種ありて、之を六色と稱せり、卽ち吹手、清音、砲手、掌禮、茶禮、抬盤及扛轎を稱す、吹手とは鼓吹と稱し、喇叭を吹き太鼓を擊つ者卽ち所謂粗樂を奏する者を稱し、清音は笛、琵等卽所謂細樂の奏手を、砲手は爆竹を爲すもの、掌禮は儀式を司り起坐の合圖を爲す者、茶禮は配遇者に茶を供し食事に奉仕する者、抬盤及扛轎は禮物を載せたる盤を抬き又は轎を扛くものを稱し、此他賤民の婦女も亦儀禮に使役せられ、之を女使又は女引と云ひ、新婦の使役する者は之を喜娘と稱せり。

滿洲族
滿洲人

次に特殊賤民は其業務の何たるに論なく、或沿革上の理由に基き特殊の階級を爲せるものにして、樂戶、墮民、九姓漁戶、蛋戶、寮民、棚民、吏戶、伴當、世僕の九種ありき、寮民及棚民は其由來審かならざるも、前者は廣東に居住すと稱され、後者は福建、浙江、江西等に居住す、又吏戶は江蘇省常熟、昭文二縣に居り世々相傳の乞丐なりとし、其他の樂戶、墮民、九姓漁戶、蛋戶、伴當及世僕に就きては曩既に詳說せり、而して此等賤民は法律上全く奴婢と異なるなく、唯だ伴當及世僕が其家長との關係奴婢と同じかりしを除きては、特定の家に隷屬せざりしか故に、家長に對する法律上の關係無かりき、又此等の賤民は常に良民に復歸するを奬勵せしこと前述の如くにして、唯だ良民復歸後四世清白ならざる者は考試に應じ或は捐官となるを得ざりしものなるも、科擧及捐官の制は清末既に廢止せられ、殊に民國に至りては四民平等となりしも永き慣習は容易に改め得ざるものとす。

第二節　滿洲族（Manchu）

第一款　滿洲人

支那の塞外民族は時代に依りて其名稱を異にし、往來遷移せる間には混血雜種のものとなり、之が歷史的研究頗る困難なるも、近來の學者は滿洲族を以て通古斯族の一派とせられ、近世史上に於ける滿洲族の祖先は女眞にして、東洋史上重要の歷史的民族なりとす。

而して女眞（遼金元明時代）は靺鞨（隋唐時代）に出で、靺鞨は勿吉（南北朝時代）に出づ、又勿吉の先は挹婁（三國時代）にして、肅眞（周時代）更に其先を爲す、此の他扶餘、渤海、等の名により史上に現はれたる者亦等しく滿洲族に屬す、今吉野作造博士の編輯監督せる極東の民族揭載の滿洲民族遡源沿革表を示せば次の如し、（極東の民族　四三頁參照）

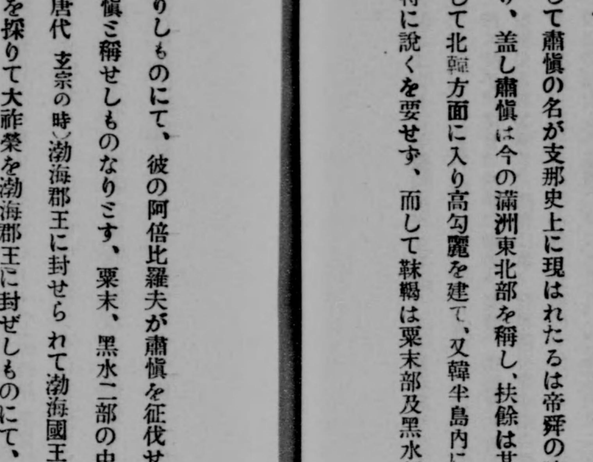

右の系圖中括弧內の虞周等は支那歷代の國號にして、各時代に於て滿洲族が種々の名稱を以て呼ばれたることを示すものとす

而して肅愼の名が支那史上に現はれたるは帝舜の時代を以て初めとし、周初には肅愼より石弩、楛矢を周に貢獻せり、蓋し肅愼は今の滿洲東北部を稱し、扶餘は其西南部卽ち今の鐵嶺、開原、長春、哈爾賓等を本據とし、漸次南下して北韓方面に入り高勾麗を建て、又韓半島內にては百濟國を建設し、兩者共に我邦と密接なる關係を有せしこと特に說くを要せず、而して靺鞨は粟末部及黑水部のに大部ありて、前者は現時の松花江邊に、後者は黑龍江邊

に居りしものにて、彼の阿倍比羅夫が肅愼を征伐せりと史上に傳ふるは實は此の靺鞨にして、其舊名を呼びて尙ほ肅愼と稱せしものなりとす、粟末、黑水二部の中、粟末部は其後大祚榮と稱する英傑現はれ滿洲に震國を建設し、唐代　玄宗の時渤海郡王に封せられて渤海國王と號するに至れり、渤海とは初め山東省に在りし郡の名稱たりしを採りて大祚榮を渤海郡王に封ぜしものにて、山東省を直轄せしにあらず、又現今の渤海沿岸の地方を領せしにもあらず、一の榮號に過ぎざりしものにて、其渤海國と稱するは今の滿洲の大部及露領沿海州並に北韓の一部を領せしものとす、然るに其後渤海は遼（契丹人）の爲め征服せられて國號を東丹と變ぜしが、此等肅愼、靺鞨、渤海の系統を繼ぎて現はれしは卽ち女愼にして、其後國を金と號し、滿洲全部其他北支那の大部を領有せしが、蒙古人（元）の起るに及びて亡ぼされ、蒙古又明の亡ぼす所となるや、明の勢力滿洲に及び、野人、建州、海西の三衞所を置き、其他は略ぼ滿洲族の自治に任ぜり、而して前記三衞所中、野人は現時の黑龍江下流、露領烏蘇里江邊及沿海地方に居住せし女愼の別種なりとし、又海西衞は日本海の西方卽ち現今の松花江流域地方に居りし熟女眞にて、漢人と相交はりて漢族官憲の行政に馴服せしが、建州は野人の西方吉林省地方に居りし生女愼にして、滿洲部及長白山部の二種に分れたり、而して此の滿洲部の愛親覺羅氏より努兒哈赤と稱する英傑出で、滿洲部を統一すると共に更に長白山部を從へ、海西女愼、東蒙古の一部を懷柔して汗と稱し、國號を後金と呼べり、卽ち清の太祖にして、其子太宗に至りて國號を清と改めたり、蓋し清の國號は金の支那音チンなるが故に、單に音に因り其文字を改めたりとも稱せられ、又愛親とは滿洲語金の意なりとす、又滿洲なる名稱の起源は清太宗崇德年代以後初めて史上に現はれしものにて、之が緣由に就きては異說少なからず、或は梵語の文殊より轉訛せりと謂ひ、又は蒙古

語の勇悍の義なる Mongo に緣ある滿洲語の Manggi（强壯の義）が轉訛して Mandju となり、之れに滿洲の二字を充てたりと稱し、此他滿洲族の舊名靺鞨の轉訛なりとも稱せらる、又は東方九夷の一たる滿節（若くは滿飭）の名の轉訛なりとも稱せらる、殊に甚だしきは源義經の祖先滿仲の名の轉訛せるものと爲し、其清朝と云ふは清和源氏の末流なるか故に號せりと說く者あるも、固より信を措くに足らざるものとす。

而して明代建州女眞其他海西野人の地たるや亞細亞北方族と總稱せらるゝ諸民族住居し、就中通古斯族の分派相錯綜せしが、此間に於ける女眞族と他民族との混血は常に行はれ、此他南方に於ては支那民族と混し、西方にては蒙古族と相混して、今や純潔なる固有の形體を存する者殆んど絕無の狀態にあり。

滿洲族の派別

第二款　滿洲族の派別

滿洲居住の種族には所謂滿洲人の外、通古斯族に屬する幾多の派別ありて、索倫人、費雅喀人、濟勒彌人、鄂倫春人、奇楞種人、恰喀拉人、七姓種、赫哲等を主なるものとす、其名稱及種族の區別相錯雜して判然せざるも、其名の傳へらるゝものに就き概說せば次の如し。

第一項　索倫人（Solons）

黑龍江境內及內興安嶺東部の山中（支那領にては額爾克納河（Argun）東岸、興安嶺東麓、嫩江上流沿岸、黑龍江右岸一帶及布特、哈呼倫貝爾等に散居す）に居住し最も純粹なる滿洲種なりと稱せらる、卽ち山中居住の者は滿洲語を使用し、軀幹長大、骨格逞しくして、唇厚く、氣風剛健、勇氣に富む、薩滿敎を信じ、死者の遺骸は概ね之を燒燼し、決して地下に埋葬せず、其灰は之を皮囊に收め樹枝に懸くると謂ふ、男女共に辮髮を垂るゝも、旣婚の女子は二本の辮髮に分ちて背後に垂れ一所に縛す、又指環を嵌むるの風あ

生業

ソロンの語源

索倫人の蒙古化

費雅喀人

風俗

生業

馬發

服裝

りて女子は更に耳飾を用ふ、農業、牧畜に從事する者多く、嫩江上流地方に居住する者は獸獵に從事し、土地の狀況に依りては又農牧を業とする者ありて牛馬羊駱駝等を飼養す、其「ソロン」と稱するは射手の義にして淸初軍旅に從ひて大功あり、又康熙、雍正の間軍事に使用せられしこと少なからず、露國の淸朝を侵すや滿洲兵隊として最も活動せるものにして、「コサック」兵の如きも常に恐怖せりと稱せらる、猶ほ蒙古人間に於ては索倫人は頗る獰惡にして草小屋に住すと稱せらるゝも、鳥居博士の說に據るに、其海拉爾河流域に住する者は「ウンヒ」、「タンカ」の二村落ありて兩村の戶數十五戶を算し、毛氈を以て蔽へる球形の家屋卽ち蒙古人の形式なる「モンゴルゲル」に住し（夏季は毛氈を取り去り覆簀にて圍ふ）て大に蒙古化し、性頗る質樸なりと謂ふ（鳥居龍造博士著人類學及人種學上より見たる北東亞細亞九四―一〇七頁參照）

第二項　費雅喀人（Giliaks or Gilyaks）

黑龍江口尼格拉夫斯克附近並に樺太北部及黑龍江省東北端に散居し、扣雅喀とも稱し、自ら尼古奔と呼ぶ（但し阿穆爾地方にては其音那貨克と爲り、樺太島西岸にては那害克と云ふ、）、現時其人口僅かに五千內外に過ぎざるも、アイヌ族と共に亞細亞最古の民族にして、頭髮長くして黑く編みて背後に垂る、男子は多量の髭を有す、觀骨高く秀て眼小にして窪め、皮膚は黃色を呈す、夏季は小舟に乘じて黑龍江外各島其他に出で、冬季は扒犁に駕して物々交換を行ひ、每家數十匹の犬を畜へ、其老弱せるものは其皮を取りて衣とす、熊を弄するを喜び、之を馬發と稱す、所謂熊祭を行ふものとす、又彫技に長じ、商業に從事する者ありて、每年三姓方面に出で毛皮を獺らす者二百人以上に達すと謂ふ。

猶ほ彼等の衣服は筒袖樣のものにして、下部には寬き股引を穿ち、夏季は魚皮製の衣服を着用する者あり、女子は衣服の裾に金屬製の小圓を縫付けて裝飾と爲し、且つ帶には小刀、煙草入、煙管等日用器具類を附着しつゝ

あり。

濟勒彌人　第三項　濟勒彌人

黑龍江口附近一帶に住す、其親の死するや僅かに口眼を具備せる木像を造り之に熊皮を着せ、食時毎に像口に少許の食を祭納し、妻にして夫の死する時又同じくし、更に像側に一匹の犬を繫ぎ、胸に木造の小人二個を懸け事ある毎に祈禱す、多く黃狐、水獺、貂等を捕獲して毛皮を取るを業とす。

鄂倫春人　第四項　鄂倫春人（Orochons）

黑龍江口より胡瑪爾河合流點に至るの間に住居し、又興安嶺北部深山幽谷中に在りても一家族又は小團體を成して散居す、其 Orochons と稱するは Reindeer Tungusen 卽ち馴鹿ツングースの意なりとす、皮膚一般に薄暗色にして、軀體矮小痩瘠せるも、性飮酒を好み、馬術に長じ、獵を以て生業とす、又野鹿を養ひ騎乘、駄載兩用に供し、或は又馬を養ふ者あり、常に山野森林に露宿し七十歳の老媼と雖も山崖に坐して豪飮し、醉後馬を馳せて墜落せず、皆鹿皮を衣とし、唯だ婦女は雜色の布を以て裝飾を施すのみ、言語は滿洲語の一種にして、露語、漢語をも知る、又寧古塔東北の海島にも鄂倫春人あり、男女共に跣足にして、魚皮を以て衣服とすと謂ふ、一家族中其父を以て家長とし、家長は一家族を組織するに必要なる材料を求むるの義務を有し、一家の母は又鹿犬の監視其他家政一切の責に任ずるものにして、遊牧生活を營み、一部は鹿使、一部は漁獵に從事す、性愚直なるも勇悍、然かも貧者孤獨者の救助を爲す等愛憐の情に富み、家族團樂して相爭はずと稱せらる、其熟蕃とも稱すべき者は光緒年間之を籠收して兵たらしめしことあるも、其山中に居住する者は今尙ほ野人の舊慣を保ちつゝあるものとす、性愚直無智なるか故に附近の土民に利用せらるゝこと多く、達呼爾人等は鄂倫春人を使役し、火藥其他必要品を給與して獵獸團體を組織せしめ、其獲物の肉及毛皮の一部を彼等に與ふるも、良好なる獲物は總て達呼爾人之を收むと謂ふ、蓋し高貴の角を產する「イジュブリ」（鹿種）は多く達呼爾人に於て鄂倫春人を利用し捕獲せしむるものとす。

奇楞種　第五項　齊楞種人（Kiling）

寧古塔東北約二千華里亨滾河地方に住居し、其他內興安嶺山中にも散居すと稱せらる、捕魚打牲を業とし、鹿皮を衣とし、又魚皮を衣とする者あり、蓋し黑龍江下流の解氷するや一種の答抹哈（鮭）と稱する魚あり、肉美味にして皮堅靭なりとす、每春東北風の吹くに至るや、潮汐に隨ひて流を溯るものにて其數頗る多く、極盛の時は魚を踏みて江を涉り得べしとさへ稱せらる、卽ち其魚皮を取り染色して衣服を作ること謂ふ、故に一名魚皮韃子とも稱せらる、住居するに室廬を有せず、牲に隨ひ轉徙し最も未開の民族なり。

魚皮韃子　第六項　恰喀拉人

恰喀拉人　琿春の東方沿海其他諸河濱に住し、男女共に鼻を穿ち、銀銅を以て長さ寸許の人像を鑄造し鼻端に綴る、衣服は襟裾に刺繡を施して飾とし、樺皮を以て茅屋を造り、漁獵に從事す。

七姓種及赫哲　第七項　七姓種及赫哲（Ho-che）

三姓の西方約二百華里、烏札拉洪科地方に住し、農墾殊に麥作に從事するもの多きも、又漁獵を專業とする者あり。

風俗

又赫哲は黑哲とも稱す、七姓種と其居所接近し、七姓種と共に契丹の後裔なりと稱せらる、性强悍、迷信深くして鬼怪を信ず、男子は樺皮を以て作れる帽を戴き、冬季は貂皮製の帽を用ひ、狐裘を衣とす、婦女は其帽型兜鍪に類し、衣服は普通魚皮を用ゐ染色せる布を以て其緣取りを爲すの外、四周に銅鈴を綴る、伯利東北より阿吉大山に至る約一千二百華里、黑龍江兩岸に居住する者は多く赫哲種にして又短毛子とも稱され、其數約五—六千人、夏季は小舟を操り、冬は撬に乘ず、男女皆薙髮なるが故に短毛子と稱し、又薙髮せざる者もありて俗に長毛子と呼ぶ、既婚の婦女は雙辮を垂るゝが故に直ちに識別するを得べく、又鼻に金環を貫き、更に勒勒と稱する一幅の布を用ふ、頭部より膝に至るものにて、其寬さは兩乳を掩ふを以て度とし、腰部以上は色布又は魚皮を剪ゐて之を貼り裝飾とするも、腰下には圓徑一—二寸の銅片二十餘枚を用ゐ、鑿空雲紋の如く裙上に至る迄之を垂れ名けて空盆と云ふ、男子も亦耳環を用ふるも其形稍異なれり、文字を有せざるや勿論にして、木を削り或は樺皮を裂きて事を記し、其年を問はるゝや答抹哈を食せしこと幾次なるやを以てす、夏は魚を捕りて食とし、冬は貂を捕りて交易す。

短毛子

長毛子

空盆

生業

馬涅克爾人

第八項　瑪涅克爾人 (Manyargs, Manegres, or Monagirs)

多く黑龍江中流地方に住するも、又黑龍江省內部にも散居す、鄂倫春人等と同じく馴鹿を飼養するか故にRein deer Tungusesと稱さる、額爾克納河下流地方に在りて勞働に從事し、支那服を着用するか故に其區別を爲すこと困難なるも、(但し其容貌には二種あり一は蒙古人に似て鼻低く觀骨秀で顏面廣濶なるも、一は又顏面橢圓形にして鼻高く、觀骨秀でずして美貌を呈す、凡て男女共に辮髮を編むも女子は二分して辮髮に編む)家屋は木骨に樺皮又は麋鹿皮を以て蔽へる圓錐形の天幕內に住居し、夏季は河邊を選びて漁業に從事し、冬季は森林山地に轉居して獸獵を爲すの風あり、蓋し漁業によりて食料を得、獵獲物は之を滿洲或は露國商人に賣却す、薩滿教を信奉し、又首長あり年長者を以て之に選充し、支那官吏監視の下に土民の管理に任じつゝあり、性盜僻を有し、彼等の露國村落に出て來る時は馬其他種々なる物品の盜掠せらるゝこと頻々なりと稱せらる。

性質

畢拉爾人

第九項　畢拉爾人 (Birars)

通古斯の一派にして、黑龍江中流沿岸地方及呼倫貝爾地方にも散居す、其衣服、骨格、風俗習慣等滿洲人に類似し、言語も滿洲語を混ず、漸次土着生活を爲し農耕に從事する者あるも、尙ほ遊牧を業とする者少なからずして、此等漁獵物は滿洲商人或は露西亞哈薩克に販賣す。

達呼爾人

第十項　達呼爾人 (Daurians)

通古斯の一派にして一名愛門人とも稱し、黑龍江省內特に布特哈及齊々哈爾(一八六三年マレーウイチア氏は此の地方に旅行せしが、當時此地方にて二百の村落を組織せりと)等に住す、又現時齊々哈爾西方昂々溪は戶數約二百五十、多く達呼爾人にして滿洲人之に雜居す、一般滿洲人が漢民族の壓迫に依り猜疑心深きが如く、達呼爾人も亦其壓迫を受け恐怖の念に驅られつゝあり、但し其說く所區々にして或は嫩江左岸に注ぐ支流各地及雅爾河以東(本河畔に於て約三十五露里の廣さを有する移住地を形成す)にも住居し、晩近定住して農業に從事すと云ひ、或は又昔時東布特哈の北境に住し遊牧を業とせしが、現時興安嶺一帶の地に散居すとも稱さる、漸次文化に進みつゝありて、淸代黑龍江省にては漢滿軍其他索倫、鄂倫春人等と相並んで軍隊に編入せられて布特哈八旗に加はり、八部落、八圍或は新滿洲とも稱せり、骨格雄偉、眼瞼斜裂、皆顎鬚を貯へ、家屋は樺の樹を以て骨組を造り泥土を蔽ふ、各村落には酋長ありて之を統治し、敢て他と婚せず、薩滿教を信ず

居住地方

布特哈八旗

るも此較的進歩の民にして、十七世紀中阿爾克納河、黒龍江上流其他結雅河畔に住せしものは堅壕を繞らせる砦堡を造り、或は木壁にて圍繞せる都邑堡砦に住せる者ありしと云ふ、資財に富む者もありて蒙古地方風氣開發の先を爲すと稱せらる。

魚皮套子　第十一項　魚皮套子（Golai or (Golid)）

魚皮の衣服を着用するが故に稱し、又頭髪を剃るの風習あるが故に奪毛子とも呼ぶ、通古斯族の一派にして薩滿教を信じ、黒龍江下流地方及吉林省東北部にも散居す、其數約二萬五千人、其部落は凡て森林を以て取圍まれ漁獵を生業とす、容貌暗青色を帶びて病者の觀あり、性質朴にして殺伐の風なく他國人と交りて親密なるのみならず、非常に虎豹を尊敬するか故に其危害を受けざる限り決して之を殺さず、又例へ殺すことあるも棺柩に收めて埋葬し、號叫して殺戮の罪を謝すと謂ふ、衣服は時に露國の上衣又は支那服類似のものを用ふるも、其固有のものとしては魚皮製の長き襯衣を用ゐ、之に雜色の模樣ある布を縫ひつけ、時に其裙に錢又は貝を着くるものあり、其他帶には小刀、煙草入、喇叭の類を垂下し、帽子は毛氈製或は樺皮製のもの多く、靴は魚皮製の長靴を用ふ、又女子の服裝は男子と多く異ならざるも種々の縫箔を施し、富者の婦人は織物又は魚皮製の前垂を着く、其頭髪は多くは二個の辮髪を編みて背後に垂れ、又小錢を鼻に吊す爲めS字型の銀線を附し、且つ耳環を垂下す。

第三節　蒙古族（Mongolains）

第一款　蒙古人

蒙古の名稱　元來蒙古とは種族の名稱にして本來國號にあらず、例へ國號として考へられしことありとするも、其は外國に對する爲め便宜種族の名稱を以て稱せられしが如し、又固より地名にもあらざりき、然れども現時吾人の以て蒙古と稱するは此等蒙古族居住の主要地域を稱するものにて、通常蒙古と稱する時は萬里長城外滿洲及新疆省の間に於ける蒙古を以て根本地方とし、所謂內外蒙古之に屬し、更に青海、唐努烏梁海、科布多、阿爾泰等所謂西部蒙古をも蒙古地域中に包含するを以て限度とするも、然かも蒙古族は以上の外天山南北兩路、塔爾巴哈臺等は勿論、更に黒龍江省西南部一帶、露領後貝加爾地方、「イルクック」地方にも亦散在し、其居住の區域頗る廣大なりとす。

蒙古の區域

人類の始祖

而して人類の始祖發源地は現時の印度洋附近にして、土地の降下に從ひ或は濠洲、亞弗利加に渡りて黒人種と爲り、或は又亞弗利加北部に渡り發達して白人種と爲り、其內、中央亞細亞に渡りて發達を遂げしものは卽ち蒙古人なりとし、亞細亞人種の祖先なりと認むるは一般學者の定說なりとす、然れども此等人類の根源に遡ることなく、現時蒙古の地方を占有せる所謂蒙古人に就き觀察するに、元來支那の北部或は亞細亞の北部に據れる民族には、東に通古斯種（Tunguse）、西に土耳古種（Turk）ありて、蒙古種は卽ち其中間區域を占據せり、卽ち鄂嫩（Onon）、克魯倫（Kerulem）兩河の間なる阿母爾（Amur）河上流地方に住せし韃靼族（Tatars）卽ち鮮卑と稱せし種族の裔にして、內外蒙古及天山北路に住し、喀爾喀人（Khalkhas）及額魯特人の二大別あり、喀爾喀人は內外蒙古の大部分の地に住し所謂蒙古正派にして、身矮なるも體强く、成吉思汗、忽必烈等の英傑を出せり、又額魯特人は又厄魯特とも稱す、卽ち加爾瑪克種（Kalmuks）にして、科布多、阿爾泰、西套、青海、新疆等に住し

蒙古族

蒙古人

蒙古人の始祖

喀爾喀人

額魯特人（加爾瑪克種）

烏梁海種

更に杜爾伯特（Turbet）、土爾扈特（Turgut）、和碩特（Khoshoit）、輝特（Khoit）、札哈沁（Djakchin）等に小別す、元都和林の時其西部地方に四牧廠を設けて和碩特、準噶爾、土爾扈特の四衛拉特（四大部の意なり）を爲せしが、明史に瓦剌と稱するは此の衛爾特種を稱するものなりとし、又明末、清初、西部蒙古及新疆地方にて覇を唱へし噶爾丹等は卽ち加爾瑪克種に屬せり、但し此等の蒙古種は賀蘭山の一部及青海和碩特に於て原種族の特質を有する者あるを除きては殆んど皆他種族との混血なりとす、右の外尙ほ烏梁海種あり、其容貌土耳古人に近く、明人の兀良哈（Uriankha）と稱せるものにて、唐努山、科布多一帶に多しと謂ふ。

蒙古人の特性

蒙古人は其身比較的矮小なること前述の如きも、體格頗る强健にして、"Mongol"と稱するは勇悍無比の意を有する蒙古語なりと謂ふ、馬術に長し競馬を好むが故に、時に四―五千の肥馬を駢へて平原を疾驅す、元來支那に入りてよりは漢民族との交涉最も多く、外蒙の北邊より起りて元朝を建設せる喀爾喀種は勿論、秦漢魏晉時代の東胡、匈奴其他明以後の韃靼の如き、凡て蒙古人なるか又は其血統を混ずるものにて、就中匈奴は西洋史上"Huns"と稱せられ、秦漢より魏晉に至るの間常に漢族に對して北方の大敵を爲し、遂に秦始皇帝をして萬里長城を築造せしめしのみならず、古代歐洲諸國を惱ませしこと頗る猛烈なりしものありて、"Huns"の名は遂に蠻勇暴行の代名詞たるに至り、最近歐洲大戰に際しても、英佛人は獨逸人を呼ぶに"Huns"なる名を以てせりと謂ふ。

Huns

性質

此他蒙古人の特性としては、元來氣質單純、稍粗放なりと稱せらるゝも、人情に厚し、但し漢人との接觸頻繁なる地方の者は漢人の惡感化を受けて譎詐小盜の弊あり、一般に酒煙草を嗜み、天幕を以て住家とする者多く、星宇を搆ふるは王公、貴人、寺院に過ぎず、皆喇嘛教を信ず、而して喇嘛教には紅黃二教あるも、主として黃教

宗教

を信じ、康倫には大喇嘛あり、所謂活佛として西藏の達賴喇嘛と相對し、數千の喇嘛及奴婢を養ひ、絶大の勢力を有す、蓋し蒙古の住民中男子の一半は喇嘛僧にして、寺院の數大約二萬を算すべしと稱せらる、猶ほ蒙古人は元來、勇悍無比の民族たりしも、今や昔日の片影なし、蓋し蒙古に於ける喇嘛教の盛行及族界の限定は蒙古の歷史を一變せしめ重大なる事件にして、族界限定の結果彼等の遊牧狩獵の區域も亦族境を越ゆるを禁ぜられしが故に、最早昔日の如き大活動を爲し得ずして勇猛の氣を失し、更に喇嘛教の信仰は殺伐勇悍の風を變じ殺生の戒を守りしより、自然武を忘るに至りしものとす。

勇猛心衰失の原因

第二款　蒙古族の派別

蒙古種族には喀爾喀、額魯特、巴爾虎、布里雅特、烏梁海、鄂爾多斯等の派別あり。

第一項　喀爾喀人（Khalka）

喀爾喀は又瓦爾喀とも書し、蒙古正派たること前に述べたるが如し、元來東部蒙古族は之を細別して、其南部地方に住する者を Tumets, Shakars 或は Tsakhar と稱し、北部に居住するを喀爾喀と稱さるゝものなるも、一般に東部蒙古族を總稱して喀爾喀と稱するが如し、人口約二十五萬を算し、軀幹長大ならざるも、骨格强健にして、皮膚は黃色又は赭色を呈し、成吉思汗は卽ち喀爾喀族より出でたる者なりとす。

喀爾喀人

蒙古族の派別

第二項　額魯特人（Olot）

厄魯特、衛拉特（衛亦剌 Wirat）、又は瓦拉特（瓦剌 Walat）とも稱す、卽ち露人の稱する「カルマック」（Kalmucks, Calmucks or Kalmycks）にして(一)、彼等自身は「エリユート」（Eleut）又は額魯特（Olot）と稱す、露西亞の南

額魯特人

部「ヴォルガ」地方其他「ドン」河流域及西藏方面にも散居し、所謂西部蒙古族に屬す、人口約五十萬を算し、昔時強盛を致せしことあるも、戰亂と移住とに依りて歐亞の間に分散せり、體質純蒙古風にして、強健、性質朴、慓悍にして男女共に騎馬を好み游牧を業とす。

「カルマクツ」

註一、「カルマック」Kalmuks

彼等自身の稱呼にあらず、Howorthの History of Mongols に據るに、回々教を信奉せる土耳古人等は Toleima (or Turkman) と稱する纐頭布を着くるも、額魯特人等は Kalpak と稱する毛皮帽を戴くより彼等を Kalpak と稱せしが、後轉訛して Kalmuks と稱するに至りしなりと謂ふ(同書 Vol I P 497-498)

巴爾虎人

第三項　巴爾虎人　(Barha)

巴爾虎は清代蒙古八族に隷屬して兵役に服せる者多く、其八族編入の新舊に依り、陳巴爾虎及新巴爾虎に區別す、陳巴爾虎は其昔黑龍江省木蘭、其他圍場附近に在りて遊牧に從事し、其後興安嶺北東の地に移住せる者にて夏季は海拉爾河下流に沿ひて遊牧に從ひ、冬季は同河上に沿ふて遊牧す、其性情索倫人に近しと謂ふ。

陳巴爾虎

新巴爾虎

新巴爾虎は現時外蒙古に住居す、昔時外興安嶺北麓に在りて遊牧に從事せしも、其後囘方に轉じて部落を形成せり、陳巴爾虎の喇嘛を敬信せざるに反し新巴爾虎は之を信奉す。

布里雅特人

第四項　布里雅特人　(Buriats or Buryats)

其初め喀爾喀族より分派せるものにて、人口約十二萬五千人乃至二十五萬人を有すと稱さる、蒙古、西比利亞の兩地に互りて居住するも、其中心地は後貝加爾地方にして全部遊牧に從事す、性質勇猛にして露國帝政時代には兵に編入して警備に當らしめしことあり、其黑龍江省に在る者又多く露國籍に在り、天幕に住し、皮革及毛裘を衣とし、女子は美麗なる髪飾を爲すの風あり。

烏梁海人

第五項　烏梁海人　(Urianghai)

阿爾泰其他唐努山地方に住居す、其阿爾泰地方に住する者は阿爾泰淖爾烏梁海と稱し、阿爾泰泊附近及阿爾泰山中にも散居し、又露領「エニセイ」地方にも住居す、又唐努山方面に住する者は唐努烏梁海(Tannu Urianghai)と稱せられ遊牧を業とす。

其他の蒙古族

第六項　其他の蒙古族

以上の外蒙古族の派別としては尚ほ鄂爾多斯(Ordos)、蘇尼特(Sunnites)、明噶特等あり、鄂爾多斯は蒙古河套地方に住し、蘇尼特(蘇布特とも云ふ)は蒙古東南部に住む、此他明噶特は又明阿特とも書し、蒙古族の一派なるも土耳古族の雜種なりと稱せらる。

第四節　回族　(Hui-Hui or Mohammedan)

回敎の支那傳來

第一款　回敎の支那傳來

回敎信者は之を回回(Hwei-Hwei)又は回戶とも稱す、其回族と稱するも血統に基くものにあらず、宗敎を基礎として相結合せるものなりこと、言語風俗等漢人と異なる點多からず、又政府の之を遇する漢民と同一に取扱ひ來りしも、其回敎を奉ずるが故に回子(Hui-Tzu)と稱し、一般に賤視するの傾向あり、其支那に傳はりしは唐の初めにして恰かも中世阿剌比亞人の世界發展時代に屬し、五代の頃より土耳古種たる回紇人(Uighurs or Uigo-

(三)多く之を信奉せしが故に回紇教と稱し、其後回紇の轉音回々を以て稱し、更に回教と略稱すると共に其信者を回子と呼ぶに至りしものとす。

但し回回なる名稱の由來に關しては他に一二の異說あり、即ちブルームホール(Broomhall)氏の Islam in China に據るに、回は "Return" の意にして、Islam 教の教旨が Return and Submission to God"又は" The Return of the Body in Death to the Earth and of the mind to the Path of Truth "を示すより來れるものなりとし、(即ち天方教と稱する所以なり)又 My Brother "を意味する亞剌比亞語"Ya Akhouya"の轉訛なりと謂ふ。

而して回教卽ち默罕默特教 Mohammedanism (穆罕譚德教とも書す、Islam 教なるも、其教祖の名によりムハメット教と云ふ、蓋し Islam と稱するは神の平和の義にして、信徒を Moslem と稱すと其經典 Koran は千載不變の法規として信徒之を遵奉す)が支那に傳來せしは中世阿剌比亞人の世界發展時代たること前述の如くにして、其始祖默罕默德(Muhammed 摩訶末とも書す)は陳、隋の間、兵力を以て四方を討伐し、埃及、波斯より中央亞細亞に達し、遂に突厥族と相接觸するに至りしものにて、其公式に默罕默德の使者が支那に來りしは紀元六五一年より始まると稱するも尙ほ之れ以前既に交通ありしが如し、(但し早き時代に於て回教の(之れに關しては異說あり、西紀六一八年唐の武德元年默罕默德の舅父寒爾德幹歌士(Gaad Ibn abu Wacc 廣東に來りて教を傳へりと云ひ、支那回教最初の寺院たる懷聖寺(光塔寺とも云ふ)は其開創に屬すと稱さる、現時廣東城內に現存するものは其後一六九九年再建して原形に復せるものなりと謂ふ)

支那に入りし記錄は默罕默德の古傳及支那の古書にも何等記載さるゝ所なく、パーカー(Parker)氏も亦其著 China and Religion に於て其旨を說けり(同書一三九頁參照)、然れども唐及其以後に於て回教國との交通頻繁なりしは明かなりとす)殊に唐代亞剌比亞人の領土は葱嶺に及び、更に玄宗の時大食(Tazy)人卽ち阿剌比亞人の來援するや安祿山の亂には大食人は紅海或は波斯灣地方等、回教軍が中央亞細亞を侵略するや支那は絕へず影響を被むれり、此他隋唐の際太食人は紅海或は波斯灣地方よりの海路福建、廣東諸港に來り、其陸路を採りしものは中央亞細亞及天山南路に道を辿りて支那に入れり、蓋し隋唐より今に至る迄天山南路が回族の根據たる所以なりとす、而して回教軍卽ち Arab 軍(太食人にして阿剌比亞其他回教徒の別名なりとす)の初めて支那に入りしは固より攻擊の意味を以てせず內亂平定の援助を爲せしものにて、西紀七五七年唐の肅宗の時、(Tazy により送られたる回教軍の一隊が支那に入りしも亦其請により一隊の兵を送遣せしものなりとす而して內亂平定後此等の兵士は多く支那に殘留し支那婦人と婚して回子の繁殖を見たりしも、武宗の道教を信じ自餘の諸宗教を嚴禁せしより回教も亦衰微せり、斯くて支那に於ける回教傳來に關しては幾多の傳說あるも、唐以前の記錄は何等信據するに足るものなく、唯だ唐以後彼我の往來盛んとなり、陸路西域地方より西北諸省に入り又は印度、西藏等を通じて雲南地方に傳播し、或は海路瀕海の地に傳はり、漸次全國に彌蔓せりと信ずるを得べきのみ、但し唐代一度支那に入りしも盛んに行はるゝに至らずして唐末殆んど其跡を絕ちしこと前述の如くにして、僅かに天山南北兩路に於て盛んに流傳し佛教に代るに至りしが、支那に在りては宋末まで再び流傳せず、元に入りて盛行するに至りしものとす、卽ち蒙古大帝國の勃興するや、回教徒の多く居住せし中央亞細亞諸國は皆元の領土に歸し、東西の交通頻繁を極めしものにて、且は蒙古の諸帝王は盛んに遠人を招撫し、忽必烈の如き西征後特に回教徒の招撫に力を致し、西方回教徒の支那に移住する者多く、加ふるに阿剌比亞人、波斯人等南方海上より南支瀕海の地に來りしもの少なからずして、廣東、江蘇、福建各地は此等貿易の中樞を爲し、就中雲南省の如きは忽必烈の之を征服するや之が管理の爲め回教徒を送りしが、當時雲南の土民は尙ほ野蠻の狀況にありて敎化困難なりしも、其方法宜しきを得、住民悉く回教徒なるに至りしは「マルコ、ポロー」の物語る所なりとす、但し回教徒か支那に於て多大の勢力を占むるに至りしは寧ろ陸路より來りしものにて、南方海岸地方に行はれし

ものは多く居留民間に行はれ、內地支那人間には餘り傳播せず、唯だ元以後に於て盛んなる至りしものとす。

歷算の傳來

斯くて回徒の東傳益盛んとなり、殊に彼等が支那に曆算の術を傳へしより朝野の尊信を受くること深く、世祖至元八年（西記一二七二年）、北京に司天台を設け回徒を用ゐて之を掌理せしめ、爾來明の末年「ジェスイツ」派の僧「アダムシャル」（Adam Schall）が西洋天文を傳ふる迄、回曆を使用せしが、曆法以外元代の官制には幾多回教徒に關するものありて、回々司天監、回々國子監、回々藥物院、回々軍匠萬戶府等ありき、又各省の參知政事には必らず回々人一人を以て之に充て、各道地方官屬には回々人は漢人、蒙古人と共に並び用ゐられ、其社會上の地位は蒙古人の下、漢人の上位に在りき、蓋し宋元時代の諸史藉を見るに、哈撒（Hassan）、伊斯瑪音（Ismael）、烏馬兒（Omar）、馬速忽（Masud）、蒲亞利（Abuali）、蒲希密（Abu Hamid）等阿剌比亞姓の者少なからざるは、彼等回教徒が社會上重要の地位に居りしを證するものと見るを得べし、然れども淸代に入りてよりは回教徒等幾度か政府に反抗し擾亂を釀せしが、高宗の時準噶爾を平定するや、其教徒を八旗軍中に編入せしは其騷亂を起すを以て之を籠絡せん爲めなりしと稱せらる、殊に咸豐六年（一八五六年）の擾亂は前後十六年に互り最も重大なりしものにして、其初め回教徒等雲南に於て鑛山採掘に從事し頗る成功せしが、地方官吏の迫害甚だしかりしより杜文秀等回教徒を率ゐて之に反抗し、一時雲南全省は悉く回教徒の占領する所となり、曾國藩、楊王科等に依り漸く平定せられたり、而して當時杜文秀は英國に援助を乞はんとせしも能はず、將に大理府の陷落せんとするや杜文秀（擧げられて其將となりしものにてSultan Suleman として知らる）の自刃を以て回教徒の大赦を爲すべきを約せしも、一八七三年一月（十五日）彼の死後其約を履行せずして回教徒の大虐殺を敢てし、賊將十七人、城民二萬餘人、悉く虐殺に遭ひ、其耳朶を竹籠二十四個に納

林文秀

Panthay

東于の亂

回教徒の數

各地分布の狀況

新疆省と回教

めて雲南に送附せりと謂ふ、外人の所謂Panthay（註一）又はYünnan Rebellion と稱するもの之れにして、前後十六年の間、約百萬の民生を殞し雲南省の人口を減少せしこと少なからざりき。

次に咸豐十一年（一八六一年）に至りては甘肅、陝西地方に在りて東于（Tungaus）（註二）の亂起れり、同治十一年（一八七二年）左宗棠の爲め平定せらるゝ迄前後十七年に互り、之が爲め多大の民生を殞ぜしが、當時甘肅省にては全省の人口一千五百萬人なりしもの僅々百萬人に過ぎざるに至れりと稱せらる、其傳ふる所誇大に過ぐるも然かも又其戰亂の烈しかりしを推察し得べし、蓋し曩に雲南に破れし回教徒の一頭目赫明堂と稱する者、密かに渭南に逃れ、偶々太平亂の起るに刺戟されて積憤を伸べんとし、支那の缺陷に乘じて渭南一帶を占領すると共に、漸次陝西、甘肅、新疆等に其勢を伸ばし擾亂蔓延せしが、左宗棠の三路平定策により遂に平定せられたるものとす。而して噶什喀爾に於ては前記東于の亂の影響を受けて叛亂勃發し、Yakoob Beg の之を支配すること十二年に及びしものにて、之れ亦一八七七年に至り左宗棠の爲め平定せられたりしも、大約一千萬人の民生を殞ぜりと傳へらる。

斯くて回教徒は屢々官憲に反抗して擾亂を釀し、其都度討伐に遭ひて殺戮せらるゝ者少なからざりしも、然かも殆んど支那全土に蔓延し、其全數支那官憲（宣統三年民政部發行統計）の報告に據るに三千五百四十萬人を算し、其他多きは五千萬人乃至七千萬人に達すべしと稱する者あり（註三）、而して各地分布の狀況は固より審かにする能はざるも、甘肅、新疆、雲南、直隸、陝西等最も多く、其種族は漢人にして回教を奉ずる者最も多數を占め、又土耳古人及阿剌比亞人の混血少なからず、但し土耳古及阿剌比亞種の最も多きは天山南路地方の回教徒なりとす、蓋し新疆省は漢以來各人種の混雜せし地なるも、概して土耳古種に屬し全部殆んど回教徒にして、約二百萬人以上に

達す、天山南路を一名回疆と云ひ、其城を回城、其酋長を回酋と稱するは之れか爲めにして、古の匈奴の支流、突厥の後、回鶻、と呼ばれ、或は元代の畏兀爾、清代の回子、東干、回々等支那史上極めて勢力ありし民族なりとす、其他又甘肅、陝西兩省の西北部にては全村悉く回教徒たる所少なからず。

註一、Panthay　回教徒に對する緬甸語にして、雲南の回教徒に對し名けらる、一八五五年支那に反抗し、大理府に獨立王國を建設せんとするや、杜文秀は緬甸より兵器の供給を受けしが故に稱すと謂ふ。

註二、東干　Tungan又はDunganと稱す、甘肅等西北地方の漢回人を稱し、土耳古語のConvertを意味す、而して漢回人とは原と西域地方より來りしものなるも、漢化し、尙ほ回教を奉する者を稱す、現時支那各地に住居し、居食衣服漢人と同一にして、女子は又漢人の如く纏足せり。

註三、支那回教徒數　支那全國回教徒の數に關しては、多きは四千萬、五千萬と號し、或は七千萬說を把持する者あり又少なきは三百萬乃至四百萬人と稱する等異說紛々として殆んど之が採擇に迷ふものあり、卽ち上は「セイド、スレーマン」(Seyid Sulaymān)氏の七千萬人說より、下は「ハツパー」(Happer)博士の三百萬人說ありて、此の間五千萬人、三千萬人一千五百萬人、六—七百萬人等各種の推定數を發表せる者あり、蓋し支那人口統計が今尙ほ不確實なる憶測に止まれる現時に於て、回教徒數の正確なる推定を爲し得ざるは寧ろ當然なりとす、然れども其過去に於ける研究が常に過大の憶測を逞くせるは最近の研究により確かめられつゝある所にして、其實數は大約一千萬人內外とするを以て妥當の數と信ぜらるゝが如し、而して此の數字は主として「マーシャル、アルームホール」(Broomhall)博士の發表を基礎とせるものにして、同氏の推定は支那全國に亙りて約二百人よりの地方通信を徵し、之を基礎とせるものなるか故に比較的信賴し得るものと思意せらる、今參考の爲め同博士の推定數を示せば次の如し。(Broomhall:Islam in China, 1910參照)

省名	人口	回教徒最高數	同上最低數
甘肅	一〇、三八五、三七六	三、五〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇
陝西	八、四五〇、一八二	五〇〇、〇〇〇	二六、〇〇〇
山西	一二、二〇〇、四五六	二五、〇〇〇	二五、〇〇〇
直隸	二〇、九三七、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇
山東	三八、二四七、九〇〇	二〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
河南	三五、三一六、八〇〇	二五〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇
江蘇	一三、三八〇、二三五	一、〇〇〇、〇〇〇	二五〇、〇〇〇
雲南	一二、三二四、五七四	二五〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
四川	六八、七二四、八九〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
湖北	三五、二八〇、六八五	二〇、〇〇〇	二、五〇〇
貴州	七、六五〇、二八二	二、五〇〇	四〇、〇〇〇
江西	二六、五三二、一二五	四〇、〇〇〇	七、五〇〇
安徽	二三、六七〇、三一四	七、五〇〇	二〇、〇〇〇
浙江	一一、五八〇、六九二	二〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇
湖南	二二、一六九、六七三	二〇、〇〇〇	一五、〇〇〇
廣東	三一、八六五、二五一	一五、〇〇〇	一、〇〇〇
廣西	五、一四二、三三〇	一、〇〇〇	五〇、〇〇〇
福建	二二、八七六、五四〇	五〇、〇〇〇	
滿洲	八、五〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	
新疆 蒙古	三、七八〇、〇〇〇	二、四〇〇、〇〇〇 一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇 五〇、〇〇〇
西藏	六、四三〇、〇〇〇		
總計	四二六、〇四五、三〇五	九、八二一、〇〇〇	四、七二七、〇〇〇

備考　表中各省の人口數は之を信賴すること能はざるも、參考の爲め尙ほ之を附記せるものとす。

第二款　回教の派別並に宗旨

回教には新舊二派あり、舊教は卽ち純默罕默德教にして、新教は之れに稍々變通を加へて鄕に入り易き樣、宗

旨を簡單にせるものなりこす、甘肅省東部に在りては新教徒最も多く、同地方の回教徒約五十萬人中四十萬人は新教徒なりこし、馬元章、大阿衡（大教主）こ爲りて彼等を統率し、命令一下敢て死を厭はずこ謂ふ、而して回教徒の居住する處必らず清眞寺あり、信徒の多少に論なく建設せらるゝものにて、廣東の麒麟清眞寺、浙江の鳳凰清眞寺及安徽の獅子清眞寺等最も著名にして、北京、西安等にも亦宏壯なる建築物多く、南京又二十一の清眞寺あり、蓋し清眞の二字は極端なる清潔を尊ぶの意にして、阿衡（阿洪）或は掌教こ稱する者ありて一寺の教主に任ず、其多くは二―三十年間甘肅、陝西等に在りて修養を積み來り、信徒の選擧を經たるものにして、三年或は五年等一定の期限を以て招聘し來れるものなりこす、毎週一回禮拜日（金曜日に當る）には信徒等必らず清眞寺に來りて心身を清め、白帽を被きて天帝最上唯一神靈を拜し、阿衡の說教を聽くこ共に、家に在りては毎日五回の禮拜を爲すを常こす、回教の宗旨は其說く所歸一主義にして、靈魂不滅、朽骨復生を說し、善人は天堂に上り、惡人は地獄（衆子黑こ稱す）に陷るべしこ說く等他宗教に比し極端なる異趣なきも、其風俗習慣に至りては頗る異なる所ありて寧ろ奇異に觀ぜらるゝもの少なからず、卽ち彼等は極端なる清潔を尊び、其寺院を清眞寺こ稱するここ前述の如くにして、各個人の家庭に在りても皆水瓶を設けて禮拜の際必らず心身を清め、各寺内には又男女の洗禮場を設備し、如何なる酷寒の時こ雖も天水を用ゐて腦頂より沐浴し、一度足下に流れたる水は再度上體に用ふるを許さず、又牛羊は天草を食するが故に清潔なりこ稱して之を常食こするも、豚、鼈、土鮐の類は人糞其他汚物を食するが故に不潔なりこして之を嫌み、他教徒の手に爲れる食物こ共に一切之を食せず、且つ他教徒こ婚を通ぜざるものにて、新舊に論なく教規を恪守するここ頗る眞摯なりこす、卽ち其教規こ稱せらるゝもの次の如し。

（一）主を信ず、（二）天理を存して人慾を遏む、（三）八道（忠孝悌信禮義廉恥）を重んず、（四）豚肉、死肉を喰はず、酒、煙草を嚴禁す。

猶ほ回教寺院には多く裝飾を施せる小塔あり、人民を祈禱の爲め招集し又は觀察を爲すの用に供するものにして、望月樓、叫拜樓、或は喊天樓等こ稱す、但し現時回民は多く一般漢人間に雜居するが故に、尖塔よりの祈禱招集は不必要こなり其慣習自ら廢止されたる地方多し。

第三款　回族の地位

曩に述べしが如く回族は其血統に基くものにあらず、宗教を基礎こして相結合せるものにして、漢人或は漢人こ土耳古人、阿剌比亞人この混血より成る者又少なからずこ雖も、言語風俗等其特殊のものを除きては漢人こ多く異ならず、政府も亦從來彼等を遇するに漢民こ同一視し來りしも、然かも一般漢人よりは輕視せらるゝを常こす、今其原因の主なるものにつき考ふるに、一は彼等の教義が支那に發源せず、遠く天方卽ち阿剌比亞に發せるこ、一は又彼等が容易に漢俗に同化せず、（元來漢人は其同化の大なるを以て稱せらるゝも遂に回族に對しては其功沸かりき）、且は貧民多くして比較的低級の職業に從事する者多きが故なりこす、卽ち彼等は一般漢人こ同じく農工商業を營むも貧者多きが故に回子こ旅云へば直ちに屠牛、馬車屋、旅宿業者、兵士等貧民の巢窟たるを聯想せしむべく、特に北部支那に於ては馬車屋、宿業者等彼等の經營する所頗る多く、且つ相互密接なる聯絡關係あり、蓋し交通不便なる北部支那に在りて回教徒は交通上頗る重要の職責を有するものにして、殊に彼等は各地こ の關係聯絡ありて通信業をも營みつゝあり、之れ支那の通信業は回教徒に始まるこさへ稱せらるゝ所以なりこす。

清眞寺
阿衡
回教の宗旨
風俗習慣
教規
回教の地位
回族の輕視せらるゝ原因
回教徒こ交通通信

回教徒と兵士

又支那には好鐵不打釘、好人不當兵と稱する俗諺あり、蓋し清代より今に至る迄、左寶貴、馬玉昆、董基祥等著名の將相なきにあらざるも、兵士は多く貧民、無賴の徒の集合たるが故に稱せらるゝものにして、彼等回教徒にありても其貧民者の多くは兵士に應募し、特に清末に於て多く、支那軍隊の五分の一は卽ち回教徒なりと稱せられ、遂に支那兵營をして一種の貧民巢窟たらしむるに至れり、蓋し回教徒は粗衣粗食に慣れ、困苦に堪へ得るが爲め、兵士としての成績良好なりしより、清末特に之が募集を爲せしものなるも、彼等は風俗習慣を異にし、就中食事の關係頗る不便多きが故に其後回教徒の募兵を減少せりと稱せらる。

民國以後の回教徒

回教徒の一般漢人より賤視せらるゝこと上述の如し、而して民國の成立するや、彼等回教徒は五族同權を高唱し、一般漢民に對抗して輕視の念を一掃せんとし、北京に清眞俱進會を設立すると共に各省に支部を置き、各省教徒の聯絡を圖るに至りしも、袁總統の利用する所と爲りしのみにして、今や微々として振はざるが如し、但し漢回相反目するは尙ほ甚だしきものあり、之が原因は固より一朝一夕に成りしものにあらざるも、要は漢民の回族に對する輕視の念に胚胎せるものにして、長髮族に次ける甘肅回教徒の叛抗は伊犁一帶彼等の蹂躙する所となり、露軍占領の端を開き、露國をして其地步を占めしむるの因を作りしが、當時尙ほ左宗棠の如き經綸家及劉錦棠の如き勇將ありて回教徒を威壓し、露軍を放逐して伊犁條約を締結せしも、然かも今や勇將の新疆を守る者なく、回徒の根幹は新疆、甘肅一帶に蔓延して屢々其叛亂の企圖あるを報ぜらるゝあり、赤露の勢力蒙古を壓して更に西方新疆に及ばんとす、大陸の西北方回徒の大勢力あるを閑却すべからざる所以なりとす。

清眞俱進會

猶ほ支那回教徒に關し將來注意すべきの要あるは、新疆省地方の回教徒なりとす、蓋し新疆省地方には英露支三國々籍の回教徒雜居し時々國際問題を惹起す、これか原因を見るに、元來新疆省に於て支那國籍を有する回教徒が其女を英國又は露國籍回教徒に嫁せしむるに當り、回教の習慣上、其女は父母遺產（不動產を含む）の分配を受くると共に、父母債務の償還にも任ぜざるべからず、之が爲め支那領土內に於て外人所有の不動產を見るに至り、支那國法上の紛糾を生ずるのみならず、更に父母の債務を負ひて嫁せる女は旣に其國籍を脫せるが故に、債務の辨濟に應ぜず、往々當事國官憲間に交涉問題を惹起するものとす。

漢回反目

又近年新疆駐在の英露領事は支那籍回族を誘ひて自國籍に入らしめんとすること往々あり、これ國際問題を惹起する主要原因にして、更に民國十二年世界回教徒大同盟問題起りしが、爾後新疆地方の回教徒等之れに誘引せられて獨立運動を起すこと漸く盛んならんとするの傾勢あるに注意せざるべからず。

第四款　回教徒の派別

回族には纏回、甘回、布魯特、哈薩克、漢回等の派別あり、漢回は卽ち東干人にして、漢族と同化せるが故に稱すること甚だ早く、男子十七―八歲に達せば卽ち之を蓄へ、頤及顎下又髭を蓄ふること古代の歐洲人に似たり、而して衣服は膝を過ぎ、襟なく、又紐釦を用ゐず、外衣は帶を以てし、足は革襪、革鞋、或は革靴を穿つも、裸足の者又少なからず、夏冬共に二帽を戴き、內帽は軟かにして小さく、外帽は皮製を用ふる者多し、女子も亦帽子を用ゐ、金珠を以て之に裝飾す、而して頭髮は幼時散髮なるも、長ずると共に之を辮み、其辮の長きを美とし

新疆の回教徒

回教徒の派別

漢回

纏回

辮の根元には金銀寶石の類を用ゐて之に掛し背後及胸前左右に分裂す、又耳には、徑一寸五分、垂に約二寸の穗を附せる大金環を垂れ、眉黛綠色にして二眉相接す、衣服は長裙は地を掩き、足に革履を穿つも纏足せず、其後趾の小にして高きを美とす。

甘回　又甘回は纏回の漢人化せる者を稱す、新疆北部一帶に多く、男女の服裝は稍內地に似たるも、男子は大部辮髮せず、女子は纏足せず、傳說に據るに唐代回紇の入附するや、郭子儀其軍を留め、妻するに漢女を以てす、之れ甘回の始めなりと謂ふ、新舊兩教を奉じ兩者相和せずと稱せらる。

布魯特　而して布魯特は多く新疆西南部に住し、漢代休循、捐毒諸種人の總稱にして、略ぼ纏回に同じ、又哈薩克と稱せらるゝは漢代の康居種に屬し、新疆西北部に居住す、衣服言語等纏回に類し、遊牧を業とす。

哈薩克

第五節　西藏族　(Tibetans)

西藏族　印度洋に發源せし原人種が喜馬拉雅山脈を越へて中央亞細亞に出で、一部は西北に擴りて韃靼蒙古となり、一部は西藏に入りて支那族の源となり、更に分れて馬來人種等を出せしが、其西藏に入りしものは西藏人、支那人安南、暹羅人等にして所謂蒙古人種中其最も純にして原始族に近きは卽ち西藏族にして圖伯特族とも書す、蓋し圖伯特の音は吐蕃に出で、吐蕃の音は又禿髮に出ずと傳へらる。(歐洲に於て Tibet の語を用ふるに至りしは「マルコ、ポロー」以來のことなりとし、又圖伯特 (Hu-Pote) は土名の蒙古音なるべしとも稱せらる) 又西藏人は自らBodと稱し、其國を Bod-Jul (Land of Bod) と謂ふ。

西藏族の派別　而して西藏族はこれをBod-pa, Dru-pa, 及Tangutの三種に細別せらる。

Bod-pa　Bod-paは所謂西藏住民を稱す、西藏族中最も開けて豐饒なる南部地方の大部分を占め、拉薩を首府として、一部は都市生活を營み、他方農耕に從事す、所謂西藏族にして、Bod race と稱せらる、一般に頭臚圓形毛髮黑く耳大にして、鼻秀で、額寬く、顴骨突起し、皮膚は黃褐色を呈す、社會の階級は貴族、富豪爾罕(轉生の活佛)、僧侶及平民の四級に分たれ、性質單純平和樂天的なるも、大敵に會へば怯懦となるに拘はらず、小敵に對しては頗る驕傲、殘忍たるの惡癖あり、智識の程度低きが故に一般に迷信深く、厚く宗教を信じ忍耐力に富む、食物は麥粉にて作れる糌粑 (Tsamba) と稱するものを常食とし、肉類を愛し、茶は終日飲用して飽くを知らず、又好んで獸乳を用ふ、貴族は一夫一妻又は一夫多妻なるも、一般人民は一妻多夫にして、一婦女を以て兄弟數人共同の妻とし、其子女も亦共同の子女とす、家屋は一般に粗造不潔にして、奧地に在りては天幕內に居住する者あり、靑海人の如き卽ち然りとす、但し寺廟には頗る宏壯なるものありて、一般に印度式の稍々變化せるが如き建築多く、塔形の如き殆んど印度の古塔に類すと稱せらる、又Dru-paはHorpa (Hor tribe) とも稱せられ、北部地方に住し、一般に遊牧を業とす、而してTangutsも又一部は坐業を營むも、遊牧を業とするもの少なからず。

一妻多夫

Dru-pa

Tanguts

第六節　蠻族　(Aboriginees)

蠻族　漢族が支那に移住せし以前に於て、支那の土地は原住民族たる三苗並に南蠻諸族の占據せし所にして、殊に苗族 (古代三苗と稱せり) は支那最古の原住民族として黃河流域に繁榮せしが、炎帝黃帝堯舜等により遂次其根據地を逐はれ

て揚子江流域に敗退し、一時洞庭、彭蠡兩湖地方に其根據を定めしも、漢、隋、唐、宋等漢族の勢力南展すると共に更に南嶺横斷山脉中に退きしものにて、現時貴州、雲南、四川、廣東、廣西地方に散居する者多く、殊に雲南省の如きは其住民の三分の二は此等の種族に屬すと稱せらる、而して此等蠻族は其言語系統より之を玀々(Lolo)、詔(Shans)及苗子(Miao-Tzu)の三大派別に分ち、或はMon-Khmer, Shan, Tibeto-Burman Familiesに分たる、Bourne及Davies氏の如き然りとす、然れども之が分類は頗る困難にして、此等諸蠻族の總人口大約數百萬人、其種別百八十種に達すと稱せらる、而して此等種族に依り占據せられつゝある面積は佛本國の面積に比し寧ろ大なるべしと稱せられ、勢ひ此等諸蠻族に關しては其主要なる者二―三を除きては學術的に其所屬系統を決定せらるゝに至らず、唯だ漠然南蠻族と稱して其種別名を擧げらるゝものなりとし、其詳細を述ぶること困難なると共に、其名を異にする者も亦同種族に屬する者少なからざるべきも、便宜彼等の居住區域により高原地帶、五嶺山地、閩浙山地及其他の地方に四大別し、各地帶主要の蠻族に就き概說すべし。

蠻族の種別

高原地帶の蠻族

第一款　高原地帶の蠻族

四川、貴州、雲南等高原地帶に住する蠻族には、苗族、玀々、蠻子、西番、夷家、摩岁、民家、狆家、野人、犵狫、力岁、白夷、潞子、僰族、窩泥等幾多の種別あり、其主なるもの次の如し。

第一項　苗族　(Miao)

苗族

居住地

苗族は又苗家或は苗子と稱するも、此等は支那人の附したる名稱にして、彼等はMhong(mun)と自稱す、大部雲貴高原に居住し、其範圍は雲南省中部より東部並に貴州省に亘り、所謂苗嶺山脈東西に連亘して分水嶺を爲すの地方にして化外の地なりとし、主として苗嶺以北に住す、殊に貴州省居住の者最も多きも、雲南省中東部にも多く住居し、其他四川南東部及湖南西方邊地並に海南島にも散居す、印度、緬甸及西藏等に住居せし種族と同一系統に屬するも、永く各地に分離し連絡を絶ちしより種々の派別を生じ、總稱して苗猺族と稱さるゝに至りしものにて、苗族は卽ち此等種族中の主要部を成す、其初め黃河流域に繁榮せしも、逐はれて湖南に至りて揚子江流域に彌蔓し、更に雲貴高原地帶に散居するに至りしものにて、紀元前八世紀周代遠征隊を今の湖南省長沙地方に派遣して苗族を征服せしことあり、又秦の始皇帝の時西方に驅逐せられしことありと稱せらる、一般に體軀矮小にして皮膚黃色を帶び安南人に類すると、其言語及衣服等に依り幾多の種別ありて約五十種に達すと稱さるゝも、普通衣服の色に依り黑苗、白苗、花苗に三大別し、更に又青苗を加へて四大別と爲す。

原住地

種別

黑苗

黑苗(Hei-Miao or Black Miao)は苗族中最も重要なる派別にして、黑衣を纏ふが故に名く、貴州省東南部地方に住する者多く、原と江西省より來れりと稱せらる、性銳敏にして自信力强し。而て花苗(Hua-Miao or Flowery Miao)は雜色の衣服を纏ふが故に稱す、猶ほ大花苗(Ta Hua Miao)と稱するものあり、苗族中最も猛惡なる性質を有すと謂ふ。

花苗

白苗

白苗(Pai—Miao or White Miao)白衣を纏ふが故に稱せらる。

苗狪族

以上は卽ち單に衣服の色により區別せるものにして、人種上何等異なる點あらざるも、此他苗族の一種とせらるゝものに、苗狪族及野雀苗あり、苗狪族は貴州省貴陽以南及廣西省懷遠以北の山野に居住し、其中山林中に住する者は多く林業に從事し時に相當資產を有する者あり、一般に無學文盲なること他苗族に異ならず、衣服は藍

野雀苗

色のものを用ゐ、左衽にして下身に青裙を穿ち袴子を用ゐず、四季共に單衣を纏ふを常とす、又野雀苗（ya-Chiao-miao）は東京より移住せりと稱す、毎年一回天地を祭り、天には牡牛を、地には豚を犧牲に供ふ、婦女は暗綠色及白色の衣服を纏ふ。

苗族の性

以上苗族は其派別を論ぜず一般に性强悍にして、各酋長を戴きて群居するを常とし、支那人の村落附近に住すも者は稍々漢人化して比較的温和なるも、山中深く住する者は頗る蒙昧、屢々人に危害を加へて憚らず、然れどる性頗る單純なる者ありて、貴州省兩妹下江地間の苗族は性頗る柔順にして、此等地方陸路の交通は山岳重疊し頗る峻嶮なるが故に、旅行者にして人夫を雇用する時は附近農耕に從事せる者互に救け合ひ別に賃錢を要求することなし、此は同文書院學生旅行班中貴州省内を旅行せる者の親しく經驗せる所にして、巨洞より下江縣に至る間、初め人夫六人なりしもの、下江縣に達せし時は約三十人に增加し、然かも何等要求する所なく唯々として歸れりと謂ふ。

居屋

又彼等は常に生物を食し、居屋は多く山腹に依り地上に一階を設けて其床上に住む者あり、或は又床下高さ約一間半、屋上に住み、床下に牛豚を飼ふ者あり、更に又貴州省にては玀々の農僕或は小作人たる者あり、農僕は卽ち土地に附屬せる奴隷にして土地と共に賣買せらる、一般に飲酒を好み、婦女も亦屢々飲醉せるを見る、蓋し苗族の婦女は其動作頗る活潑にして、衣服は歐人の少女の着物に似、足は徒足なるも常に脚絆を穿ち、其山間を奔走するや頗る輕快なりとし、苗族が官憲と相爭ふや婦女も亦竹槍を採りて奮鬪すと稱せらる。

風俗

苗族の結婚は媒酌人を用ふることなし、彼等は皆歌舞を好み、樂器は支那の笙に類似せる蘆笙と稱するものを用ふるものにして、月下に筵を布き男女相集りて笛に和し情歌を唱ひ、意氣相投ずれば直ちに婚を結ぶ、月夜笛聲遠くより到るの時、妙齡の少女は能く數里を遠しとせず、單身笛聲を探りて徘徊す、又苗族中花苗に屬する婦女は其花嫁時代には銀製の婚約冠を載きて既婚を示し、其衣服は銀箔を以て飾れる上衣及緻密なる縫箔を施せる女袴を纏ひ、且つ銀製の腕環を用ふ、而して結婚後年を經ること久しきも兒なき時は離別するを常とし、身代金として銀數十兩を女に與ふるも、支那人の如く婚約に際し銀兩を贈ることなし、又彼等は父母親族其他の死亡するも葬祭の禮を行はず、山野に運びて放置すること三年の後始めて土中に埋む、但し貴州省の苗族には靈魂の不滅を信じ、偶像を使用せずして犧牲を用ふるものありと謂ふ。

第二項　玀々（Lolos）

玀々

玀々の語源

玀々は猓玀、姥姥、盧盧、又は獠獠とも稱す、元來の名は"No-su"又は"Nei-su"にして、四川省にては彝家（I-Chia）或は蠻子（Man-Tzu）（註一）と稱す、而して其玀々と稱するは、"lo"は"no"の訛りなりと云ひ、或は又玀々は常に籠を携へ、此の籠は彼等祖先の靈魂を容るゝものと信じ常に身邊に置くものにて、此の籠を支那語にて"lo-lo"と云ふが故に稱せしなりとの說あり、四川省南部（舊寧遠府下を主とす）、雲南省北部及貴州の西部等支那西南の高原地帶に住居し、特に四川省 Ta-liang-Range 及雲南四川境の建昌溪谷地方に根據を有し、其面積約一萬一千一百方哩に互りて住居すと稱せらる。

玀々の種別

白玀々

玀々は卽ち古の羅甸にして、其初め西藏、緬甸の交界地方より移住し來りしものとす、傳說に據るに往昔十二の族長ありて勞働を敎へたりと云ふも、其主要なる種族は白玀々及黑玀々に二大別せらる、彼等の被むれる帽子の

黑玀玀　色に依り區別せるものにして、體質上特徴あるにあらずこせらるゝも、白玀は其四川省に於ける者は黑玀々よりも優等種に屬し、皮膚白く、鼻尖りて弓形を成し、毛髪橙黄色にして眼睛碧緑、身長歐米人に比し寧ろ高く、四肢細長にして走ること野獸に類するも、黑玀々は他の蠻族に比し優等なるも白玀々よりも劣り、白玀々よりも南方に住す、白玀々に比し矮少にして皮膚暗黑なりこし多く雲南省に住す、黑色人種この混血なるか、或は又黑白兩種初めより其原を異にし、黑玀々は原こより倭小黑皮にして、白玀々はアリアン種の血を混せるやも知れずこ稱せらる、其他又撒彌玀々、妙玀々、阿者玀々、乾玀々、魯屋玀々、撒完玀々等こ稱する諸小部族を有す、而して此等玀々は皆殆んご獨立の狀態に在りて、支那人こは唯だ物々交換を爲すに止まり、各酋長を推戴す、其家屋は漢人家屋に比し大に趣を異にし屋頂扁平なり、頭髪は束ねて頂上に盤するが故に、一見玀々族たるを識別し得べく、死者は之を洞穴中に葬り、男女の關係は隔絶せずして同權たりこし、殺兒の惡習あり、宗教は自然を崇拜し、鬼神を畏れて之を祭る、職業は狩獵を主こし、農業、牧畜に從事する者多からず、常に剽掠を行ひ、性質勇悍好殺、而かも游情放恣の風あり、其言語頗る單純にして西藏緬甸の語系に屬す、風俗氣質等全く漢人こ異なるか故に漢人は之を禽獸視し、玀鬼こ稱す、蓋し玀々中既に漢人に同化せる者は漢官の管轄を受けつゝあるも、其山洞中に住する者は尚未だ歸化せざる者多しこす。

風俗

生業性質

蠻子　註一　蠻子(Man—Tzu)　四川、雲南の一部に在りて玀々と同種なるも、支那人が輕蔑の意味を以て特に稱するのみ、彼の「マルコポロー」が支那の北を以てCathay、南部をManji と稱するが如きは卽ち蠻子の譯音にして、北人が南人を南蠻又は蠻子こ惡稱するが如く支那人が玀々を惡稱せしものなりこす。

猶ほ現時に在りても支那南北各相輕視の風ありて、中部支那に在りても北方人を江北人こ稱し輕蔑の念を含めつゝあり

西番　第三項　西番　(Hsi-Fan or Western Barbarians)

居住地　西番又は番子こも稱す、四川省西北及川邊高原地方に住する種族にして、一部は更に雲南省西北部及甘肅省邊疆並に青海に住す、支那人の名けし名稱にして、宗教及習慣上西藏族の一派卽ち羌子こ同族たるべく、其俊秀なる者は西藏語の書典に通じ又漢文を讀み得るものありて、體質西藏人に異ならず、彼等自ら稱するに Bod-pa を以てせるは卽ち西藏人たりこの意を表せるものにて、喇嘛教を信ずること篤きも、或者は又彼等特有の宗教を有し、獸類を祀る、一般に農業或は牧畜に從事し、家屋は碉房に住む者あり、又黑色の幕を張りて住居する者あり、四川省にては省の西方、懋功、打箭爐等西藏界より南方雲南省の維西及中甸地方に亙りて分布し、成都に近き灌縣地方にも又住居す。

生業

西番部落　猶ほ西番族は梭磨 Somo)、東科(Dongo)其他數十の部落を有し、各世襲の土司ありて之を治む、此他古宗(猓猓)族あり、西番の一派なりこす。

狆家　第四項　狆家　(Chung-Chia)

雲南、貴州、廣東、廣西等に居住する漢人及苗族以外の種族を總稱せるものにして、又夷家こも稱す、卽ち此の說に據る時は玀々、苗子、猺族、黎族、摩挲、力挲、民家子、西番、其他潞子、白夷、野人等は皆苗族の派別を成すものにして、此等を除ける其他の蠻族を總稱するものなりこす、其數約六—七百萬人に達す、緬甸の詔(Shan)族(撣族)東京の Tai 族及支那邊疆の猺族に近似し、又海南島の黎族に類す、家屋は詔族の如く所謂杙工家屋にして杙の上に建てられ、支那人は一般に苗族よりも此種族を優良視するが如し、傳說に據るに彼等の大部分は

狆家の傳說

江西省より遷移し來れりとなす、蓋し支那民族が西南地方の犵狫又は苗家等西南の蠻族を征服せんか爲め兵を送るや、其占領地に於て兵士等は蠻族中比較的優れたる狆家の婦人と雜婚せし者多しと云ふ、斯くて「ロー」(Pere Roux)氏は狆家の名は"Sons of all Races"の意にして、此等の結婚を爲せし者の子孫に附せし名なりと說き、又「クラーク」(Clarke)氏は狆家とは"Middle Tribes"の意にして、支那民族よりも劣り、苗族よりも優るを意味すと云へり、而して狆家には獛夷(Pu-i)、獛喇(Pu-la)及獛(Pu-lung)の三派あるも、支那人は一般に夷家と稱することゝ「ロー」氏の記す所なりとす、但し「クラーク」氏は夷家を以て玀々の別名なりとせり、其衣服は男子にありては支那人に相似たるも、婦女は窮屈なる上衣に、長き女袴を穿ち、足は纏足せず、彼等は一般神を信ぜざるも迷信深く妖精、惡魔を信ず、但し苗族及玀々等に於けるが如き萬象及大洪水等に關する傳說を有せず、病氣其他災厄に際し惡魔を拂はんが爲めには屢々行者を招き、又時に所謂"Spirit" Treesの前に犧牲を供することあり、又「ロー」氏の記する所に據るに、彼等は從前十字架禮拜を爲せることありしが如く、彼は一度塔中に十字架を見しことありと云へり、各地方により酋長を有するも非常に訴訟を好み、酋長に於て之を判決する能はざる時は支那法廷に訴ふることあり、狡猾不正直なりとして支那人より嫌厭せらる、舞踊をなすことなきも歌を好み卽席演奏を競ふことありと謂ふ。

狆家の派別

獛夷

風俗

摩歩

第五項　摩　歩(Mo-so or Mossos)

雲南省西北部の麗江、臨江、鶴慶等の地方に住し、特に騰越道東北部一帶に住する者最も多く、Mo-sha, Mo-ti, Li-chia とも稱す、蒙古地方より西藏西南部に移住せし者、更に雲南省に移住せるなりと稱され、彼等自ら Na-shi 或は La-shi と稱す、其初め麗江に都し西藏の東部及雲南省西北部を領して一强國を建てしが、一二五三年忽必烈汗の征服する所と爲れりと云ふ、其言語は稍々玀々語に類似せるも、彼等は玀々を輕蔑して其近似するを否認すと謂ふ、其宗教は Tibetan Buddhism にして、祖先を崇拜し、迷信深くして惡魔、妖怪等の存在を信ず、男子は多く支那服を纏ひ、綠石にて造れる耳環を垂れ、婦女は襞をとれる「スカート」を着し、頭髮は之を頭上に結ぶを常とす彼等の房屋は非常に粗陋にして、大麥を常食とし、麝鹿其他獸類を射るを生業とす。

居住地

歷史

風俗

生業

第六項　力　歩(Li-so or Lisus)

摩歩と同種族と稱され又猓々と稱するものあり、一般に摩歩族の南方に住す、廣く騰越道東北部なる「サルウイン」河溪谷に住し、其數多からざるも雲龍縣(舊麗江府下)を以て最も多しとす、其南方に住する者は支那人化して習俗近似するも、北方に住する者は其感化を受くること少なく原始的蠻民の狀態に在りて、摩歩族よりも劣り、草葉、木皮、麻布、毛氈等を衣とし、鳥獸を獵して之を食とす、一般に武器を愛用し晝夜身邊を離さず、特に弩弓に長ず、猓々と稱する族は力歩の別名なりとす。

力歩

居住地

第七項　民　家(Min-chia)

雲南省騰越道東部に住する洱海沿邊の民族なりとし、大理は嘗て彼等種族の首府たりしことあり、各種族との雜種なるも、彼等は自ら東漢の初、雲南に居りし白王の後裔なりとし Pe-tso と稱す、其用語は之を類別することゝ困難なるも、多くの支那語を混用し、又俊秀なる者は漢文を學び、考試に應じて官途に就きし者もありと謂ふ、毎月五日歌舞の祭禮を爲すを常とす。

民家

居住地

歷史

第八項　野　人（Kachins）其他雲南高原民族

野人は緬甸北部の高原に住する高原民族にして、緬甸の北部に住する Singhos 卽ち Kachins 又は Kakyens と稱するものと同族なりとし、支那にては雲南省西部の邊疆地方に居住す、彼等自ら Ching-Pa'w と稱するも、支那人は野人（Yeh-jen）又は山頭（Shan tou）と呼ぶ、山谷の間に巢窟を營み、樹皮及毛皮を衣とし、禽獸を獵して之を常食とし、其性頗る殘忍獰猛なりと謂ふ。

猶ほ雲南省は其地居住の蠻族頗る多く、其住民の約三分の二は此等蠻族の占むる所にして、前記野人の外、尚ほ擺族、窩泥、獽蠻、其他 Head Hunter, Tai-loi, Lo-hei, Ma-ru 等の諸蠻族あり。

擺族（Lai）は老撾（Laos）及暹羅人（Siamese）と同種族たる擺族語（Shan Zame）にて稱せらるゝ名にして、山地に住し Wa 族と同種族なるも稍々開化し、Head Hunter と稱する種族の如く獰猛ならず、蓋し Head Hunter と稱するは雲南及緬甸邊疆を橫れる「サルウイン」、「メーコン」兩河間の溪谷地方に住する種族にして、擺族語の wa 族と同種族なりとし、更に台灣の南蠻たる Voniuma 族及北蠻たる Atayal 族も亦同族なりとす、體軀他種族に比し短小、皮膚晴く、性獰猛なると共に容貌醜惡にして慣れ易からず、儀式に際しては常に人頭を供し、且つ彼等の小屋の入口を飾りつゝあり、從て人頭を必要とするや屢々之れを得んか爲め遠征すと稱せらる。

猶は同じく「サルウイン」、「メーコン」兩河間なる雲南南部に住する高原民族に Lo-hei 又は La-hu と稱せらるゝ蠻族あり、獽々族と Wa 族との混血族にして獽々語を用ふ、頗る爭鬪を好み弩及毒矢を使用す、男子は支那服を纏ふも婦女は長き上衣を着し股引及脚絆を使用すと稱せらる。

窩泥（Wo-ni）は斡泥、和泥、俄泥或は河泥等とも書す、南部雲南省の高原民族に對し支那人の附せる名にして、獽々語を用ゐ、其種別多く Pu-tu, Pi-o, Ku-tu 等と稱するものあり、此他 A-ka と稱し、犬を常食とする種族ありと謂ふ。

獽蠻（Pu-man）は雲南省西南地方に住する種族の支那名にして、或部の者は支那語のみを使用す。蓋し「クラーク」氏の說に據るに、獽（Pu）は猺（Yao）に對し支那人の附せる名にして、擺族に屬するも、次第に離散孤立して附近有力なる種族の言語を用ふるに至りしなりと謂ふ。

以上の外 Tai-loi と稱するは獽族に近似して同種なるべしと稱せらる、雲南省の高原民族にして、Tai-loi と共に擺族語なりとし、且つ彼等は擺族語を使用すると共に其習俗相類似し、婦女は縞色物の女袴及貝類を以て裝飾を施せる上衣を着し、佛教を信ずと稱せらる、又 Ma-ru 族は「イラワヂ」河の東支流、雲南の邊疆地方に住する も其範圍廣からず、犬を常食とすること窩泥族に類すと謂ふ、又土獞、獞、哈喇、遮蒌、羯蒌、土人、地羊鬼、結苴、峨昌、扯蘇、猊獞等幾多の蠻族ありて雲南其他貴州、廣西等に棲息す。

第九項　白　夷（Pai-i or Shans）

擺夷、百夷、獽夷とも書す、卽ち擺族（Shans）にして、其 Shan と稱するは緬甸語なりとし、老撾人及暹羅人と同族なりとす、往昔南詔、大理強國の遺民なりと稱せられ詔族とも云ふ、蓋し詔王國を建設し大理府を首府とせしも、忽必烈汗の爲め征服せられしものにして、現時緬甸暹羅及支那邊疆殊に雲南省西南部に住し、千崖其他數十の部落を組織し、皆世襲の土司ありて之を管理すること宛然一王國の如し、此他廣東、廣西、貴州及四川の

邊疆にも住すと稱せらるゝも、多くは支那民族と混血し、廣東省住民の如きは詔族の血液を混する者少なからずと稱せらる、而して其白夷と稱するは支那人に依り與へられたる名にして、其雲南省に於ける者は自らTai-noと稱す。

水白夷

猶ほ雲南省南部には別にLüと稱する撣族あり、支那人は之を水白夷と呼ぶ、而して此等撣族は多く谷間の腹地を選びて住居し、其服裝は男子は支那人と異ならざるも、婦女は地方により多種多樣なり、宗教は其雲南省に於ける者は一部佛教を信ずる者ありと謂ふ。

第十項　犵　狫(Keh-lao)

犵狫

犵狫は又獠(Liao)とも稱す、原住種族中最も古き種族にして、現時貴州省に住するも殆んど絶滅し、其殘存せる者は安順縣に住す、其言語は他地方のものと非常に相異し、一般に邪神を信ず、服裝は男子は支那人と異ならざるも、女子は頭髮を頭上に結び纏足せず、又婦女の衣服の色合其他習慣上より三種に區別す、一は花犵狫(Hua-keh-Lao)と稱し、婦女の衣服が雜色なるが故に稱し、二は紅犵狫(Hung-keh-Lao)と云ふ、衣服の色合紅きが故に稱するものとし、三は打牙犵狫(Ta-ya-keh-Lao)と呼ぶ、花嫁にして婚約成るや結婚前其前齒を打ち破り以て婚約濟なるを表示する習慣あるを以て稱せらる。

風俗

種別

花犵狫

紅犵狫

打牙犵狫

潞子

第十一項　潞　子(Lu-tzu)

潞子は怒夷又は怒人とも稱し、彼等自ら呼びて梅郎(Melam)又は阿儂(Anong)と稱す、多く雲南省西部の潞江附近に住するが故に潞子と稱し、其怒夷、怒人と稱するは怒は雲南音にて潞と通ずるが故なりとす、風俗剛狼、男子は頭髮を束ぬるに繩を以てし、髮束の高さ七—八寸に出で、婦女は布を以て結髮す、此の種族は身長一般に短矮なるも、頗る强健にして、言語は附近の他族に比し稍々異なるものありと稱せらる。

五嶺山地の蠻族

第二欵　五嶺山地の蠻族

第一項　猺　族(Yao)

猺族

黎族と共に五嶺山地地方に居住する蠻族にして、緬甸族に屬し、廣東、廣西、雲南殊に廣西省に住する者最も多く、湖南省南西部地方にも亦居住する者ありと稱せらる

猺族の種別

猺族は諸蠻族中苗族に亞ぐの大族にして、苗族と同じく屢々漢族と爭鬪を爲せしも、道光年間漢族に征服せられてより爾來反抗せず、貴州省に在りては苗族及玀々よりも先住の種族たりしも、現時殘存する者なしと謂ふ。

平猺

山猺

猺族は其種別少なからざるも、彼等の居住地によりて山猺、平猺の二に大別せらる、而して平猺は平地に住するが故に稱し、現時漢人化して風俗等異ならざるも、山猺は山村に居り、山側に大洞穴を造りて住居す、卽ち猺洞と稱するもの之れにして、風俗言語等漢人に異なり、體軀短矮、鬚髭薄く、頭上に長髮を戴けり、而して山猺の分布は湖南省にては資江上流地たる武岡、城步等及湘江支流瀟江流域の道州、江華、永明等並に來水流域に於ける桂陽、桂東諸縣地方の三區に分つを得べく、更に江華縣地方の猺族は南方廣西省賀江流域の賀縣及廣東省連江流域の連州地方に亙りて分布の區域頗る廣大なりとす、蓋し此等地方の猺族は父祖傳來の遺習として復讐心强く、古來姑婆山、九疑山等の天險に據りて頑强に漢族に反抗せしものなるも、現時多くは農林業に從事して勤勉なる民に變じ、彼等の據りし天險は今や解散兵、草賊、土匪等の巢窟に變じ、猺族は却つて此等草賊の爲め苦し

山猺の分布

む所となれり。

廣東猺　湖南猺　黎族　居住地　歷史　熟黎　生黎　風俗習慣

猶ほ猺族中廣東省海岸地方に居住する者ありて廣東猺と稱す、舊廉州府内の山地に住居し、十二世紀頃廣西省より移住し來れりと稱せられ、其數約三萬人を算すと謂ふ、而して此の廣東猺に對し、湖南、廣西、廣東三省交界地方に居るものは湖南猺と稱せらる

第二項　黎　族(Loi, La, Lai, or Li)

Li-mu又は塞(Sai)とも稱す、其言語は安南又は暹羅語に類するが故に「パーカー」(Parker)氏は單語の比較により暹羅族に出で、身長顏色等は馬來種に類似すと稱せり、又貴州、廣西に住する狆家族と同種族なるも、一は西方に壓迫せられて狆家となり、一は又海南島に逐はれて黎族となれりとも唱へらる、主として廣東省海南島中南部地方に居住する民族にして、其數約十萬人を算すと稱す、但し苗族の混在する者ありて約五千人に達すべしと謂ふ、往昔瀕海の平野地方に住せしも、今や深く山間に巢窟を營みつゝありて、二千年來化外の民族として漢民族に對抗し來りしも、現時漢官の治理を受くる者ありて、熟黎(Tame Lois)及生黎の二種に區別せらるゝに至れり、熟黎は卽ち漢化の民族にして、其衣服擧動等全然漢人化せる者、及支那人の支配に屬せるも然かも尙ほ彼等特殊の習俗を殘存する者との別あり、又生黎は多く山間に隱れて支那人の治理に服せず、特に海南島南部に住し自ら部落を形成して酋長を戴き其治に服しつゝありて、漢人との關係尙ほ極めて不安定なりとす。

黎族の風俗慣習は彼等の居住する部落及其派別の異なるに從ひ一樣ならざるも、其東北地方に對する者は、頭髮は大なる結髮と爲し、衣服の上衣は短くして前は開け、腰に二條の布を垂る、又南方に住する者は、男子は骨製のピンを以て頭髮を束ね、婦女は雨天時には頭髮を結ぶこと馬尾の如く、更に西南地方居住の者は、男子は頭髮を一耳より他の耳に迄分け、前頭部の頭髮は之を額上に結ぶと共に、其殘髮を一旦耳邊に持ち來りたる上之を前額上の結髮に詰込むものとす、而して婦女は從來凡て文身を施し、兩耳より腮に掛けて三條又は五條の線を畫き、腮先又は手甲にも黥せる者ありて多くは薄き黑色なりとす、但し現時文身を施す者漸次減少しつゝありと謂ふ、又衣服は短き上衣を着し膝に達する程度の下袴を纏ふ、多く樹棉其他普通の棉花を材料として布を作り、地方によりては骨又は銀にて裝飾を施し、或は眞鍮製の大耳環を用ゐ、兩耳各徑五寸餘の耳環八個乃至十個を着け、更に生黎に屬する者は重き南京玉製の頸環を附す、彼等黎族の生活は自給自足にして、時々支那人の市場に鹿角、鹿皮或は籐の類を齎らすことあるに過ぎず、米を常食とす、米は其質佳良にして平地のものに優ると稱され、通常薩摩芋を混ぜる粥を用ふ、牛豚雞、家鴨等を飼育するも猥りに屠殺せず、野菜は南瓜、瓢蕈を作るの外他の蔬菜を見ず、自ら網を造りて溪流に漁することありて、網の重もりは厘錢を鑄て之を作り、酒、煙草を嗜用することと多く、酒は米又は薩摩芋にて造り、煙草は自作する者あるも、又漢人より之を需む。

生業　生活

又家屋は普通荒木を柱とし、壁は竹を編みて心とし、外側又は内外兩側より粘土を塗ること漢人農家に異ならず、簡單なる竹製の寢台を用ふ、往時一夫一婦にして男女間の關係頗る嚴格なりしと稱せらるゝも、現時漢人にして黎地に出入し其地の物產を商ふ者の如きは多くは黎族の女子を娶り、以て黎族間の信用を得るを常とする等漢人との接觸繁きを加ふるに伴ひ漢人の惡風に染み、撫黎機關なる團長、統管、哨管等(註一)と稱する頭目の類は數人の妻妾を貯ふるを常とし、未婚男女間の關係も紊れつゝあり、殊に奇とすべきは女子妙齡に達する時は、

其父母は女子の爲め別に小屋を建てゝ獨棲せしめ、青年男子との自由交際に便ならしめ、以て任意良人を選ぶに便すこと謂ふ。

迷信

此他黎族は疾病等に對し恐るべき迷信を有し、疾病を以て鬼神の祟りとし、神を祭り、犧牲を供へて禁厭祈禱を行ふを常とす、卽ち巫士に頼する者ありて神意を伺はしめ、若し病癒へざる時は他に邪術を行ふ者あるか故なりと稱し、所謂殺禁婆と稱する恐るべき迷信を敢てす、殺禁婆とは若し巫士の神に祈るも病を癒する能はず、所謂神意と稱して他に邪術を行ふ者あるが故に病癒へずと爲す時は、全部落の老幼婦女を神前に集め神意に依り一婦女を指定し之を禁婆と稱す、而して禁婆定まる時は衆人之を打擲蹴踏して至らざるなく、其瀕死の狀態となるに及びて山地に擔ぎ去り、生き乍ら土中に埋むるものとし、尚ほ病癒へざる時は禁婆二―三人に及ぶことありと稱せらる、但し近時團長其他官憲の禁ずる所となり、漸次其跡を絶ちつゝありと謂ふ。

殺禁婆

海南島蠻族の種別

猶ほ海南島に居住する蠻族は黎族を主とし、苗族更に之に加はること前述の如くにして、此等を細別して生黎、侾黎、岐黎、苗黎の四黎に分ち、總稱して黎又は四黎と稱せらる、而して四黎中侾黎は更に東侾、西侾に分つ、平地に居して稍々文化の影響を受くる所謂熟黎なりとし、特に東侾は其衣類等殆んど漢人に異ならず、又生黎及岐黎は漢人の部落と遠かりて山地に居住するも、然かも岐黎は生黎よりも更に山地深く居住し、時に生黎固有の樹皮製衣服を用ふる者あるも、多くは裸體にして其褌の如きは西侾と同じく三角形の物を用ゐ、一角を長くして陰部を蔽ふのみ、生黎は敢て漢人との接觸を厭はざるが如し。

侾黎

生黎岐黎

註一、團長、統管、哨管（撫黎）

撫黎機關

第三款　閩浙山地の蠻族

閩浙山地居住の蠻族は專ら畲族にして、順治十八年瓊州より移住せりと傳へられ、且つ猺族と同種族なりとする學者あり、之れ或は畲族中に猺族の散居する者ありと稱せらるゝ所以ならんも固より明かならず、而して畲族は浙江省處州地方にては畲客或は奢客とも稱す、蓋し他地方より移住せし蠻族の意なりとす。

閩浙山地の蠻族

畲族

現時此等畲族の多く住するは福建、浙江の北部地方にして、舊處州府内に居る者最も多く、鐘、藍、雷の三姓あり、麗水、青田、縉雲、松陽、遂昌、龍泉、慶元、雲和、宣平、景寧諸縣に住し、就中雲和、慶寧の約五千人及遂昌の約八千人等最も多く、更に衢州、嚴州府下にも散居す、其祖先審かならざるも盤瓠の遺種なりと傳へられ、福建省にて狗頭蠻と稱する蠻族も同種なるべしと謂ふ、又彼等種族間の傳說に據るに、祖先は忽ち犬に變じ又忽ち龍に變ぜりと稱し、龍犬と云ふ、結婚は前記三姓間に於てのみ行ひ、衣服は黑色又は紅色の物を好み、儀式に際しては襟廣く袖大にして尺餘に達する僧侶の衣服に類似せる物を用ゐ、多く麻にて作り木綿を用ゐず、景

居住地

歷史

傳說

龍犬

此等は所謂撫黎機關なりとす、元來海南島の行政區劃は全島十三縣あるも、文昌、瓊東二縣を除きては皆黎地の一部を管轄するものにして、凡て縣の下には峒、村あり、村は又弓とも稱し、共に同意義なるも、地方により或は村と稱し、或は弓と稱するものにて、弓村の集合せるものは之を峒と稱す、而して政府は撫黎機關として一名の黎團總長を置き、主要地には撫黎局を設くるものにて、現時撫黎局は定安縣下嶺門、萬寧縣下興隆、陵水縣下關安及寶停營、並に儋縣下南豐に設けらる、而して直接撫黎機關としては卽ち各縣に黎團長一人を置き、其下に於ける各峒には統管あり、更に各弓村には哨管を置き、各管下の治理に任するものとす、但し撫黎局の如き實は黎地産物に對する徵稅機關たるに過ぎずして、何等黎族の撫育開發に必要なる事業を爲さず、却つて課稅苛酷に過ぎ黎族は其壓迫に堪へずして反抗し不慮の慘劇を招くことあるのみ。

寧に於ける者は夏冬に論なく麻布を使用し、南海より來りし遺習なるべしと稱せらる、又婦女は黑色の衣を纏ひ、領廣くして尼僧の衣服に類し、鈕を用ゐずして帶を用ゐ、袖約五―六寸、衣服の丈け二尺八寸位にして黑色の裙を纏ひ、腰邊に二―三寸幅の赤色絹にて織れる帶を卷き之を花帶と稱す、多くは跣足なるも外出用には南洋式「スリッパ」型の靴を穿ち、然らざる時は木履の如きものを用ふ、頭髮は結髮せず、櫛を通すことなきが故に蓬々として後方に垂れ、未婚者は赤色の花布を頭上に戴きて帽子に代用し、既婚者は種々裝飾を施せる竹筒樣のものを頭上に戴く、狗頭と稱するものにして長さ二寸除、太さ寸餘ありて、筒の外は花布を以て包み之に銀を鑲め、筒の後には長さ尺餘、幅一寸五分位の紅布を飾り、豆粒大の雜色の石珠を以て布を飾る、其勞働することと敢て男子に劣らず、農耕に從事し、樵夫ともなりて薪を街に賣る、盛んに歌を喜び山林に薪を採りつゝ奢客歌を唄ふて已まず、一般に山側に茅屋を結びて住し、耕作に從事するも、泰順、麗水地方の畬民は人役を業とする者多し、又

狗頭

生業

祖先祭祀

奢客は一般に祖先を崇拜することと篤く之を祀るを以て榮譽とし、一度祖先の祭祀を營みし者は赤色の奢客衣を着るを許され、其子又一度祖先を祭れば黑色の奢客衣を着くるを得る等、祖先祭祀の度數によりて級を定む、而して彼等の祭祀を行ふや、其祠堂は竹の箱二個を造り、一個には香爐及紅布の袋を入れ、紅布の袋中には木にて刻める狗頭（朱漆を以て塗り金箔にて飾れるもの）を納め、他の箱には畫像を入る、此畫像は盤瓠が犬戎將軍の首級を啣へたるもの、又は高辛氏が其女を盤瓠に妻す等彼等祖先に關する事蹟を畫きたるものにて、此の畫像を白布にて卷き、其白布の長さ數丈に達す、斯くて祖先を祭るや彼等は此の狗頭を納めたる竹製の箱を、祭祀を爲すべき家に昇き込み畫像を祭壇上に懸くるものにして、其祭祀を爲す間は毎日幾十回となく會飲して歌を唄ひ、斯くすること三晝夜に及び、夜半人靜るの後狗頭を取り出して机上に安置し、禮拜の後祭器を取片づくるものとす、此の祭祀の期間は現時財力窮乏の爲め三晝夜を限りと爲すも、往昔は三年を費せしことあり、其後三個月に減じ、更に三晝夜と爲せしものなりと謂ふ。

支那各種族人口數

以上各種族に就き之を概說せり、而して之が人口數は固より正確なる調査の結果を得ること困難なるも、新編支那年鑑に據るに次の推算表を揭載せり（東亞同文會發行新編支那年鑑五五頁參照）

支那人	三七〇、〇〇〇、〇〇〇人
西番蠻子其他の山地族	二〇、〇〇〇、〇〇〇
滿洲人	二、〇〇〇、〇〇〇
西藏人（Bod-pa）	六、〇〇〇、〇〇〇
蒙古人及カルマク人	四、〇〇〇、〇〇〇
喀什噶爾人	七五〇、〇〇〇
唐古特（Tanguts）	一五〇、〇〇〇
「ソクパ」（Sik-pa）人及「ホルパ」（Hor-pa）人	一〇〇、〇〇〇
「ヌランチ」（Taranchi）人	四〇、〇〇〇
「キルギース」（Kirghiz）人	三五、〇〇〇
伊犁及甘肅の東子人	三〇、〇〇〇
計	四〇三、一〇五、〇〇〇

支那財政及特種商業制度
支那財政制度
支那財政の狀況
財政問題研究の急務
支那は救亡期に在り

第三編　支那財政及特種商業制度

第一章　支那財政制度

第一節　支那財政の狀況

支那現時の國情を見るに、研究を要すべき問題は殆んど枚擧に暇あらずと雖も、其最も重大なるは財政問題なりとす、蓋し開發すべき富源の如何に豐富なりとも、財資の欠乏は遂に之が開發を圖る能はず、殊に財政上支那は一部其獨立を犧牲にし、支那の二大歳入たる海關稅及鹽稅は外人監督の下に在りて大部外債の償還に充てら之れ吾人が支那は財政權一部の獨立を犧牲にせりと稱する所以にして、治外法權と共に支那にとり最も重且大なる問題なりとす。

惟ふに支那の現狀は救亡期にして建設時期に在らず、之れ民國政府成立の當時國務院が其施政方針を議定せるに當り切言せし所にして、實に支那は共和政府を樹立し、最も實行し難き理想を實現してより既に十數年を經たりと雖も、最も觸れ易き財政問題に困窮し眞に國家救亡の時期に在り、清朝政府の轉覆は近代の進歩なりとするも、財政問題の解決は支那歷史中未だ曾て見ざる顯著なる困難を伴ひつゝありて、今や民國政府は內外よりの壓

迫を受け、政府人民共に曾ては夷狄こして輕視せし外國の憐みに倚り、漸くにして國家の形式を維持しつゝある
の悲境に沈淪するに至れり。

蓋し民國現時の財政は前清財政紊亂の後を承け、更に其紊亂を助長せるものなるが故に、支那財政の現狀殊に
其紊亂の原因如何を審がにするには、勢ひ清代財政狀況の一般を究めざるべからず、而し清代財政の狀況は略ぼ
之を五期に分ち說明するを便こす。

清代財政の狀況

第一期（富裕期）

康熙時代の財政

卽ち第一期は所謂富裕期にして、一六四四年滿洲朝廷の入關より嘉慶（一七九六年）に至る約百五十年間を稱し、所謂
民力の寬恤、歲入整理の後を承けたる康熙、雍正、乾隆時代の國政が黃金時代を現出せるものなりこす、蓋し支那
に在りては歷代課稅の輕重を以て君主の仁暴を定むるの標準こ爲せしが故に、清朝入關の初めに在りても、又人
心收攬の策は專ら租稅の輕減に在りこし、之が徵收は舊法に仍り敢て增徵せざるのみならず、各種の附加稅を廢
除し、橫征、暴斂、中飽の弊を嚴禁して民力を寬恤し、冗官を廢して經費の減縮を圖るこ共に、租稅制度及徵收
法を改良して歲入の整理を敢行せるものなりこす、但し當時天下尙未だ統一せず、歲出は大部軍費に於て占めた
り、然れごも康熙年代に至りては天下稍靜に歸し、康熙十四年三藩の亂時軍費の爲め歲出增加せりこ雖も、亂
平定後歲入漸く增加し租稅の輕減或は時に全免を行ひ、一面更に行政費、軍費就中皇室經費を節約し、中飽の弊
を嚴禁して國政の刷新を圖るこ共に、墾植、農耕を奬勵し、爲めに戰役屢々起りしも庫藏尙ほ盈餘を生じ、康熙
末年の庫藏盈餘八百萬兩に達せりこ稱せらる、而して雍正年代に入りてよりは天下久しく太平の後を享け國民
富裕こなりしより、財政漸く寬大に流れ、中飽又興りしも、雍正帝は卽位の初めより中飽侵蝕の弊を防ぐを以て

第二期（缺乏期）

嘉慶時代の財政

道光時代の財政

咸豐時代の財政

乾隆時代の財政

財政整理の中心こし、乾隆時代に於ける强固なる財政の基礎を造れり、卽ち乾隆時代に在りては財政の整頓、歲
入增加の結果、或は田賦の免徵數回に亘り、災民の救濟、河堤の興築、軍備の擴張等盛んに土木を起せしに拘は
らず、國庫の盈餘年々八百萬兩以上を算し、殊に末年に至りては實に七千萬兩の國庫存銀を見たりこ謂ふ。

然るに嘉慶より道光、咸豐を經て同治に至るの間は第二期の缺乏期にして、康熙、乾隆時代の富裕なる財政も
次第に窮迫を告ぐるに至れり、蓋し嘉慶時、紅苗、敎匪等の亂相續ぎ軍費膨脹の結果、國用漸く窮乏を告ぐるに
至りしが、殊に河堤の修築、租稅の滯納に加ふるに外國品特に阿片の輸入盛大こなりてより、銀の海外流出巨額
に上りしが爲めにして、就中道光に入りてよりは其初年已に歲入不足の後を承けて國用の不足を來し、且は後年
地方の解款及各項收入の滯納著しく前代未聞こ稱せられ、軍費、河堤修築費等又巨額に上りしのみならず、銀の
海外流出年々三千萬兩を超過し、阿片戰後償金二千萬兩の支拂は一層財政の窮乏甚だしきを致せり、然るに咸豐
時に入りては更に洪楊革命の大亂ありて軍費の膨脹愈々甚だしく、遂に一時の急を救はんが爲め釐金制度を創設
するあり、英佛聯合軍の侵入は更に二千萬兩に達せんこするの償金支拂を餘儀なくせられ、財政の窮乏前代未聞
の狀態に陷りしも、然かも洪楊の亂尙未だ平定せずして軍費徒らに激增し、遂には本期間の特色こして外債を仰
ぐの端緒を開けり。

第三期（中興期）

同治以後日淸戰役前の財政

而して第三期は同治初年より光緒二十年日淸戰役に至るの間を稱し、所謂財政の中興期こ稱するよりも、寧ろ
稍緩和されたる時代にして、同治初年洪楊の亂平靜に歸し、釐金收入の增加、海關稅、阿片稅の新設せらるゝあ
り、歲入爲めに激增して約七千萬兩餘に上り財政の恐慌稍々平靜に赴き、殊に光緒に入りてよりは其初め內憂外

患殆んど相去り、內治の平靜に復すると共に、田賦、鹽課、常關、釐金、海關稅、其他阿片稅等各種の財源豐富となり、光緒七年度に於て歲入總計約八千一百萬兩に上り、爾來逐年幾多の新事業を實施せりと雖も、之が爲めに特に增稅を行ふの要なく、光緒十一年より日淸戰役時（光緒二十年）に至る十箇年間の平均歲入約八千三百萬兩、同歲出七千七百萬兩にして、每年平均約六百萬兩の盈餘を生ぜり、斯くて日淸戰役前に於ける支那政府の財政は歲出入共に漸增せしと雖も、然かも尙ほ幾分の國庫剩餘あり、外債も亦七項合計六百八十萬磅、歷年償還して日淸役勃發の當時には僅かに獨債二十四萬磅を殘せるに過ぎざりき。

第四期（紊亂期）

日淸戰後の財政

關匪事變後の財政

然るに日淸役中の戰費及戰後賠償金の支拂は第四期に於ける所謂財政の紊亂期となり、悉く外債に仰ぎし結果光緒二十年より同二十四年に至る五ヶ年間に於て、外債は其額七項合計五千四百四十五萬五千磅の巨額に達し、每年償還の元利金合計二千五百餘萬兩に上り、當時外債の担保たりし海關稅收入約二千一—二百萬兩を以てするも、尙ほ外債元利の償還に足らず、支那の財政は正に此の期に於て紊亂の基礎を築けり、而して財政の打擊甚大なりしに加ふるに、戰後新政準備の爲め經費の膨脹も亦勘なからず、當時の歲入八千八百餘萬兩に對し歲出一億を超過し、其不足額一千三百萬兩餘に達せしも、當時阿片稅、海關稅、釐金稅等年々自然の增收ありしが故に、未だ甚だしき窮乏を告げず、紊亂の萌芽を出すに止まれり、然れども光緒二十六年團匪事變後に於ける列國への賠償金六千七百五十萬磅、每年の分償還額約一千八百十三萬兩の支拂を餘儀なくせしめられたる支那は、眞に財政紊亂の渦中に陷りて又如何ともすべからず、外債總額約一億二千二百萬磅に達し、每年償還すべき元利合計三千二百六十萬兩を算せしのみならず、金貨勘定にて元利を償還するの結果銀價下落に伴ふ損失莫大の額に上り、

海關稅は勿論、鹽稅、釐金、常關稅等其大部は外債償還資金中に投入せらるゝの悲境に陷り、田賦亦濫りに增徵し得べくもあらず、亂後百般の新制勵行を必要とし政費の益々膨脹するの時に當り、財政愈々益々窮乏に陷れり卽ち歲計遞加の趨勢は光緒十八年より宣統三年に至る二十箇年間に於て、歲入は約八千三百餘萬兩より約二億九千七百萬兩に增加し、歲出は更に膨脹して約七千六百萬兩より三億三千三百萬兩と爲り、大約七百萬兩の歲入超過より三千六百萬兩の歲入不足を見るに至り、遂に淸朝滅亡の主要原因を形成するに至れり、蓋し支那歷朝興亡の跡を尋ぬるに、其所謂全盛時代とも稱すべきは創業以來永くも數代にして終るを常とし、國初政府の組織簡易にして中央財政の餘剩あるに際しては、貢賦の輕減を行ひ或は土木を起して一時其全盛を謳歌するも、建國年を重ぬるに及びては中央の組織複雜と成り、官吏の濫增、軍兵餉祿の膨脹は勢ひ地方貢賦の督促、加徵或は新徵を命ず、然るに地方も亦年々經費增大し中央への送欵を減ずるの必要に迫られ、爲めに中央地方の關係密接を保つ能はず、中央の威望日に墜ち政道弛廢して地方は其命に從はず、轢て中央、地方の抗爭は、王室遂に弧立し革命興るに至るものにして、淸朝滅亡の道程亦其軌を一にせり、然れども今更に淸末財政窮乏の跡を見るに、其打擊の最も大なりしは日淸戰役及團匪事變に在り、窮乏其極に達せりと雖も、政府は歷代興亡の跡に鑑み敢て增稅を喜ばず、更に新政施行の爲め費用を要せしこと勘なからざりしも、然かも纖道借欵を除きては所謂政治借欵の如きは殆んど之を起さずして收支の適合に努め、外債の償還亦曾て延期澁滯することなかりき、蓋し淸末は頗る窮乏に陷りしと雖も未だ今日の如く紊亂狀態を暴露するに至らざりき。

支那歷朝興亡と財政

民國の財政

以上は卽ち淸代財政の概略なりとす、而して民國の財政は便宜之を二期に分ち得べく、民國初年より同五年袁

氏の沒落に至る間及袁氏歿落後より今日に至る間なりとす。

第一期（袁氏時代）

惟ふに民國の財政は清末經費膨脹の後を承けしのみならず、國内不統一等の爲め軍政費は勿論、亂後の維持費著しく增加し、然かも各省の解款は袁氏の極盛時に於ても尚且斷絶するもの多く、或は却て中央に補助を仰ぐの狀態に在りき、之れ借款政策を採るに至りし所以にして、當時中央の支出三億元を超過せり、然れども袁氏の中央集權策は一時天下殆んど統一に類し、民國三―四年の間は卽ち其極點にして、各省軍民長官は皆中央の命に從ひ、各省解款の杜絶すること稀なりしが故に、歲計の不足は尚ほ輕微たりしも、其後袁氏帝制の野望は人心收攬の爲め財政の施設漸く亂脈となり、紙幣の濫發は固より怪しむに足らず、借款の濫用は其後に於ける殆んど收拾すべからざる財政紊亂を誘致するの端緒を發するに至れり。

第二期（袁氏歿後）

卽ち第二期に至りては袁氏の歿後、中央の威信全く地に墜つると共に群雄割據の狀態となり、軍費過重、地方の解款は差押へられ歲入全く涸渴せり、卽ち民國六年支那が歐洲戰役に參加してよりは庚子賠款五箇年間の償還延期及獨墺債務約五千萬元の支拂停止を得たるのみならず、當時鹽稅及關稅の增加、銀價の高騰、對外貿易の好況等の爲め支那は財政整理の最好機會に際せるものなるも、政府は毫も顧慮する所なく、却て益々綱紀の紊亂を恣にし、軍政兩費妄りに增加せしより、所有担保を擧げて内外債を濫擧し、徒らに一時の彌縫糊塗を事とし、借款を以て國家の命脈を維持すべき唯一の手段たらしめたり、蓋し予が曩に支那の財政を以て外國の憐みに倚り漸く國家の形式を維持しつゝありと稱せし所以なりとす。

要之、近世國家に於ける中央政府の行政は過去に於けるが如き簡易なるものに非ず、而から全國不統一の結果は中央の收入過去に比し却つて多からず、但し清代常關及海關收入の大部中央の直轄となり、民國に入りては鹽稅又中央の收入に歸せしは、中央の財政に幸せし所頗る大にして、之れにより僅かに一時を救ひ得るも、限りなき支出は此等限りある收入を以て維持する能はず、之が爲め頻りに内外債を募り中央一日の經費は其日の借款により僅かに支持し、清朝は財政に於て既に滅亡せざるべからざる運命に陷りしものにて、民國も亦財政に於て危殆に瀕するものとす。

農民は政府の支柱

而して以上財政の内容は公財政以外更に外國貿易の狀態を究むるを以て主要の問題とするも、支那に在りては産業の革新、進歩最も顯著なる現代に於ても、殆んど農業國たるは世人の熟知する所にして、政府の主たる支柱は古往今來均しく農民にして、其國富は天産物を除きては他に求むる所極めて稀なり、而して外國貿易の進歩固より顯著なりと雖も、其增加は土貨の輸出量よりも外國製品を輸入せる量大にして、唯だ時の經過に依り支那人民によりて購はれし製品の數量價格を增加せし現象たるに過ぎず、其增加たるや又極めて緩漫たり、故に外國貿易の爲めに支那の富が如何に增加し、又如何に消耗せられしやは特に論ずるの要あらざるべしと思惟せらる。

第二節　支那の財政組織

支那の財政組織

財政紊亂の原因

支那財政は既に窮乏紊亂の極に陷り殆んど收拾すべからざるの現狀に在ること前に述べたるが如し、而して之が原因は近世政府の惡政に依り中央主權の薄弱を來たし、制度は多く空文に歸し、大小の官吏相競ひて公器を濫用し私利を營む等、綱紀弛廢の結果たるや勿論なるも、他方又其財政組織の著しく不統一紊亂せるが爲めに外な

らず、殊に民國に至りては其財政組織は大體に於て清朝の制度を踏襲せるものなるも、清朝の財政制度たるや其末年恰かも改革中に在りて、未だ其成らざるに突如革命の勃發を來し、新政府の樹立を見たるものにして、爾來政治の基礎定まらず、一層財政の紊亂を助長し、遂に支那の財政は殆んど論ずべきの基礎を有せざる悲境に陷りしものにす、然れども之が禍根は遠く過去の制度に胚胎せること既に述べたるが如し。

類似的統一

惟ふに支那に在りては財政制度のみならず、其政治組織に於ても、果た又社會百般の現象に於ても嚴格なる意義に於ける統一なるもの全くなし、例へ之れありとするも固より眞の統一にあらず、僅かに類似的統一の存するものあるのみ、蓋し支那が永く世界の大國として存在する所以より考ふるに、今日吾人が有する思想より定むる意義による統一は固より見る能はざるも、別種の意義に於ける統一は、其衣食住の形式に於て、或は社會の風俗人情思想等に於て、例へ地方により多少の相異ありとするも、之を大體より見る時は少なくとも支那民族間に在りては一種の共通性を具備せるを否定する能はず、吾人の以て類似的統一あるのみと稱せる所以なりとす。

支那の財政制度も亦之れと同じく、全國を統一して完全なる秩序組織を有せし時代なく、古來の慣習を踏襲して今日に至りしものなるが故に、全國各地の財政組織は僅かに相類似する者あるに過ぎず、斯くて支那の財政は各省各縣相類似せる方法を採れるも各々相獨立し、一省は管下各縣の財政を統一せることなく、中央政府も亦各省財政の統一に成功せしこと嘗て之を見ず、蓋し古來極端なる地方分權制を採用せるが爲めにして、中央政府は唯だ政府所在地の財政を管掌するに止まり、各地方の財政は中央より全く獨立し、中央政府は單に之を監督すること謂ふに過ぎず、現時に在りては支那統治の狀態は實際上何等封建時代と異なるなく、各省長官は督軍と稱し或は總司令、軍務督理等如何なる名稱を用ふるも、等しく封建時代の諸侯に異ならずして、廢督の論如何に紛起すとも國家萬般の基礎改まらざれば其實行を期し難し、蓋し中央政府は全國を代表すと謂ふも、財政に於て全國を支配するを得ざれば中央政府たるの名實相伴はず、此の狀態にして尙ほ永續せんか支那は遂に相救ふべからざるに至るべし。

清末制度改革前の財政組織

要之、元來清朝に於ける行政組織には二樣の特色あり、一は政府と官廷との區別不明確なりしことにして、二は極端なる地方分權制度の結果、財政制度の組織及財政權の作用不統一にして、頗る煩雜なる狀態を呈せるの事實なりとす。

中央財政の首腦

而して清末財政制度は將に改革の道程に在りしも、夫れ以前の制度に就き見るに、財務行政の首腦は戶部にして、之を官制上より見る時は、戶部は國家の財政に關する一切の事項に對し其職權の及ばざる所なきが如きも、實は直接に國家の財政權を行使するにあらず、唯だ地方財政官廳に對し每年政府に納むべき一定額を規定し、之れに基き地方より送附し來るものを接收して各部に分配し、以て其經費に充當するに過ぎず。

地方財務官廳

而して地方に於ける財務官廳の首腦は、官制上各省布政使にして一省財政の全權を掌握せるが如きも、此の布政使なるものは戶部に直隷せるにあらず、地方長官たる督撫に隷屬せること本書第一編第三章清の地方官制中に既述せるが如くにして、督撫は戶部に對し何等の統屬關係なし、故に戶部が布政使に對する監督權は單に官制上の空文たるに止まり指揮監督の實權なきものにす、加ふるに地方に於ける財政權は獨り布政使のみに委任せられしにあらず、鹽務關稅等の特設財政官廳ありて、或は督撫の兼務に係り、或は督撫に隷屬し、此等に對しては布

戶部と地方官廳との關係

政使は指揮監督權を有せざること尙ほ戶部が布政使に對するに異ならず、今更に此等の關係を明かにせんがため戶部と地方官廳との關係を見るに、凡そ中央政府が或事件に就き新たに經費を要する時は裁可を經たる上、各省をして之を分攤せしむ、而して分攤を命せられたる省は地方財政狀況に鑑み每年若干兩を納むべき旨を認諾するものとす、之を認籌と謂ひ、其分攤を命ずるを派定と稱す。

斯くの如く中央政府よりの派定に對しては地方の承諾を必要とするが故に、若し地方にして認籌を爲さゞる場合には戶部は又如何ともすべからざるものとす、又此の派定を爲すの際戶部は其財源に就きては何等指定する所なきを常とし、假りに又指定することありとするも、地方は自己の欲する儘に增徵或は新徵を爲すものにして、且つ其認籌額とても數回の督促を受けて初めて納付するを常とし之を延緩施欠と謂へり、蓋し各省督撫の多くは先づ管內の行政に資金を投じて自己の成績を擧げんとし、或は所謂免籌を謀りて私利を營まんとするに因るものにして、心を大局に注ぎ、中央政府の事業を助けんと欲する者の如きは極めて稀なりしか如く、此の弊習は淸末戶部を改めて度支部と稱せし後は勿論、現今に於ても又毫も革むる所なし。

次に各地方よりの所謂定額が中央政府に送られし手續を見るに、各州縣の貢納定額は各省布政使に於て之を集め、此の內より各省の經費を控除して其殘額を中央に送るものにして、各省經費に充つるが爲め控除する銀額は之を留支銀と稱し、中央卽ち戶部に送附する銀額は起運銀と稱せり、而して起運銀卽ち定額を送る事を解款と謂へり

斯くて徵收の局に當れる地方官は、戶部に送款すべき定額と管下の留支銀との中飽の爲め各自欲する所の稅目に從ひて徵稅し、課稅名目の如きは何等顧慮するを要せざる事前述の如くにして、地方の財政は全く中央より獨立して何等の統一なかりき、殊に其統一を失へるの甚だしきは戶部以外の中央官廳にして、直接地方官廳に咨會して其經費を徵收せるの例稀ならず、之れ固より一般行政の紊亂せるに歸因するも、又地方分權制度の罪たるを免るゝ能はざるものとす。

以上は卽ち財務行政機關の組織に就き其不統一なる所以を概說せるものとす、而して支那租稅の種類及其稅率を見るに、古來種々の變遷を見たりと雖も、唐宋以來大なる變化なく、唯だ時代に依り其名目を異にするものあるのみ、卽ち租稅の種類は大別して田賦、關稅、鹽稅及雜稅の四と爲し得べく、雜稅には商稅（淸代の所謂釐金）、茶稅、牙稅、牲畜稅、契稅、等種々あるも、其大部は通過稅にして、然らざるものは其徵稅殆んど論ずるに足らず。

淸朝に至り海關稅及釐金稅の收入は前代に比し甚だしく多きを加へ、釐金の徵收は各地交通の要衝に局を設け通過の貨物に課稅するものとし性質上一種の關稅に屬す、又關稅は外國貿易及內地貿易に課稅し、又輸出入共に稅し、更に沿岸貿易稅あり、此等の制度は昔時に比し頗る發達し幸ひに收入を增加し得たりと雖も、稅の實質より考ふる時は非難を免れざるもの尠なからず、更に又近時雜捐なるもの盛行す、一種の營業稅の如く又附加稅の如き性質を有するものにして、其行はるゝこと未だ全國に洽ねからずと雖も、其額決して侮るべからず、此等は主として縣或は縣以下の自治機關の收入に歸し、警察、敎育其他土木費に充當するものにして、地方によりては雜多の種類あり、又二—三種に止まるものありて一定せず、鹽稅、關稅及田賦の三大稅種に就きては之を後說すべきが故に之を省畧するも、凡て各省各縣には其收入に付き一定額ありて、其管下の土地面積、稅率及徵收總額

認籌派定
延緩施欠
各省解款の手續
留支銀起運銀
租稅の種類及稅率
雜稅
雜捐

定額の不變

若干ニ定め、以て地方の收入を明かにするものなりとす、然れども此の定額たるや實際の收入を顧慮するものにあらず、定額は數十年或は百年に亙りて何等の變更を見ざるものにして、若し上長官にして管下各縣の定額增加を望んか、勢ひ增稅を强るざるべからず、然かも其實行殆んど困難にして、上官は縣に對し如何に多くを望むとも固より定額以上に出ずるを得ず、其定額たるや之と同一の實收を得ることス又至難にして、古來一縣の長官にして定額ニ同一の實收あるを報告せんか、其治績優秀なりとして直ちに行賞或は榮進せしめらるゝを原則とせり、故に定額ニ實收とは永き年代に於て少なからざる差額を生ずるものにして、其實收定額に比し多き縣は之を肥缺と稱し長官は自己の收入多きを喜び、之に相反する縣は瘠缺と稱し、長官は自己の利する所比較的少なきを嘆ずるものとす、而して此の間の事情は現時に於ても亦殆んど異なるなく、之が改革を行ふの策なきものにして、勢ひ收入の增加は專ら關稅收入殊に其輸入稅に於て論ぜらるる所以なりとす。

肥缺
瘠缺

民國の財政組織

次に民國現時の財政組織を見るに、之を官制上より論ずる時は中央に財政部ありて全國の財政を總管し、地方各省には財政廳を置き中央財政部に直隸して省內の財政を管轄せしむると共に、各省々長に之が監督權を委任しつゝあるも、各省財政の獨立は尙ほ從前に異ならず、蓋し之を表面上より見るに財政部は國家の財政に關し其職權の及ばざる所なく、各省財政廳を設けて全國の財政を統轄せるが如きも、其實際に至りては大總統の委任に依り省長をして省內財政の監督を爲さしむるが故に、結局淸代布政使を置けるニ異ならざることニ既に述べたるが如くにして、省長は財政部に直隸するものにあらざるに依り財政部の命を奉せざることあるのみならず、地方財政の全權も亦實は省長に屬するものにあらず、其上に督軍あり各手兵を擁して地方統治の實權を握れることニ前淸代の總督に異ならず、故に省內の財政は實勢力を有する督軍の左右する所ニなり、且つ督軍は財政部ニは何等の統屬關係なきを以て、財政部の地方に對する監督權は遂に官制上の具文たるに止まり、財政部は直接に國家の財政權を行使し得ざるか故に、單に地方財政官廳より中央に解送する賦稅を納めて之を中央各部に配給し、其經費に充てしむることニ淸朝に於けるニ異ならざるものとす、而して又中央の財政は財政部之を管掌するの原則たるや勿論なるも、淸朝以來今日に至りても、財政部以外の中央官廳にして特に經費を要する時は直接上奏裁可を經たる上、地方に送金を命令することあり、又訴訟費、登錄稅或は學費等の如く夫々司法部、農商部、教育部等の收入は之を財政部ニ關係なく各部自ら其收入ニ爲して支出するは勿論、更に海關稅、鹽稅等に對しては特設官廳ありて、前者は稅務處に於て、後者は鹽務署に於て之を掌理し、財政部の直屬官廳ニして財政總長の監督を受くるの規定なるも、其實財政部は直接之ニ干涉するを得ず、殊に兩稅共に外債の担保ニなり、關稅は總稅務司に於て、鹽稅は鹽務署內稽核總所に於て管理せられ、支那政府の自由ニならざるか故に、財政部は全國財政の最高機關たるに拘はらず、國家の收入支出が果して幾何に上るべきやさへ之を審かにする能はざるの現狀に在るものとす。

中央官廳の財政干涉

特設財政官廳

地方財務行政

猶は淸代地方行政官廳ニしては督撫及布政使各使の外、道員あり、更に下級官廳ニして知府、知州、同知、通判、知縣等ありて、各上級官廳の監督を受け管內一切の政治を掌りしことハ本書第一編第三章第二節淸の地方行政制度中に述べたるが如し、然るに財務行政に關しては、知縣は所謂牧民官ニして直接人民の化育を司りしものなるが故に、財政上に於ても租稅の徵收は知縣專ら司り、直接貢賦を布政使に輸し知府其他の上級官廳を經由せざりしものにて、知府其他も亦知縣の貢賦を得、唯だ當該官廳の財政を司るに過ぎざりき、而して革命後は府州を

各省財政獨立

廢し凡て縣ごなせしが故に、財政上重要なるは省長及縣知事なりごし、其徴收せる一定額を省長其他の上司に輸し、其他を自由に使用するごご尙ほ省長の財政部に對するか如きのみならず、其一定額さへも天災其他種々の口實を設けて送らざらんごし、而かも管內行政費の支出を吝みみ、人民に對しては巧みに各種の名義に藉りて征收を事ごするに拘はらず、事務は殆んご之を幕友、書吏に委して顧みず、道路の修築、敎育の振興等を圖る者極めて稀なりごし、上級官廳亦地方行績の擧らざるを敢て顧慮するなし、蓋し新制の施行は下級官廳をして送金額減少の口實を造らしむるを懼るゝが爲めなりごす。

第三節　支那財務行政機關

支那財務行政機關

第一款　一般地方財政官廳

一般地方財政官廳

支那に於ける財政官廳は之を分ちて中央財政官廳及地方財政官廳の二ごし爲すべく、中央財政官廳は清代の戶部又は度支部卽ち現時の財政部にして、本書第一編中央行政各部中各省駐在中央各部直屬官廳中に於て既述せるか如くにして、地方財政官廳は一般地方財政官廳及特設地方財政官廳の二に分ちて說明するを便ごすべし。

一般地方財政官廳ごは中央財政部に直隷する各省財政廳及省長、道尹、縣知事等の一般的地方官廳にして財務行政を掌るものを稱す、而して各省財政廳に關しては本書第一編中央行政各部中各省駐在中央各部直屬官廳中に於て既述せるか如くにして、中央財政部に直隷して全省の財政を管理し、徴收事務を兼管する各縣知事を監督するものごす。

而して之を前清代の制度に比するに、清代一省の財政を管掌せし者は布政使にして、府縣州の大小官吏を統率して之を行ふの規定なりしも、其實總督巡撫の監督下にありしを以て錢糧の上納は凡て督撫の名に於て行ひ、從つて一省財政の實權を掌握せしものは總督或は巡撫にして、布政使は其命令に從ひ財政事務を執りしに過ぎざりき、故に地方財政官廳の主腦は實際上總督又は巡撫たりしも、現時の財政廳長は中央財政部に直屬し、大總統の命を奉じて全省の財政徴收官吏を管轄し、並に徴收事務を兼管する各縣知事を考核し、賦稅の出納、稅法の執行を總理するご共に中央政府の要需を籌濟し、全省の經費を支配して豫算決算其他財政に關する事務を辦理し、且つ一切の財政事務に關しては財政部の指揮を受け、重要事件は直ちに大總統に呈するを得るこゝいせるものなりごす、然れごも從來よりの例に依るに、財政廳を獨立の官廳ご爲す時は弊害尠なからざるの懼れあるが故に、特に大總統の特別命令により之が監督權を省長に委任せるものにして、財政廳長は財政事務に關し大總統の特命及財政部の部飭を奉ずるの外は、均しく省長に稟承して辦理し且つ其考査を受け、省內經費の支出は主管部の核定範圍內、及地方自ら籌集の歎にありては省長の指揮を受くべしごなせり、之れ蓋し各省の財政狀態が依然舊態を改めざる所以なるも、其官制上より見る時は省長は清代督撫の如く直接重要なる財政に參與せず、僅かに地方自治の財政權を支配し並に財政廳長に對し監督權を有するに過ぎざるものごす、又道尹公署に在りても、道尹は省長の委任を受け所轄道內の各縣知事が支配せる財政事務を監督するの權限を有するのみにて、各縣公署及稅捐徴收局は財政廳長の指揮を受けて直接徴收事務を分掌する地方財政官廳たるものなりごし、此等に關しては本書各省官制中に於て之を述べたり。

全國財政の統一計畫（財政廳設立の經緯）

猶ほ全國財政の統一に關しては今に至るも尚ほ其實績を擧げ得ざるも、之に對しては清末以來中央政府の常に苦心企劃せる所なるが故に、各省財政廳設立を見るに至れる迄の經緯を述ぶるは必らずしも徒辭ならざるべし、既に述べたるが如く拳匪の禍亂は列國軍費の賠償金四億五千萬兩に及びて頗る苛酷なる負担に陷らしめ、之が爲め支那は幾多の患憂中最も苦痛たり且つ最も永く患を作成するに至りしが、光緒三十二年七月遂に上諭を以て將來憲政を實施すべき旨を宣布し、三十四年八月には憲政編査館、資政院等會奏して逐年應行籌備事宜を上れり、逐年應行籌備事宜とは議會の未だ開けざる以前に於て其準備として辦理すべき事業を稱せしものにて、此の中財政即ち一度支部の負担としては、第一年より第九年目迄に清理財政章程、地方稅章程、國稅章程、會計法、各省豫算決算の試辦、全國豫算の試辦等の事業を逐年應行するにありき、斯くて光緒三十四年十二月清理財政章程草案を作り直ちに實行せらるゝに至れり、清理財政廳局

清理財政廳局

清理財政處の組織

逐年應行籌備事宜

各省清理局の組織

清理財政處及清理財政局は卽ち該章程に基くものにして、前者は度支部内に、後者は各省に設置し、財政の整理完了せば共に撤去せらるべき一時的の設備たりき、而して清理財政處には提調、幫提調ありて全國財政清理事宜を總轄し、其下に總辦、幫辦を置き、清理財政の事宜は十二科を設けて各管轄地方を區分し各科に總核一員、庫辦行走若干名を置くの外、諮議官を置き財政の學理に明達し各省財政の情形に通達せる者を以て之に選充せり、又各省清理局は總辦一員を設け該省財政に關する沿革利弊を調査するの外該局一切の事宜を總轄せしめ、藩司若くは度支使を以て之に充て、其下に若干の會辦ありて關、鹽、糧等の各道台を以て之に任じ、總辦を補助せしめたりき、尚ほ別に正副監理官各一名を度支部より奏派し二年を以て任期とせり、蓋し清理財政の事たるや、之を督撫藩司等に一任せば從來の慣習上果して實行し得べきや疑なき能はざりしを以て、特に各省に監理官を派し總辦等の職責を監理せしめたりしものなりとす、然るに宣統三年秋革命亂勃發し、尋ゐで民國政府の樹立を見るに至りしが、清末既に劃策する所ありし財政權統一の業を勵行せんが爲め、各省國稅を司る財政官廳を中央財政部に直屬せしめんとし、各省に國稅廳を分設して財政部に直隸し國稅事務を監理執行せしめ、各地方には分廳或は支廳を分設して徵收事務を監理し、或は委託方法を採用して地方行政官又は自治團體をして代りて國稅を徵收せしむるを得と定め、民國元年十一月各省國稅廳官制草案を公布し、二年二月には國稅廳籌備處暫行章程を制定し、國稅廳官制の公布せらるゝ迄財政部に國稅廳總籌備處を暫設して國稅に關する事務を監掌執行せしめしが、民國三年國稅籌備處を撤廢して財政廳官制を公布し、各省財政司を更めて財政廳とし財政部に直隸せしめ、廳長をして全省の財政を管理せしめ、財政廳辦事權限條例に照して事務を執行せしむることゝせるものなりとす。

民國の財政權統一計畫

各省關稅廳

各省財政廳の設立

第二款　特設地方財政官廳

特設地方財政官廳

鹽務其他關稅等に關する事務は別に特設の鹽務官廳及關稅官廳ありて各其事務を管掌す。

第一項　關稅官廳

關稅官廳

海關

常關

釐金局

支那に於ける關稅官廳としては常關、釐金局及海關の三種あり、海關は之をMaritime Customsと稱し、外國と通商貿易を開きてより所謂國境稅關として外國貿易の管理を爲すと共に內地沿岸貿易に課稅し、常關はNative Customsと稱し、支那舊來の內地稅關にして全國の主なる商業地に設けられ、釐金局(Likin Bureau)は各省長官に屬し省內の或地方を通過する貨物に課稅し又は落地稅を徵收す、參考の爲め海關と常關及常關と釐金局との區別

を示せば次の如し。

海關と常關との區別

常關と釐金局との區別

海關と常關との區別

一、之を開設地より見る時は、海關は開港場其他開市場に開設せらるゝも、常關は以上の外更に內地各處の商業地に設けらる。

二、管理關係より見る時は、海關は外國人の管理に屬するもの、中特に海關管理に屬するものを除く)。常關は一般に支那官吏の管理に屬す、(但し開港地に在るも

三、課稅取扱事務より見るに、海關は西洋型船舶及之れにより輸送せらるゝ貨物に對する課稅徵收を取扱ふも、常關は支那型船舶及之れに依り輸送せらるゝ貨物に對する課稅徵收を取扱ふ、(但し海關稅率の下に貿易すべき許可を得て開港場、間を往來する支那民船は海關に於て課稅す)。

常關と釐金局との區別

一、課稅關係より見るに、常關は內地輸送貨物に課する通關稅の外、支那型船舶を以てする國境通過の貨物に課する關稅を徵收するも(常關によりては更に土地家屋の登錄稅、牛馬稅、車稅、店舖稅、竹木稅、鹽稅、茶稅等の徵收を掌るものあり)、釐金局は地方官憲が地方財政上の目的の爲め課する地方的關稅、卽ち單に各省間又は同一省內の各地を通過する內地輸送貨物に課する通過稅のみを徵收す。

二、管理關係より見るに、常關は中央政府の直轄に屬するも、釐金局は各省長官の管轄に屬し各省各々獨立す、且つ其徵收機關は釐金局下と稱するもののみに止まらず同一種類の稅局にても課稅徵收することあり、(革命後政府は釐金を以て形式上國稅に編入し、中央財政部の直轄に屬する各省財政廳をして釐局を管理せしむることゝせるも固より其實なく、依然獨立せること一般財政と異ならず。)

三、斯くて釐金は內地通過稅の一種として常關稅等舊通過稅の擴張なりと謂ふべく、實質上特殊の課稅法あるにあらず、其常關と稱し又は釐金と云ふも、沿革上の名稱を存せる租稅行政上の便宜に依るに外ならずと見るを得べし、卽ち釐金は常關稅を除外せる其他の內地通過稅を稱するものにして、且つ此の通過稅たるや通過途中の課稅のみに止まらず、通過を條件としたる貨物發着地に於ける課稅卽ち行釐及坐釐を包含するものとす。

第一目　常關 (Native Customs)

支那が千八百四十二年英清南京條約に依り廣東外四港を開放せし以前に在りては、支那從來の稅關として常關或は鈔關と稱するものありしのみにて、現時海關を新關と稱するに對し舊關或は老關と稱す、猶ほ此の常關なるものは從前戶部に屬し、此の他工部に屬せるものに工關或は木關と稱し主として木稅の徵收を爲す稅關ありしが光緒三十二年の官制改革により常關と共に度支部(從前の戶部)の管轄に屬せしめしより、同一地方に存在する木關は常關に合併せられ、兩者の區別自ら消滅せり。

而して舊制に據るに、直省に在りて關稅を綜ふる者は之を總稱して官差と謂へり、差とは實職又は候補候選の官吏にして或期間內他の職務を兼理する者、或は時勢の進步に伴ひ會典所定の官制以外に新たに設置せる官廳の事務を委任せられたる者を指稱せるものにして、常關事務には凡て專官の制なく差員をして掌らしめたり、卽ち常關事務を監督する職には京官卽ち中央政府の任命を受けて派遣せらるゝ者なるか、或は督撫將軍若くは派遣官の性質を有せる織造、鹽政の兼管に係るものなるかの二あるも、蓋し關稅は直ちに地方の收入と爲すべからざるに依り、之を監督する者も中央政府より派遣するを以て原則と爲せしに因る、然るに其後之が監督は地方道員の兼任する所となり、直隸附近數關を除きては各省督撫の管理に歸せしより、其收入は直接之を中央に入れざるに至れり、但し匪亂後償金の擔保として海關の管理に移りしものあるも、其他は皆各省に屬せり、而して民國に至りては常關の監督は中央に直屬せしむるの方針を採り、海關監督所在地々方に於ける常關は海關監督をして兼任せ

常關(鈔關)

木關(工關)

官差

常關事務監督

民國の常關監督

しめ、其他は凡て各省財政廳長をして各常關の監督を兼任せしむることゝせり、之れ釐金局が各省長官の管轄に屬し各省各獨立するも、常關は中央政府の直轄に屬すことせらるゝ所以なりとす、而して此等常關は現時其數四十一ありて內地貿易に課稅せんが爲めに內地の要路に設けられ、其內天津、營口、芝罘、膠州、上海、蕪湖、九江、宜昌、沙市、寧波、溫州、福州、三都澳、厦門、汕頭、廣東、江門、北海、三水、梧州、瓊州の二十一關は團匪償金支拂の担保となりて海關管理に屬し、總稅務司の統轄する所なるも、其餘の二十關卽ち辰州、寶慶、新隄、武昌、贛、鳳陽、淮安、臨淸、太平（廣東省）、潯州（廣西省）、潼關（陝西省）、成都（四川省）、打箭爐（四川省）、寧遠（四川省）、殺虎口（山西省）、多倫諾爾（蒙古）、塞北（張家口一帶）、北京（入市稅にして崇文門及左右翼稅局）の各常關は稅務處之を監督し、各常關の下には更に數多の分關分卡を設くるものありて、此等を合算せは其數四百四一五十箇處に達し、常關と釐金局との間殆んど明確なる區別なく、僅かに中央政府の直轄に屬するか或は各省の管理に屬するや、又は設立期の新舊に依り名を分つに過ぎざるの狀態なると共に、現時の如く各省殆んど獨立の狀態に在りては、稅務處の監督權は有名無實に終り、單に北京入市稅等比較的北京に近き地方の常關が事實稅務處直轄の下に在るに過ぎず、但し之れとても時に軍閥爭奪の目標たることあり。

海關管理の常關

稅務處監督の常關

猶ほ常關稅類似のものに落地稅と稱するものあり、其起源甚かならざるも宋の神宗の照寧年間、貨物の入京するものに課稅し之を市制錢と稱せしことあるが故に當時既に此種の課稅ありしが如し、但し落地稅の名目を附するに至りしは明末に在りと稱せられ、淸代に入りてよりは順治四年各州縣が落地稅銀の名目を以て壇に私稅を課するを禁ぜしことありて、淸初既に落地稅の徵收ありしを知るべし、而して此等落地稅は其初め歐洲各地に行はれし落地稅と同じく、本來貿易殷盛なる州縣城に運到せる貨物に課稅せしものなるも、其後漸次徵收の範圍を擴め、地方に依りては一種の生產稅として徵收するに至れり、蓋し天津條約に依り所謂子口半稅の規定せらるゝや、却つて落地稅の徵收を多からしむるに至りしものにて、今其原因を見るに、元來支那內地に在りては各處に常關ありて通過稅卽ち常關稅を徵收せしこと前述の如くにして、此等は其稅率一定せず、之が徵收の局に當れる官吏は種々の口實を設けて誅求を事とし、貿易の發達を阻害すること甚だしかりしが故に、英國は南京條約締結の際輸出入稅を一定すると共に通過稅率をも一定すべきを約せしが、支那政府は之を實行せず、却て其後に至り釐金制度を創設して髮賊討伐の費用に充て、課稅は愈煩苛となり、貨物の目的地に達する迄には勘なからざる賦額を課せらるゝのみならず、手數の煩累なる到底外國人の堪へ能はざる所なりしが故に、英國は千八百五十八年英淸天津條約に依り通過稅の制度を協定し、一般外國人に許すに輸入阿片を除き其他の有稅品には輸出入稅の二分の一、又無稅品に對しては從價二分五厘の通過稅を支拂ひて內地關稅、釐金稅、落地稅其他一切の徵稅を免れ得べきを規定せしも、此は未だ根本的に其惡政を一掃するに至らず、一九〇二年の英淸條約に於ては更に一步を進め、內地關稅の廢止すべきを定めたり、然れども此の子口半稅の制度たるや各地常關稅及釐金稅の收入著しく減少せしや勿論にして、各省は之が爲め落地稅を施行すると共に更に其範圍を擴張し、他地方より運到せられたる貨物のみならず、各地生產の貨物を輸送するに當りても亦豫め落地稅（生產稅）を徵收するに至りしものと思意せらる。

落地稅の性質

落地稅市制錢

落地稅徵收の增加せし原因

通過稅制度の協定

第二目　釐金局（Likin Bureau）

一、釐金の沿革

釐金局

釐金徵收の沿革

釐金は其起源長髮亂に發す、卽ち咸豐三年（一八五三年）洪秀全等江南を略し南京に據るや、當時江蘇省布政使ミして揚州に駐在せし太常寺卿雷以誠は討伐費に窮せる各省の財政を救はんが爲め釐金徵收の案を樹て、自己駐在の裏下河附近の地が米產豐富にして且つ廉價なりしを以て、仙女廟、邵伯、宜陵、張網溝等江北運河の要地に局を設け、通過の米に對し每石五十文の課稅を爲し、漸次裏下河各州縣の米商並に大商舖に推及して各種の商品に對し百分の一以下の釐金を徵收せり、光緒會典事例に「咸豐三年、金陵失陷、餉厚枯竭、太常寺卿雷以誠、治軍揚州、始於仙女鎭、倡辦釐捐」云々ミあるは之れなりミす、蓋し地方主要の財源たる地租、鹽稅、關稅等の收入は戰亂の爲め缺陷少なからず、殊に地租に至りては三分の二の減收ありしミ稱せられ、討伐費必要の際に當り特に窮乏を感ぜし結果、所謂抽釐助餉、捐釐助餉、或は治釐養勇ミして臨時戰費の財源に充てしものミす、卽ち釐金ミは値百抽一の意にして釐金の起源茲に始まる、但し釐金徵收の法たるや雷以誠の創意に出でしものに非ず、

釐金徵收の起因

一文愿之法

前總督林則徐氏が一文愿之法を行へるミありしに仿へるは咸豐四年雷以誠の捐釐助餉疏に說けるか如くにして更に一部支那人中には其實質より憶斷して周禮秦漢乃至唐代の制に緣因すミ稱するものあり、同治三年廣東巡撫郭嵩燾の釐捐源流利弊疏に說けるが如き卽ち然りミす、然れども古來支那に在りては落地稅或は入市稅ミ稱するものあり、一地方通過の貨物又は一都市移入の貨物に課稅し、又舖稅、商稅等ミ稱せるものあり、營業稅或は特種の貨物稅に類似せるものにして、專ら通過稅ミして課稅し、宋元明の間盛んに行はれ、淸に至りては初め苛征を除き所謂仁政を布きしが故に田賦關稅等を輕減し、前記商稅類似のものは多く之を顧みず、常關、商稅局等の設けらるゝもの極めて稀なりしも、長髮亂時財政窮乏の爲め歷代の商稅を復活し釐金ミ稱せしものなりミす、而

支那古來の商稅

して釐金徵收の目的たるや固より討伐費の缺乏を救ふべき一時の計畫に出でしものなるも、其効果充分なる能はざりしより、時の兩江總督怡良氏は米以外更に油、炭、布其他の雜貨にも推及課稅せるものにして、其後亂益猖獗ミなり軍費愈大なるも政府の收入は却て欠乏し、軍需を給するこミ頗る困難なるに至りしより、翌年戶部は雷以誠の成功に鑑みて廣く釐金法を普及せんミし、上海に釐局を設くるミ共に、各省に對し江蘇の法に倣ひて之か征收を行ふべきを命ぜしより、爾來數年ならずして各省に行はれ、咸豐五年江西省にては六十五、湖南にては四百八十餘箇處の多きに至り、湖北省にも又設けられ、咸豐六年には吉林盛京兩省に、同八年には河南、陝西、安徽、福建、廣東、廣西諸省に、更に同十年には四川、貴州に設けられ、同治五年（一八六六年）に至りては雲南に、甘肅に施行せられてより全國に普及せり、殊に光緒に入りてよりは之か濫設全國に盛行し、甚だしきは私局の設けらるゝありて、最初一時的なりし釐金も政府の歲出日に增加し歲入益々不足せるミ、且は之か裁撤は更に之を補充すべき新財源を求めざるべからざるの結果自ら永久的ミなりしが、今や其數江蘇省のみにても本局分卡を合して約四百三十箇處に達し、殊に江蘇省內大運河の沿線に於ては宿遷より鎭江に至る僅々六百華里の間に於て釐金局及常關を合して二十に達せんミし、平均三十華里每に一局を有するの割合なりミ稱せらる、蓋し釐金は其初め中央政府ミ關係なく各省自ら之が收入を動用し、盈餘あるの際始めて中央政府の指令を待つべしミ定め、地方官吏に執り最も好都合の稅制たりしか故に之か濫設を見るに至りしものにて、其初め通商の要衝にのみ設くるの意なりしも、脫稅防禦の必要上各地に局卡を設くるを要せしより一層其濫設を見、其後官吏の中飽其他幾多の弊害百出し、政府は屢々上諭を發して其弊を除去せんこせしも、元來釐金は一種の地方稅ミして發生せるものなる

釐金徵收の推擴

釐金局の濫設

全國釐金局數

が故に、中央の命令も之を徹底せしむるを得ずして今に至れり、而して支那全國に於け釐金局卞の全數は之を知るを得ざるも、賈士毅氏が其著民國財政史に於て記する所に據るに、本局數のみにて七百餘を算し、其支局分卞の數は少なくとも本局數の三―四倍多きは五―六倍にも達する省あるが故に、全國の全數は大約三千以上に達すべしと思意せらる、而して釐金局卞布置の狀況は之を一般より見る時は北支那に於て比較的少なく、中南部支那に於て其數多きを見る、蓋し陸路の運送を主とする北支那地方に在りては脫稅に便にして、之が防禦には勢ひ局卞の數を增加するを要し、費用多くして實收之に伴はざるか故にして、之に反し水路運輸の盛んなる中南部支那に處は通過の徑路恰ほ定れるが故に、比較的脫稅少なく其實收大なるが故なりとし、江蘇省の如きは本局五十八箇處、支局分卞を合せば數百に上り、其多きこと全國第一にして、江西、福建等之に亞ぎて多し、從つて北支那地方にても水路に沿へる地方に於ては局卞の數比較的多く、衞河及大運河（御河）の如きは其一例にして、河南省衞輝府より衞河に由りて臨淸に出で御河に由り天津に貨物を送るには、河南、山東、直隸三省を經由し、沿道十二の局卞に納稅せざるべからざるの現狀に在り。

釐金局數各省

參考の爲め賈士毅氏著民國財政史の記載する所に據り各省の釐金局數を示せば次の如し。

省名	釐金局數	摘要
直隸	一五	
奉天	三四	內譯　釐捐稽徵局　一　釐捐徵收局　二二　船捐局　二
甘肅	四三	稅捐徵收局　統稅徵收局　統捐局
新疆	一二	前淸代釐捐總局の設ありしも民國二年國稅廳備處は總局を廢し分局を改組して一五局とせり　光緒末年山西、湖北兩省に倣ひて統稅に改め出產銷場兩稅とせり　光緒末年統捐に改む　宣統初年統捐局に改む

釐金局卞布置の狀況

山西	四二	火車貨捐局一　煙釐局三　釐卞二五　煤釐局一二　鑛稅局一
陝西	三〇	統捐徵收局　宣統二年統捐に改む
山東	一二	釐稅徵收局　一〇　落地捐局　二
河南	三二	釐局
江蘇	五八	釐局三七　江北豬隻統捐一　吳淞荷釣船局一　寧垣認捐局一　稅務公所一八
安徽	四二	釐局三七、查驗補抽局五
江西	四七	徵收局
湖北	二五	徵收局二〇　稽查專局二
湖南	三四	稽查兼徵收局三
四川	二〇	徵收局　民國二年統捐に改む
浙江	四二	統捐收驗局　民國元年統捐に改む
福建	四五	統捐徵收局
廣東	二九	釐局
廣西	三〇	局五　廠一六　卞八
貴州	四四	統捐局
雲南	四四	釐局
計	六八〇	釐局

釐金局の組織

前淸代の制に據るに、釐金局の組織としては各省々城に總局ありて總辦、幫辦等を置き、道台又は候補道を以て之に充つると共に、商況繁華の地方には分局を設け且つ必要に應じては子卞を分設するの外、各地に巡卞を置き

總辦　て關稅警察機關たらしめたり、而して總辦は巡撫の管轄に屬せしものにて、省内釐金の徵收を爲すには各年の徵收額等を豫想して家産ある者を委員に選定し、各地方局卞に派駐して徵收事務に當らしめ、若し徵收定額の欠損を生ずる時は委員に於て之か賠償の責に任ずるものこせり、然れごも委員は部下分局の董事を選定し、更に其下に司事ありて各局卞に配置し、巡丁、水手等を使役する等徵收事務の一切を處理するものなるが故に、苛歛誅求の弊に陷るこご少なからざりき、而して吏員の數は局に依り固より一定せざるも、總局には十名内外の司事ありて巡丁、水手數名を雇用し、分卞には司事、巡丁各一—三名ありき、（司治初年蘇省牙釐局にては提調、水卞總巡、文案、管庫各一人宛、司事七名、稿寫生十名、丁役十六名が置き、又上海縣城内にありし淞滬釐捐局には提調、總巡各一名、管庫二名、司事九名、局書十五名、丁役二十名ありたり）、然ろに革命後各省釐金局は之を中央財政部所屬の各省財政廳の管理に屬せしめ、其局數を減少するこ共に釐金の名稱を改めて貨物稅こし、釐局は之を統捐局、統稅局　稅捐局、徵收局、稅務公所、稽徵局等こ名け、民國二年には國稅、地方稅の別を設けて釐金を國稅に編入せしが故に、一時各省國稅廳警備處に於て當該省内の釐局を管理せしこごありしも、翌年に至り此の區別を廢し、且つ國稅廳警備處を撤廢せしが故に、釐金局は各省財政司の管轄に歸せしも、民國五年再び國稅地方稅の別を明かにし、釐金局は各省財政廳の管轄に歸し、民國九年徵收官任用條例を公布して財政部より各省釐金局長を任命するこごゝなり、此他釐稅徵收考成條例を制定して釐稅徵收に一定の標準額を定め、從來の定額制度を廢して實徵制度に改むる等大に改善に努力し、一時多少の統一を見たりしも、多年の宿弊は容易に改善し得べくもあらず、各種の規定又固より具文たるに終り、殊に近年國内の擾亂絕へざるに伴ひ其紊亂甚だしく諸弊愈百出し、各省釐金は依然地方稅たるの現狀にあり、蓋し清代釐金の收入は毎年之を戶部に報告し其收入額を以て各省の軍費其他に充當し、

委員

分局董事

局卞司事

民國以後の釐金局

徵收官任用條例

殘額は戶部に報告して其命を受けたる上支出するの規定なりしも、由來地方費支辦を目的こせしが故に、中央政府は深く之に干涉せずして各省の處分に委するを常こし、後年外債償還の分担を命ずるに及びて初めて一部の解送を命ぜしこごありしも實行せられず、唯だ釐金收入が借款の担保たるものありて地方政府の自由處分を制限するものあるのみなりこす。

釐金徵收制度

而して釐金徵收制度こしては之が創設以來幾多の變遷を經來れるものにして、且つ地方に依り著しく異なるご共に、其名稱亦種々ありて頗る紛雜を極む、之が組織の分類は課稅の度數、場所、徵收方法、貨物の種類、豫算上の種別等に依り幾多の制度行はれたり、即ち課稅の度數により其制度を分類する時は、一起一驗制及二起二驗制あり、一起一驗制こは元來釐金は必らずしも各局悉く之を徵收するものにあらず、一局に於て徵收せる時は他の局に於ては重課せざるものあり、或は又起驗制を採用するあり、一起一驗制及二起二驗制こ稱するは卽ち此の起驗制に依る種別にして、第一局たる起局及第二局たる驗局に於ては一回卽ち前後二回の徵收を爲すは之を一起一驗制こ稱し、第一局及第三局の各起局並に第二局及第四局の各驗局に於て前後通じて四回の徵收を行ひ、省内自餘の局卞に於ては驗查を爲すのみにて重徵せざるを二起二驗制こ稱す、而して此の制度は同一省内に在りても必らずしも一律なる能はず、或地方にては一起一驗制を採り、他の地方にては二起二驗制を採用せり、（前清代浙江省に在りては一八六三年卽ち同治二年以來兩起驗制を採れる所（浙東地方にして貨値千文に對し起卞にては三十文、驗卞にては十五文）及一起一驗制を採用せる所（浙西地方にして頭卞に於て併收し、其他は驗票を查ふるのみなりき）ありき）。

一起一驗制

二起二驗制

又課稅の場處に依り區別する時は、生產地釐金（Departure Likin）、到着地釐金（Arrival Likin）及通過地釐金（Transit Likin）に分ち得べくして、便宜發送地釐金其他の仕出地及消費地其他の仕向地並に通過の途中に課するものあ

課稅の場所による區別

發送地釐金
到着地釐金
通過地釐金

發送地釐金は貨物發送の際に課せらるゝ起釐、出産稅等を稱し、到着地釐金は貨物到達の際に課稅する坐釐、落地稅、銷場稅等を稱す、又通過地釐金は本來の意義に於ける釐金にして貨物の通過に際して課稅し、驗釐、行釐、過境稅其他各省間又は同一省内兩地間通過の貨物に課する爲め近年設定せられし進省稅、出省稅等を稱するもの凡て之に屬す。

坐釐
住稅

而して以上各種の釐金中坐釐及行釐と稱するものは、釐金稅創設前早くより行はれたる雜捐の一種にして、常關稅以外の内地關稅たりしものに屬し、宋代住稅及過稅と稱せられしものに相當す、蓋し住稅は宋代坐商の貨物に課稅せしものにて、店舖に就き其賣上價格等に對して之を徵收するが故に坐賈捐と云ひ、牙釐（牙行の收益に課する一種の營業稅）も坐釐の一種に屬す、又行釐は行商釐捐と稱し行商の貨物に對し局卡を通過するに際し徵收せり、而して落地稅も亦雜捐の一種として坐釐行釐と共に早くより各地に行はれ、其後子口半稅制定の爲め釐金稅の減收を來すや之が補充策として廣く行はるゝに至り、運到の貨物のみならず生産地の貨物に對しても適用し來りしが故に、今や發送地及到着地兩釐金を包含し、江蘇、安徽、湖北、湖南、山西、山東、甘肅、黑龍江省等何れも之を設く、但し落地稅の名目は各省共に之を避け銷場稅の語を使用するもの多く、生産稅及銷場稅を合せる產銷稅も亦前述の理由に依り落地稅たるものありこす。

落地稅（銷場稅）

次に釐金徵收の方法に依る區別こしては、請負組織に依るものこ委任組織に依るものこの二あり、請負組織に依るものは各省に釐金總局、牙釐總局（牙帖稅を併せ徵稅す）、釐金鹽茶總局等こ名くるものありて、一地方内の分局及卡を總轄せしめ、一省は總局に對し一箇年間の徵收總額を請負はしめ、總局は又分局及卡に請負はしむるものこす、

釐金徵收の方法に依る區別

請負組織（包辦）

包辦又は商辦こ稱し（其商辦こ稱するは官辦、紳辦に對する語なり、）更に認捐及包捐の二法に分たるゝも、現時最も普通に行はるゝは所謂認捐の法にして、釐金の一定額を認諾して納入するの法を稱し、一地方に於ける會館、公所或は商會等の代表者たる董事が同業者等の利益の爲めに釐金の納入を請負ひ、該地方釐金總局の總辦こ一箇年間該業者の輸出入すべき定額を協定して稅額を定め、營業者は董事より之が分担を受けて納稅し、董事は每月總局に其請負額を納付するものこす、而して包捐は同業者以外の者が他人の爲めに營利の目的を以て一定地方の釐金納入を請負ふものを稱す租稅の根本觀念に反し其弊害少なからざるが故に（十七世紀中歐洲大陸に行はれ、現時葡萄牙其他に行はる）、支那の爲め採らざる所なりこす、而して認捐或は包捐の法を用ゐざる各局が貨主より直接徵收するの法を散收こ稱するも、認捐法に依る時は官吏の中飽を防ぎ徵收の煩を避くるを得、商人も亦認捐法による貨物は輸出入に當り自由に釐金局を通過するを得て種々の手數を省き、且は徵收官吏が種々の口實を設けて附加誅求するを免れ得べく、從て其稅額分担は實際稅額よりも低きを常こし、恰かも外國輸出入品に對し子口半稅の特權を得たるに異ならず、蓋し請負制度なるものは中世以來の遺物たる原始的方法なりこするも（請負制度は支那特有のものにあらず古昔歐洲に在りても盛んに行はれ佛國の如きは十七八世紀を通じて租稅請負者（Fermiers Henerl）橫行し一時六十名の請負者により十萬人の收稅吏を驅使せりと稱せらる）、古來支那の國情に最も適合する方法にして、彼の地丁稅の如きも常に包攬即ち請負制度を用ゐ、殊に釐金の如きは其初め戰費負担の爲め臨時の必要に依り捐納的性質を帶びしものなるか故に地方紳董に委任するこ共に當該富民の請負に附するを便こせしものなりこす、而して委任組織即ち散收の法には官辦、紳辦、官紳兼辦の三あり、官辦は釐金の徵收を官吏に委任し直接其委任を管理するものにて、定額制及實徵制あり、又紳辦は釐金局下設立地方の紳董に徵收事務を委囑するものなるが故に委辦こも稱し、此等委員こ共に

認捐
包捐
散收
支那の國情こ請負制度
官辦
紳辦

官紳兼辦

事務を辦するは卽ち官紳兼辦又は官紳兼委と稱するものなりとす、

釐金局卞の數と收入

猶ほ上述の如く釐金局卞の數は頗る多きに及びしが、然かも政府の收入は局卞の數に比例して必らずしも增加するものにあらず、局卞の增設に要する經費と官吏の中飽とを除く時は政府の收入は幾何にも達せず、此の弊を除かんが爲め所謂統捐の法行はるゝに至れり、蓋し統捐法とは貨物の生產地若くは到着地に於て課稅し、其省內に於ける中間の局卞は唯だ證明書或は貨物の檢査を爲すのみにして再び課稅せざるの方法を稱し、光緒二十九年、（一九〇〇年）江西省に於て主要貨物に對する百貨統稅卽ち統捐法を試辦せるを以て始めとし、一九〇三年同省巡撫の奏請に基き戶部も亦之を全國に通行して百貨釐金制度の統一を企て、各省に對し鹽及阿片以外の主要貨物を統捐制に改むべきを通飭し、廣西湖北等之に仿ひしが、淸末以後革命以來は各省相繼ぎて釐金制を廢し統捐の法を採用せしより稅率減ぜしが故に、前記各組合の認捐額も亦其輕減を協定せり、但し此の統捐法に據るに之が稅目は出產稅、銷場稅、貨物稅等と稱して其一或は二を課し、從來の如き幾多の稅目を除くものなるを以て商人に執り頗る便にして、恰かも外國輸出入品に對する子口半稅の規定に類するのみならず、官憲に於ても從來に比し官吏の中飽減少せしと雖も、官の誅求により私腹を肥すの一事は尙且防ぐを得ず、殊に統捐法は釐金局の收入を減ずるものにして、然かも其局數は之を減少する能はず、其銷費地及產地には必らず一局を設け、輸出入要路にも亦幾多の局卞を置きて脫稅者を取締るを要するが故に、經費を節減するを得ず、徵收者に執り敢て良法と稱すべからず、茲に於てか近時又各地共百貨釐金の外、各種の雜捐として貨物加稅、公益捐、兵差費、地方捐等種々の名目を附して各種附加稅の徵收を爲す等、其課稅の煩雜なる舊態に復するに至れり。

課稅貨物の分類に依る區別

百貨釐金特別釐金

又釐金は課稅貨物の分類に依り百貨釐金及鹽釐、其他茶、煙草、酒、砂糖、生糸、繭、阿片、家畜等に課する特別釐金の二に分つを得べく、此等の內阿片釐金は外國輸入の洋藥に課するを洋藥釐、內國產阿片に課するを土藥釐と稱し、洋藥釐は海關にて徵收し、土藥釐も亦海關を經由する時は洋藥同樣關稅を課せしも、一九一七年の禁煙以後其存在を失へり、

以上釐金局の組織並に釐金徵收の制度を終るに當り、尙ほ上海の釐金制度を記述し、釐金制度の一例證として之が參考に資せんとす、

上海の釐金制度

元來江蘇省は釐金の發源地たると共に水路四通八達するか故に釐金局卞の數支那第一位に在り、其施行區域は淸代蘇屬（現在の江南區域にして江蘇巡撫の管轄に屬せし）、及寧屬（現時の江北區域にして兩江總督の管轄に屬せし江寧府、鎭江府（龍潭以西）、通州、海州廳、及揚州、淮安、海州徐州四府）の二に分たれ、蘇屬釐金制度は之を上海に創設し、漸次松江府、太倉府地方に推行せるものにして、江南捐釐總局を置きしが、其後同治に至り牙釐總局を設けて蘇常鎭三屬を管理し、上海在來の總局は之を松滬捐釐總局として淸末に及べるものにして、革命前各捐の分類略ほ次の如きものありき。

各捐の分類

- 卞捐
  - 水卞捐（蘇城、木瀆、車坊、盛澤、同里、常照海口、常照內河、錫金、奔牛、宜荊、江陰、南渡、下游、の十三釐局に分屬し一六一ヶ處ありき）
    - 此の內滬屬五十四ヶ處とす、劉河、閔行、五庫の三釐及吳淞釣船捐局及吳淞江釐局に分屬せり
  - 旱卞捐（蘇屬に旱卞五ヶ處、滬屬に三ヶ處ありき）
  - 郵政捐（海關稅務司の管轄に歸せる郵政局にて代收し水卞捐の不足を補へるものにして稅務司に於て每月之を集め總局に交付せり）
  - 船捐（卞捐中に併入せり）
- 銷場捐
  - 膏捐（蘇松各屬にては州縣の徵收に係り、蘇常鎭三屬の捐欵は蘇省總局に送り、松太二屬のものは上海總局に送れり）
  - 煙酒坐賈捐（各釐卞に於て賣上代金中より之を控收せり、其解送總局は膏捐の場合に同じ）

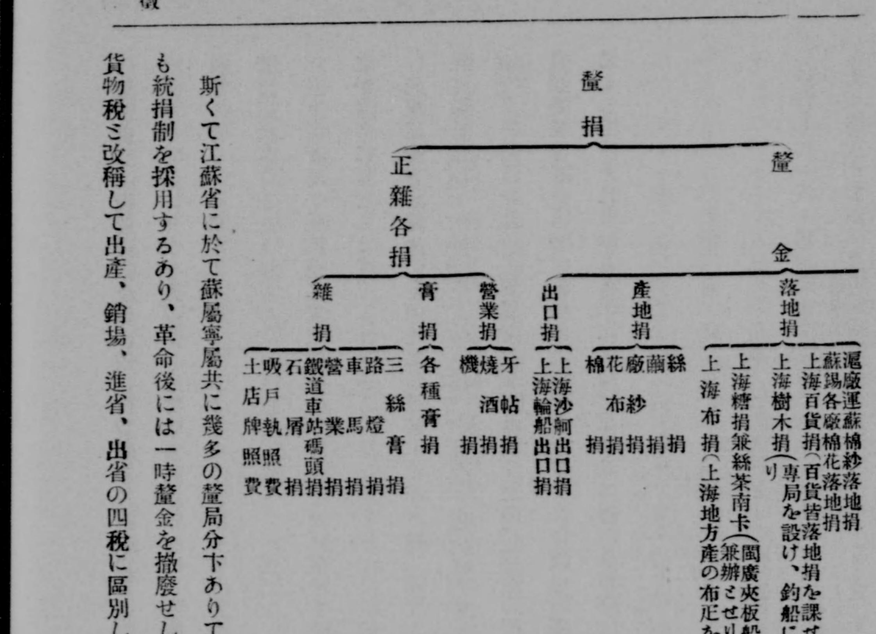

斯くて江蘇省に於て蘇屬寧屬共に幾多の釐局分下ありて數十種の釐捐を徵收せしが、蘇屬に在りては清末早くも統捐制を採用するあり、革命後には一時釐金を撤廢せしことありしも再び復舊し、民國元年三月には釐金稅を貨物稅と改稱して出產、銷場、進省、出省の四稅に區別し、上海南市外灘馬路に貨物稅總公所を設け、從價二分

又は半稅一分を徵收せり、而して之が徵收の方法は。

1　本省生產品の省內輸送は生產地にて出產半稅を、到着地にて銷場半稅を課す。
2　本省生產品の外省輸出は出產半稅の外、最終局にて更に出省半稅を課す。
3　外省貨物の本省內輸入は入省第一局にて進省半稅を、到着地にて更に銷場半稅を課す。
4　外省貨物の本省內通過は通過第一局にて進省半稅を、最終局にて出省半稅を課す。
5　子口稅納付濟貨物にして本省內に運到する時は到着地にて銷場半稅を課す。

等を規定せり、然るに該制實施後商人等は遠地運送の申告を爲しつゝ近地に販賣消費する等、所謂遠指近銷を行ふ者多く、脫稅者少なからずして收入著しく減少せること、且は革命後こと雖も尙ほ認捐に依る貨物多くして弊害百出せしが故に、民國三年六月財政部より江蘇各稅所征收貨物稅產銷進出併征章程を公布して七月以降之を實施せしが、該章程は清代の統捐制を擴張し、稅率は現行稅率に依ることゝせるものにして、凡て半稅徵收の制を廢し、本省產貨物の省內輸送又は外省輸出は出產、銷場兩稅（省內輸送）又は出產、出省兩稅（省外輸出　何れか其全稅を徵收して半稅の制を廢し、外省貨物の省內輸入及通過の貨物は入省第一局にて進省稅及銷場稅又は進省稅及出省稅の何れか其全稅を徵收することゝし（常關より輸入し又は常關に輸出する貨物は外省より輸入し又は外省に輸出する貨物と同一に取扱ふ）、更に子口單付外國品及四聯單を有する貨物は到着地にて銷場半稅を徵收することゝ舊に異ならざるも、三聯單付內國品は產地問屋をして出產、出省兩稅の全稅を納めしめ、全稅納付濟貨物は其沿道凡て其納稅證と貨物とを照合檢查するのみと定め、此等全稅納付濟貨物が最終到着地に至りたる後更に他に分運するには、到着後三箇月以內を限り其八割迄を許可するも、認稅に依り銷場稅を完納せる貨物は各其地方に於て銷售するを得るも他に分運するを許さずとせり。

認捐の取締

上海の認捐制度

認捐の法

認捐公所

認損の請負

退認

課税の割引

又從來認稅を許されたる貨物に對しては、其所認の稅は之を全稅中より控除し納付すべきものと定めしが、此の認捐に關しては特に簡章を公布し、認捐貨物は凡て稅務公所の檢査を受くるを要すると共に、分運單の期限を三ケ月とし、納稅證書は貨物數量及納稅額の記載を爲すと共に、沿途の稅務公所にて驗單と引換ふべきを規定し、以て認捐の取締を嚴にせり、而して上海に於ける認捐制度は民國初年釐金稅を貨物稅と改稱し、省議會に於て從價二分の決議を爲し之を蘇屬に施行せんとせしも、當時商民の反對激しかりしより、政府は寧ろ廣く認捐制を擴張して確實なる收入を擧ぐると共に、徵收手續及經費の節約を爲すの得策なるを悟り、零碎なる少數貨物の散收に依りしを除きては多く認捐制に依るに至れり。

而して認捐の法は認捐公所と稱するものありて貨物徵收の請負者と爲り、每年一定金額を稅務公所に納付するものにして、之れに對し認捐公所は直接商人より稅金を徵收し其差額を利するものとし、每年初入札方法に依り最高認稅額を承認せる相當資產信用ある者をして請負はしむ、但し該請負者は個人の場合皆無にあらざるも、普通は同業組合（公所）又は同業者中の有力者なるを常とす、而して認捐の請負は有利なる一種の營業たるに屬し、稅務總公所は認捐公所に對し稅額の最高限度を指定し、其限度以上に商人より徵求するを得ざるの規定なるも、往々苛索資斂の徒ありて暴利を占むる者あり、又地方擾亂の發生其他の爲め商業沈滯し徵入額減少して請負高を償ふ能はざることありて契約より脫退することあり之を退認と稱す、然れども其徵稅方法は普通取引關係の如何により區々たるものにして、認捐公所員の貨物、多額の取引を爲す商人、轉運公司、船行等の貨物を運送するに當りては、凡て特殊の取引關係ありて課稅の割引を爲すを常とし、之が割引方法は斤量又は個數を低減して見積

認捐の種類

認全稅

認進出省稅

認銷場出產稅

釐金の稅率

釐金の誅求

差別稅

るを普通とすべく、分運單には凡て稅金額の記載を必要とせざるか故に、分運單記載貨物の數量は之を實際運送數量と符合せしむるに何等の不便も伴はざるものとす、蓋し分運單とは認捐貨物の通過證にして認捐公所より發給するものとす。

猶ほ認捐には全部課稅の請負を爲すものと、一部課稅の請負を種すものとの二種あり、前者は全稅及進省出省兩稅の請負を云ひ、認全稅認進省稅と稱す、又後者には認銷場稅、認出產稅あり、認銷場稅は當地にて消費する目的を以て內地より運到せる貨物に課稅する消場稅の請負を云ひ、認出產稅は當地方の土貨を他の地方に輸送するに當り課せらるゝ出產稅の請負を爲すを稱す。

三、釐金の稅率及徵收免除

釐金とは値百抽一の意にして、沿革上百分の一の輕率なるべきも、其初めより名實相伴はず、各省は勿論、同一省內に在りても各地規定を異にするのみならず、年と共に加重し、且つ局員は私利を貪らんか爲め雜多の名目を濫設して誅求するに至りしより、遠路に輸送するに當りては途中數回の徵收を爲し、且は種々の名義を附せる附加稅を課するが故に、此等を合計する時は貨物原價を超過することも稀ならず、殊に江蘇、浙江、福建、廣東等最も苛重なりしと稱せられ、福建省の如きは茶百斤に付き本稅六錢なるに、各種の附加稅一兩三錢の多きに達し遂に製茶貿易を衰滅せしめたりと稱せらる、但し北支諸省は比較的輕徵なりしものとす、而して之が課稅は初めより奢侈品に限りしものにあらざるも、給付能力を酌量して小商人の貨物又は生活必需品に對しては稅率を輕減し、主として奢侈品に重きを課する等差別稅を設けたるは海關稅率に比し寧ろ優れる所なりとし、陝西省の如きは普通貨物五

分、奢侈品六分、湖北省にては普通貨物二分なるに對し奢侈品及消耗品は四分を徴收するが如し、而して之を一般より見るに海關稅率の五分を超ゆるもの稀なるに對し、釐金は地方軍憲の苛斂により往々二―三割の附加稅を存すること前述の如きも、子口稅實施後輸出入貨物の之を利用するもの漸增せしより、各地共貨物をして海關を離れて釐金局を通過せしめんとするの策を採るに至りてより。一體に稅率を低減し、二―三分乃至五分内外のもの多きが故に、數省に亘るも一―二割を出でざるを普通とし、殊に革命後は民心收攬の必要上原定稅率の減免を行ふ地方ありて、從來の如き重稅は幾分緩和さるゝに至りしも、之が爲め收入激減し、且は地方軍費の激增は再び稅率の增加を圖り舊に復せしのみならず、最近各地兵亂の結果各種附加稅の誅求一層甚だしきに至り、其稅率の如き固より之を確知する能はざるも、各書散見する所に從ひ民國以後に於ける各省釐金の稅率を示せば略ほ次の如し。

各省釐金の稅率	
直隸省	一分乃至一分二厘五毛
奉天省	一分乃至二分（外來貨物二分、自省產貨物三分五厘）
吉林省	二分
黑龍江省	五分
甘肅省	五分（別に二分五厘の落地稅あり）
新疆省	三分
山西省	一分二厘（別に一分五厘の落地稅あり）
陝西省	五分（奢侈品六分）
山東省	二分乃至三分（外に落地稅あり）
河南省	二分二厘五毛
江蘇省	二分（二分五厘の落地稅あり）
安徽省	二分（外に落地稅あり）
江西省	三卡以上通過の時一割、二卡は五分、其他二分、（外に九二商捐として一分を徴收す）
湖北省	二分乃至五分（過境稅二分、銷場稅二分五厘）
浙江省	五分（外に落地稅あり）
湖南省	三分（外に落地稅あり）
四川省	五分
福建省	五分
廣東省	二分
廣西省	五分
雲南省	五分
貴州省	二分五厘乃至一割五分

但し各省共本稅の外、各種の名目を以て附加稅を徴收すること前述の如くにして、湖北省の如き稅票捐、糖、菸、酒稅、雜捐稅等を課し、又江蘇省の如きも墨費、書差煙菜費、看船報捐、批算處茶水錢、扦水茶水錢、其他材子錢、印子錢等額外の附加を課しつゝあり。

釐金免除

次に地方災害賑濟の爲め輸送せらるゝ米穀、兵餉、軍器其他の軍用品、特定官需品及官製品並に展覽會、博覽會等に出品する公益用物品の運送に對しては、清代より之が釐金を免除し來りしが、更に近年產業保護策の一端として洋式機械製造品に對しては或一定の期間を限り、又は無期限に釐金を免除するものあるに至れり、蓋し特定官需品、官製品の釐金免除は清末製造工業の實施に伴ひ發生せるものにて、特定の官設工場の購入品或は製造品に對しては其工業の發達、資本の節約を期せんが爲め免稅せるものなりこし、又洋式機械製造品に對しては、子口稅制の盛行以來、外國品は内地釐金の徴收を免れ得るに拘はらず、内國品は之が恩典に與らず不利なりしを

産業保護策

機器仿造洋貨給發運單免稅辦法
機器洋式貨物稅現行辦法

以て、民國六年四月財政部は機器仿造洋貨給發運單免稅辦法を制定し、洋式機械製品に對しては當初原產地を離るゝに際し最初の關卡に於て五分稅を納付する時は、北京崇文門を除くの外重徵せざることゝせるものにて、民國八年十月には稅務處令により更に綿製品の徵稅法を改め、九年七月又機製洋式貨物稅現行辦法を公布して、十三年修正し機製洋式貨物の外國に輸出せらるゝものは常關稅、沿岸貿易稅、釐金等一切の稅釐を免することゝし、且つ其國內に運銷せらるゝものは通過第一關に於て一回の正稅を徵收し崇文門落地稅を除くの外一切免稅することゝせり（國內運銷の場合の正稅は民國八年の輸入稅率により納稅するも又從價五分を納稅するも任意にして、）（綿製品のみは一八五八年の稅則又は一九〇二年の綿製品に關する率により低率を徵收するものとす）。現時各地に於ける製粉、織物、燐寸石鹼、蠟燭、靴下、皮革品、煙草、陶器、紙、化粧品、等の洋式機械製造會社は皆此の特典を有し、其數數百の多きに達す。

機器洋式貨物稅現行辦法

此他上海に在りては當地製粉工場製品が外國品の壓迫を被り窮境に陷りしより、民國七年五月以降一ケ年間釐金を免除するに共に、十一年四月迄通商港間の海關稅徵收を免ぜしことあり、又製茶の如き輸出奬勵の爲め民國三年十一月以降外國輸出品に限りて每百斤一兩（普通本品の輸出稅は每百斤一兩二錢五分とす）に輕減し、更に民國八年十月以降十二年九月迄輸出稅の全免を行ひ且つ一切の內地稅釐を五割減こし、或は土布は其輸出稅每百斤一兩五錢なるも、初め一兩に輕減し、更に民國六年五月よりは沿岸貿易稅を免除し、七年一月以降は一切の手工綿織物と共に三年間內地稅釐及海關管理の常關稅を免除し、其後十二年十二月迄延期せしむる等、國內產業保護並に輸出奬勵の意に出でしものこす。

以上の外、尙ほ天災に際し失業者の救濟、小資本營業者の保護又は船舶吸收策等の爲め釐金を免除することあり、例へは安徽省蕪湖に於ては恩關と稱するものにして、當地年中行事の一に屬し、釐金總局の決定に依り海關通過の移出米に對し一日間釐金の徵收を免除す、蓋し船舶吸收の一策こして行はるゝものにして、該特典は三十隻迄の沿岸汽船貨物又は價格五萬兩を超ゆる貨物に對し其特典を附與するものこす。

蕪湖の恩關

失業者救濟
土布免釐辦法

又失業者の救濟こしては、民國六年財政部に於て農商部及稅務處こ商議の上、土布免釐辦法を定め、家內工業の一種たる手工土布に對し同年七月以降三箇年間釐金を免除し、以て小民の負担を輕減せしが如きは其一例なりこし、更に又小資本營業者の保護こしては、山西省にては瓜菓、靑菜等の日用食品に對し免稅し、又奉天省內にては內外貨物共に賣上高五十吊文以下のもの、江西省にては全稅額一角五分に滿たず、半稅が一角に達せざるものに對し、廣東省にては行商人に對し夫々釐金の徵收を免除しつゝあり。

小資本營業者保護

以上釐金の稅率及其徵收減免に關し之を概說せり、而して此等釐金の收入幾何に達するやは支那一般の租稅收入同樣之を審かにすることこ困難にして、殊に釐金は各省隨意に收入支出して全國を統一せる規矩なく、且は釐金局員の私利中飽勘なからざるか故に、其確數を得ることこ至難なりこす、故に從來政府の發表せる數字の如きは全く架空の臆測に出てたるもの多く、其比較的正確視せらるゝものも、各省より其實收額こして政府に報告せし數字の合計にして、此等よりの報告は固より一片の形式たるに過ぎすして、釐金が地方稅的性質を有せる結果、中央への報告は其實徵額より著しく勘なきを常こし、殊に私利中飽の弊甚だしき爲め一層其報告數を激減せり、卽ち清末光緒三十一年前後の全國釐金收入は僅かに一千三百萬乃至一千七百萬兩に過ぎす、子口稅制度實施の結果減

釐金收入額

政府發表の釐金收入

各省報告の內容

宣統三年豫算編成時の釐金收入

外人の推算

一九一九年政府の報告

關稅會議當時の支那政府報告

各省釐金平均實徵額

少せりと稱せらるゝも、其後宣統三年豫算の編成に當りては釐金收入四千五百餘萬兩と計上せり、蓋し宣統元年政府は財政の革新を圖り、各省に財政管理官を派遣の上、其調査報告を徵せし結果に成りしものにて、從來發表せられたる計數に比し稍々其努力を認むべく、且は從來の報告が如何に過少なりしかを察知し得べきも、然かも尙ほ信據し得べき確數に非らず、此他又「ワーゲル」(Warget)氏は釐金の實收を三千萬兩と見積り、「モールス」(Morse)氏は四千萬兩と推算するも、何れも臆測たるに過ぎず、又一九一九年支那政府が裁釐加稅の基礎たらしめんか爲め北京駐在各國公使に手交せる各省釐金收入平均額に在りては、純釐金約三千九百三十萬元、其他約一千五百五十萬元、合計約五千四百八十萬元(註一)と見積り、更に關稅會議の際支那政府の提出せる所に據るに、釐金其他通過稅の性質を帶ぶるもの一切を合計し約六千萬元と計上せるも、此は在來兩を以て見積られたる數字を元に換算せる迄のものにて、固より根據ある數字にあらず、其實際の徵收額は支那政府報告の約二倍に達すべく、一般に信ぜらるゝ一億元內外との說は蓋し最少限度の實徵額なるべし。

註一、各省釐金平均實徵額(The China Year Book, 1926.—P.513-514)

省名	釐金平均實徵額 元
直隸	六八一、二九五・五一三
奉天	四、一六九、七三三・〇〇〇
吉林	一、二六七、〇八七・〇〇〇
黑龍江	五三七、〇八七・二七四
山東	二二七、八八八・〇〇〇
河南	六一五、五五三・六八九
山西	六二三、五〇四・七七三
江蘇	五、七九一、一一三・〇〇〇
安徽	一、五九九、四一二・九七七
江西	二、六五一、九三六・五一一
福建	一、二三八、七三一・一五七
浙江	四、二二五、五三二・〇〇〇
湖北	五、〇四九、八二九・一二八
湖南	二、五九八、七二二・九九八
陝西	九三三、七九一・〇〇一
甘肅	九九五、八〇六・八六三
新疆	三九一、〇七九・八七六
四川	六三六、九八七・〇〇〇
廣東	二、五四五、五六八・〇〇〇
廣西	九八二、七八四・六八二
雲南	三九八、〇〇〇・〇〇〇
貴州	五二五、五六一・四二四
熱河	三一九、六二一・三五八
察哈爾	二五〇、八九四・八三七
計 (Likin Proper)	三九、二五七、五一八・〇九一
其他火車捐 (Goods tax on Trains)	二、二〇〇、〇〇〇・〇〇〇
Main and Subsidiary Taxes (Such as tea, Sugar, Bamboo, Lumber, Fishery, Livestock, Mining and other Similar taxes	一、七二〇、〇〇〇・〇〇〇
Excise tax	一、六〇〇、〇〇〇・〇〇〇
共計	五四、七七七、五一八・〇九一

鐵道釐金

四、鐵道釐金（火車捐）

釐金に就きては以上の外、更に火車捐即ち鐵道釐金と稱するものあり、鐵道に依る通過貨物に對する內國關稅にして、其行はるゝに至りし原因を見るに、一は鐵道の開通が從來の貨物運輸路を一變せしが爲め之れに釐金制度を適用して舊運輸路に於ける釐金收入の減少を補ふの要ありしと、一は又舊路の運輸業者をして急に其職を失はしめざらんことせしに因るものにして、一九〇五年京漢鐵道に於て之が徵收を開始せし以來各鐵路之に倣ふに至り、之れが爲め折角の鐵道も貨物運輸につき充分なる利益を擧ぐる能はず、殊に水路の競爭を有する鐵道に於て特に其然るを見るに至れり、而して火車捐の制度は各省各鐵道に依り同一ならざるも、之が稅率は大體に於て從價二分五釐を標準とし、徵稅機關は貨捐局、火車釐捐局或は火車貨物稅徵收事務所等と稱し、又統捐制によるものを火車統捐局と稱す、又之が管轄は財政部の直轄に屬して政府の收入たるもの、及各省財政廳に屬して省政府の收入に歸するものとの二ありて、津浦鐵路統捐局の如きは前者に屬し、京漢鐵路貨捐局は後者に屬す、又徵稅方法には統捐制によるものと然らざるものとありて、統捐制は一鐵道釐金局に於て釐金を徵收せる貨物に對しては、同一鐵道內に於ては單に貨物の檢查を爲すのみに止まり再び徵收せざるを稱す、例へば津浦鐵道に於ては其線路直隸、山東、安徽、江蘇の四省に跨れるも、統捐制によるが故に、若し天津或は浦口に於て一度納稅せば途中一切の納稅を免るべく、之れに反し統捐制によらざる京漢鐵道に於ては其線路直隸、河南、湖北三省に跨り、北京より漢口に貨物を輸送するには少なくとも直豫及鄂豫の二貨捐局に於て各別個の納稅を爲すを要すべく、又京奉鐵道の如きは鐵道釐金局及一般釐金局の二あり、一般釐金局の所在驛にては一般船車運送貨物と同樣鐵道貨物に對し普通の釐金稅を徵收し、中間通過の貨物に對しては何等の課稅なく、唯だ到着驛に於て銷場稅ある場合之が徵收を爲すに過ぎざるものあり。

火車捐徵收の原因

火車捐の制度

稅率

徵稅機關

管轄

徵稅方法

統捐制

統捐制に據らざるもの

一省二個以上の鐵道ある場合

猶ほ一省內に於て二個以上の鐵道ある場合、其徵收方法は假令相互間營業上の聯絡ありとするも、鐵道釐金稅は各鐵道別個に課稅せらる、卽ち河南省に在りては京漢、隴海の二幹線あり、京漢鐵道彰德驛より隴海線を經て開封驛に貨物を輸送する場合、彰德驛所在の京漢鐵道直豫貨捐局に於て先づ課稅せられ、更に鄭州驛所在の隴海鐵路汴洛貨捐局に於て課稅せられ、凡て河南省財政廳の收入に屬す。

河南省の例

又江蘇省江北にては隴海、津浦の二鐵道あり、隴海線碭山驛より津浦線利國驛に貨物を送るとせば、碭山驛に於ける隴海鐵路開除貨捐局にて納稅し、更に徐州驛所在の津浦鐵路統捐局に於て又課稅せらる、但し之が收入は碭山驛のものは江蘇省財政廳の收入となり、徐州驛のものは北京財政部の收入に屬するものとす、蓋し鐵道釐金稅賦課の方針は徵稅機關所屬の如何を問はず、一省一鐵道一回課稅主義なりと考ふるを得べし、而して一鐵道が二省以上に跨り統捐制なき場合、其課稅方法は第一省と第二省との間に於て課稅徵收するものにして、之が收入は兩省に於て均分す、之れ半稅と俗稱せらるゝ所以にして、第三省以下順次此の半稅を徵收す、而して納稅方法は隣接省間に徵稅上の聯絡ある場合には、第一省に於て第二省の分を合せる正稅を納入し得べきも、若し聯絡なき時は第一省及第二省に對し夫々別個に半稅を支拂はざるべからず、蓋し貨物列車の該稅徵收驛に着するや長時間停車の要あるは主として之れが爲めなりとす。

一省一鐵道一回課稅主義

半稅

納稅方法

猶ほ最後に一言すべきは在來の釐金稅と鐵道釐金稅との關係並に其相異點なりとす、卽ち次の如し。

釐金稅と火車捐との關係

三聯單の効力
課稅法の公平不公平
認捐の有無
火車捐と子口半稅
津浦鐵道釐金
津浦鐵路商貨統捐局
津浦鐵道釐金徵收の沿革

一、三聯單の効力　一般釐金局と鐵道釐金局との間に三聯單の捺印を認むるも、徵稅上何等の連絡なし、故に鐵道輸送貨物にして鐵道釐金稅を納付するも、一步鐵道を離るゝ時は同一省内と雖も、一般釐金稅又は落地稅の賦課を免るゝ能はざるものとす。

二、課稅方法の公平不公平　一般釐金局に於ては徵稅に際し當該官吏及商人間に於て中飽、脫稅等諸種の弊害尠なからざるも、鐵道に於ては一々其輸送貨物を記錄するが故に中飽、脫稅等の弊比較的行はれ難く、同一稅率に依り徵稅せらるゝが故に、其課稅法前者に於て不公平不確實なるに反し、後者は比較的公平確實なり、從て鐵道貨物に對する釐金稅負担は他の運輸機關により輸送せらるゝ貨物に比し一般に輕きを常とす。

三、認捐の有無　一般釐金稅に對しては認捐（又は包捐）の方法認められ、官民共に手數を省くのみならず、請負稅額の分担は實際稅額より低く相互に利便多きこと前述の如きも、鐵道釐金に於ては之を認めず、貨主の如何に關せず凡て一律に所定の稅率を賦課す。

四、鐵道釐金と子口半稅　鐵道釐金は外國輸入品にして子口半稅の規則に由らざる外國品のみに限り課せらるゝものとす、但し奉天、江蘇兩省に在りては子口半稅完納のものと雖も鎖場稅を免れ得ず、蓋し鎖場稅は釐金にあらざるが故に條約の規定に違反せずと謂ふに在り。

以上鐵道釐金に關し其一般を概說せるも、此等は各鐵道に依り多少其趣を異にすること前述の如きが故に、參考の爲め主なる二―三の鐵道に就き概說せば次の如し。

（一）津浦鐵道釐金

津浦鐵路商貨統捐局
津浦鐵路南段火車貨物釐捐局
津浦鐵道釐金徵收の沿革

津浦鐵道釐金局は之を津浦鐵路商貨統捐局と稱す、民國元年始めて制定せしが、幾何もなくして廢止し、一九一四年再び復舊せり、蓋し民國元年五月、直隸、山東、江蘇、安徽四省の都督は自省財政の補給策として京漢鐵道の例に倣ひ四省合同して主要驛に鐵道釐金局を設置し、鐵道貨物に對する釐金稅の賦課徵收を政府に申請せしが、當時財政部は國務院會議の結果として前記四省代表委員及財政部並に交通部代表より成る特別委員會を組織して本問題を討議せり、然るに當時交通部委員の意見としては、若し本鐵道釐金を開設する時は本鐵道に吸收すべき貨物は釐

四省釐金徵收
津浦鐵路直東貨稅局
津浦鐵路南段火車貨物釐捐局
火車捐の廢止並に代償辦法
火車捐の復活
津浦鐵道商貨統捐局
路釐加徵

金制度なき膠濟鐵道の吸入する所となり、青島に搬出せらるゝに至るべしとの理由を以て之に反對し、若し已むを得ざる場合は山東鐵道の運賃より高からざる範圍内に於て釐金稅を運賃中に算入し、表面釐金を徵收せざるか如き形式を採用するか、又は津浦鐵道に於て釐金稅を請負ふべき形式を採り、毎月一定金額を關係四省財政廳に納入するの方法を以て決定案たらしむべき旨主張する所ありしも、四省委員は四省合同して直接徵收するの原案を固持し何等の成案を得るに至らざりしが、元來鐵道釐金稅の徵收は各省の任意なりしが故に、津浦鐵道北段に於ては直隸、山東二省合辦して津浦鐵路直東貨稅局を組織して德州に總局を設け、又南段にては江蘇、安徽合同し津浦鐵路南段火車貨物釐捐局を組織し浦口に總局を置き、各主要驛には夫々分局を開設し、民國元年十月末より之が徵收を開始せり、然るに當時民國創業の際に在り、此種惡稅の設定は人心の動搖を惹起するのみならず、商界に與ふる打擊甚大なりとの故を以て四省商民の反對激しく、中央政府に對し之が裁撤を要請する所あり、輿論沸騰せるが故に、交通部は路政司業務課長蔡緯氏を江蘇に特派して商議を重ねしめ、關係各都督の同意を得て釐金稅の徵收を廢止すると共に、關係各省の財政援助に關しては代償辦法を講ずることゝせり。

即ち沿線釐金局及特に津浦鐵道の爲め新設せる釐金局は一切之を撤廢し爾後釐金稅を徵收せず、又上述以外の内地に在る舊設釐金局と雖も沿線釐金局撤廢の爲め徵稅率を增加するを得ずとし、之れが爲め必要なる代償價格の標準は既成線に在りては一箇年間總運賃の百分の六とし、其他の線路にては最近三箇年間運賃總額の何割に當るかを算出して標準とす、但し百分の六を逾ゆるを得ず、と規定し、民國二年六月其撤廢を斷行すると共に、之が撤廢の代償は交通部より財政部に對し本鐵道運賃收入の百分の六を提供し之を關係四省に分配することゝせり。

然れども津浦鐵道釐金稅の請負は之を運賃に加算せるものにして、當時四省徵收の鐵道釐金稅收入額は各省年額十万元、合計四十万元と見做し、津浦鐵道より之を財政部に納付して各省に分配せしめ、一面鐵道は貨物運賃に對し相當の路釐を加徵せしが故に諸種の弊害を生じ、且は關係四省に於ても釐金局を設立し、總局を天津に設け、天津總站、德州、濟南、濟寧、棗莊、徐州、蚌埠、臨淮關、浦口に分局を置き、更に天津東西兩站、滄州、泊頭、平原、禹城、齊口、泰安、大汶口、袞州、滕縣、臨城、韓莊、利國驛、南宿州、明光、浦鎭には分卡を設置し、同年六月以來統捐制の下に徵稅事務を開始し、新たに財政部津浦全路商貨統捐局徵收貨捐規則並に稅率

津浦鐵路商貨統捐局の組織
津浦全線の分局分卡及稽徵局數
局卡處の組織
總局
分局
統捐徵收機關の組織系統

を規定せしが、民國六年財政部津浦全路商貨統捐局修訂捐則及漏捐處罰章程を規定すると共に、徵收稅額の四省分配を全廢して財政部の收入たらしむることゝし、幾多輿論の反對を被むりしも、中央財政の窮乏は此の好箇の財源を放棄し得ず其後益々局卡を增設して小驛に至る迄稽徵處を設け、今や年額約百五十万元の稅額を收めつゝあり。

今更に津浦鐵路商貨統捐局の組織を見るに、財政部賦稅司の直轄に屬し、總局を天津に置き、鐵道主要驛には分局を設くるの外、其下に分卡及稽徵局ありて分局附近の各驛に配置するものにして、現時津浦全線八十八驛中五十二箇處の局卡處あり。

而して各局卡處の組織は總局に總辦一名、會辦三名ありて共に薦任職なりとし、總務、會計、徵權の三分課を設く、各課長ありて委任職なりとし、其下に委員四名、雇員十二名を置きて職務を分掌せしむるの規定にして、總局勤務の人員は雜役を加へ二十四―五名なりとす。

總局の下には各地に分局あり、各分局長（委任職）を置きて之が等級を四等に分ち、各等級に依り分科及人員を異にするも、一等分局に在りては文牘、批算、會計、寫票、查驗の五科に分ち、各科担當員一名乃至三名にて、此の外更に巡目巡勇等五名、其他二―三名の雜役を使用す、巡勇は卽ち貨物の檢查及脫稅の監視に任じ停車場に在りて勤務し、巡目は三等分局以上の各分局に一名を置き巡勇の監督を爲すものとす、二等分局以下の各分局分卡、稽徵處の組織も亦略一等分局の組織に準じ、其規模の小なるに從ひ使用人員少なく、分卡には卡長（委任職又は雇員）あり、稽徵處には處長（委任職又は雇員）あるも、稽徵處の如きは處長の外巡勇二名雜役一名あるに過ぎず。其執務時間は貨車積卸は拂曉より日沒迄とし、定時以外隨意に荷役を爲し得ざるの規定なるも、列車發着時間の都合或は小口扱のものに限り局員の許可を經て荷役を爲し得べく、更に其實際に至りては局員は殆んど全部局內に起居し、貨車發着の際は深更と雖も執務を爲しつゝあり。

以上統捐徵收機關の組織系統次の如し。

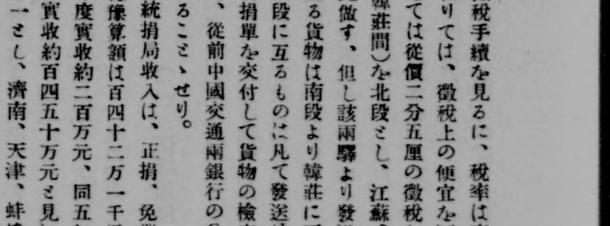

稅率及徵收手續
稅率
徵收手續
徵收方法
稅銀支拂
稅捐局の收入額
通關手續
申告書の樣式

次に其稅率及徵稅手續を見るに、稅率は南北各段につき各從價二分五厘を標準と爲すも、財政部津浦全路商貨統捐局修訂捐則稅率表に在りては、徵稅上の便宜を圖らんが爲め市價を按照して定めたる從量稅によるもの大部分を占め、稅率表未揭の貨物に對しては從價二分五厘の徵稅を爲しつゝあり、而して之が徵收の手續は津浦全線を南北二段に分ち、直隸、山東二省（天津、韓莊間）を北段とし、江蘇、安徽二省（利國驛浦口間）を南段と爲すものにして、韓莊、利國驛兩處間は更に之を一段と見做す、但し該兩驛より發送せらるゝ貨物は南北何れに向ふを問はず之を一段と爲すも、南北兩段より韓莊或は利國驛に至る貨物は南段より韓莊に至るもの及北段より利國驛に至るものに對し兩段分の徵稅を爲すものとす、而して之が徵稅は兩段に互るものに凡て發送地に於て一時に兩段分を徵收し、納稅者は到着驛に至り貨車卸の際其地統捐局に屆出の上、丁驗捐單を交付して貨物の檢查を受くべきものとす、又稅銀支拂は凡て銀元本位（小銀元又は銅元は市價により換算す）とし、從前中國交通兩銀行の兌換券は市價により收入せしも、民國九年十月以降は財政部の命に依り一律に現銀を以て徵收することゝせり。

斯くて津浦全路統捐局收入は、正捐、免單費及罰金の三科目に分たれ、民國八年財政部收入豫算報告書に據るに、一箇年間の統捐收入總豫算額は百四十二万一千五百十九元にして、其實收入は年の豐凶、內地擾亂の影響等により多少の變動あるも 民國四年度實收約二百万元、同五年度は約百五十万元に達し、爾來年々約百五十万元內外の徵稅額を示しつゝあり、大略每年の實收約百四五十万元と見れば大差なかるべしと思意せらる、而して各地分局中其年收の最も大なるは浦口の三十万元を第一とし、濟南、天津、蚌埠、等之れに亞ぎ、各地共約十三―四万元なりとす、此の他徐州の八万元、臨淮關の六万元、濟寧、大汶口、德州、秦安、滕縣、等の四―五万元、平原、禹城、濼口、袞州、臨城、南宿州、明光、棗莊等の二―三万元等は徵收額の比較的大なる地方なりとす。

猶ほ貨物輸送及通關手續に關し一言するを要するものあり、卽ち津浦鐵道に依り貨物を輸送せんとするには貨車積前に於て統捐局に通關申告書を提出せざるべからず、普通運送業者等は豫め申告書の樣式を印刷し置くも、固より一定の樣式なく申告者に於て隨時作成するものにして、貨物の品名、件數、重量、發着地、發送人及荷受人等を記入す、而して統捐局に於て申告書を受付くる時は局內の查驗員は貨車積現場に至りて點檢を爲したる上、濾單と稱する檢查報告書に通關申告書記載の要項、車號其他必要なる事項を記入して批算員に交付するが故に、批算員は稅率表に照して稅額を算定記入し申告者より稅金を徵收の上濾單と共に會計員に廻付すべく、會計員は更に濾單を寫票員に交付するが故に、寫票員は濾單

四聯捐單	に基き四聯捐單（甲乙丙丁四單に分る）を作成し、批算、查驗、寫票各係員の捺印を求めたる後、丙丁兩聯單を申告者に交付す、蓋し甲聯捐單は統捐局に存留して原票と爲し、乙聯捐單は報知票として統捐總局に送附するものなりとし、更に丙丁兩單中丙聯捐單は受領書とし、丁聯捐單は貨物附屬の檢查票たらしむるものにして、貨物發送人は丙聯捐單を自家に存置し（若し貨物發送人が運送業者なる時は丙聯捐單は三ヶ月毎に支拂を受くべき戻稅の證憑書類とす）、丁聯捐單を貨物上乘人に交付す、斯くて貨物上乘人は丁聯捐單を持ちて驛に至り貨車積を爲すものにして、荷積終了の上は該聯單を監視の巡勇に示して檢查を受け、驗貨對條の四字を記せる紙片を貨車の外側其他適當の場所に貼付し、有蓋車なる時は車扉を封鎖して貨物の紛失を防ぐものとす、而して貨物の目的地に到着するや上乘人は到着地統捐局に丁聯捐單を交付し、貨物と對照して異狀なき時は直ちに貨物を引取り得るものにして、此の丁聯捐單は統捐總局に送附すべく、總局は全線各分局より送附し來れる聯單を取纏めて財政部賦稅司に送り以て收稅證憑書類と爲すものとす、猶ほ該四聯單は津浦全線を自由に輸送し得べき重要なる收稅證書なるが故に、財政部は之に對し嚴重に弊害の發生を豫防しつゝありて、總局より各局卞處に配付する四聯單には總て番號を附して發送すると共に、若し一枚にても紛失せる者ある時は職を罷免すべく、又四聯單上記入の文字は局卞處に於て之を塗抹或は書替を許さざるの規定なりとす。
京漢鐵道釐金	（二）京漢鐵道釐金
貨捐專局	本鐵道釐金局は之を京漢鐵路貨捐局と稱す、其設立最も古く支那鐵道釐金の濫觴を爲すものにして、一九〇五年以來徵稅ぜり、津浦線に於けるが如き統捐制を實施せざるも、直隸、河南及河南、湖北の各二省合同して火車貨捐局を設け、京直、直豫、鄂豫の三貨捐專局に分たる、蓋し專局とは總局の意にして總局或は徵收局と稱することあり、京直貨捐專局は琉璃河に、直豫貨捐專局は鄭州。許州、郾城、駐馬店、信陽の五箇處に設く、而して京直貨捐專局は京兆及直隸の合同組織に係り、各財政廳の管理に屬し、直豫貨捐專局は直隸、河南二省、鄂豫貨捐專局は湖北河南二省の合辦機關にして、此の內京直及直豫の二專局は合辦兩當事者より各一人宛の局長を任命するが故に、一專局二名の局長ありて兩局長會議の上部下を任免す、又鄂豫貨捐專局は表面合辦の形式なるも、現時事實上各獨立し、各該省財政廳に直屬す、又該三專局の下には二十九箇所の分局あり、西便門、長辛店、定州、石家莊、順德、邯鄲（以上直隸省）衛輝、新鄉、詹店、黃河北岸、黃河南岸、滎澤、謝莊、薛店、新鄭、和尙橋、臨隸、西平、確山、新安店、明港、柳
京直貨捐專局	
直豫貨捐專局	
鄂豫貨捐專局	

徵稅方法	林、新店（以上河南省）、廣水、花園、蕭家港、孝感（以上湖北省）に設けらる、卽ち京漢全線百二十三驛中專局を合せて三十二の鐵道釐金徵收機關を有するも、津浦全線五十二の局卞處あるに比せば甚だ少數なりと謂ふべく、之が內部の組織は
納稅證憑（四聯單）	而して鐵道釐金徵稅の方法は、京兆、直豫兩貨捐局所轄驛間に在りては發送驛に於て正稅を一回納付するのみにして、到着驛にては何等課稅せらるゝことなきも、鄂豫貨捐局所轄驛間に於ては直隸、河南間に於けるが如き徵稅上の連絡なきが故に、貨物輸送が兩省間に跨る時は發送驛にて鐵道釐金稅の半稅を納付し、他省に入るや更に殘餘の半稅を納付するものとす、故に漢口より北上する貨物は先づ漢口にて半稅を納付し、河南省に入るや鄂豫貨捐局所轄驛にて殘餘の半稅を納むるの外、更に直豫貨捐局所在驛に於て一回の正稅を納付せざるべからず、卽ち正稅は從價二分五厘なるを以て結局五分を納むべきの理なるも、實際に於て黃河の天險は貨物運輸路の分水を成し、黃河北岸の貨物は大部北上して北京方面に送られ、南岸の貨物は南下して漢口方面に送られ、北京、漢口方面よりの貨物も亦黃河を越ゆること多からざるが故に、五分稅を納付するが如きは稀なるの現狀に在り、又納稅の際使用する納稅證憑は津浦線に於けると同じく何れも四聯單を使用し、其用法亦異ならざるも、彰德直豫貨捐局四聯單は存根（甲聯）、全稅查驗票（乙聯）、全稅執照（丙聯）、全稅票繳查（丁聯）の四に分つ。
徵收額	次に京漢鐵道釐金稅徵收額は京兆、直隸、河南、湖北の各隣接地間に於て夫々合辦徵收機關を組織し、統一機關なきが故に其收入全額を審かにするを得ざるも、津浦鐵道に比し甚だしく少額にして大約八十萬元（支出約一割）內外なりと稱せらる、蓋し京漢鐵道による輸送貨物は之を津浦線に比するに稅率低き粗貨多きを占め、且つ輸送貨物中の輸出入品は多くは三聯單を使用する者多く、此等に對しては勿論鐵道釐金を賦課し得ず、自然收入稅額を減ずるものとす、（京漢鐵道に由る輸送貨物は其原產地又は消費地が開港場より遠距離にありて其間幾多の釐金局を通過せざるべからず、勢ひ三聯單を貨物に添付する方有利なるものとす）
隴海鐵道釐金開徐貨捐局	（三）隴海鐵道釐金
	本鐵道釐金稅の徵收は一九一〇年（宣統二年）の開始に係り、全線を二分し開徐火車貨捐局（隴海東路の大部分）及汴洛火車貨捐局（汴洛鐵道及隴海西路）と稱す、而して專局の數は開徐貨捐局に屬するものは徐州、碭山、歸德、虞封の五箇處、

汴洛貨捐局

汴洛貨捐局に屬するものは開封、中牟、鄭州、滎陽、滎縣、河南府、澠池、觀音堂の八箇處なりとす、各其下に分局あるも此等は貨物出廻期を限りて開設せらるゝもの等ありて其數一定せざるも、全線約二十五の分局を算す、徐州專局及郝寨分局が江蘇省財政廳の管轄に屬するを除きては凡て河南省財政廳に直屬するものとす、但し隴海線は現時徐州より運河を經て海州に達せるが故に、此等地方の專局或は分局の新設せらるゝものは江蘇省に屬するや論なし。

徵稅法

而して徵稅法は同一貨捐局所轄內に在りては發送驛に於て正稅を一回納付せしむるのみなるも、他の貨捐局所轄驛に發送する場合、例へば開徐貨捐局所在驛より汴洛貨捐局所在驛に貨物を送る時は先づ發送驛に於て正稅の一半を徵收し、汴洛貨捐局所轄第一驛に達せる時殘餘の半稅を納付せしむるものとす。此の他京漢、津浦等他鐵道よりの連絡貨物に對しては兩鐵道に於ける鐵道釐金の納入如何を問はず新たに徵收せらるべく、又納稅證憑には江蘇開徐貨捐局にては三聯單（存根、江蘇開徐鐵路貨捐票、備查の三單より成る）を用ゐ、商人には第二單貨捐票を交付して納稅證及通過免狀の用に供し、第三單備查を財政廳に送付するも、汴洛貨捐局にては四聯單（存根、執照、查驗票、備查の四單より成る）を使用し、第一單存根は之を發行局に存留し、第二單は執照即ち納稅證として納稅者に交付し、第三單查驗票は通過免狀の用に供し荷主が貨物上乘人に渡すものとし、第四單備查は徵收局より財政廳に送りて收稅報告書たらしむること略ぼ津浦鐵道に於けるに異ならず。

納稅證憑

（四）滬寧鐵道釐金局

滬寧鐵道釐金

初め吳淞、南京間を九區に分ち、每區從價一分五厘を課せしが故に、全線一割三分五厘を納むるの高率となり、之が爲め貨物運送頗る寥々たるものあり、且は長江水利の壓道を受け營業不振を極めしも、革命後江蘇省貨物稅を施行し、出產稅、銷場稅合計從價二分を納付せば他に課稅せらるゝことなきに至れり、故に鐵道貨物は其下車驛或は消費地に於て銷場稅を納付すれば足り、特に鐵道釐金と認むべきもの存せざるものとす、滬杭甬鐵道も亦滬寧鐵道に準じつゝあり。

滬杭甬鐵道釐金

京奉鐵道釐金

（五）京奉鐵道釐金

本鐵道に在りては奉天省內を通ずる間は一般釐金制度に依りて出產稅或は銷場稅を課せられ、特に鐵道釐金の制なし、蓋し奉天省內釐金は革命後大に整頓せられ、凡て一產地より貨物を輸出する時は出產稅と稱して穀類は從價一分、其他は一分五厘を課し、消費地に入る時は從價二分の銷場稅を賦課するの制なりとし、鐵道に於ても亦此の制度を採用するものにして、一度出產稅を納付せば鐵道に於ては別に課稅せず、下車驛にて銷場稅を納め、驛以外に至るものは其到着地に於て納付せば可なるものとす、又外省產物にして奉天省を通過し他省に至るものは凡て無稅にして、本省產物の他省に至るものは出產稅にて足るものとす。

其他の鐵道に於ける釐金

（六）其他の鐵道に於ける釐金

以上の外南潯、正太、粵漢、廣九の諸線も亦火車捐の制度ありて其辦法は略ぼ大同小異なりとし、山東鐵道にては淸末計畫する所ありしも地方商民の反對により實施を見ず、又京綏鐵道は財政部の計畫の下に一九二一年六月以來二分五厘の火車捐を課せんとせしも之れ亦商民の反對ありて中止せられたり、蓋し鐵道釐金は鐵道收入を減少するのみならず、通過貿易を阻害すること大なるを以て、之が設置に際しては商民の常に反對する所なる位勿論、外國側に於ても屢々抗議を提出し來りしものにして、津浦線の如きも一九一四年春外交團は安徽に於けるものを以て子日稅制の條約違反なりとし、一九一五年には津浦線釐金復活に對し英國公使の抗議ありしは此の類なりとす。

海關

沿革

海關創立の起源

開港前の貿易管理

南京條約五港開放

第三目　海關

一、海關の沿革

廣東に於て初めて歐米人の通商を許せし當時、支那政府は公行（Co-Hong）と稱する政府の特許商人をして諸稅徵收の任に當らしめしが爲め、弊害百出頗る煩雜を極めしが、其他の沿岸各地に在りても開港前に於ける外國貿易は所在地方官憲の任意管理せし所にして、其徵稅法一定せず、其後淸朝康熙年間中に開かれし浙、閩、江、粵の四關中、廣東稅關先づ規費、支銷、歸公、充餉等の稅目を新設するや、其他の各關皆之れに倣ひ、且つ稅官吏は其他種々の名目を設けて私腹を肥すに汲々たりしが故に、外國商人は殆んど其弊に堪へず、英國は一七九二年淸國政府に對し稅額の輕減を要求して其意を得ざりしが、其後阿片戰爭起り一八四二年英淸南京條約締結の結果、

關稅收入擔保
關稅納付の監督
輸出入稅率の公示
各國領事の輸出入稅徵收取扱
清國官吏の徵稅取扱
歐米人稅務司の徵收事務取扱
上海海關假委員會
上海海關稅務司

廣東、廈門、福州、寧波、上海の五港を開放することゝし、且つ償金二千一百萬兩の支拂を約せしが、之れが爲め償金支拂の担保として前記五箇處の關稅收入を充當せしより、英國は貿易監督官又は領事館員を此等各港に派遣して關稅納付の監督に當らしめ、且つ支那政府は此等各港に於て徵收すべき輸出入稅率を公示するの義務を負担せしより、新たに稅關を設くるの必要生じ遂に海關創立の起源を見るに至れり。

斯くて爾來各國は相繼ぎて領事を各港に任置し、各自國商民の管理を爲すと共に、外商の取扱に係る貨物の輸出入稅は凡て各當該國領事之を徵收したる後、清國政府に納付することゝせしが、各國領事は皆自國商民に私するの弊に陷りしかば、清國政府は列國と交渉の上、一八五一年八月本制度を廢し、清國政府自ら前記五海關に於て收稅に任することゝせり、然るに當時清國官吏は關稅事務に無經驗たりしのみならず、賄賂盛行せしより、一八五四年再び列國と協議の結果、各條約港には歐米人稅務司を置きて輸出入稅賦課徵收に關する一切の事務を掌理せしむることゝせり、蓋し之れより先英米佛各國は交々清國政府に對し稅務の改善を促す所ありしも、偶々一八五〇年長髮亂勃發し、一八五三年八月には上海陷落せしより上海海關は事實上閉鎖せられたり、茲に於てか一八五四年二月以來各國領事は假委員會を設けて外國貿易事務を管理することゝし、同年六月二十九日には英米佛三國領事同意の下に、英國領事「アルクック」(Sir, Rutherford Alcock)、米國領事「メルフィー」(R.C.C Merphy)及佛國領事「エダン」(B.Edan)の三氏と上海道台との間に協約を結び、歐米人を擧けて上海海關稅務司に任ずることゝなりしが、之が任命は列國派遣の代表者より其候補者を道台に推薦し、道台より之を任命することゝせしに基き、前記三國領事は各一人、其國代表者を推薦し稅務司として上海海關に入らしめたり、卽ち英國は「ウェード」

各國の上海海關稅務司
外人海關監理の嚆矢
英人が海關の實權を握りし端緒
各地海關の統一總稅務司の任命

(Thomas F.Wade)、米國は「カール」(Lewis. Carr)、佛國は「スミス」(Arthur Smith)氏を選出し、各同等の資格及待遇を以て上海海關稅務監督局(The Board of Inspectors)に入ると共に海關組織に從事し、一八五四年七月十二日に至り初めて海關事務を開始せり、之れ外國人が海關管理に當りし初めなりとす、然るに當時支那の外國貿易は大部分は勢ひ英國商人の貿易を管理するの實權に在りしのみならず、英國選出の稅務司「ウェード」氏は其才幹他の稅務司に卓越し且つ支那語に熟達せしが故に、支那人に對する交涉、命令、協議等一切の事務は悉く「ウェード」氏の處理する所となり、更に一八五五年「ウェード」氏辭して領事に任ぜらるゝや、英國領事館通譯官「レー」(Horatio Lay)氏其後を繼ぎ、同時に米佛代表も亦交代して「フイッシュ」(Fish)、「エダン」(Edan佛國代表委員)の二氏各其後任となりしが、レー氏又支那語に精通し其才幹卓越せしより聯合組織に成れる海關の實權全く英人の手に歸せり、之れ實に英人が後日支那海關の實權を擧けて其手中に掌握する端緒を開きしものなりとす。

斯くて聯合組織の成績良好なるや、一八五九年更に兩廣總督の同意を經て之を廣東に行ひ、爾後各地に施行せらるゝに至りしが、其後開港場の增加と共に海關設立の數愈多く、事務も亦漸く煩雜を加へ來りしより、一八五八年天津條約の締結に際し同附屬條約に基きて各地海關の統一を擬定し、總稅務司を置きて全支那の海關を總監すべきを規定せしが(一八五八年六月二十八日調印の英清天津條約に於て稅率改正の規定あり、同年十一月上海に開かれたる稅率改正調査委員會にて通商勅定第十條海關事務の統一者を置く旨を定めたるものとす)、一八五九年「ロバート、ハート」(Robert Hart)氏廣東海關副稅務司に任ぜらるゝあり、且つ上海海關管轄區域の變更ありて佛米兩國選出稅務司の引退を見、「レー」氏總稅務司と爲りて當時開港せる七港を其管理下に置きしが、

總稅務司署の設置

一八六一年總理各國事務衙門の新設と共に總稅務司は其監督下に立つことゝなり、「レー」氏改めて總稅務司に任ぜられ、北京に總稅務司署（Inspectorate, Head-quarter）を設立するに至れり、而して此年四月「レー」氏は上海に於て暴徒の襲撃に遭ひ、傷きて英國に歸るや、留守中に於ける總稅務司の職は「エルヂン」（Lord Elgin）氏の秘書にして當時上海海關稅務司たりし「フィッツ、ロイ」（Fitz Roy）氏及「ロバート、ハート」二氏の代行する所となりしが、「フィッツロイ」氏は支那語に通ぜず上海に在りて專ら海關事務を執りしに反し、「ロバート、ハート」氏は支那語に熟達せるより全國を巡遊して海關の設置に力を盡し、且つ支那大官其他朝野の人士と交際して頗る圓滿なりしより內外の信望を博し、海關の實權漸次「ハート」氏に歸し、一八六三年「レー」氏の歸任するや「ハート」氏を上海海關稅務司に任じ長江沿岸諸港及寧波の海關管理たらしめ、次で同年十一月Lay Osborne Flotilla事件に關し支那政府と意見の衝突を來すや「レー」氏辭任し、「ハート」氏其後を繼ぎて總稅務司と成れり、爾來「ハート」氏は其職に在ること四十五年の久しきに及びて現今の海關制度を確立し稅制を整理せしか、一九〇八年五月病を得て英國に歸り一九一一年九月死去せり、而して「ハート」氏の英國に歸るやDeputy Inspector General たりしも、在支英人「ブレドン」氏の義弟「ロバートブレドン（Robert Bredon）氏其職を代理してActing Inspector General たりしも、在支英人間の人望なくして引退し（一九一〇年）、同年四月漢口海關稅務司「アグレン」（Sir Francis Aglen）氏 Deputy Inspector General に任ぜられて總稅務司の職を兼ね、Officiating Inspector General たりしが、「ロバート、ハート」歿するや一九一一年十月總稅務司となりて今に至りしも、最近「アグレン」氏罷免せられ、總稅務司秘書（Acting Personal Secretary to Inspector General）たりし、エドワード氏（Edwardes, A.H.E）之れに代れり。

「コバート、ハート」

「ブレドン」

「アグレン」

「エドワード」

總稅務司の職權

總稅務司の職たるや其職權頗る大なるものあり、之が任命は支那政府之を行ふこと雖も、稅務司以下海關官吏の選任は全く總稅務司の行ふ所にして、更に沿海燈台其他航路標識に關する事務をも掌理し、甞ては又支那郵政の一部をも綜理せしことありき、蓋し「ロバート、ハート」氏は總稅務司の職に在ること四十七年、此間彼の才幹は英國の後援と相俟ち漸次海關の權限を擴張して現時の盛を成せしものにす。

總稅務司たるべき國人

而して總稅務司たるべき國人は英清間の取極に基き、英國貿易額が他國に超越する間は英國人を以て襲任せしむべき規定なりにす、蓋し日清戰後列國の對支利權獲得に努むるや、當時總稅務司の職も亦屢々列國の窺覬する所となり、總稅務司「ロバート、ハート」氏の後任問題も國際問題たらんとするの狀勢を示せしが、英國は早くも之れを察知し、一八九八年一月時の駐支英國公使「マクドナルド」（Macdonald）氏をして支那政府と交涉せしむる所あり、遂に其地位を確立するに至りしものにて、當時「マクドナルド」氏は「支那に於ける英國の貿易額は他の諸國に卓越し、關稅納付額の約八割は英人の負ふ所なるが故に、英國の貿易が他國に超越する間は海關總稅務司の職は英國臣民をして之に當らしむべし」と要求し、支那政府の同意を得たりしが、同年二月支那政府は更に「マクドナルド」公使に對し「若し將來清國と他國との貿易額が英國との貿易額よりも超過することある時は總稅務司に英國人を使用せざることあるべし」との旨を通告し今に及べるものにして、海關の要職又多く英人の占むる所となり、之か爲め在支英國商人の享くる利益少なからず、卽ち英國商に對する海關の取扱は頗る寬大なるも、之と競爭の立場にある我邦商品の如きは嚴重なる規定を適用して通商上の不利不便少なからず、其海關報告の如きも英國との關係あるものは貿易額の多少に論せず之か報告を爲さんとするか如きも、最近對日輸出を見るに至り

總稅務司の確保

支那政府の通告

支那關稅九箇國條約

し輸出品の如きは其額少なからざるに拘はらず報告中に其項目を添設せざる等のことあるは、支那海關報告を手にせるもの丶直ちに感知し得る所なりとす、之れ最近日本人海關官吏の增聘を唱導さるゝに至りし所以なりとす。

特別關稅會議

猶ほ一九二二年二月六日華盛頓會議に於て支那關稅九箇國條約の締結さるゝや、同條約第一項に於て支那以外の締盟國は支那の主權獨立並に其領土的及行政的保全を尊重することゝなり、列國は支那に於ける勢力範圍は其地理的なることを問はず、均しく之を主張せざるか故に、海關行政の獨立に對し從來より加へられたる制限は之を撤去し、支那をして其管理權を回復せしむべき筈なりしも、當時英國は支那全權を籠絡し、現行海關制度に變更を加へざる範圍内に於て輸入稅引上の提案を爲し、遂に其實を擧ぐるを得ず、且又一九二五年の特別關稅會議に於ても支那は海關管理權を掌握する英國の反對を見越し、外人管理に關する何等の束縛だも解除するを得ざりしものとす。

海關制度の運用調節に關する日本の希望提出

蓋し當時列國は曩に英國が支那全權を籠絡し、現行海關制度に變更を如へざるべき旨聲明せしめたりしか故に列國も又英國の意志に反し海關管理權の放棄を強要するを得ざりしものにて、唯だ我邦は關稅分科會に於て現行海關制度は之を動搖せしむるを欲せざるも、支那貿易上に於ける日本の地位並に海關收入上に貢獻する所大なるに鑑み、將來海關制度の運用に關し正當の調節あるべきを希望し、關稅保管銀行及海關職員の採用に關し希望を提出する所ありき。

以上述べしか如く總稅務司の職は一八九八年英支間の取極に基き英人の占むる所にして、當時英國は英國の貿易が他國に超越する間は英國臣民を以て之に當らしむべしと要請し、支那は之を承認することに共に、更に若し將來

列國對支貿易額比率

支那と他國との貿易が英國との貿易額より超過せる時は總稅務司に英人を使用せざることあるべしと通告せることは前述の如くにして、歐洲戰後に於ける我邦の對支貿易は急激に增加し、遂に英國を凌駕するに共に、日本海關官吏の增聘及重用論盛んに唱へられ、最近更に日本人總稅務司採用論喧傳せらるゝに至れり。

今參考の爲め最近數年間に於ける列國對支貿易額比率を示せは次の如し。

日本對支貿易額の激增

卽ち一九二四年度に於ける列國對支貿易は我邦第一位に在りて二割七分を占め、香港之に亞ぎて二割三分、米國一割七分にして、英國は第四位に居りて一割四分を占むるに過ぎず、但し英支間取極に於ける英國の支那貿易たるや、英本國のみの對支貿易を稱するものなりや、又は香港を含むものなりや明かならず、若し香港をも包含するものとせば英國の對支貿易は三割七分となり、我邦の對支貿易を超過することゝ正に一割にして依然第一位を占むべきも、然かも香港對支貿易の內容は根岸佶氏も說けるか如く（根岸佶氏著支那特別關稅會議の研究二三〇—二三二頁參照）、英國のみならず各國の對支貿易をも包含せる仲繼貿易に過ぎざるものにて、唯だ英國は常に其貿易の內容を明かにせず英本國貿易に加算して今尙支那貿易の第一位を占むるか如く裝ひ、英支取極めを有效ならしめんとしつゝあるも、其實香港を合計するも遠く我邦の比率に及はさることゝ明かなりとす、而して列國の關稅納付額は英支間取極の當時に於て英國其八割を占めしは支那政府との交涉に當り「マクドナルド」公使の聲明せる所なるも、歐洲戰後に在りては我邦對支貿易の發達に伴ひ著しく形勢を一變せるは理の當然にして、一九二四年度の關稅納付額比率は我邦二割六分、香港二割、米國一割九分、英國一割三分にして、略ほ貿易額に比例して我邦の優越なる地位を示し一九二五—六

列國關稅納付額

支那貿易上に於ける日本の地位

兩年度の比率は更に英國貿易の減退、我邦貿易の增進を有力に物語りつゝあり、斯くて對支貿易及關稅納付額より見たる我邦の地位は事實上第一位を占めつゝありて、海關官吏も亦日本人により其優越なる地位を占むべきは勿論にして、近時日本人職員增聘の必要を論ぜらるゝ所以なると共に、更に總稅務司の職も亦日本人を以て英人に代らしむべしと唱へられ、最近（一九二七年二月）總稅務司アグレン氏の罷免、エドワード氏の新任に次ぎ、大連稅關長岸本氏の副總稅務司昇任は我邦對支貿易の優越か英國をして屈服の已むなきに至らしめし結果なりと思意せらる。

海關の組織

二、海關の組織

海關の監理に就きては北京に稅務處（The Revenue Council）ありて海關收入の支出及海關と支那政府との交涉の任に當り、海關內部の管理に就きては北京に總稅務司署（Inspectorate Headquarter）あり、總稅務司（Inspector General）之に居りて全國の海關を統轄すること本書第一編第七章第四節第三款第一項稅務處の項に於て說述せるが如し、而して總稅務司署には總稅務司の下に職員（Staff）としては、稅務司階級（Commissioner's Rank）に屬する四名の秘書ありて、Chief, Chinese, Audit（會計）及Staff（人事）に分ち、各秘書は又各副稅務司階級（Deputy Commissioner's Rank）のAssistant Secretary及Appropriate Staff（專有部員）を有して其事務を分掌せしむ。

總稅務司署の組織

猶ほ總稅務司の下には以上四名の秘書の外更に上海に於けるNon-Resident Secretaryあり、Statistical Secretaryは海關總署造册處（Statistical Department）に左りて、海關に關する發刊圖書の事業を監督し、貿易年報、貿易統計其他海關事務に關する刊行物は悉く其責任なりとし、上海にStatistical Department ありてStatistical Secretaryそれが長となり、從來1.Statistical Series, 2.Special Series, 3.Miscellaneous Series, 4.Service Series, 5.Office Series, 6.Inspectorate Series の六種刊行物を出せり、此の內Statistical Seriesは Shanghai Daily Returns, Customs Quarterly Gazette, Annual Reports and Returns of Trade（英文華文）及Decennial Reports を發行す、而して一般に公賣せらるゝはStatistical Series, Special Series, Miscellaneous Series の三種なりとす。

海關總署造册處

秘書

Non-Resident Secretary

又Non-Resident Secretaryは倫敦に駐在し、Indoor Staffたるべき歐人候補者を試驗し、且つ歐羅巴に於ける總稅務司代理として活動するものとす。

各地海關の組織

備考　支那に於て組織的貿易統計の發刊せられたるは一八六四年の貿易年報を以て嚆矢とし、之れ以前に在りては半年報の發行或は一八五四年前後上海海關より或種の貿易表發せられたりと稱せらるゝも固より正規のものにあらず、而して一八八二年に至りては旬年表の創刊を見、一九〇五年には輸出入品仕出地、仕向地を示せる三箇年間の比較統計を表示せるAnalysis（輸出、輸入各別冊として）を發刊せしが、季刊卽ちQuarterly Gazetteの刊行は一八六八年以來のことなりとす、而して一九一〇年に白耳義に開かれたる國際貿易統計會議に於て統計上共同用語を使用すべきを贊同し、支那貿易統計史上に於ける重大時期を劃せしが、然かも貿易品目の分類に就きては再三大變更を見たるが故に、其間貿易額の比較對照を爲すこと便ならず、又輸出入品價格の如き一八七五年迄は地方的兩貨を以て表示し、其後海關兩に改められ、之が對照に不便なるのみならず、更に輸出入品の最終仕向地及原產地を示さゞるは大なる欠點にして、輸入の場合には其仕出地及直接輸入地を、輸出の場合には海關に呈出さるゝ申告書に依り其仕向地を示すに過きず。

徵收項下

次に各地開港場には海關を設け稅務司（Commissioner）を置きて稅關長たらしめ、別に又副稅務司（Deputy Commissioner）を置く所あり、而して海關事務の分掌は各海關事務の繁簡、管轄區域の廣狹等に依り必らずしも同一ならざるも、其一般組織としては、（一）徵收項下Revenue Department（稅務部）、（二）船鈔項下Marine Department（海務部）、（三）工程項下（Works Department）（作業部）、の三部に分たる。

（一）徵收項下（Revenue Department）

貨物の檢查、各種稅金及手數料の徵收、船舶貨物の檢查監督取締並に倉庫に關する事項を掌り、更に次の三班に分つ

イ、內班(Indoor Staff)、ロ、外班(Outdoor Staff)、ハ、海班(Coast Staff)、

イ、內班(Indoor Staff)

課稅徵收を掌る所にして、海關事務の主要部を占め各部行政の主腦たり、稅務司（Commissioner）ありて各地稅關の長となり、大なる海關に在りては更に副稅務司（Deputy Commissioner）ありて稅務司を輔佐するの外、更に稅務司の下には外人幫辦(Foreign Assistants)、支那人內勤（Chinese Assistants)、供事（Clerks)、及等外雜員（Miscellaneous）あり、外人幫辦は稅務司の指揮を受け主なる計畫事務を担當し、超等（Chief Assistant)、一、二、三、四等及等外幫辦に分ち、一等より四等迄は更に之をABCの三級に分たる、又支那人幫辦（Chinese Assistants）は北京に於ける Customs College に在りて稅關事務を修業せし者等を以て之れに充て十一級に分つ、而して Customs College とは一九〇八年稅務處の計畫に依り北京に設立され內班に使用すべき支那人の教育を目的とし、稅務處總辦（Proctor）及總稅務司署の Chief Secretary 之が監督の任にありて競爭試驗に合格せる者を收容するものとす。

ロ、外班（Outdoor Staff)

實務に從事し、稅務司の監督を受けて船舶及貨物の檢查取締を爲すを主とし、Executive Branch 及 Examination Branch に分たる、Executive Branch には超等總巡（Chief Tidesurveyor）あり、Examination Branch には港務長(Harbour Master)ありて各其長たり、而して Executive Branch は Tidesurveyors 及 Boat Officers より成り、Tidesurveyors は之を Chief Tidesurveyors（超等總巡)、Tide-Surveyors（總巡)、Assistant Tidesurveyors（二等總巡)、及 Boat Tidesurveyors（三等總巡）に分つ。

又 Executive Branch は驗估(Appraisers)及驗貨（Examiners)より成り、Appraisers は分ちて Chief Appraisers 及 Appraisers の二とし、Examiners は Chief Examiners, Assistant Examiners 及 Assistant Examiners on Probation の三に分つ。

猶ほ以上の外外班職員としては Tidewaiters（監視)及 Watchers（巡視）あり、Tidewaiters は Chief Tidewaiters, 1st, 2nd, 3rd Tidewaiters 及 Tide-Waiter Probationary に分ち、Watchers は District Watchers, Local Watchers に分つ。

ハ、海班（Coast Staff)

徵稅及取締に從事する Revenue Steamers 及 Launches の乘組員より成り、並に浮標、標識、救助、測量等に從事す、管

內班	內班職員	外人幫辦	支那人幫辦
Customs College			
外班	Executive Branch		
Examination Branch			
海班			

徵收項下に於ける支那人職員	
船鈔項下	Coast Inspector
工程項下	Engineer in Chief
海關事務に從事する人員數	

駕官（Commanders)、管駕副（Deck Officers)、管輪（Engineers)、礮手首領（Gunners）等あり。

以上徵收項下（Revenue Department）に於ける各職員は殆んど外人職員にして、支那人海關員は普通此等の地位に上るを得ず、內班に於ける支那人內勤（Chinese Assistants)、其他外勤、海班係等外國人に準じて各種の等級に區分するも、常に外人の指揮を受くるものとす、其の主なるものとしては、內班に屬する同文供事、文案、書辦等、外班に屬する驗貨、秤貨、水手、巡役等及海班に屬する巡船、水手、火夫等なりとし、此の內、外班、海班に屬する者の多くは等外雜員(Miscellaneous)又は雇員（Chinese Steamer and Launch Hands）或は雜役（Chinese Others）と稱し一般に輕視せらる。

(二)船鈔項下(Marine Department)

所謂海事部にして次の四係に分つ

イ、Coast Inspector's Staff

ロ、Harbours Staff

ハ、Lights Staff

ニ、Marine Staff

海關の副業務に屬し Coast Inspector を長とす、他の部（Department）と共に總稅務司の統轄に屬し、各海關稅務司の監督を受けて其業務に從事す、而して Coast Inspector の職能としては Revenue Steamer Flotilla, Light Service の外、救助、氣象、測量、海圖作製等の事を掌り、支那人部ありて Chinese Light Staff, Chinese Others 等下級の勞務に從事す。

(三)工程項下(Works Department)

Engineer in Chief の監督下に在りて Engineers, Architects, Clerks 等事務を分掌す、猶ほ Engineer in Chief の職責は從前は燈台の組立建設、機關の裝置等に限られしも、現時は稅關事務に關する一切建築物の建設、修繕等を掌理するに至れり。

以上を以て一般海關組織の概要を述べたり、而して海關事務に從事する人員は約六十年前の一八六四年に於ては外人四百名、支那人一千名に過ぎざりしも、其後漸增し一九二四年には外國人一千四百四十五人、支那人六千九百二十四人、合計八千三百六十九名を算し、今や將に八千五—六百名に達するに至れり、其增加の趨勢卽ち次

の如し。

年次	外國人數	支那人數
一八六四年	四〇〇人	一、〇〇〇人
一八七五年	四二四	一、四一七
一八八五年	五〇六	二、〇七五
一八九五年	七三五	三、四七一
一九一〇年	一、四六八	一七、七〇一
一九一六年	一、三二一	六、三二五
一九二四年	一、四四五	六、九二四

備考　一八九八年以後は海關に於て支那郵政の一部をも掌るに至りしが故に人員激增し、一九一〇年の大數を見たるものにして、當時外人九九人、支那人一一、八八五人は郵政事務に携はれり、然るに一九二一年に至り支那郵政は海關より分離し郵政に從事せし人員と共に交通部に移管せしより、其後海關人員も自然激減せるものなりとす。

次に海關勤務外人は其國籍二十三箇國に亘りて英國人第一位を占め、高級職員亦多く英人の占むる所にして、其内譯次の如し（楊德林氏編中國海關制度沿革八六―九一頁參照）

國籍別外人職員數			高級職員各國人內譯數	
英國	七六六人		英國	二一六人
露國	一一四		日本	七〇
丁抹	四七		米國	三九
伊國	三四		諾威	三二
葡國	三〇		佛國	二八
臘脫維亞(Latvian)	一六		瑞典	一〇
西班牙	八		波蘭	一〇
			和蘭	七
白耳義	六		朝鮮	五
柴曲斯洛伐克(Czecho-Slovak)	四		埃桑尼亞(Esthonian)	三
芬蘭	三		里蘇阿尼亞(Lithuanian)	三
瑞西	二		希臘	一
羅馬尼亞(Roumanian)	一			
計	一、四四五人			

即ち之が國別百分比を見るに、英國五割三分、日本一割五分、露國八分、米國五分弱の割合にて、我邦は其對支貿易額及關稅納付額より見て英國を凌駕し優越なる地位を占むるに拘はらず、海關勤務の人員は英國に比し劣れること甚だしく、僅かに其の三分の一にだに達せず、之が增聘の論喧傳せらるゝ所以にして、更に海關の最主要部たる徵稅部職員に在りても其比率稍可なるも尙遙かに劣れること次の如し。

徵稅部國別人員及百分比			
英國	六三四人	五〇%	
日本	二一八	一七	
露國	一〇五	八	
米國	六三	五	
丁抹	四〇	三	
伊國	二四	二	

而して總稅務司及總稅務司公署内に於ける、高級職員、各海關稅務司其他洋幫辦の各國人內譯は總稅務司を加算し總數二百六十一名（署副稅務司たる支那人一人を除く）にして、英人一二六名に對し日本人は僅かに四十一人（朝鮮人一人を含む）なりと

し、漸く英人數の三分の一に達せんとするのみ、更に稅務司、副稅務司等の重職に在る者は其比率一層不公平を極め、稅務司總數四三名中英人二七名に對し日本人僅かに二名、又副稅務司は其總數三十名中英人一八名、日本人五名にして、更に署稅務司、暫行代理稅務司及署副稅務司は其總數三十四名にして、英人二十名に對し日本人僅かに三名に過ぎず、以て其如何に不公平なるやを判定し得べし、即ち次の如し。

總稅務司	一（英人）							
稅務司	四三	英	二七	佛	七	日	二	米
		伊	一	和	一	丁	一	葡
							一	臘脫維亞
副稅務司	三〇	英	一八	日	五	丹	二	比
		葡	二	米	一	伊	一	
署稅務司	一四	英	一〇	伊	二			
	日		一	白	一			
暫行代理稅務司	一（英人）							
署副稅務司	一九	英	九	米	二	日	二	伊
	和		一	諸威	一	西班牙	一	支那

但し其後日本人にして稅務司及副稅務司に昇任せし者數名あり、又一九二七年二月日本人を以て副總稅務司に任ぜしことは既に述べたるか如し。

超等特班	五	（和蘭二、露一、獨一、葡一）	
超等前班	一五	（英七、日三、伊三、和蘭一、葡一）	
超等後班	一〇	（日四、英三、朝鮮一、西班牙一、諸威一）	
頭等前班	二四	（英七、日五、露四、米三、諸威一、佛一、伊一、丁一、瑞典一）	
頭等後班	一九	（英八、米四、露二、佛二、日一、伊一、瑞典一）	
二等前班	二一	（日七、英一、米一、丁一、露一）	
二等後班	一〇	（英六、佛二、日一、白一）	
三等前班	一四	（英一〇、露二、日一、諸威一）	
三等後班	一六	（英七、佛二、伊二、白一、露一、米一、葡一、諸威一）	
四等前班	一八	（英九、米四、日三、露一、諸威一）	
四等後班	二	（米一、佛一）	
另用正前班	三	（日一、露一、佛一）	
另用副前班	四	（英二、日二）	
另用正後班	三	（日人）	
另用副後班	ナシ		

而して支那人職員は其數五千三百餘人、外人職員の四倍半を算するも、下級職員のみにして外國人の從屬的事務に從事し、幇辦以上の職員は殆んど外人により占據せられ、其俸給の如きも同一地位に在る者と雖も支那人職員は外人に比し少なきも三割多くは四割減の現況にあり、其俸給全額に就き見るに、全員俸給總額大約五百萬兩、其內、外人職員への支給額三百萬兩を占め、支那人職員は其數に於て外人數の四倍半を占むるに拘はらず、其俸給支給額僅かに二百萬兩內外なりとし、自國行政機關內に在りながら未だ一人の稅務司だも出すを得ず、僅かに署副稅務司一人を見たるのみにて、其冷遇の甚だしき奇怪至極と云ふべし、一九二五年北京に關稅特別會議の開かるゝや、支那は支那人副總稅務司の任命並に每年稅務司及副稅務司各二名を任命すべき案を提出せしも、不幸にして同會議は海關員採用に關して何等の討議を行はざる間に中止の已むなきに至れり、參考の爲め楊德林氏の中國海關制度沿革（同書九三―一九五頁）により外支人高級職員の俸給月額を示せは次の如し（海關員の俸給は宣統三年訂定後、民國十一年六月改訂せられたり、卽ち現行

洋幇辦　一五四

支那人職員

外支人職員ノ待遇比較

外支人高給職員の俸給月額

章程なりとす）

階級	外人	支那人	比較
總稅務司	四、〇〇〇關平兩	――	――
稅務司（四級に分つ）	九〇〇―一、〇〇〇（一、一〇〇―一、二五〇）	――	――
副稅務司	七〇〇	五〇〇	七折弱
各等幫辦			
超等特班	六〇〇乃至七〇〇	――	――
超等前班	六〇〇	四〇〇	七折弱
超等後班	五五〇	三五〇	六折弱
頭等前班	五〇〇	三〇〇	六折
頭等後班	四五〇	二五〇	六折弱
二等前班	四〇〇	二二五	六折弱
二等後班	三五〇	二〇〇	六折弱
三等前班	三〇〇	一七五	六折弱
三等後班	二五〇	一五〇	六折
四等前班	二〇〇	一二五	六折弱
四等後班	一七五	一〇〇	六折弱

江海關の組織

以上海關の一般組織に就き概說せるも、各關必らずしも同一ならざること前述の如し、而して江海關（上海關）は支那第一位の海關にして其組織亦頗る整頓し、內班房（Indoor Staff Office）、外班房（Outdoor Staff Office）海班房（Harbour Office）の三房に分たれ、海班房は船舶の出入其他一般港務を掌理し、外班房は貨物の檢查並に稅關警察、港灣、水路等に關する事務を執るも、其最も重要なるは內班房にして專ら貨物の輸出入に關する事務を掌理し、普通公事房（General Office）と稱して次の十一課に分たる。

內班房の組織

大寫抬

一、大寫抬（Head Desk）

公事房全般を總理し主席幫辦（Chief Assistant）ありて事務を處理す、各分課に於て事務上の事故發生する時は大寫抬に於て處決し、若し又大寫抬にて處決し得ざる事項ある時は副稅務司、稅務司へ順次申告して其解決を仰ぐものとす。

驗單處

二、驗單處（Duty Memo Desk）

申告書に依りて輸出入貨物を檢查に附すべきや否やを決定し、稅率の適用、及船舶噸稅証書交付等の事務を掌理し、公事房中最重要の課なりとす。

進口貨處

三、進口貨處（Import Desk）

輸入申告書、輸入明細書、入港船舶申告書等陸揚に關する書類を處理し、且つ轉送申告書を通過する處にして、外洋進口處及普通進口處の二に分たる、前者は卽ち外國諸港よりの輸入手續を、後者は內國各開港地よりの輸入事務を掌理す。

管內地單處

四、管內地單處（Transit Desk）

開港地と不開港地との間を通過する貨物に關する事務を掌理す。

結關處

五、結關處（拾）（Clearance Desk）

船舶の出港に關する事務を掌り、出港免狀を交付する處なりとす。

出口貨處

六、出口貨處（Export Desk）

管驗單處を通過したる輸出申告書及領存票處を通過せる再輸出申告書を受理し、輸出免狀を交付する等輸出に關する事務を處理す。

領存票處

七、領存票處（Drawback Desk）

再輸出申告書を受理し、其貨物を檢査するや否やを決定し、且つ戻稅及免稅證書を交付する處なりとす。

八、管洋藥暨關棧處　(Opium and Bonding Office) (Bonded Cargo Desk)

阿片の輸入、再輸出並に保稅貨物に關する事務を取扱ふ。

九、派司處　(Pass Desk)

派司(Pass)卽ち輸入貨物の稅金拂濟證書の下附に關する事務を掌理す。

一〇、發存票處　(Drawback Office)

稅關監督より發する戻稅證書を保管する處なりとす。

一一、碼頭捐拾　(Wharfage due Desk)

上海共同租界工部局(Municipal Council)の依頼に依り棧橋稅の徵收を掌る、蓋し棧橋稅は又市工部稅(Municipal Dues)とも稱す、長髮亂後共同租界工部局に於て碼頭棧橋其他の費用に充つる爲め出入貨物に對し從價千分の一の課稅をなせしに始まり、其後一八九四年四月其稅率を改正して之を工部局に收納し、碼頭其他道路等の改修費用に充つるものとす。

一二、錯單拾　(Wrong File Desk)

大寫拾の專屬課にして、各種申告書の錯誤又は不明の點ある時は Wrong File Memo を發行し指示訂正する處にして、此の外諸會社商店の登記事項、稅金納付の督促、延滯課金及各種積殘り貨物に關する事務を取扱ふ。

猶ほ以上の外上海には海關總署造冊處(Statistical Department)ありて統計事務を取扱ひ、又 Coast Inspector Office ありて沿海の燈台港灣水路等に關する事務を取扱ふ。

三、關稅の種類

普通關稅は貨物移動の方向に基き輸入稅、輸出稅及通過稅の三種に分ち、輸入稅は外國品の輸入、輸出稅は內國品の輸出、通過稅は外國品の國境通過に對し課稅し、此の內輸出稅及通過稅は現時多くの文明國に於て已に撤廢せられ、僅かに特別の事情に基くもの又は劣等國に於て今尙存在するものあるのみ、故に現今關稅と稱する時は卽ち輸入稅を意味し、關稅政策は卽ち此の輸入稅の按配如何を考究するにあり。

然れども支那に在りては今尙ほ輸出稅を存し、輸入稅と共に財政上重要の價値を有す、加ふるに內國沿岸移出入稅及子口半稅等ありて關稅の種類頗る多く、此等は相互交叉的關係を有するものとす、之れ支那關稅制度が頗る複雜せる所以なりとす、今支那關稅の種類を見るに貨物輸送機關を標準とするもの、適用の稅則を標準とするもの、管理の機關及貿易の內外を標準として種々に分類せらる(法學博士高柳松一郎著支那關稅制度論 P236—243)

貨物輸送機關を標準とする關稅の種類

I　貨物輸送機關を標準とするもの

イ、汽船貿易關稅、外國貿易輸出入稅、沿岸貿易出入稅

ロ、帆船貿易關稅、外國貿易輸出入稅、沿岸及內水貿易出入稅

ハ、陸路貿易關稅、外國貿易輸入稅、國內通過貿易出入稅

但し其分類頗る煩雜なるを免かれず。

適用の稅則を標準とするもの

2　適用の稅則を標準とするもの

イ、條約上の關稅 (Treaty Tariff)

ロ、國法上の關稅 (Native Tariff)

Treaty Tariff は卽ち協定稅則(Conventional Tariff)に基くものにて外國貿易の輸出入稅は之に依る、但

しNative Tariff は各國に行はるゝ國定稅則（Autonomous Tariff）とは性質を異にし國內貿易の一部に適用せらるゝのみ、卽ち外國型船舶による國內の沿岸貿易及外國貿易に關係を有する內國通過貿易は條約上の協定稅則に依るものとす。

管理機關を標準とするもの

3　管理機關を標準とするもの

イ、海關稅、ロ、常關稅、ハ、釐金稅

但し海關の管理に屬するは外國貿易のみならず、外國型船舶による沿岸貿易も又其の管理に屬す、卽ち海關稅（Maritime Customs Dues and Duties）と稱するは外國輸出入稅、沿岸移出入稅、噸稅、子口稅をも包含し、加ふるに海關は常關稅の一部を管理し一部分は內國官憲の管理する所なるが故に、本區別は最も普通に用ひらるゝ標準なるも尙ほ頗る煩雜を免れず、從て該區別は明確を欠けり。

貿易の內外を標準とするもの

4　貿易の內外を標準とするもの

イ、外國貿易關稅、ロ、內國貿易關稅

但し外國貿易關稅中には海陸兩路の貿易により稅則を異にし、帆船の外國貿易に課する關稅にも例外あり又內國貿易關稅中にも外國貿易と同一の稅則を適用するものありて此の區別も又不明確の嫌あり。

而して高柳博士は、支那現今の關稅を區別して、外部關稅及內部關稅の二とし、輸出入海關稅を以て外部關稅とし、沿岸移出入稅及子口稅並に常關釐金稅を以て內部關稅と爲せり、然れども支那に於ける海關稅なるものが對外貿易の輸出入稅に止まらず、已に內國沿岸移出入稅及子口半稅等をも含める以上此の區別は妥當ならず、寧ろ條約上の束縛を受くる關稅及國內法の規定に依る關稅に區別するを可とすへし。

國內法の規定に依る關稅

即ち國內法の規定に依る關稅とは常關稅及釐金稅を稱するものにて、支那政府が任意に稅率と課稅法を定め、其徵收機關は一九〇一年以後海關の監理に移れるものを除き總て支那官憲の手にあり、條約上の束縛を受くる關稅は則ち海關に由り徵收せらるゝものにて、其稅率は悉く列國との協商に依り定まれる協定稅率（Conventional Tarif）に屬す、其稅目次の如し。

條約上の束縛を受くる關稅稅率の稅目

1. 進口稅（Import Duty）
2. 出口稅（Export Duty）
3. 沿岸貿易稅（復進口稅）（Coast Trade Duty）
4. 子口半稅（Transit Duty）
5. 噸稅船鈔（Tonnage Duty）
6. 洋藥稅釐（阿片釐金稅）、Opium Duty and Likin.（Duty and Treaty Likin on Foreign Opium）
7. 特種稅（Wharfage dues, Conservancy dues）

支那輸入稅の特質

進口稅（輸入稅）

（一）進口稅（Import duty）

凡そ輸入稅なるものは其課稅の目的を標準として財政的關稅及保護的關稅の二種と爲すを得べく、財政的關稅は單に國庫の收入を期するのみにて商業政策上何等の目的なきが故に、之が關稅問題は極めて容易なりとし、殊に支那の如きは輸入稅が悉く列國との條約により協定せらるゝ所謂 Conventional Tariff にして、之が變更には列國の贊同を要し、關稅政策を施すの餘地なく、且つ財政上の必要に際しても又稅目稅率の變更を許されず、從て支那の輸入稅率は列國との條約上の協定如何及其賦課の方法如何を研究するにあり、卽ち支那に在りて保護的關

支那輸入稅の低率

稅は之を輸出稅に於て見るを得るも、輸入稅に於て之れなきものたり。

而して支那輸入稅の特質は前述の如く協定稅率にして商業政策を施すの餘地なきこと共に、其稅率低く且つ稅目の簡單なることにして、其稅率の低きは甚細亞、阿弗利加等の劣等國に於けること異ならずこと稱せらる、蓋し稅目は國內經濟の發達、外國貿易の增進に伴ひ之を細分し、以て貿易の實際に適合せしむるの要あるも、列國との條約により制限束縛を受け時宜に適せしむる能はず、又劣等國中輸入稅率の低きは遲羅の從價三分を最低こし、土耳古の一割一分を最高こし、（初め均一に三分稅たりしも、一八六二年八分こし、一九〇七年各國との共同協定により一割一分こせしものこす）埃及は現時八分（一八七九年一割に增加せんこせしも列國の承認を經る能はず八分こし、一九〇四年英佛殖民條約（Entente Cordiale Treaty）により一九三四年迄繼續すこ定めたり）なりこす、而して支那に在りては、凡て有稅品の大部分は從價五分の協定稅率に由りて課稅せらる、蓋し支那に於ける協定輸入稅率表の初めて發布せられしは、一八四三年南京條約に伴ふ通商協定に基き制定せられたるものにして、當時其の稅率は從價の五分こ定められしが、其後一八五八年天津條約の締結せらるゝに及び多少の訂正を加ふ可きを規定し、同年十一月同條約の附屬こして稅率調査委員會に於て進口出口貨物新定稅則の協定を見、天津條約批准交換後直ちに之が實施を見たり、但し該稅率に於ても亦從價五分を標準こして從量稅を定め、其稅則に記載なき貨物にして無稅品にあらざるものは從價五分を課すること、し、同稅率附則に於て無稅品を規定し、且つ兵器、彈藥、支那產鹽、銅錢（沿岸輸出は一定の條件の下に之を許す）、內外國產の米其他穀類（沿岸輸出は銅錢の場合に同じ）、は輸出入共に禁制品こせり、尙ほ從前稅金徵收に際し鎔解費こして銀百兩に對し別に銀一兩二匁を徵收せしが、該規則の實施こ共に之を廢せり、然るに該新定稅率は無稅品の範圍頗る廣く、且つ有稅品に在りても其後銀價の下落に伴ふ物價の騰貴に依り、稅率は事實上平均四分強位の低率なる稅こなりしを以て、一九〇一年北淸事變最終議定書第六條を以て其稅率を現實の五分に引上げたる上、米、雜穀、穀粉、金銀貨幣及地金銀を除く外、從來の無稅品に對し悉く五分稅を課すべきこと、並に從來從價にて徵收し來れる一切の輸入稅を可成速かに重量稅に改むべき旨を協定し、此主旨に基き翌一九〇二年支那及其他八ケ國の代表者が上海にて淸國委員こ會同し（日下よりは日置、小田切及山岡の諸氏列席せり）、協議決定せられたるもの之れ則ち續修進口稅則にして、其後露佛伊三國の干涉に依り多少の變更を加へたり、而して此際に用ゐられたる改定方法は一八九七年より同九九年に亘る三ケ年間に於ける各商品の陸揚當時に於ける平均市價より百分の十二を減したるものを以て評價の標準こし、其百分の五を課稅せり、蓋し陸揚地に於ける平均市場相場より百分の十二を減したる理由は、關稅五分、金利二分五厘、仲買口錢一分、陸揚其他の雜費一分、手數料二分五厘こ假定したるが爲にして、畢竟其商品の置渡價格を標準こせしに外ならず、這に於てか輸入貨物の大部分は從量稅を課せらるゝこゝゝなり、又稅率表に揭げざる貨物こ雖も無稅品にあらざる限り凡て從價五分の輸入稅を課せらるゝものこせり、但し尙ほ改定の運びに至らざりし貨物多少存在せしのみならず、事實上從價稅の賦課を便宜こせるものあり、其他稅率表に記載せられざる貨物も又少なからざりしを以て、此等のものに對しては凡て從前の規定に從ひ從價の五分を課するこゝゝし、更に從來其數少なからざりし輸入無稅品を次の數種に制限せり。

稅率表の嚆矢

稅率の改訂

一八五八年天津條約に基く改訂

鎔解費の廢止

一九〇二年續修進口稅則

稅率改訂の基礎

輸入無稅品の制限

1. 外國產の米雜穀及麥粉
2. 金銀貨幣及地金銀
3. 書籍類
4. 海圖

5. 地圖
6. 新聞雜誌類。

輸入禁制品

猶ほ現時支那に於ては純然たる輸入禁制品は鹽なり、之れ支那の專賣品たるが故にして、唯だ食鹽(Table Salt)のみは瓶詰の精製品に限り輸入するを得、以上の外兵器、火藥其他戰用品は支那政府の請求ありたる場合、又は之を購入する特權を與へられたる支那人に販賣する場合を除き、一般には之が輸入を禁止され居れり。

稅目稅率の改正は十三國の同意を要す

以上の如く支那の輸入稅は一八四三年以來從價五分の原則を一貫し來り、一八五八年及一九〇二年の兩　稅率改正を爲せしこと雖も、僅かに從量稅の換算を爲したるに過ぎず、而して一九〇二年の稅率改正は當時日、英、米、獨、和、西、白、墺の八ヶ國委員會同議定し、其後一九〇三年に至り伊、露、一九〇四年に至り丁、佛、瑞、諾、葡の諸國追認したるものにして、此等諸國の同意を經されば任意に稅目、稅率の變更を許さゞるものこす、但し例外こして小包郵便の輸入に對しては特別の協定により便宜從量稅に換ふるに從價稅を以てするを得こせり、卽ち一九〇三年日支間に於ける小包協定を見るに「外國よりの輸入小包は稅額半兩卽ち價格十五弗(日本貨十五圓は海關兩十兩に換算)以下のものは免稅こす」こ定むるが如き然り。

小包郵便

要之、支那の輸入稅は從價五分を原則こなすも、重なる輸入品は從量稅こして協定せらるゝが故に、事實上は從量稅を主こし從價稅を副こするものこす、而して從量稅こ從價稅この得失は各一利一害あるも、理論上は從價稅法に依るを公平こすべし、然れごも現時多くの文明國が一般に從量稅を用ふるは、從價稅法が屢々盧僞の申告及稅吏の腐敗を招き、且つ價格の査定困難にして課稅手續煩雜こなるを以てなり、但し價格の差異變動著しき貴重品は從價稅に依るを常こし、從量稅に依るものも又不公平を矯正せんが爲め其稅目を細分し時々其稅率を改めて物價の變動に適應せしむるものこす、然るに支那の輸入稅率改正は列國の承認を要すること前述の如くにして此の點より見る時は從價稅に依る方支那の爲め利益こすべし、蓋し半開國に於ては通商條約は殆んこ永久的性質を帶び容易に稅率の改正を許さゞるを常こし從價稅を利こするも、半開國こ通商關係を有する列國に取りては從量稅こして永く稅率の變更を許さゞるを有利こす、之れ支那こ列國この利害相反する點なりこす。

從量稅と從價稅との得失

一九一二年稅則改訂の提議

斯くて支那の輸入改正稅則は一九〇二年以來約十年間其實施を經來りしが、一九一二年八月支那外交總長は一九〇二年の續修進口稅則に調印せし各國北京駐劄公使に對し該稅則の改訂を提議せり、其要旨に據るに現行輸入稅率は一八九七年以降三年間に於ける陸揚貨物の平均價格に基き從量稅に換算せられたるものにして、實施後既に十年を閱し各貨物の價格增減著しき爲め最早現實價格の五分に適合せざるを以て、右換算の基礎たる價格を改め以て原趣旨に應ぜしめんこ謂ふにありき、而して支那こ通商條約を締結せる各國中獨り英國は一九〇二年九月に調印せる英清條約第十五條の規定に基き當然支那の稅則改訂の提議に應するの義務ありしも、我邦は一八九六年　(明治廿九年十月)　日清通商航海條約を締結し、他の諸國こ同じく稅目改正の要求は批准交換の日より十ヶ年の期間滿了後六ヶ月以內こし、若し此の期間を經過せば更に十ヶ年の效力を存續すべき旨を定め、其第一期は一九〇六年(明治廿九年十月廿九日)に滿了し其第二期一九一六年(大正五年)十月十九日に至らざれば滿了せざるものこす、而して英國を除く他の締盟諸國も亦我邦こ同じく尙未だ支那の提議に應する義務を生ぜず、然れこも支那の要求は敢て關稅引上の意にあらず、單に現行從量稅率の基礎たる各貨物平均價格の標準を最近の物價に準據して換算の上現實五分

改訂提案の要旨

列國の態度

支那の歐洲參戰と稅則改正提議の應諸

に適合せしめ度しとの希望に過ぎざりしを以て、敢て不當の要求と云ふべからざりしものとす。

即ち英國は前記の如く條約上の義務により無條件にて其提議を容れ、獨、墺、白、西、葡等の諸國も亦相次で無條件承諾を通知せしも、反之佛、露、日は條件附にて承諾する旨を回答せり、然るに支那は此等三國に對し更に無條件にて承諾を求め來りしも時恰かも歐洲戰亂の勃發に會し本問題は一時延期の狀態にあり、支那は財政難に對する國庫收入の增加及內國產業保護等の爲め增稅新稅の賦課と共に是非とも關稅增徵の希望を達せんと欲せしが、一九一七年支那政府の參戰に際し聯合各國は北京駐在代表者をして輸入稅率現實從價五分引上を主義とし

一九一八年關稅改正の經緯

て稅則の改正に應すべきを通告し、一九一八年一月以來關稅改正委員會を上海に開催せしが、當時其引上を實行するに方り如何なる年度の價格を標準と爲すべきかに就き各國其立場を異にし容易に妥協の途付かず、改めて北京聯合國公使團の會議に附することゝなり、其結果戰前戰後通算五ヶ年（一九一二―一九一六年）平均の支那稅關統計に依る價格を基礎と爲すべきを協定し、上海委員會議に對し右決定に基き審議を進むべきを訓令せり、爾來列國委員會は漸く協議を纏め十二月二十日改訂稅率案を議了せり、而して右改定稅率の實施期に關しては前記上海委員會に於て協定せず、關係各國政府は夫々自國內法上必要なる手續を爲したる上、可成速かに承認すべきを定めたるのみなりしが、我邦は五月十日附を以て列國に率先して之が承認を與へたり、而して該規則の實施に關しては支那は各國の承認を經たる上、之が實施に必要なる公示を爲すを要すとし、其公示後一ヶ月以內に各國本國より發送する貨物は現行稅率を課せらるべしとし、一九一九年八月一日より實施を見たり。

而して現行輸入稅則は其後一九二二年上海に開かれたる十四箇國代表改正委員會に依り議決、各國の承認を經て一九二三年一月以來實施せられたるものにして、其後一九二五年北京に於て特別關稅會議の開會せらるゝあり一九二二年華盛頓會議に於ける支那關稅九箇國終約に基き關稅附加稅其他奢侈品稅及裁釐加稅等に關する事項を協議するを目的とせしに拘はらず、支那は一舉關稅自主權を主張して原則上列國の承認を得たりしも、一九二六年四月十日國民軍の「クーデター」に依り段執政の北京公使館區域內に遁走せしより、支那は無政府として交涉を休止せらるゝの不名譽に陷り、列國は後日一般的協定をなす爲め會議再開の共同聲明を爲して會議を休止して今に至れり。

一九二三年現行輸入稅率の協定

稅率算定の基礎

關稅改正に關する支那政府の努力

盖し一九二三年一月十七日以來實施されたる現行輸入稅率は、「ヴェルサイユ」條約批准後二箇年を經過せば其全部又は一部の再改訂を爲し得べしとの規定に基き、支那は一九二〇年以來列國に對し再改訂を提議せしが、列國の議纏まらず、華府會議に際し現實五分改定を急速に行ふべきを約せしより、一九二二年四月十二日以來上海に十四箇國委員會を開き、同年九月二十五日議了せるものにて、之が稅率算定の基礎價格は一九二一年十月より一九二二年三月に至る六箇月間に於ける上海平均卸賣市價（棉糸布は特別に六箇月間平均價格と現行稅率の基礎價格に對する比較より算定せる平均增加指數に依る）を以て定めたり。（新改訂稅則を舊稅則に比較するに綿製品全體としては二割七分を增し、從量、從價即ち有稅品全體としては二割を增せり、但し日本品に就き之を見るに、綿製品は一般諸外國品同樣五割八分を增せしが、綿製品以外の從量稅品は二割、從量稅品としては二割五分を增加せりと稱せらる、蓋し日本品は增加率の高き綿製品の支那輸入巨額に達し、日本の特產品たる海產物の關稅增加著しく、加ふるに歐州戰後歐米に於ける物價の下落せざりし等は主要の原因なりと云ふ）

稅率算定の基礎

一八四三年從價五分（既設定、一八五八年天津條約に基き進口出口貨物新稅則を定め、一九〇二年上海に於ける八箇國代表會議に依り續修進口稅則を定めて十四箇國の承認を經、一九一八年歐洲參戰に際し支那提案を承認し上海に改正委員會を開き一九一九年八月より新稅率實施、次で一九二二年上海に十四箇國代表會議開催現行輸入稅率を協定し翌年一月より實施。）

關稅自主權回收の提案

八十餘年間從價五分稅を一貫し來れり、而して此間支那政府は關稅の改正、關稅自主權の回收等に關し絕へず非常の努力を爲せしや勿論にして、關稅自主權の回收に關しては巴里平和會議の際之を提出するあり、當時梁啓超及張謇氏等の宣傳によるものにして、之が提案の理由を見るに、

提案の理由

一、從價五分の協定稅率は通商稅則の交換互讓の精神に反す。

二、原料品、日用必需品、奢侈品との間に課稅の區別なし。

三、稅率輕微なるか故に國家の收入不足し、徵收すべからざる貨物に對しても尙ほ徵收を敢てせざるを得ず、所謂劃一稅則の不利甚大なり、（支那と各國との免稅品の割合を見るに、日本四九・五%、米國五四・五%、英國九〇・七%、佛國五〇%支那六%、）

四、各國に稀なる從價五分の低率なるのみならず、其名實相伴はずして收入不足す。

五、從來稅率の改正は有名無實なり。

と云ふにありき。

制限的稅率設定權の要求

而して該提案の採擇せられざるに至るや、其後華盛頓會議に際しては或協定期間後回收すべきを圖り、支那は完全なる關稅權回收を希望するも、之が卽時實行は困難なるを以て或協定期間を設け最高率內に於ける制限的稅率設定權を獲得せんとせり、卽ち自主權回收に至る迄の協定期間中最高率輸入稅を定め、其最高率內にて各種物品に差等を附する權利を要求せるものなりとす、但し支那の現狀は急速の救濟を必要とするが故に、一九二二年一月より日英米との條約の規定に基き輸入稅率一割二分五厘引上を提議し、之が代償たる釐金稅の廢止は一九二四年一月一日より實施すべしとの希望を提出せしも其意を達する能はず、一九二二年二月六日關稅九箇國條約（註一）の規定を見たるものにて、當時支那の第一希望たる關稅自主權の回收は時期尙早にして、第二の希望たる

關稅九箇國條約

稅率の引上に贊成するも、一割二分五厘は高きに過ぐるが故に七分五厘（現實五分に附加稅二分五厘）を適度とすべく、特別關稅會議を開きて之を協定すと定むるも、其迄は支那國費の充足を期する爲め急速に現實五分を決行せしむるの要あり、之か改正協議の爲め上海に列國關稅改訂委員會を開催し、本決議採擇後四箇月以內に完了すると共に、公示後二箇月を經て實施すべしと云ふにありき、而して九箇國條約に於て何故に上海に於ける關稅改訂委員會議を開催すべしと定めしやと云ふに、當時我邦以外の參加國全權は多く理想論に捉はれて直ちに七分五厘實行案に贊同し、殊に英國の如きは當時華府會議に於て支那の主權獨立並に其領土的及行政的保全を尊重すべきを認め、列國は將來地理的勢力範圍を設定せずとの意見一致せしより、行政的勢力範圍たる海關の運命も亦危ぶまるゝに至りし結果、英國は關稅增加を香餌として海關制度を維持せんとし、支那の諒解を得ると共に關稅七分五厘卽時改訂をなすのみならず、若し支那に於て希望する際は七分五厘改訂の際、煙草、酒等の奢侈品に對し更に高率の附加稅を課して可なりとの提案を爲せしが、之に對し我邦は七分五厘實施の延期を主張し、現實五分案を固持せり蓋し英米諸國の對支貿易狀況を見るに、英國は高級なる所謂「マンチエスター、グツズ」を輸入し、米國又石油、煙草、機械類の輸入を主とし、支那國內に競爭品なきか故に稅率引上に對する影響なきも、我邦よりの輸入品は多く歐米品と支那製品との中間に在り、加ふるに日本國內に於ける勞銀の暴騰、物價の高騰は今や支那品に對し極めて僅少の開きを以て競爭せるのみにて、稅率引上に對する影響頗る甚大なるものありしのみならず、更に支那財政窮乏の原因は軍閥跋扈の結果中央收入を差支へ、中央亦濫借を敢てするが故にして、之が救濟は鞏固なる中央政府を樹立し、廢督裁兵、並に債務整理を爲すを要し、關稅の增加のみを以て支那の改造に稗益すること困

上海に於ける改訂委員會開催の理由

英國の海關制度維持策

日本の現實五分案固特

難なりと云ふに基けるものにして、鞏固なる政府の樹立は相當收入を得せしむるの要あるか故に、結局普通品に對し二分五厘、奢侈品に對し五分を超へざる範圍内に於て附加稅を徵收するの案を採用するここ可なるも、之に對し實施の時期其他に關し如何なる條件を附すべきやは、支那事情に通せる專門家の意見を徵し、更に支那の實際を知るの要ありて、之が爲め支那に於て特別關稅會議を開くに若かず、其迄は現實五分を急速に決し、以て支那國費の充足を圖るべしとせるものにて、特別關稅會議に先ち現實五分稅解決の爲め一九二二年三月以來上海に開かれたる十四箇國委員會は即ち此の宗旨に基き開催し、一九二三年一月十七日以來實施されたる現行輸入稅率の制定を見たるものとす、（當時支那委員は十月一日新稅則を公布し、十二月一日より實施せんとし、各國委員の贊同を得きは十二月二十九日漸く承認通知を爲せしより支那政府は已むなく一九二三年一月十七日より實施の旨通告せるものなりとす）

猶ほ一九二五年十月二十六日以來北京に開催せられたる關稅特別會議は一九二六年七月三日休止せられたるも支那は該特別會議の進行如何を顧慮せず、關稅九箇國條約第四條の規定に基き更に一九二六年九月二十六日上海に於て再改訂會議を開くべき旨列國に通告し、略ほ關係諸國の贊同を經、列國委員中既に來滬の上準備に着手せる所ありしも、時局の變轉窮りなく久しく自然消滅の狀態と爲りしが、最近又北京に於て改訂會議開催の運びとなれり。

而して特別關稅會議は支那關稅九箇國條約實施後三箇月以内に開催し、其時期及場所は支那政府より指定すべしとせるものにて、一九二二年十一月支那は關稅特別會議籌備處を設け各般の準備を行ふこととせるも、當時佛國は支那との所謂金法問題未解決の爲め華府條約の批准遲れ、更に一九二三年五月には臨城事件勃發せしが爲め特別關稅會議開催尚早論起り、次で一九二四年三月に至り支那は豫備會議開催の要求を爲せしも、各國は先づ金法問題解決後正式會議を開くべしとて之に應ぜず、會議の開催甚だしく遲延せしが、其後段執政内閣成立して善後會議の召集を見、財政整理委員會を組織して財政整理案の作成を了り、一九二五年四月に至りては金法問題又解決し、同年七月華府條約に對する佛國の批准を終りしより、同年十月二十六日支那は北京に於て特別關稅會議開催の通知を發し、關稅條約成立後三年半にして漸く其開催を見るに至りしものとす。

特別關稅會議の開催

特別關稅會議の目的

而して特別關稅會議開催の目的は九箇國關稅條約に特定せるが如く、日英米と支那との間に締結されたる通商條約に基く關稅附加稅實施の爲め、其條件たる釐金廢止其他該條約所定の諸條件履行の方法を準備するにありて其準備の爲め必要なる一切の決議を爲すべきを目的とせり、而して、之を九箇國關稅條約より見るに其審議事項次の如し。

特別關稅會議の審議事項

一、二分五厘附加稅實施期及徵收條件の攻究審議、

二、或種奢侈品に對する從價五分以内附加稅實施期及徵收條件の攻究審議。

前二項は釐金を廢止して輸入稅を一割二分五厘に引上げらるゝに至る迄の過渡稅率として、輸入品につき有稅品は規定從價七分五厘、奢侈品は現實從價七分五厘以上一割迄の引上を許すことゝし、此の附加稅の賦課竝に其實施期、目的及徵收條件等を議定するにあり。

猶ほ支那關稅の本稅は一九〇二年の英支「マッケー」條約に於て從價五分原を則とす、故に例へ七分五厘を引上げて一割二分五厘と爲すも、本稅は依然として五分稅にして、七分五厘は其數に於て本稅より大なるも、尚ほ依然として附加稅と稱されつゝあるものとす。

三、裁釐加稅問題の具體方法審議。

各締約國は「マッケー」條約に規定されたるが如く、釐金稅廢止を條件として、輸入稅は從價一割二分五厘（現實從價五分稅及從價七分五厘）、輸出稅は從價七分五厘（現實從價五分稅及從價二分五厘の附加稅）迄引上げしむることを希望するも、釐金の廢止は支那の現狀より見るに之が實行至難なるか故に、先づ釐金廢止其他條約所定條件の實施に至る迄の臨時暫行規定を議定せんとするにあり。

特別關稅會議の經過

四、陸境海境關稅率の均一原則を實行するに必要なる手續の攻究審議。

陸境關稅は從來接壤地としての特殊の關係に鑑み、海境關稅に比し輕減せられ、海境關稅の約三分の一なるを普通とせしも、陸境關稅を引上げ、以て海境關稅と同一率ならしめんとするにあり。

米國全權の提案

斯くて特別關稅會議に於て審議せらるべき事項は九箇國關稅條約に於て特定せらるゝも（但し限定的ならず）、從來の如き五分稅原約の主旨に適合せしめんとするにあらず、裁釐加稅實施の準備及從價二分五厘又は其以上の附加稅賦課を承認し、明確に增稅を認めんとせるものにて、支那關稅史上一新紀元を開けるものと謂ふべし、而して此等特定事項に對する列國承認の動機は支那に對するルート四大原則（註二）の實現に當り、先づ支那財政の窮乏を救濟せんとするにありき。

而して北京に於ける特別關稅會議の經過を見るに、之が審議事項は普通品及奢侈品に對する附加稅及其實施期其他の條件を討議するにありしこと再三既述せるが如くにして、同會議の開かるゝに當り、米國全權は一切の貨物に對する二分五厘附加稅は直ちに品目表を作製して遲くも一九二六年七月一日より、奢侈品五分の附加稅は直ちに品目表を作製して遲くも一九二六年二月一日より、右附加稅に依り得らるべき關稅收入は本會議に依り協定せらるべき條規に遵ひ稅務處に保管せしむべき旨を提案せしが、當時支那政府は關稅自主權の回收に熱中して之が討議を

支那側の態度

拒絶せんとするの狀態にて、會議は爲めに議論沸騰し、數箇月を經るも何等纏りたる決定を見るに至らず、僅かに釐金廢止を條件として關稅自主權の恢復を承認せるのみにて、支那は何等得る所なく、且は假へ纏りたる決定を見るとするも、若し決定事項にして華府會議規定の範圍外に出づる場合は、新條約の締結を必要とするか故に各國は議會又は樞密院等正規の機關を通じて批准するを要し、之が爲め少なからざる日子を要し、時に或は一年一年半を費すも批准し得ざる場合なきにしもあらず、加ふるに支那は財政の困窮其極に達し、關稅增收を担保として公債を發行するを除きては到底眼前の難關を切抜くる能はず、遂に附加稅問題の決定を求むるに至れり。

列國の態度

而して此間に於ける列國の態度を見るに、各國は華府會議規定の條約未だ實行せられざるに拘はらず、早くも大讓歩を强ゐられ、其與ふる所大にして、得る所殆んど無かりしが爲め、會議の繼續を望まざるの傾向を生じ、殊に會議の開催中、支那軍閥の爭鬪激しく、共產黨の暴動を目擊すること一再に止まらず、例へ大犧牲を拂ひて關稅增收を得せしむるも、徒らに軍閥の私腹を肥し、擾亂を助成せしむるに過ぎずとして其前途を悲觀するに至り、支那又華府會議の範圍を超へて外國居留地及鐵道附屬地在住外人の課稅等各種の要求を連發し、殆んど停止する所なきの感ありて、益々列國をして會議の繼續に嫌忌の念を生ぜしめたり、唯だ此間我邦は支那をして關稅上の束縛を脫せしめ、適當なる永久的稅率を決定して對支貿易の安全を希望し、列國の會議打切りに反對して漸く其決裂を免れしめしが、一九二六年一月に至り漸く小委員會を開設して、附加稅問題の討議を開始し、爾來會議は著しく進捗するに共に差等稅問題其他借款整理問題等をも討議し、五月末迄には大體會議開催の成果を收め得べしと信ぜられしも、然かも支那國內の擾亂は其終熄の期なく、四月十日國民軍の「クーデター」を行ひし結果、段

段執政の遁走

執政は北京公使館區域に遁走し、爰に列國の承認せし政府瓦解せしより、支那と列國との正式交渉遽かに中絶し、主要列國間に於ては唯だ非公式交渉を繼續し來りしが、七月三日遂に支那は無政府として交渉を打切られ、會議を無期休止するの不名譽に陷れり、（此間我邦は會議打切り說に反對し、正式政府成立後之と交渉するの便に供すべしと主張せしも、其意を得ず、列國は後日一般的協定を爲す爲め會議を再開し得べき共同聲明書を發し、會議休止の罪は之を支那に轉嫁せらるゝに至れり）

會議の無期休止

委員會提議事項

以上を以て關稅特別會議の經過に就き之を概說せり、而して當時附加稅委員會に於て協議せられたる附加稅實施期及其條件、並に差等稅率の協定等に關し會議の狀況を摘記せば次の如し。

附加稅實施期

一、附加稅實施期及其他の條件

奢侈品目の決定

ロ、奢侈品目の決定

イ、附加稅實施期

第乏せる支那國費の充足を圖るは特別關稅會議開催の一目的にして、國庫の窮乏其極に達せる支那が卽時實行を切望すること當然なるも、然かも又列國は通商保護の見界より一定期間後に實施するの希望を有し、會議開催の當初米國より之が實施期（二分五厘附加稅は一九二六年二月一日より、奢侈品五分附加稅は一九二六年七月一日より實施の提案をなす）に對する提案ありしこと既に述べたるが如し、而して之に對し佛國は普通品附加稅二分五厘は一九二六年四月一日より、奢侈品五分附加稅は品目決定後二箇月を經て實施すべきを提案し、討議の結果普通品に對しては七月一日より實施すべしとの意見多かりしも、當時北京の風雲急を告げ會議の前途を悲觀するもの多く、關稅增收も軍閥の私腹を肥すに過ざるか故に、急速に實施するの要なく、且は通商保護の點より考ふるも、條約調印後二―三箇月間の間隔を置くを至當とすべしとの意見に定まれり、又實施期に關聯して、到着主義に據るべきや、或は積出主義を採用すべきやに關しては到着主義の採用を決定せり、蓋し各國貨物が同一關稅の下に、支那市場に於て公平に競爭せしむるには到着主義を至當とすべしと謂ふにありしものとす。

關稅增收の支途

ハ、關稅增收の支途

問本題に關し支那は產業保護の見界より奢侈品の範圍を擴大し、酒、煙草は勿論、各國の稅率表を參酌して品目を決定せんとし、時に奢侈品と目すべからざるものに對しても尙ほ奢侈品として五分稅を附加せんとせしも、我邦の抗議により多少減ずる所ありて、酒、烟草の外、十七種、百五十二品目を列擧せり、然れども小委員會に於て決定せられたる品目は差等稅率の決定或は協定稅率の協定何れの場合を問はず協定の基礎たるべきものにして、決して一時的のものにあらず、之れ列國が奢侈品目の決定を重要視せざる所以なると共に、特に我邦は對支貿易を以て國民經濟生活の重要要素と爲すのみならず、對支貿易の將來を考ふるに、我邦の輸出品は漸次粗製品より精巧品に向はんとするの趨勢あるか故に、奢侈品の範圍廣き時は對支輸出品に對する不利少なからず、之か爲め日支兩委員間の意見甚だしく阻隔せしも、幸ひにして支那及列國共に我邦の立場を諒解し、我邦全權又其努力宣しきを得、日本品の大部分は普通品として二分五厘を附加せらるゝもの約みとなり、日本をして相當有利の地位に立たしめたり、蓋し當時奢侈品に組込まれたる貨物の支那に輸入せらるゝもの約一億六千萬元にして、之に對し五分を附加する時は列國の負擔額約八百萬元となり、其內日本品約一千九百萬元即ち一割二分を占むるに過ざることゝなりしものとす。

關稅增收の支途に關しては日英兩國間の議論沸騰して協定の餘地なく、米國又往々英國案に傾き、結局我邦の讓步に依り主として英國案を採用せり、蓋し我邦は鹽金廢止通商障害を除去するの念敢て英國に劣らざるも、然かも支那に對する不確實なる担保又は無担保債權巨額に達して約三億を算し、債務整理に重きを置くも、英國は貿易上、政治上の利益關係より鹽金廢止を重要視し、其對支債權も大部は確實なる擔保を有するが故に債務の整理を輕視し、專ら通商障害の除去を希望せしものとす、當時我邦の讓步により內議として採用せられたる增收支途次の如し。

1、鹽金撒廢準備として抵代稅五百萬元を各省に分與す、（各省分與の手續は海關を通じて之を行ふ）

2、沿岸貿易稅廢止の爲め其缺損額四百萬元を補償す。

3、每年九百萬元を限りて經常費に充當す。

4、前三項の支途に充當して尙ほ殘額ある時は之を積立て他日債務整理に充當す（當時殘額約一千七百萬元あるべしと見積られたり）、

増收保管銀行問題
増收支途及増收額の協定
支途に關する專門委員會
支那側提案
決定捻出額
増收額決定と日本
差等稅率の協定

二、増收保管銀行問題

從來關稅は匯豐銀行に預入せられ、各國間の不平少からざりしが故に、増收保管の問題も一般關稅の保管と關聯して頗る興味を惹起せり、蓋し華府會議に於て我邦は之を公平に各國銀行に分配預入すべきを提議せることありて、特別關稅會議に於ても又之を提議せしが、英國は増收額のみを各國銀行に分配すべしとの意向なりしが故に、我邦の公平なる主張を排するの理由なかりしが故に、遂に一般關稅及増收を一括して之を支那及各國銀行に分配することゝなりしこと後に述ぶるか如し。

二、増收支途及増收額の協定

特別關稅會議の劈頭支那は關稅自主權の恢復を要求し、其目的を達する迄の暫行的處置として、現行稅率從價五分の外更に普通品に對し五分、第一奢侈品（酒、烟草等）に對し三割、其他の第二奢侈品に對し二割を附加すべきを主張せしも、斯かる極端なる稅率増加に對し列國の耳を傾けざるや論なく、且つ會議の目的は歲入の増加を得せしむるにあるが故に、列國は先づ其支途を明かにし、之に要する資金の總額を知りたる後、適當なる稅率を定むべしとし、支那政府との間に稅率先議及支途先議に關する紛爭を生ぜしも、結局支途を先議すべしとし、之に關する專門委員會を設けたり。

而して支那は關稅増收の支途を鹽金撤廢の補償、不確實債務の整理及鐵道其他の建設事業並に中央政府行政費に充當すべきを限定せんと提議し、列國又主義としては異存なかりしも、其金額に對し夫々見解を異にせり、卽ち支那政府は全附加稅増收合計一億零二百四十萬元（普通品に對し五分を附加することによる増收三千萬元、第一奢侈品（割附加稅二千二百四十萬元、第二奢侈品三割を、其他の第二奢侈品二割附加稅五千萬元）を計上し、鹽金廢止補償、不確實債務の整理、建設的事業に對し夫々三割を、行政費に對し一割の割當を主張せり、然れども一億萬元以上の増收を得んとするには現行稅率を非常に高めざるべからず、列國の承認を經得べからざるや前述の如くにして、各國の意見としては最低増收額合計七千萬元（鹽金補償三千萬元、債務整理三千萬元、緊急政費一千萬元）、或は八―九千萬元との說ありて、結局專門委員會に於ては九千萬元捻出の決議し、各國全權の贊同を得たり。

斯くて我邦は關稅會議の劈頭關稅自主權問題を提議し、強ゐて英米を贊成せしめて支那民衆の好感を獲得し一時頗る順境に立ちしも、増收支途の問題に關しては英米兩國は我邦の二分五厘附加稅固執に肉迫して頗る苦境に陷らしめ、支那は此間に處して所謂漁夫の利を占めたり、蓋し我邦は支那より食料品及原料品を輸入し、製造品を輸出して以て經濟生活を營まざるべからず、從つて支那關稅の増加は其影響頗る甚大なるものあるが故に、我邦全權は會議に當り華盛頓會議決定額たる二分五厘附加稅を固執すべき嚴命を受け、之に依り生ずべき増收約三千萬元と推定せり、然るに支那に在りては最近各省軍閥の橫暴甚だしく、常に國家の收入を差押ふるが故に、中央政府の財政頗る窮乏を重ね、國債元利支拂の不能額九億九千萬元の巨額に達し、僅々三千萬元の増收を以てしては到底其所要を充す能はざるに至れり、故に若し日本にして附加稅二分五厘を固執せんとするには、支途問題に觸るゝことなく、増收額は悉く之を支那政府の自由處分に一任するを以て賢明の策とすべきならんも、當時我邦の對支債權は其元利の支拂を受けざるもの約三億圓に達し、連年經濟界不況の爲め金融業者の借欵支拂を切望すること急にして、政府に對し關稅増收を以て此等借欵の整理を哀願せしより、政府も亦此等の聲に動かされ債務整理を重要視するに至りしものにて、萬已むを得ざるに出でしものと謂ふべし、斯くて關稅増收を以て補償すべき支那の所要額九千萬元に對し我邦の主張せる二分五厘増收額は僅々三千萬元にして、英米兩國の肉迫激しく、若し我邦にして列國の首肯する具體案を示すにあらざれば列國の嘲を招き、關稅自主權の提唱により贏ち得たる名聲も忽ちにして失墜するの悲境に陷らざるべからず、之れ日本全權が「モラトリアム」案を提唱し、支那政府所要の額は附加増收後貿易の自然増加に依る關稅増收、及關稅並に釐稅剩餘の擔保解除額其他を以て之に充當すべく、此等財源が所要額を充すに充分なるや否やは後日の討議に讓るべしとなし、更に支那が鹽金を廢止し、國內の一般的改善を實施するに當りて極力之が援助を爲すと共に、若し必要に際しては支那が關稅自主權恢復に至る迄の過渡期三年間は整理公債の元利支拂を据へ置き、其資金を擧げて支那政府に提供すべきを提議せしものなるも、列國は之を以て單に收支を適合せしむるに止まり、實行的の案にあらずとして贊意を表せず、遂に華盛頓會議に於ける規定以上の稅率増加に從はざるべからざるに至りしものとす。

三、差等稅率の協定

我邦の關稅自主權を回收するや、當時從價五分より一割に至る差等稅率を實行したりしが、支那特別關稅會議の開かるゝや、支那も亦日本の例に準じ、平均一割二分五厘を超へずせざる方法を以て列國の滿足すべき差等稅率を定め、之を暫定稅率施行迄附加稅二分五厘を主張し、大勢已むを得ざるに至りて前記の提議に出でしものとす。

而して此間米國は終始差等稅率說を一貫し、關稅自主權實行法の暫行的處置として、輸入品に對し五分乃至一割二分五厘、輸出品に對しては五分乃至七分五厘を賦課すべしと提案し、支那も亦均一稅の不公平なるを痛論すると共に、列國の贊同を得、品級を七級に分ち、二分五厘乃至二割七分五厘（平均八分六厘四毛）を附加して一億一千二百萬元の增收を得べき過大の案を出せしが、之に對し米國は緩和の案として總額九千六百萬元（釐金補償の爲め二分五厘を附加し、別に有稅品を八級に分る每に二分五厘を遞加し最高二割に達するものとす）の增收案を提議し、我邦亦之に贊同せり、蓋し米國案は支那政府案に比し稅率輕く、輸入總額の二割に對し最低率二分五厘を附加し、五割に對し五分を附加するものにして、日本品の大半は二分五厘乃至五分の附加稅を附加さるゝに止まり、例へ差等稅を採用するも、品目の選定如何によりては二分五厘說と大差なき結果となり、然かも借款整理及行政費支辨等に要すべき九千萬元の增收を支那に附與し得らるべきが故に、遂に二分五厘附加稅說を固持せず差等稅率の採用に贊同せしものとす、爾來我邦專門委員は差等稅率案を作成して非公式に英米專門委員と交涉を重ねて成案を得、有稅品を七級に分ち最低二分五厘、最高二割二分五厘を附加し增收總額九千萬元を得んとせり。

日本全權の苦心

而して差等稅率の決定に就きては日本全權の最も苦心努力せる所にして、我邦よりの輸入品に對し頗る好都合の協定を遂ぐるを得、支那市場に於ける競爭品なき品質上等のものは歐米品同樣高率に甘んぜしも、綿製品（上等綿布を除く）、雜貨類等市場の競爭激しく僅少の關稅增加も其基礎を危くするの懼れあるものは最低稅率を課するに成効せり。卽ち輸入品全體としては平均七分の附加稅にして、正稅を加へて一割二分を賦課せらるゝことゝなりしも、日本品は平均五分の附加稅卽ち正稅を加へて一割二分なるのみならず、釐金の賦課なきことゝなれるが故に、日本品は華盛頓會議規定の附加稅以上に課せらるゝことなく、精巧なる歐米品と公平に競爭し得るのみならず、支那に對しては三千萬元增收の代りに九千萬元の增收を得せしめ、且は釐金の廢止、債務整理、行政費支辨を可能ならしめたり、蓋し日本商品の支那輸入額は一九二五年度二億三千四百七十萬兩にして、其內四割三分卽ち約一億兩は綿製品の占むる所なりとす、然るに綿製品は支那市場に於て列國殊に支那との競爭最も激烈にして僅少の關稅差額も非常の打擊を被むらざるべからず、日本全權の努力により上等綿布（輸入額約八百萬兩）を除き其他は凡て最低稅率に止め得たり、此他陶磁器、琺瑯器、玩具、洋傘等所謂雜貨と稱せらるゝものも亦其六割迄は附加稅二分五厘の最低稅率を課せらるゝことに成効せり、蓋し此等の所謂雜貨類は其個々に就き見る時は支那への輸入額決して多からざるも、其總額に於ては優に數千萬兩に達し、

米國案の日本

關稅增收支途に對する日英間の異議

綿製品に亞ぐの重要商品たるのみならず、之が生產は日本全國各地に互れる舊式家內工業或は小規模の小工場にて製造され、支那製品の競爭を受くると共に、生產者は多く薄資者にして、僅少の關稅增加も直ちに多大の打擊を被むるの懼あるものとす。

斯くて日英米三國間に協定を終りし差等稅率は之を列國委員に報告の上、其贊同を求むるの順序となりしも、關稅增收九千萬元の支途に關し日英間に異議を生じ（英國の對支債權は鐵道等の確實なる担保を有するもの多く、之れに反し我邦の對支不確實債權三億元に上れり、從つて我邦は增收を以て不確實なる債務の整理を唱導するに所頗る强く、英國は之に對し頗る冷淡なりき、然るに偶々支那內亂の結果鐵道の成績頗る不良にして、借款元利の支拂延滯ぜらるゝに至りしが故に、英國は遽かに鐵道借款償還の爲め豫備基金一千萬元の積立並に釐金担保の湖廣鐵道借款に對し一千萬乃至二千三百萬元を支出すべきか故に、我邦は之に反對しつゝも妥協案を提議し、債務の整理に充當すべき額著しく減少すべきか故に、一切の鐵道借款に對し一千五百萬元の基金を積立つべきを唱へしも、容易に英國の承諾する所とならず）、加ふるに關稅增收保管銀行問題發生して頗る紛糾を來せしが、偶〻北京クーデターの爲め段執政下野し、一時正統政府なかりしより途に會議は休止せられ、折角日英米間に協定されし暫行差等稅率も之か實施の期なきに至れり。

支那關稅九箇國條約

註一、支那關稅九箇國條約並に「マッケー」條約大綱

一、支那關稅九箇國條約

第一條　各締約國の代表者は、一九二二年二月四日華盛頓に於て、支那と關係國との現行條約に基く支那關稅率現實從價五分改訂に關する本項附屬の決議を採擇するにつき、各締約國は茲に右決議を確認すると共に、該改訂に依る稅率を承認すべきことを約す。

前記改訂稅率は其の公示後二箇月を經たる上成るべく速かに實施せらるべきものとす。

（附屬）

本會議參加國は支那政府の增加せる國費を充足する目的を以て左の通り協約す。

現行支那輸入稅率表を直ちに改訂し、其の稅率を支那と關係國との通商條約に定むるが如く現實五分に相當せしむべし。

右關稅改訂委員會は成るべく速かに之を上海に開催すべし、同委員會に於ては前回改訂の一般方針に遵ひ直ちに改訂を行

ふべし。

右委員會は本會議參加國代表者及本會議に參加せざる國家にして、支那との間に輸出入稅率に付從價五分を超へざる旨を定むる條約を有し、且つ該委員會に參加方を希望するものゝ代表者を以て之を構成す。

右改訂は本會議に於て本決議を採擇したる日より四箇月以內に之を完了する樣成るべく迅速に其の進行を計るべく、改訂委員會の公示後二箇月を經て成るべく速かに之を實施すべし。

第二條　支那と英國北米合衆國及日本との現行通商條約に規定する附加稅賦課の目的を以て釐金廢止其の他前記諸條約規定の諸條件履行の方法を準備する爲め速かに中外特別委員會を開催すべし。

右特別委員會は本條約締結國及該委員會に參加を希望する本條約加盟國の代表者を以て之を構成し、本條約實施後三箇月以內に之を開催すべし、其の時期及場所は支那政府之を指定す。

第三條　前記特別委員會は釐金廢止其他條約上の諸條件履行以前に於て適用すべき暫行規定を攻究すべく之が爲め有稅品に對し附加稅を賦課すべし、該附加稅の實施期日的及徵收の條件は特別委員會之を定む。

右附加稅は一律に從價二分五厘とす、但し或種の奢侈品に就きては、從價五分を超へざる範圍內に於て之を二分五厘以上に定むることを得。

第四條　支那輸入關稅率をして、特別委員會の決定すべき從價稅率に相當せしむるが爲め第一項に決定する輸入稅率を改訂後に於て更に其の再改訂を行ふべし、該再改訂率は第一項規定の改訂後四箇年を經て之を實施すべし。

右再改訂の後に於ては支那と關係國間の現行條約に規定する十年目毎に行ふ可き定期改訂に代へ、七年目毎に支那輸入關稅率の定期改訂を行ふべし、本項に規程する關稅率改訂は第二項規定の特別委員會に於て決定すべき規則に遵ひ之を行ふべし。

第五條　締約國は關稅に關する一切の事項につき事實上均等なる待遇と機關とを保有するものとす。

第六條　支那の總ての陸境及海境に於て賦課すべき關稅率は均一なるべしとの原則を認む。

第二項規定の特別委員會は右原則の適用方に關する措置を講ず可し、而して撤廢せらるべき關稅特權が地方的經濟上の便益の代償として許與せられたるものなる時は、右特別委員會に於て衡平なる調整を爲すを得るものとす。

前記原則の實施以前に於ては本條約に基きて行ふ可き關稅率改訂又は附加稅賦課の結果として生ずべき關稅率の引上は支

那の總ての陸境及海境に於て均一の從價稅率により、一律に之を徵收せらるゝまで之を從價二分五厘とす。

第七條　抵代稅は釐金廢止關稅引上に關する措置の實施せらるゝまで之を從價二分五厘とす。

第八條　本條約締約國以外の國家の內支那との間に輸入稅率は從價五分を超へざる旨の條約を有するものに對しては、本條約に加盟せんことを招請すべし、米國政府は前記目的のため必要なる手段を講ずべし。

第九條　支那と本條約の各締約國との間の條約の規定にして本條約規定と抵觸するものは最惠國民待遇の規定を除く外總て之を無效とす。

第十條　本條約は總て締約國が華盛頓に於て其の批准寄託を了したる日より效力を生ずるものとす。

二、「マツケー」條約大綱（「マツケー」條約中裁釐加稅を規定せる第八條の大綱なりとす）

一、支那政府は貨物の生產地通過地竝に到着地に於て釐金及其他の稅捐を徵收するの制度は、貨物の自由運行を妨げ貿易に害あるを認め國內にある釐金其他の稅捐を取立つべき稅局は之を廢止し、何等の形式又は名義の下にも此種の稅局を再設せざることを約す。

一、英國政府は其の代償として英國臣民の輸入する外國貨物に對し一九〇一年の議定書に規程せる現實五分稅の外に右輸入關稅の一倍半に相當する特別附加稅を課することに同意す。

一、右輸入稅及附加稅を納付せる外國輸入貨物は其の支那人の手にあると外國人の手にあるとを問はず、又包裝の原狀を存すると否とを問はず、一切の課稅を免除せられ且つ檢查抑留を受くることなかるべし。

一、常關は之を存續し且つ海關の所在他及將來海關の設置せらるゝ地には新に之を設置し得べし。

一、支那國內生產貨物が一地方より他の一地に輸送せらるゝ場合には、生產地を離れて最初に到着したる常關に於て輸出附加稅と同額の稅金を徵收すべし。

一、前項の貨物が地方消費のため、外國居留地又は專管居留地以外の地方に輸送せらるゝ場合には、別項に記載せる銷場稅を課すべし。

一、輸出稅は從價五分を基礎として出來得る限り從量稅に換算すべし。

一、內地稅及釐金の代償として輸出貨物にも輸出稅の外に特別附加稅を課す、其の附加稅は輸出稅の半額とし、外國又は支

那沿岸に輸出せらるゝ貨物に對し輸出の際之を徴收すべし。

一、生絲には輸出附加稅を課せず。

一、輸出稅の附加稅竝に常關に於て課する稅金の外、尙內地貿易上に於ける釐金收入の缺減を補ふ爲め、輸出の目的を有せざる內國貨物に對し其の貨物の消費地に於て銷場稅を課すべし。

一、支那の開港地又は其の以外の地に於て支那人又は外國人の製造に係る機械製綿糸及綿布に對しては、一九〇一年の議定書に規定せる輸入稅の倍額に相當する出廠稅を課す、但し右出廠稅を納付せるものには輸出稅及同附加稅、沿岸貿易稅竝に銷場稅を課せず。

其他の機械製洋式貨物に對しても、其の生產者が開港場に於ける外國人なると、他地方に於ける支那人なるとに拘はらず同樣の取扱を爲すこと。

註二、「ルート」四大原則

本原則は華府會議に於て米國全權「ルート」氏の提案に基き決定せられたるものにして、會議に列席せる北米合衆國、日本英國、佛國、伊國、白耳義、和蘭、葡萄牙の諸國は次の四原則を確守すべき決意を表決せるものなりとす、四原則次の如し。

一、支那主權の獨立、領土的及行政的保全の尊重。

二、支那が有力にして且つ基礎鞏固なる政府を完成支持する爲め、支那に對し充分且つ無制限なる機會を與ふ。

三、支那全土に亙り各國民の商工業上に於ける機會均等主義を有效に樹立し且つ之が支持に努力す。

四、友好的の國民若くは市民の權利を損傷するの恐ある特權若くは特別の利益を現下の事態に乘じて獲得せざること、竝に各友好國の安全に有害なる行動を容認せず。

「ルート」四大原則

(二)出口稅 (Export duty)

出口稅

支那に於ける輸出稅は土耳古、埃及に於けるか如く全然國庫の收入を目的とするものにして、外國貿易に及ぼす損害の夥だしきは輸出貿易の增進を妨げ年々多額の輸入超過を爲しつゝあるに見て明なり、但し之を廢止し得ざるは一は財政上の窮迫に基き、一は又支那國民が未だ輸出稅の弊害を根本的に了解せざるに因る。

輸出稅を廢止し得ざる理由

蓋し輸出稅は從前關稅が一種の交通稅と見做されたる時代には歐洲諸國に於ても通過稅と竝び行はれしも、自由貿易思想の勃興と共に前世紀の中葉始んど全廢され、英國は一八四五年、佛國は一八五七年、普魯西及墺匈國は一八六五年既に廢せられ、現時僅かに露國及墺匈國（艦纜、獸支骨のみ）、伊太利、西班牙、瑞西、瑞典、諾威、羅馬尼、希臘等の諸國が極めて少數なる特種の生產品に對してのみ課するものあるに過ぎず（高柳博士著支那關稅制度論二五九―二六〇頁參照）蓋し輸出稅の徵收は外國市場に於ける自國品の競爭力を薄弱ならしめ輸出貿易を阻害するが故にして、其特例と見るべき場合次の如し。

輸出稅附加の特例

一、自國輸出品が世界の市場に於て獨占的產物たる場合に財政上課稅す、

二、經濟其他軍事上の理由に基き特種の生產物を自國內に保留するの必要ある場合、

三、凶年凶作に際し公安維持の爲め特定產物の欠乏を防ぐ必要ある場合、

四、關稅戰に際し相手國に對抗する報復手段の必要ある場合。

支那の輸出稅

而して支那の輸出稅は海關を通過して外國若くは支那の他の開港場に輸出せらるゝ貨物に對して賦課せらるゝ關稅を總稱するものにして、內國に移出の場合と外國に輸出の場合とに課する稅金は名稱上區別を設けず、稅率も亦同一にして、等しく出口稅と稱す、但し內國通商港に移入する時に課する稅はCoast trade dutyと稱し、一種特別の稅として取扱ふこと後に述ぶるが如し、而して輸出稅率は一八四三年の通商章程に依り輸入稅と同時に從價五分の原則に基き從量稅率の協定を見、一八五八年一回改正せられたり、其後一九〇二年の英淸通商條約を以て從量稅に改定すべき旨協定されしと雖も未だ之が實施を見るに至らず、今尙一八五八年の天津條約により制定

輸出稅率

せられたるものを爾後六十餘年間續用し、從價、從量並び行はれつゝありて、南京條約當時のものに改定を施したる新定稅則を適用するに過ぎず、斯くて該稅率表に據るに、所定の貨物百數十品に過ぎずして、之に規定なきものは天津條約附則第一條により輸入稅率に依り課稅すと規定し、尙ほ之に規定なきものは從價五分を課するものなるも、主として從量稅法に依るもの多く、從價稅法に依るものは僅々二十種餘に過ぎず。

輸出禁制品

輸出禁制品は米、鹽、雜穀、銅錢及軍用品一切にして、米鹽等は政府の許可する場合には輸出することを得、雜穀中、豆類、豆餠、落花生、胡麻、小豆其他穀物より製せる油及其搾糟は之が輸出を許可す、猶ほ米鹽銅錢等の輸出禁制品と雖も支那開港場間の取引に適用せらるゝにあらず、蓋し支那が自國開港場間の取引を以て外國貿易と同視し、之に輸出稅を課するは國庫收入を增すの一策たる財政關稅たるに過ぎざるを以て、必らずしも此等貨物の輸送を防壓するの必要を見ざればなり。

從量稅

猶ほ稅關に於て從量稅と稱するは純目方に對する從量稅にして、若し風袋に關し商人と稅關との間に爭を生ずる時は、其貨物中より標準と爲すべきもの四―五を選出して其風袋を秤り、平均目方を以て風袋とす、又稅率表に記載の貨物にして最大の大さより尙大なる時は稅率表に比例して課稅せらる。

子口半稅

(二)子口半稅(Transit duty)

子口半稅の意義

天津條約第二十八條に依りて定めたる子口卽ち內地關卡(inland barriers)の稅金を意味す、日本との通商條約に於て抵代稅(Commutation tax)とするは適當なるも、何稅を抵代するやを明かにせざる欠點あり。又Transit dutyは通過稅を意味するに過ぎずして、何れも本來の意義を明示せざるも、子口稅は世上一般の慣用する所となり、通

子口半稅設定の目的

商港と內地市場との間に輸送せらるゝ外國貿易の輸出入品に對し課せらるべき各種の內部關稅を免れしむる爲め通商港の海關にて課する所謂中間稅たる性質を有するものなりとす、蓋し外國貿易の保護を目的とするものにして、支那內地に於ては各處に常關あり、通過稅として常關稅を徵收し其稅率一定せざるを以て、徵收官吏は種々の口實を設けて誅求を逞ふし貿易の發達を妨ぐること甚だしかりしが故に、英國は南京條約締結の際輸出入稅率を一定すると共に、通過稅率をも一定すべきを約せしが、支那政府は之が實行を爲さゞりしのみならず、一八五三年以後は長髮賊討伐費を得んが爲め釐金を創設してより益々煩苛なる課稅を爲すに至り、貨物の目的地に達する迄には往々巨額の賦課に遭ふのみならず、其煩累なること到底外國人の堪ゆる能はざる所なりしを以て、遂に一八五八年英清天津條約により通過稅の制度を協定し、一般外國人に許すに輸入阿片を除き其の他の有稅品には輸出入稅の二分の一、又無稅品に對しては從價二分五厘の通過稅を支拂ひて、內地關稅釐金稅落地稅其他一切の徵稅を免かれ得るの特權を以てし、三聯單(三聯單は之を洋商買土貨報單(Triplicate Memorandumと稱す)を交附して之を證明することゝせり、而して三聯單による特權の有效期限は通過稅支拂の日より十二ケ月間なるを以て、輸出品の如きは必らず其期間內に外國へ向け發送せられざるべからざるものとす、斯くの如く支那の所謂通過稅なるものは煩累なる內地關稅の賦課を免れんが爲め協定せられたる一種の對商療法たるに過ぎずして、未だ之を以て滿足すべきにあらず、其根本療法は此種の惡政を全廢するにあり、這に於てか一九〇二年の英清條約中には更に一の規定を設け、以て內地關稅の廢止を期せり、其要項次の如し。

一八五八年英清天津條約

一九〇二年英清條約に於ける內地關稅廢止に關する規定

清國政府は生產地通過地及仕向地に於て商品に釐金其他の附加稅を課する制度が貨物の自由運航を妨げ貿易の

利益を害することを認め、本條の規定に從ひ全く此等の徵收制度を撤廢せんことを期し、釐金局及通過の貨物に課する他の稅局を撤廢せし後に於ては、何等の形體を以てし又何等の名義を以てするも再び此種の稅局を復活せざること、又如何なる場合に於ても外國輸入品に對する附加稅は一九〇一年清國と列國との間に調印せられたる最終議定書の議定せる輸入稅の一倍半（一割二分五厘）を超過せざること、並に輸入稅及附加稅を納入したる外國輸入品は其の清國臣民の手にあること外國臣民の手にあることを問はず、又荷造原狀を存すると否とを問はず、全く凡ての課稅より免除せられ、又檢査抑留を受くることなかるべきこと、且つ又外國に輸出する清國生產品に課すべき稅額は何等の事情あるを問はず從價七分五厘を超過せざるべきことを明かに認承す、云々。

然れども該條約の規定たるや未だ實行の運びに至らず、殊に一八五八年の內地通過制度さへ地方は之が實行を喜ばざること甚だしくして今尙ほ完全に實行せられず、地方に依りては釐金局、常關に於て種々の口實を設け不正の誅求を行ふこと少なからず、而して此の場合外國商人の之を峻拒することあれば、支那官吏は檢查に托して貨物を抑留し故意に時日を遷延する等、種々苛酷の手段に出て貨物の通過を妨害するを常とするが故に、寧ろ多少の稅金を支拂ふも速かに貨物の通過を計るを便とし、已むなく彼等の要求に應して納稅するに至る場合少なからず、而して此場合外國官憲より支那地方官に交涉するも、釐金局及常關に於ては領收證を交附せざるが故に何等徵收官吏の不正を證すべきものなく常に要領を得ず、結局子口半稅丈け損失となる場合稀ならず、殊に本邦商人中此の不法を受くる者少なからずと稱せらる、斯くて通過制度を利用し內地各關局に於て貨物檢查の職權を濫用され、抑留の結果折角の商機を逸し意外の損夫を招くよりも、寧ろ通過制度に由らず常關稅釐金稅を納付する

方貨物の通過速かなるが故に、通過制度の利用は近來稍減少の傾あり、殊に近年各省に於て統捐制を行ひ稅率の輕減を爲すに至りしより一層通過制度の利用少なきに至れり。

而して地方官憲が通過制度を喜ばざる原因を見るに、

1. 子口半稅は海關にて徵收し中央政府の收入となり、各省の收入とならざるが故に、地方官は各省設立の稅局の收入を多からしめんが爲め極力子口單及三聯單の使用を妨害す。

2. 三聯單に依り土貨を購買するは外國人に限らるゝも、支那人にして外國人の名義を冒し三聯單を用ゐて內地より產物を買出して開港場に運出し、實際は之を輸出せず事實上の脫稅を圖るものあり、此場合外國人に對しては芝罘條約に於て法を設け其の弊害を豫防する爲め、英國公使は總理衙門に會同し商議することに同意すこの規定を設けたりしも、其後何等規則の制定を見ずして今に至りしものこす。

以上述べしが如くにして、各省は通過制度に關する條約上の規定を事實上に於て無效ならしめんことを期し、子口單貨物は買主たる支那商より落地稅又は銷場稅を徵收し、又三聯單貨物は賣主たる支那人より豫め釐金を徵收し、各省釐金局は通過制度の爲め其收入を減ずること殆んどなきが如し。

（四）沿岸貿易稅（Coast trade duty）

沿岸稅のことにして、復進口半稅又は移出入半稅（Half duty）とも稱す、國內の一開港地より他の開港場に輸送せらるゝ內地貨物（native goods）に對する輸出稅の附加稅にして、一八六一年十一月制定せられたる沿岸貿易

沿岸貿易規則

規則に依り西洋型船舶又は特に海關稅率に依り輸出すべき許可を得たる支那型船（外人の雇用する所謂 Chartered Junk）により輸送するものとす、其稅額は子口半稅則ち通過稅と同樣、有稅品に對しては輸出稅の二分の一、無稅品に對しては從價の二分五厘なるが故に、內地の生產品を海關を通して一開港場より他の開港場に輸送する場合には、外國へ輸出するとき同額の正稅を支拂ふの外、更に附加稅として其の半額に該當する沿岸貿易稅を輸入地の海關にて支拂はざるべからざるものとす、卽ち外國型船舶又は Chartered Junk による沿岸貿易は、輸出の場合には出口稅（Export duty）を、輸入の場合には復進口半稅（Coast Trade duty）なる關稅を課せられ、前者の稅率は外部關稅たる輸出稅と同一にして、後者の稅率は其半額とす、蓋し沿岸貿易稅を設けし理由は、若し海關經由の內國生產品に課稅せざる時は、常關を通過する商品との權衡を失するが爲めにして、常關にては輸出港にて出口稅を徵し、到着港にて進口稅を徵すると同樣、輸出港にて輸出稅を課し到着港にて沿岸貿易稅を徵收し、以て常關を通過するものと稅額に於て大差なからしめんとせしに外ならず、尙ほ沿岸貿易稅は當初輸出港に於て輸出稅と同時に之を徵收せしが、一八九九年四月よりは輸入地海關にて徵收することに改正せり。

沿岸貿易稅の設けし理由

而して沿岸貿易稅は內部關稅の一種なるを以て、之が課稅法に關しては本來支那政府の權內に屬すべきものなるも、現今の如く條約上の束縛を有するに至りし理由如何と云ふに、此は外人の有する沿岸貿易權の發生と密接なる關係を有し、且つ該沿岸貿易權たるや條約の規定に基かず、支那と外國との交通により自然に發生せる慣習に基くものなりとす、卽ち南京條約に於ては沿岸貿易に付き何等の規定なかりしが、開國の當初支那沿岸の交通危險の狀態にありて、支那船によるよりも外國船によるを以て安全と爲せし關係上、支那政府は外國船に對し殆んど無制限の沿岸貿易權を默認し、此は條約國のみならず、直接對支貿易に關係なき無條約國の船舶、例へば Hanse towns 及 Scandinavia 諸國の小船隊（Mosquito Fleet）は一八五〇―一八六〇年に至るの間盛んに支那沿岸に活動し、Elbe, Weser, Baltic 沿岸の小船主は莫大の利益を得たりと稱せらる、殊に支那地方官憲は自己收入上の利益より非通商港に於ける外國船の貿易權擴張を看過し、從つて天津條約の締結に際しても僅かに非通商地に於ける外國船舶の貿易を禁止せるのみにて、沿岸貿易權に就きては從來の慣習に基き外人の既得權として默認せり、而して其課稅法は外國品の沿岸移出入は唯一回の輸入稅を課するに止め、又內國品移出の時は外國への輸出と同一の取扱を爲し關稅收入の增加を期せしも、移入の場合には或は外國品の再輸入品と等しく之を無稅とし、又は支那型船による移入品と同一の課稅を爲し、或は又收賄談合等により徵收する等、地方により課稅法を異にし不一統なりし結果は、一面關稅收入上の損害を與へしのみならず、更に外商の沿岸貿易を不安ならしめしより、總稅務司の意見に基き一八六一年沿岸貿易法を制定し、其課稅法を統一すると共に、更に從來默認せる外人の沿岸貿易權を公認するに至りしものなりとす。

沿岸貿易が條約上の束縛を受くるに至りし理由

沿岸貿易權發生の沿革

課稅法

條約上に於ける沿岸貿易權の確保

上述の如く外國人の支那沿岸貿易權は條約上以外の慣習及國內法の規定に基くものなりしが、其初めて通商條約上の規定を見たるは一八六三年丁抹との通商條約にして、之れにより外國人の沿岸貿易權は更に確保せられ、爾後成立せる各國との條約は大概之が規定を有するに至れり、從て支那政府は財政上如何に必要を認むるも、外國型船舶又は Chartered Junk による沿岸移出入稅に對しては、稅率の變更を加ふるを得ず、唯だ自國人の帆船貿易に對してのみ增稅を行ひ得るのみ、之れ帆船貿易の衰微を早めし一原因にして、日淸戰役前に於ては支那帆船

支那帆船貿易衰微の原因

の沿岸移出入稅は汽船に比し其稅率遙かに輕く、當時恰和洋行其他の外國汽船業者は屢々此の差別的課稅が沿岸貿易の自然的發達を阻害するものとして海關に請願する所ありしも戰後財政の窮迫せる支那政府は頻りに帆船貿易に重稅を課するに至れり、蓋し外國人に與ふる無制限なる沿岸貿易の爲め其有力なる競爭に對し自國船の發展を阻害するに至りては關稅權の束縛と相對して國民經濟上の不利少なからず。

機製綿糸布並に原棉に關する規定

猶ほ沿岸貿易稅を說明するに當り稍々問題となるは開港場に於ける外國人の製造物にして、英清改定條約に於ても此の點に關し一の規定を設け、清國に於て器械に依り製造せられたる綿糸布に對しては、其開港場に於て外國人の手に生產せらるゝこと開港地以外に於て清國人により製造せらるゝことを問はず、凡て一九〇一年の最終議定書に規定せられたる輸入稅の倍額に相當する製造稅を賦課するに對し、清國紡績工場に於て綿糸の原料として用使する清國產の棉花には消費稅其他の關稅を拂戻し、又外國產の棉花にありては輸入稅の全額及附加稅の三分の二を拂ひ戻すことゝ爲したる上、其製造稅の徵收權を海關に附與し、之を納付したる貨物は輸出稅、輸出附加稅、沿岸貿易稅、消費稅等の賦課を免れ得ることゝし、官業に依る場合を除き其他器械に依りて製造せらるゝ各種の外國模造品に對しても凡て此の規定を準用することゝせり。

船鈔

(五)船　鈔 (Tonnage dues)

船鈔の名稱は明代に沿源す、蓋し明代通鈔設關せるに因り鈔關と稱し、船に因り鈔を徵收せしより船鈔と呼びしものにて、所謂噸稅なりとす、而して噸稅は一國の港灣に出入する船舶より徵收する一種の交通稅にして、輸出入貨物に對する關稅とは自ら其性質を異にす、而して噸稅收入は航運業に便する諸設備の維持及改善の爲めに使用せらるゝを原則とし、此等の諸設備より特別の利益を受くべき船舶が其費用の一部を負担するは當然なりとす、然るに支那に在りては其條約締結以前に課したる噸稅は國庫收入の增加を圖らんが爲め課せられたるものにして近代文明國に於ける噸稅とは其觀念を異にし、貿易の特權に對する報償たるの性質を帶び稅額甚だ苛酷を極めたり、之れ一八四三年輸出入關稅の協定に際し噸稅にも制限を加へ以て外國貿易の保護を全ふせし所以なりとす、然れども初期の條約に於ては舊來の不規則なる船料稅或は之に伴ふ各種の手數料を一掃して其統一を期せるに止まり、收入の使途に就きては何等の束縛を加へざりしが故に、支那政府は毫も之を港灣の設備に使用せざりき、之れ一八五八年天津條約の締結に際し噸稅徵收額及之が使途に關する規約を結びし所以にして、當時天津條約に於ては噸稅徵收額一噸に付き四錢（一五〇噸以下は一噸一錢）と定め、該項稅收入中より燈台浮標等の維持費を支出すべきを約せしめ、遂に噸稅に關しても又條約上の束縛を加ふるに至れり、

噸稅徵收の意義

條約締結前の噸稅

條約締結後の噸稅

現行噸稅

天津條約現行噸稅

而して支那の現行噸稅は天津條約を基礎として一八八二年に制定し、其後多少の改正を加へたるものにして、支那の開港場に出入する船舶中遊覽船、水先案內船、御用船及軍艦を除き其他一切の西洋型船舶は、其外國航路に從事すると支那沿岸航路に從事するとに論なく、內外商船共に（曳船 Tug boat, 蓬船 Hulks, 小艇 boats, 艀船 Cargo boat）之が賦課を免るゝことを能はざるものとし、其稅率は船舶の噸數に依り入港の時之を徵收す（百五十噸以上、每噸銀四錢、百五十噸及其以下、每噸銀一錢）

噸稅免除の船舶

猶ほ旅客手荷物、信書及無稅品運搬のため使用する小船及艇隻は凡て噸稅を課せざるも、有稅品を運搬する小船及荷船は凡て一噸に付き銀一匁の割合にて四箇月每に噸稅を徵收す。

但し入港後手荷物、金銀塊、貨幣又は二十名以下の船客を積卸し、四十八時間以內に出港する船舶、又は避難

或は修繕の爲め入港し貨物乘客の積卸を爲さずして出港する船舶は噸稅の納付を要せず。

又外國人の雇用せる支那型帆船は沿海諸港間を航行するものは噸稅を課するも、揚子江諸港間を航行するものに對しては內地稅局にて船料稅(Port dues)を課す、

猶ほ又噸稅法に關しては三種の例外あり、卽ち次の如し。

(1)松花江に於ける船舶は噸稅を課せずして、貨物の性質、數量、航行の距離に從ひ江捐(River dues)を課す(一八五八年瑷琿條約)

(2)松吉河、高平河を上下し廣西を經て東京の一地より他地に航する佛國船及安南船は每航一噸五分の噸稅を納め出入貨物は無稅とす(一八八七年佛清條約)、

(3)大連、青島に出入する汽船、九龍、拱北兩關に出入する支那船には噸稅を課せず。

噸稅の計算は英國法に從ふものにして、登簿噸數(Registered net tonnage)を以て課稅の標準とす、故に英國と異なる測度法に從ふ船舶は其噸數を英國法に換算したる上課稅せらるゝものにして、其換算率次の如し。

噸稅換算率

1、Bremen and Hamburg によるもの 4 last = 9 tons

2、Holland, 4 last = 7 tons

3、Denmark, 4 last = 8 tons

4、Russia, Sweden, Norway, 4 last = 6 tons

5、Austria, 4 last = tons

噸稅の有效期間

噸稅の有效期間は四箇月にして、一旦噸稅を納付したる船舶は其港口出發の日より四箇月間は何れの開港場に出入するも再び之を徵收せらるゝことなく、殊に修繕の爲め入渠せる船舶に至りては、其稅關に屆出たるものに限り其修理に費したる日數內は時效を進行せしめざるものとす、但し帆船修理の場合には十四日を超過せし日數の半分丈け其有效期限を延長せられ、又一時各國政府の御用船となりたるときは其被傭日數丈け延長せらる(以上の外入港後荷役を爲すことなくして四十八時間以內に出港する場合には噸稅の支拂を要せず)

噸稅納入手續

而して新たに噸稅を支拂ふには、領事館より得たる領事報告(Consular Report)を稅關の Duty Memo Desk に提出し、噸稅納付書(Tonnage Memo)を得、之れに記載せる金額を稅關銀行に支拂ひ領收證を得たる後、係員に之を提出する時は噸稅證書(Tonnage dues Certificate)を交付せらるゝものとし、凡て噸稅の支拂は入港後四十八時間內に納付せざるべからざるものとす。

脫稅に對する處罰

噸稅の脫稅を計りたるものは稅額の二倍に相當する罰金を課せらる可く、避難船又は一時入港せし船舶と雖も其申告虛僞なりし際は脫稅を計る意思ありしものと見做し同樣罰金に處せらる、猶ほ支那の噸稅に關し注意すべきは上海に於ける黃浦江保修稅、天津に於ける白河々工稅及牛莊に於ける遼河改修稅等特種稅の徵收せらるゝことにして、後に述ぶるが如し。

阿片釐金稅

(六)阿片洋藥釐稅(Opium likin)

支那の阿片貿易に關しては、英淸間の芝罘條約に基き一八八七年に發布せられたる阿片條例により他の一般貨物とは異りたる取扱を爲し、其稅率は百斤に對し輸入稅として三十兩(海關兩)、協定釐金として八十兩合計百十兩の課稅を行ひ、內地釐金其他のものを免除することとせしが、一九一一年英淸阿片條約に依り百斤に付き二者合計三百五十海關兩を徵收することし、內地產阿片の海關に入るものは一九〇六年以來外國と同一に課稅せり、但し

阿片釐金稅は民國七年稅則修改後通商進口稅則善後章程に基き鴉片烟等の輸入を禁止せしが故に現時本項稅目なきに至れり。

其他の特種稅

（七）其他の特種稅

以上述べし本稅の外、稅關にては土地の狀況其他の事由により特に附加稅を追加することあり、卽ち河港改修稅（Conservancy Tax）と稱せらるゝものにして、上海に於ける黃浦江保修稅（River Conservancy Tax）、碼頭稅（Wharfage dues）、天津に於ける白河河工稅、牛莊に於ける遼河改修稅等之れなりこす、惟ふに支那は海岸線の延長大約五千哩、其地域の廣大なるに比し頗る短く、良港良灣多しと稱し得べからざるも、大船巨舶を容るべき大河長流ありて、各地方の地勢上多少の修築を加ふれば良港を得ること又決して乏しこせず、獨逸の靑島に於ける日本の大連に於ける港灣の設備は卽ち其好適例にして、鐵道の布設と相俟ちて荒寥たる漁村も忽ち一大都市に一變せしめ得べし、然れこも支那に於ける河川港灣の改修は近年に至る迄殆んご留意せらるゝ所なく、支那政府は少許の費用を投じ極めて不統一的に黃河其他の河川氾濫を防禦せんこ努めたるに過ぎざるのみ、然るに最近外國船舶の出入頻繁を加ふるや、支那も亦種々なる外力の刺戟により港灣改修の必要を悟れるも、財政の窮乏は斯る大事業に着手するの餘裕を與へず、從て交通の改良を支那官憲に委するは百年河淸を待つに類せり、之れ列國が支那を開發すべき一手段こして先づ主要港灣の改修に干涉し、其門戶の出入に便せんこするに至りし所以にして各地共皆外支國際委員會（Joint International Committee）を組織して之が計畫を樹て、費用は之を中外人平等に負担し、事業の管理は之を海關の管理に委するの共通制を採るに至れり、上海、天津、牛莊、芝罘、福州等に於ける改修事業の如き皆然りこす。（支那に於ける河川港灣の改修事業に關しては拙著支那經濟地理誌交通全編に於て之を詳述せり）

課稅單位

（八）課稅單位

支那海關に於て課稅せらるゝ關稅は其主義こして從量稅法を採用し、從來從價稅法に依りしものも漸次之を從量稅に改めんこするの傾向あるも、尙ほ稅率表中從價稅に依る貨物百餘種あるのみならず、之に記載せられざる貨物は一切從價稅を課することこなり居れるを以て、其の數決して少なしこ云ふべからず、而して此等のものに對する課稅價格は地方通貨に由りて現はれたる其の貨物の市價を以て置渡價格に一割二分を超過するものこ見做し之を控除したる後海關兩に換算したるものなること既に述べたるが如し、從て若し稅關に納稅を申告するに先たち貨物を賣却したる場合に於ては其善意の契約に基く總金額を以て市價を表はすものこ見做し規定の扣除を爲すこ雖も、原價、運賃、保險料込卽ち Cif の條件にて買賣せられたる貨物に對しては其取引價格を以て課稅標準こし、前記の扣除を行ふことなきものこす。

重量稅の標準に至りては斤擔を用ふるもの大部を占むこ雖も、往々英國の量目に從ひオンス、ポンド、噸等を以てすることあり、又場合に依りては個數に從ふ等必らずしも一樣ならず、而して個數に依るべき貨物にありても千個、百個、打、Gross. Piece Pair. Case. Cask Box. Cans. Bottle を單位こする等、其の種類の異なるに從ひ課稅の標準一ならず、右の外織物類には多く碼を用ゐ、液體類には英米兩國の Gallon を採用し、又貨物の種類によりては立方呎又は平方呎を以てその單位こすることあり、而して此等の量目、容積、長さ等に關しては標準度量衡を廣東に存置し、之れこ同樣のもの一組宛を各海關の監督より豫め各國の領事館に交付し置き以て他日の紛

糾を避くることゝせり、則ち稅則に所謂 1 Picul は英國の一三三⅓封度に當り、支那尺一丈は一四四 inches に、同一尺は一四 inches に該當するものとす。

四、海關收入及保管

海關收入及保管

支那の海關收入は悉く團匪償金其他內外債の担保となり、國際的監督の下に在りて其實權外人に歸し、支那政府は之が自由處分の權を有せざるものとす、然れども關稅徵收事務の統一は內外貿易の發達と相俟ちて關稅收入の增加著しく、借欵及償金の元利を支拂ひて尙ほ剩餘を生じ、政府主要の財源をなしつゝあり、所謂關稅餘欵と稱せらるゝもの之れなりとす。

最近十箇年間關稅收入

參考の爲め最近十箇年間に於ける海關收入を示せば次の如し。

年次	銀兩數	一五折合銀元
一九一六年	三七、七六四、三一一	五六、六四六、四六七
一九一七年	三八、一八九、四二九	五七、二八四、一四四
一九一八年	三六、三四五、〇四四	五四、五一七、五六六
一九一九年	四六、〇〇九、一六〇	六九、〇一三、七四〇
一九二〇年	四九、八一九、八八五	七四、七二九、八二八
一九二一年	五九、〇〇七、一二八	八八、五一〇、六九二
一九二二年	五九、三五九、一九四	八九、〇三八、七九一
一九二三年	六三、五〇四、二五〇	九五、二五六、三七五
一九二四年	六九、五九五、一三一	一〇四、三九二、六九七
一九二五年	七〇、七二五、六六七	一〇六、〇八八、五〇〇
十箇年間平均	五三、〇三一、九一九	七九、五四七、八七八

海關稅收入內譯

海關稅收入內譯

年次	輸入稅	輸出稅	復進口稅	船鈔	子口稅	附征賑捐	合計
一九二二年	二九、九八八、一五八 海關兩 (四四、九八二、二三七元)	二〇、八一七、八四二 (三一、二二六、七六三元)	二、三九八、三七一 (三、五九七、五五六元)	二、三三二、八六五 (三、四九九、二九七元)	三、〇九七、〇一四 (四、六四五、五二〇元)	七二四、九四四 (一、〇八七、四一六元)	五九、三五九、一九四 (八九、一三八、七九一元)
一九二三年	三二、五七〇、二七二 (四八、八五五、四〇八元)	二一、六六九、九七五 (三四、〇〇四、九六二元)	二、六五一、八八六 (三、九七七、八二九元)	二、四〇一、五五四 (三、六〇二、三三一元)	三、二一〇、五六四 (四、八一五、八四五元)	—	六三、五〇四、二五一 (九五、二五六、三七六元)
一九二四年	三八、一〇四、五二五 (五七、一五六、七八七元)	二三、一三七、四五五 (三四、七〇六、一二八元)	二、五五〇、八六四 (三、八二六、二九六元)	二、六八七、五五五 (四、〇三一、三三二元)	三、一一四、七二三 (四、六七二、〇九八元)	—	六九、五九五、一三一 (一〇四、三九二、六九六元)
一九二五年	三六、三六六、九八一 (五四、五五〇、四七二元)	二四、五六八、七七八 (三六、八五三、一六七元)	二、六四一、〇三〇 (三、九六一、五四五元)	二、六一四、〇四〇 (三、九二一、〇六〇元)	三、六七九、一七四 (五、五一八、七六一元)	八五五、六六四 (一、二八三、四九六元)	七〇、七二五、六六七 (一〇六、〇八八、五〇〇元)

關稅收入地位

斯くて支那の海關收入は政府最要の財源を爲すものにして、其國情及財政組織が一般文明國に倣ひて其財源を所得稅及消費稅に求むること至難なるの結果は、中央政府の財政は主として關稅收入により支持せられ、田賦及鹽稅收入等と共に主要の財源と稱すべく、殊に關稅一億萬元、鹽稅八千萬元の收入は支那國稅總收入大約三億五千萬元の一半强を占め、且つ海關稅は國際的管理の下に屬するか故に收入も最も確實にして、財政上の効果大なりとす。

總歲入と關稅との比例

猶ほ近年各國共に國費の膨脹に伸ひ租稅收入著しく增加せるも、然かも尙ほ關稅收入は歲入項目中重要なる地位を占めつゝあり、即ち高柳松一郎氏著支那關稅制度論（同書四四一頁參照）に據るに、國家の總歲入と關稅との比例は英國二割五分、佛國一割二分、獨逸四割七分、伊太利一割三分、露國二割三分內外にして、各國を通じて約一—二割を下らざるも、然かも支那は總歲入の約三割を占めつゝあり、但し此は海關稅收入のみにして、更に一九二四年

度に於ける海關彙報五十里內常關稅收入六、三七六、九九二元及五十里外並に內地各常關收入九、九一二、二八六元（民國十四年十月財政整理會の發表せるものにして、民國十一年乃至十三年度卽ち最近の報告に基き各常關收入を合計せるものとす）を合計する時は一九二四年の海關常關兩稅の總收入一二〇六八一九七五元となり、將に總歲入の三割五分に達せんとす。

猶ほ海關稅收入は政府財源の大宗なるが故に、內外債に倚れる政府は之を以て借款の擔保と爲せるもの少なからず、外債五項及內債十項あり、卽ち次の如し。

一、關稅收入擔保外債

1	俄法借款	一八九五年訂借
2	英德借款	一八九六年訂借
3	續借英德洋款	一八九八年訂借
4	五國善後借款	一九一三年訂借
5	庚子賠款	分年攤償自一九〇一年至一九四五年償清

二、關稅關餘擔保內債

甲、德俄奧賠款支拂停止額を擔保とせるもの

1	民國三年六厘公債	民國二十年（一九三一年）還清
2	民國十一年八厘公債	民國二十一年（一九三二年）還清
3	民國四年六厘公債特種債票	民國三十二年（一九四三年）還清
4	民國十二年八厘特種庫券	民國四十九年（一九六〇年）還清

乙、整理公債

1	八厘軍需公債	
2	民國五年六厘公債	
3	民國七年六厘長期公債	
4	民國九年六厘金融公債	
5	整理六厘公債	
6	整理七厘公債	

而して此等海關稅收入の保管は、一九一一年十一月北京外交團と支那政府との交涉に基き取極められたる關稅保管辦法（註）に依り所謂保管銀行制度を採用し、國際委員會（一九〇〇年以前の外債及團匪事變賠償金に關係を有する在上海外國銀行により組織せらる）に於て保管事務を取扱ふことゝなりしが、其實保管銀行は歐洲戰前、匯豐、獨亞、露亞三銀行に限定せられ、資金運用上の利益は前記三銀行の獨占する所なりしが、歐洲戰亂勃發後は獨亞銀行の閉鎖に依り匯豐銀行保管額激增し、殊に銀價の高騰及一九一八年關稅改訂に依る收入の增加は益々匯豐銀行の活動を有利ならしめ、更に總稅務司は關稅收支の實權を掌握せるが故に、專ら關稅のみに倚れる北京政府に對し非常の威壓を加ふるを得、之が爲め英國の政治的勢力は匯豐銀行の經濟的活動と相俟ちて列國に優越躍進するを得、關稅保管の利益は英國の壟斷する所となれり、但し團匪事變賠償金關係銀行に對しては、一九一四年一月以降各月末に於ける關稅收入中より一九〇〇年以前の外債月割償還額を控除せる殘額を保管銀行より分預することゝせるも、其振當てらるべき月額は關係銀行が其支拂を受くべき月額に相當する額を限度とせる按分比例に依るものにて、且つ關係銀行は直ちに之を所屬國家に送金するか又は支那政府に拂戻すを要し、殆んど何等の利益をも得る能はず、關稅收入利用の利益は專ら保管銀行殊に匯豐銀行の獨占に歸せしものとす、之れ日、佛、白等關係列國間に於て保管銀行制度に對する異議

海關稅收入の保管

關稅保管辦法（保管銀行制度）

匯豐銀行の獨占

華盛頓會議に於ける日本委員の希望提出

を唱ふるに至りし所以にして、華盛頓會議に際し我邦委員は保管制度に適當なる調節を加ふべき希望を提出し、細目の議定を見ずして終りしも、一九二五年北京に於ける關稅特別會議に際しては、英國も亦大勢上已むを得ざるを思意し、常收入は之を保管銀行に保管せしむることゝ從來の如きも、增收額は借款額に比例して各國銀行に分担保管せしめ、增收中の釐金補償及行政費に充當せらるべき額は支那政府指定の國庫代理者（中國、交通兩銀行）に保管せしむべきを提議せしが、我邦は之に對し增收、常收を一括して適當なる保管法を攻究すべきを主唱し、專門委員會の承認を經たりしも、全權會議の承認を得るに至らずして會議停頓し、保管方法の如き又從て何等の具體案を見ずして終れり。

關稅保管辦法

蓋し保管銀行制度は革命亂時、暫行的制度として採用せられ、支那諸般の秩序回復と共に復舊さるべきものなるも、支那の現狀を以てするに固より債權各國の承認を經る能はず、然れども匯豐銀行の保管獨占は英國をして行政的勢力範圍を確立せしむるものにて、固よい不當制度たるの譏りを免かるゝ能はず、要は支那の秩序回復に至る迄の暫行辦法として、保管銀行制度は之を存續し、保管銀行の範圍を擴むると共に關稅納付額の多少、關稅を担保とする債權額に比例して各國關係銀行に分割保管せしめ、更に釐金補償額、支那政府行政費及內債に充當すべき額は之を中國、交通兩銀行に保管せしむるを以て最も當を得たるの制度と謂ふべし。

註一、關稅保管辦法

關稅を担保とせる支那外債及團匪事變賠償金は其初め上海海關道に於て之が支拂を掌り、之が支拂に供すべき關稅收入は該海關道の名義により大清銀行上海支店に預入せしが、革命軍の上海を占領するや大清銀行の關稅預金は革命黨に沒收せらるの憂ありき、加ふるに當時北京政府は團匪賠償金支拂の延期を各國に懇請し諸外債の支拂延滯勝なりしが故に、一九一一年十一月關係外國銀行は北京外交團の諮問により關稅收入の共同保管方法を協議し、之に基き北京外交團と支那政府との取極めを見たるものとす、其要旨次の如し。

一、關稅保管の爲め一九〇〇年以前の外債及團匪事變賠償金に關係ある外國銀行上海支店支配人を以て國際委員會を組織す。

二、國際委員會は保管資金及之れに繰入れらるべき款項中より支拂はるべき債權の順位を定むる表を作成し、總稅務司に通知す。

三、總稅務司は支那政府が債務履行を再開し得るに至る迄、委員會に對し關稅純收入に關する說明を與ふべし。

四、各關稅徵收地より每週上海に送金する方法は總稅務司と協議の上決定す。

五、保管銀行は關稅担保債權につき最も關係ある匯豐、獨亞、露亞三銀行を以て之に充つ。

六、右三保管銀行の保管高は可成每週平均する樣分配す。

七、上海海關稅務司は右保管資金中より委員會の定むる所に從ひ支拂資金の引出を爲すべき權限を與へらる。

八、一九一一年末迄に支那が常態に復さゞる時は、委員會は保管資金中より團匪事變賠償金支拂に振向け得らるべき金額の計算書を作成し北京外交團の指揮を受くべし。

海關管理に屬せる常關收入の保管

備考　海關管理に屬せる常關收入は一九一二年二月露亞銀行の提議に基き委員會の承認を得て保管銀行にて保管することゝなりしが、此は一九〇〇年以前の外債と關係なきものなるが故に、團匪事變賠償金關係銀行間に異議あり、結局賠償金支拂基金たる特別勘定として、關係各國の收得すべき金額に比例し所屬銀行に於て保管することゝなりしものとす。

第四節　稅制

第一款　清代の稅制

支那の租稅制度は舊例に從ひ變革せらるゝ所殆んど無く、其歷史の古きこと且は全國財政制度の不統一なるが爲め、名目紛繁、辨法亦岐異し、其紛糾錯雜せること眞に言語に絕す、然かも民國以後政治の基礎安定せず、各種の法令は朝三暮四、其把握に苦しむの狀態に在りて新舊制度相錯綜し、加ふるに各地軍閥は軍費の調達に苦しみ隨時隨處に新稅を徵收するの等紊亂の極に達せるが故に、今や支那稅制は其眞相を究むること愈々至難となれり、從て本書に於ては唯だ其梗概を記述するに止む。

第一項　賦役

支那に於ける國家の收入は清代之を大別して賦役及捐の二種と爲すことを得たり、此の中賦役の制は其由來する所極めて遠く、夏の貢、殷の助、周の徹等悉く田賦の制たりしものにして、後世征、稅、租と稱するもの又其名を異にするのみなりとす、蓋し支那に在りて土地私有權の認められしは秦漢以後に屬し、夫れ以前殊に周に至る迄の間は土地所有權と領土權とは未だ分岐せず普天之下莫非王土を原則とし、土地は國家の公有に歸し、國家は土地を人民に均分して耕作せしめ、任意に之を處分するを得ず、且つ死亡と共に國家に回收せられしものにて人民は其均分せられたる土地の賃借料を支拂へり、之れ卽ち賦にして今日の租に當る、而して役は力役にして後

世の徭又は徭役に當り、天下の戶口を調査し、一戶の人丁を徵して公共工事其他公用の爲め勞役の給付を爲さしむるを以て趣旨とせり、此の賦と役とは共に後世に傳はり永く支那法制上の公課方法と爲れり、而して役は古來其內容に異なる所なきも、賦は後世政務の膨脹するに從ひ漸次公課の種目を增加し獨り田賦に限らざるに至れり、而して之を法律上より見るに賦役とは政費支辨に充當すべき國家の收入を總稱し、國家の法規により認められたる亙久不變のものにて、賦は土地其他の物、人若くは行爲に對し一般又は特別に徵收し、租稅其他專賣上の收入若くは單純なる私法上の收入をも包含し、役は卽ち勞役賦課にして所謂夫役なりとす、故に賦役は近世國家の租稅とは其性質相異なると共に、租又は稅と稱するは廣義に於ける賦の一種にして、田賦は勿論、鹽課、茶課、煙稅落地稅其他賃借料たる租等をも包含せり。

又賦役は之を分ちて賦、役、雜賦の三種とす、但し這に云ふ賦は狹義の賦にして雜賦に對し正賦と名け、其土地に對して賦課するを地賦と云ひ地租に當る、而して其人に對して賦課するものは丁賦と稱す、所謂人頭稅なり、然れども此の二者の區別は清朝國初の制たるに止まり、雍正年間丁隨地起の法を定め丁賦を以て地賦に攤入し地丁銀と總稱するに至りたる結果、丁賦は地賦に附隨して徵收するに止まり、從て土地を所有して地賦を納むるものにあらざれば丁賦を賦課せられざることとなれり、丁隨地起とは卽ち丁賦を以て地賦に附屬せしむるの義にて後世の丁賦は一種の附加稅たるに過ぎざるなり、（康熙五十年永不加賦制以來州縣官は其數に照して徵稅せざるべからず頗ありたり、故に漸次丁賦を地賦に攤入すること行はれ、殊に康熙五十年廣東にて丁稅を田賦に若し病故逃亡等の事ある時は續に丁を求めて徵稅せざるべからざるの併徵し所謂丁隨地起の制を採りしより各省之に倣ひ、雍正以後の通則と爲るに至りしものとす）役は國家が人民に對し其勞力を强制給付せしむるものにして、官署の雜役、道路橋梁等の土木工事及官吏の往來等に關し人民をして夫役に

力差　服せしめしものこし、地方官より必要に應じ所管の人民に對して之を命ぜり、斯く勞力を以て公事に服せしめしが故に一名力差こも稱す、而して勞力の給付は原則たれこも、元來金錢上の價格を以て之を命ずるものなるが故に、之に相當する金錢を出して勞役を免るゝを得たるものにして、之を力差銀こ云ひ、後には丁賦こ同じく均徭銀こ稱し地租に附帶して徵收し、事ある時は別に人夫を傭ひ均徭銀を以て其賃銀を支拂へり、此の外尙ほ驛站銀こ稱するものありき、驛站の費用に充つる金錢にして、其性質力差銀こ異ならず、蓋し各地の驛站は總て所在人民に命じ使役に服せしむべきものなれごも、人民の便を計り金錢を給付して勞役に代へしめたるものなりこす、猶ほ此等の公課は後世に至り均しく地稅に附隨して徵收せられしが故に、一種の附加稅こ見るを得べし。

力差銀

均徭銀

驛站銀

雜賦　雜賦こは特定物件若くは行爲に對し賦課せらるものにして、漁課、蘆課、（江海沿岸の沙洲に種植したる蘆葦に課する租稅）、礦課等を云ひ、鹽課、茶課等政府の專賣により生ずる收入も亦課こ稱す、然れごも課は必らずしも獨立の稅目たらず、他の稅目中に併入する事あり、又實際の取扱上必らずしも雜賦中に入れざる事あり、例へば江蘇、安徽、浙江の茶課は關稅に併入し、雲南の茶課は地丁銀に併入して奏銷せしが如し、又鹽課の如き督撫に於て別に鹽政の衙差を有し其資格を以て奏銷せしが故に、通例雜賦の中に列せざりき。

雜賦の種類

課

租　租こは官有地房の賃借料にして、純然たる私法上の收入に屬し公課の一種こ爲すを得ず、例へば內務府に所屬莊園ありて之を賃貸し以て皇室の用途に供し（但し莊田の賃借料は租こ云はず賦こ云へり）たり、又各省には府州縣以下其學校に附屬する卹田ありて一般人民に耕作を許し、其租を以て校舍の修理、貧生贍給等の用に供せり。

稅　稅も亦特定の物件若くは行爲に對して賦課するものにして、唯だ形式上課こ區別せらるゝに過ぎず、而して稅は全國一般に賦課徵收するものあり、當稅、契稅、牙稅の如き然り、又牛稅、馬稅、驢騾稅、落地稅等一地方に限りて賦課せらるゝものあり、而して關稅は均しく稅こ稱するも鹽稅こ同じく監督より奏銷すべきが故に實際の取扱上雜賦中に列せざりき。

貢　貢こは邊境の人民より每年一定の物產を獻納せるものを稱す、例へば甘肅の番民及廣西土司の馬を貢したりしが如き然り、而して賦こ貢この異なる點は清國行政法の說く所に據るに、一は治者の權力に依りて徵收し、一は被治者の意思に基きて納付するにあり、卽ち貢物の納付は一に被治者の自由意思に依るものなりこす、然れごも其實公課の一種こして法令を以て其種類及數額を定めたりしが故に、兩者唯だ形式上の區別たりしに過ぎずして、其實質は兩者相異なる所なかりき。

賦こ貢との差異

手數料（陋規）　猶ほ手數料は前清代に在りては未だ租稅こ分化するに至らず、規費、告費、領費、紙費、匣費、食費、脚費、車脚、水脚等性質上手數料なるも、皆其形式は租稅こして徵收せられたり、但し陋規なるものは國法の認めたるものにあらず、官吏が私かに種々の名義を設けて徵收せし手數料たりしものなりこす。

第二項　捐

義に述べしが如く賦役なるものは、清の國初以來會典其他の法典に規定せられ、永久不變の收入こせられたりしが故に、若し政府が戰亂若くは時勢の變遷に伴ひ既定の收入を收むるこ能はず、或は既定の收入は之を收む

捐

捐の性質

るも政費膨脹の爲め財政の不足を告ぐる時は、臨時に特別の法を設けて歳入の增加を圖るの要あり、此の場合臨時に賦課する公課其他の收入を捐と稱す、蓋し捐は義捐の義にして、一度國家が强制徵收を爲さば、最早捐と稱すべからず、公課と稱すべきものなるも、然かも國家は人民をして國家に報効せしむると共に、更に美名を衒ひ衆歛の譏を免れんか爲め尙且捐なる字を冠用せり、又捐は臨時的公課なるが故に、其設置の原因消滅せば直ちに廢止せらるべきものなるも、實際は必らずしも然らず、因襲の久しきに亙りては遂に賦役と同じきに至れるもの多く、釐捐の如きは其最も顯著なる例なりとす、但し純然たる義捐なきにあらず、捐官の如き其一例にして、此は政府が人民に對し實官又は虛銜を與ふるを條件とし一定の金額を納付せしむるものを稱し、納否は全く其人の意思に一任し敢て强制徵收するものにあらざりき。

捐の賦役化

第二款　民國の稅制

民國の稅制

以上概說せるが如く清代租稅制度は其組織に於て何等の系統的秩序もなく名目煩雜にして、賦課徵收の方法又一定せず、各地各樣にして人民は甚だしき負担の不公平に陷り幾多の弊害を醸成せり、這に於てか政府は革命以來頻りに之が整理改革を行はんとせるも、極端なる地方分權制度革められずして、中央政府の權力乏しく、其方法又宜しきを得ざりしが爲め未だ其實効を見るに至らず、依然舊例墨守の現狀にあり、蓋し支那に在りては王朝の更迭屢々行はれ所謂易姓革命の國たるも、然かも法制の變革は容易の業にあらず、殊に稅制に至りては殆んど之を革むる能はず、歷朝皆其舊習を襲へるものにして、之れ歷代政治の善惡は租稅の輕重を以て之をトし、附加稅の免除、地租の輕減又は增稅を爲さざるを以て仁政と爲せしに因るものなりとし、之れが爲め稅制の根據は常に之を改むる能はず、唯だ時勢の推移に應じ附加徵收を爲せしのみ、釐捐、雜捐の如き卽ち其類にして、政費の膨脹は勢ひ臨時稅其他附加稅の增徵、新徵を爲さざるべからず、租稅の名目漸次繁多となり辦法又區々として紛糾錯雜し紊亂の極に達せしものとす。

稅制紊亂の因

卽ち古代に於ける國家賦稅の種類は極めて簡單にして、周以前國家の經費は專ら田賦の賦課に俟ち、時に關市の徵收を爲せしのみなるも、秦漢時代には鹽鐵茶酒の課稅を始めて、田賦單一主義より漸次複稅に轉じ、唐宋以後複稅主義益々盛行して全く統一なく、何等革定せらるゝ所なくして稅制混亂を極めしものとす、而して清朝に至りては其末年始めて豫算を編成し、全國經常歲入は官營及雜收入を除くの外、田賦、鹽稅、關稅、釐金、正雜各稅、各捐の六項に區分し、契稅、當稅、牙稅、茶稅、煙酒稅、礦稅、印花稅、牲畜稅、商稅等を正雜各稅中に、煙酒捐、牙捐、糧米捐、當捐、鹽捐、油糖捐を正雜各捐中に屬せしめ、更に國家及地方兩稅の分劃を宣言せしが、當時尙未だ確定せる辦法なかりしより、民國二年財政部は國家稅、地方稅則草案を擬定し、現行の田賦、鹽課、關稅等十七項を國家稅とし、且つ將來印花稅、登錄稅、營業稅、所得稅、出產稅、紙幣發行稅等を制定して國家稅たらしむべき事等を定めしも、實行を見るに至らざりき、然るに民國十二年十月十日中華民國憲法の制定公布せらるゝや、同第二十三條に於て稅制の劃一實行を定め、第二十五條に於ては地方事項を規定して省稅を列擧し、國家稅と地方稅との區分を明かにすべきを規定せり、而して當時財政整理委員會が發表せる稅制整理計畫書に據るに、現行及將來制定さるべき各稅目を其性質系統及直接間接行爲の三種に區分し、國省稅系稅目表を示せり、卽ち次の如し。

民國の稅制

清末豫算編成時の稅種

國省稅系稅目表

稅系

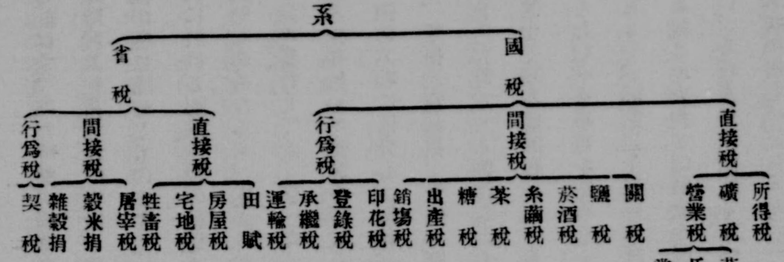

而して更に之を整理する時は支那現行租稅の系統は略ぼ次の如く配列するを得べし。

稅系

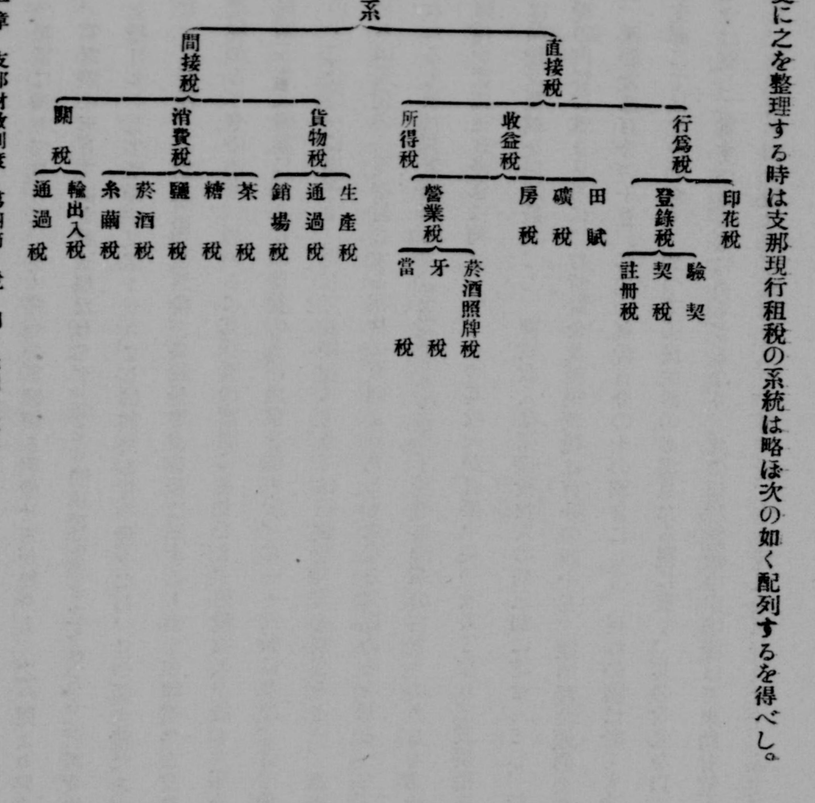

卽ち上揭の稅系に據りて見るに、支那稅制の系體頗る整備せるが如きも、之れ固より將來斯くあるべしと爲すのみにして、其實際に至りては支離滅裂なりとす、卽ち其間接稅に就き之を見るも、所謂貨物稅に屬する出產稅、銷場稅の如き稅目多くして徵稅法又區々たりとし純然たる貨物稅少なし、且つ通過稅たるべきものをも含みて紛糾錯雜を極む、又鹽稅、茶稅、糖稅、煙酒稅、糸繭稅等消費稅に屬するものも亦純然たる消費稅少なく、寧ろ通過稅、或は生產稅たるべきのあり、加ふるに其徵稅の實際に當りても、租稅收入中最も大部分を占むるは間接稅にして、之を民國五年度豫算に據るに間接稅の負擔過重を極めて、六一・三%に及び、直接稅は其二分の一、行爲稅は間接稅の十二分の一に過ぎず、而して直接稅にありては田賦收入其九割強を占め、直接稅の負擔が殆んど全部地主に歸せるは負擔の公平を旨とする租稅の原則より見るも大なる欠點あるを知るべし、蓋し所得稅の如き近年立案せられたるも未だ其實績擧らず、營業稅も亦當稅、牙稅等其沿革の古きものあるも其收入論ずるに足らず、唯だ煙酒照牌稅が實施後日淺きに拘はらず、一時其收入が直接中央の收入となりて成績稍良好なりしのみ、

又間接稅は關稅及鹽款を以て最大とし、鹽款收入は間接稅收入の約三割に達せんとし、貨物稅三割五分に達すると而して貨物稅の內容に就き見るに、百貨釐金及統捐統稅は百分の四十五、煙酒稅及煙酒公賣稅は百分の三十、屠宰稅、茶稅、米穀稅は百分の十五、其他の雜稅百分の十の割合にして、何れの國に於ても消費稅中最も重きを置く煙酒稅が支那にては比較的輕く、却つて國民生活の必需品たる鹽に重く、其の收入を以て間接稅の大宗となし居れるが如きは概して賞すべきことにあらざるなり、此の他行爲稅中印紙稅は將來稍有望なるべきも、現時契稅收入を主とし、此他資本利子稅は來だ實施を見ず、房屋稅、宅地稅又未だ普及せず、家主及資本家の收入に對する課稅殆んどなくして、租稅の負擔は專ら地主に偏重して公平普及の精神に反しつゝあり、今更に戰前（歐洲）國務院が調查せる國民一人の租稅平均負擔額を列國の其れと比較せば次の如し。

國民一人の租稅平均負擔額

國別	直接稅	間接稅	行爲稅	合計
英國	一三・〇（元）	一四・五	二・〇	二九・五
佛國	九・五	一六・五	七・〇	三三・〇
獨逸	五・〇	一〇・五	一・七	一七・〇
露國	三・〇	四・四	〇・六	八・〇
支那	〇・三四一	〇・六一九	〇・〇五	一・〇一

之に據りて見るに、國民一人の租稅平均負擔額は佛國の三十三元を第一位とし、英、獨、露、日の順序にして、支那を最低とし僅かに一・〇一元に過ぎず、但し此の數字は中央政府の收入より見たる負擔額にして、支那國民の中央政府への負擔額は遙か此れ以上に上るべきや勿論なり、蓋し再三述べしが如く、支那に在りては租稅の徵收に對し官吏の請負制度卽ち包收なるもの行はれ、官吏は私利を貪らんが爲め苛稅誅求を敢てし、國庫收入と國民の負擔額との間に大差あるを常とす、故に其徵收方法を改むれば國民の苦痛大ならずして國庫の收入を增加し得るの餘地あるべし、蓋し支那に在りては國家稅と地方稅との區別不明にして、例へ制度上に於ては中央政府は各種租稅の收入を統括し、地方各省各縣が特別事務又は地方事務辦理の爲め別に名目を設けて徵收するものは之を地方收入と見做し、形式上地方、中央の收入劃然たるが如きも、其の徵收の局に當れる各縣知事及各捐局委員の如きは別に一定の俸給公費を設くるにあらず、其辦公費、俸

國家稅地方稅の混淆

給、補助吏員の手當等悉く其徴收する租稅中より支辨するものなるが故に、其徴收せられたる稅金は必要なる前記の費用を控除したる上、定額に準じて上級官廳に送致し、其餘は當該官吏の私腹を肥すを常とす、民國以後各縣夫々俸給公費額の定められ、各徴稅捐局又手當支給額を定むること雖も固より國庫の支給する所にあらず、徴收租稅中より支辨するものなるか故に、公私依然として混淆す、而して此の間の關係は一縣一局のみに止まらず、其上級官廳たる省及中央政府に於ても尚ほ同一なること曩既に述べたるが如くにして、國家稅と地方稅とは全く混同せられ、殊に近年內爭絕へず、國家の形態破壞せられつゝあるが故に、租稅の多くは全く地方稅たるの觀あり、地方軍閥の奪取する所となれり、更に租稅徴收法の所謂包辨制度（請負制度）採用の結果は稅率の如き各地各樣にして弊害百出し公平を失するを常とす、之れ一般財政組織を統一し其徴稅法を改むるの要ある所以なりとす。

請負制度

負担の不公平

要之に、支那の現行稅制は其稅目複雜にして取扱ひ頗る煩瑣なる結果種々の弊害を醸成し且つ間接稅即ち一般の消費品に對する稅率高く直接稅は寧ろ輕きに失するが故に、貧者に重く富者に輕き結果を生じ、負担極めて不公平なるを見る、故に今後稅制の改革に際しては間接稅の整理を斷行すると共に直接稅を酌量加重し以て稅則の均衡を期せざるべからず、更に直接稅中に在りても其收入の大部分は田賦にして收益稅の負担が地主に偏重し、家主、商人、資本主に及ばざるは賦課の公平を缺くのみならず、莫大の財源を壅塞するものたるを知るべし、蓋し家屋稅、營業稅等未だ普及せず、資本利息稅の如き又未だ實施せられざるに依ること前述の如し、以上の外所得稅、遺產稅の如き支那現時の行政機關を以てしては之が實行困難なるべきも、將來實施の上收益稅と相輔けて國庫の收入を增加すべきを要するならん、此他貨物稅、正雜各稅、正雜各捐は各省の稅則不同にして課稅重複混亂し、產業、交通の發達を阻害すること甚だしく之が改正を要すべき點少なからざるものとす、今更に前揭租稅系統中其主なる租稅に就き節を分ちて其概要を述ふること、すべし。

第五節　田賦

田賦とは地租及官有地賃貸料の意にして、地租を徴收せらるべき土地は天然の產物を有するものに限り、宅地荒地の如き天產物なき土地は人民之を所有し且使用するも賦課せざるを原則とせり、然れとも田賦の規定は古來甚だしき變化なく殆んど傳說的に賦課地及稅率を定むるが故に、課稅は必らずしも土地實際の性質と相符合せず名義上の土地性質により賦課し來りたり、之れ固より法制の完備せざるによるや勿論なるも、一は又古來の州縣地方官が管下より徵收する租稅中布政使に納入すべき額年々一定し、增徵或は新徵を命ぜられざる限りは常に舊制を墨守し、强ゐて土地を檢查し賦額を改むるを要せざず、又地方官は此等煩雜なる事務を行ふ機關及能力を有せず、偶々之を行はんとするも人民は對絕に之を喜ばず、時に或は暴動を惹起し中止の止むなきに至るを常とせり、然れども由來中飽を職とせる支那地方官は管內の荒地を列擧して之が免稅を請求し、以て定額の輕減を長官に申請することに努め、更に新開地の賦課を欲し人民に之が報告を强ゆるを常とせり、之が爲め州縣管轄地には表面上の規定賦額よりも實際の徵收額多き地と然らざる地とを生じ、前者を肥と稱し、後者を瘠と云ひ、地方官は其肥なる官缺に任ぜられんことを一生の願望とせり、蓋し土地の開墾は戶部則例に據るに、各直省に於ける無主荒地、荒田と稱せらるゝ土地は其土着者たると流寓者たるとを問はず、其界趾土名を記して地方官に屆出で開墾を出願し得るものにして、地方官は此等出願者の開墾すべき地を一般に公布し、五箇月を經るも其土地所有者の屆

土地開墾（戶部則例）

出なき時は出願者に對し許可證を交付し、開墾者を以て其所有者と定め、開墾後水田は六箇年、旱田は十箇年間納稅を免除すと定め、私墾者に對しては一定の罰則ありしも殆んど行はれず、私墾者自ら開墾する旨を報せば其罪を許し其年より賦課して其罪を許すを常とす、而して此等私墾者或は開墾出願者は更に佃人を招きて小作せしむるを得しが故に、資產あり權勢あるものは一時に無主耕地の廣大なる所有者となり、之が爲め弊害を生ぜしこと少なからず、又此等開墾地に就きては州縣地方官は每年末新墾許可の委細を布政使に報告し、督撫を經て上奏し、新たに賦を定むる時は地方官自ら成熟畝數を檢查し、布政使督撫を經て上奏するの規定なりしも、地方官は新墾地を報告すること少なく新增の收入は之を中飽することを常とし弊害甚だしかりしを以て　後には督撫以下各地方官の功績を定むる材料として每年新墾地の多寡を參酌するに至りしが、地方官は却て熟地を僞りて新墾とし或は未墾地を開墾地と報ずる等弊害却つて多かりき、斯の如きが故に其眞想を考察すること頗る難く、加之大淸會典及則例の如きも、幾多田賦に關する法則ありて一見完備せるが如きも殆んど空文に屬す、故に唯た表面上一般の規定及之に伴ふ習慣を畧述し以て其一班を窺ふに資せんとす。

第一款　土地の種類

土地の種類

土地の種類は各地方に於ける古來よりの習慣に從ひ稱するものにして、全國を一貫するの則なきも、嘉慶會典の分類に據るに、民田、更名田、屯田、竈地、旗地、莊田、恩賞地、牧地、監地、公田、學田、賑田及廬田の十三種目を擧げたり、但し此等は種々の變遷を經て土地の名實相適はざるもの多く、其眞想を明かにすること容易ならざるも、之を概括せば次の如し。

土地の性質に依る區別
田或は地
田地以外の土地
土地所有者又は徴税者に依る區別
民田或は民地
官田
莊田或は莊園
退圈地
入官旗地
屯田
屯租
學田
祭田
竈地
牧地
更名田
耤田
公田

(一)土地の性質に依る區別

1田或は地　大清會典の規定に據るに、凡て地の墾するものを田と云ひ、田は亦地とも稱すと定む、卽ち墾して穀類を生産する土地を總稱し、徴税に關し兩者の間何等の關係なきや勿論なりとす、但し嘉慶會典に據るに、北方にては水田を田と云ひ高田を地と稱す、地方により多少の差を置きしが如し。

2田或は地以外の土地　地方により適宜に名稱す、山地、山場、草地、草場、蒿草地、農桑地、茶園、壞園、房園、菜園(壞園、房園、菜園は奉天省にて之を三園と稱し免租せり)、蘆地、蘆田、蓛塘、(蓛廠或は蓛地とも稱し河海水の合流により浸さるゝ陸岸又は鹽分を有する低濕なる地に多く、從前蓛を生じたるもの今日開墾を經たるもの及現に蓛を生ずる土地を意味す)產鉛地、產銅地、竈地、鹽場、等と稱するが如し。

(二)土地所有者又は徴税者に依る區別

1民田或は民地　普通人民の所有に屬する收穫ある開墾地を總稱す、自由に賣買典質を許され、之が田賦は地方州縣の徴收する所たり。

2官田　所有者なき未開墾地を開拓するに當り官より小作人を招きて之に耕種せしめ每年所定の租稅を納めしむる土地、或は官の沒收地を個人に貸與せしものを稱す。

3莊田或は莊園　皇族及八旗兵丁に給與し子孫世襲の土地たらしめしものを總稱す。

皇族の莊田は莊頭を置きて之を管理せしめ、莊頭は個人をして小作せしめ其租を徴收せり、又八旗の莊田は旗地又は圈地と稱し、或は個作せしめ或は自ら耕作するものありき、圈とは繩を以て土地を測量するの意にして、旗地を撥給するに當り此の法により測量撥給し之を圈撥或は圈給と稱せり、而して此等莊田は州縣地方官は何等關知する所なく內務府及戶部の管理に屬し賣買典質を許さゞるの制なりしも、八旗兵丁の生計困難となりしに伴ひ全く空文に屬するに至り、政府は屢々官金を出して之を贖回せしも及ばざりき、之が爲め旗地にして民地或は官有地となりしもの少なからず、前者は之を退圈地と云ひ、後者は入官旗地と云ひ、個人に貸與して租を徴せり。

4屯田　地方警備或は漕米運輸保護のため邊疆の要地及江蘇より直隸に至る運河の沿道に衛所を設け、所屬の軍丁を置きて之に一定の土地を給與し、平時は耕作に從事せしめ、或は又時に差役に當らしめ、其土地を屯田と稱して租として每年一定の銀米を納めしめたり之を屯租と稱し衛所各官の管理に屬し、大部分は衛所及軍丁の經費に充て、殘餘は之を布政使に送れり、而して屯田衛所の設置不要となれるものは之を州縣の管轄に歸し軍丁を普通人民とせしが、運河の漕運廢止せられてより河道の屯田は多く州縣に歸併せり、但し東三省、甘肅、陝西等今尙屯田の制を設くる所少なからず。

5學田、義田、祭田、善堂地　免租地にして、此內學田とは學校に附屬し個人より租卽ち學租を徴收せり、各省概ね存せざるなし、蓋し從來各府州縣に在りては各學校を設立して府學、州學、縣學と稱し、人民子弟にして學に就くものを教へ一定の試驗に及第せるものは之に修學の費を給し科擧考試に應して官吏たらしむるの制ありしが此等學校及學生の經費に充當せしものにて、之が學租の徴收は各學の官吏之を取扱ひ州縣官は關知せざりき、但し近時各學の廢止せられてよりは從來の學田は多く州縣に歸併せしも、尙ほ之が名稱を存する所あり、又祭田は孔子其他聖賢の後裔に賜給し、其收入は全部之を祭祀の費用を充て賦課せず、本來私人の賣買を許さゞりしも、年と共に法廢れ民田の擇ぶ所なきに至れり。

6竈地　沿海產鹽地に於ける鹽田を稱す、其製鹽者を竈戶、製鹽に從事する者を竈丁と稱す、竈地には賦を課する處と然らざる處とあり、又其賦課に關しては鹽法道及鹽運使に所屬せる鹽場官ありて之を徴收し州縣官は關係せず。

7牧地　京畿に於ける荒地を皇族及八旗に所屬する牧廠所屬と定め、盛京(奉天省)にも亦八旗所屬の牧廠を設けしが、雍正以來牧廠所屬地にして開墾し得べきは之を八旗又は普通人民に給與して耕種せしめ、之を牧地と稱して別に賦を定めたり又は普通人民に給與し之を民田とせしものにて、之が租稅の徴收等民田に異ならず。

8更名田　明代に於ける王公等の領地を沒收して普通人民に給與し之を官有、私有、準私有の三種に區別し、各種のものは更に雜多の名目を存し歸する所なし、這に於て清末地種の畫一を計り、就中最も複雜なる直隸、奉天の二省に付き無用の差別を廢し、四十餘種に上りし地種を旗民官公の四項に銷納せんとせしも實效を見る能はずして止みたり。

9公田　公用田と云ひ、地方によりては基地、園地、養廉地等と稱するも、皆地方官廳公私の用に供するものにして、江蘇陝西等の諸省に存在す、賦課は概ね民田よりも稍重きを常とす。

10耤田　天子及各省督撫以下地方官の耕耤の典を擧行するの田にして、必らず農壇を附設す、又耤田は北京にては千七百畝

あり、其内二百畝は壇戸をして五穀蔬菜を植ゑしめて祭祀用に供し、其餘は壇戸に租給して毎歳銀三百兩を納めしめ、壇墻修理に備へり、又各省の籍田は四畝九分を制とし、守壇の農夫をして種植せしむ。

第二款　土地調査

土地の調査は之を丈量、清丈、若くは履勘と云へり、而して土地の丈量は戸部則例に規定せられ、地形の變動多き場所は一定の時期毎に行ひ、江海沿岸の沙坦蘆洲等は水波の爲め變動を生ずる都度、州縣官は親しく臨檢の上、上司に通詳し、督撫は五年毎に道員を派し涸水の時期に於て州縣官を帶同して丈量を行ふことゝせしも（但し江蘇省にては十年一回と定めたり）、其他は一定の時期に毎回之を行ふにあらず、必要ある場合のみに行ふを原則とせり、而して丈量を終れば之を土地台帳卽ち魚鱗册に其詳細を登錄するものにして、大清會典には新舊二の魚鱗册を認めしが如し、蓋し魚鱗册は明の太祖の時始めて編訂され、其後散逸して弊害を生せしかば、萬曆年間再び全國田畝の丈量を通行せしものにて、之を老册と云ふ、其正本は各該地方官署に備へ付け、複本を中央に納め置きしが、之れ亦年と共に散逸し殊に長髮賊の亂時兵難を被むりし南方各省に於ては其片影だにも留めざる省あるに至れり、之が爲め徵收官吏及莊書、（莊書は里書とも云ふ鄉村に定住し土地に關する圖冊を保管し土地所有權の移轉手續を取扱ひしもの）、の舞弊甚だしきに至りしが、清朝に至りても一に明時の魚鱗册に依り時々局部に付き補止を爲せしに止まり、清朝三百年の間一回も全國に亘りて丈量を行ひしことなく、一州縣、一省の丈量さへ其全部に亘りしものあるを見ざりき、今之が原因を見るに人民は土地の檢查測量を忌むこと激しく、若し地方官にして極力之を行はんとせば時に暴動を惹起し、政府は遂に丈量の中止を命ぜざるべからざるに至る、加ふるに測量の基本たる尺度の如きも各地同一なる能はず、又例へ規定の尺度を用ゐて測量を竟るべからすと命ずるも、民は官に隱し官は上司に隱し地積は常に傳說的に定められゝなり、斯くて土地丈量に關する規定備はるも概ね空文に終りしが如し、而して土地の丈量は戸部則例によるに步弓を用ふることゝせり、步弓とは長さ五尺の兩脚規にして其形弓の如きが故に名け、方五尺を一弓或は一步とし、二百四十弓を一畝とし、百畝を一頃とす、一尺の長さは工部の營造尺を以て法定せり、營造尺とは康熙五十二年聖祖律呂正義を著はし、古來の律尺は當時の八寸一分に當るとし、之を營造尺と名けしに出づるも、此は後年遵行せられしにあらず、之か爲め乾隆五年各省に命して所用の弓尺を戸部に送らしめ、爾後必らず戸部に送りしものと同一のものを用ゐ、私に增減せざるべきを諭せしも、其不齊愈甚だしく、二尺三寸、四尺五寸、六尺五寸、七尺五寸を以て一弓とし、或は二百六十弓乃至七百二十弓を以て一畝と爲す等、尺度標準は各地異なるを常とせり光緒の末年に至りては農工商部は吉林省の營造尺を以て標準としたりしが、此は現時行はるゝにあらず、各地相均しからざること舊の如し、然れども農工商部規定の營造尺は米尺及日尺に比較するに、營造尺三・一二五尺を以て一米突に相當し、日尺は營造尺〇・九三七五強尺に當る、民國に至りてよりは擾亂絶ゆることなく紊亂更に甚だしきを致せしが、浙江省國稅廳に於ては將來土地整理の準備として先づ各戸の地稅納入額の調查整理に着手せんとし、財政部の許可を承けしが、財政部は更に各省をして之に倣はんことを命ぜしも、數省の命を奉ぜしにて全般に行はるゝに至らず、殊に西南各省變動の際に當りしかば土地の整理は騷擾を惹起するの恐れありの故し、財政部は各省巡按使、財政廳長に命じ已に着手せし所は愼重に進行せしめ、未だ着手せざる土地は一時延期せしむることゝせり、而して近時土地丈量の議論を發表せしもの一一二に止まらざるも、就中一般に參考視せら

土地調查
魚鱗册
老册
莊書の舞弊
清代丈量不能の原因
步弓
營造尺

丈量計畫失敗の原因

經界局

るゝは馮桂芬氏の均賦說、「ロバート・ハート」(Robert Hart)の禁鴉節帖及財政部顧問常吉德壽氏の說なるが、常吉氏は民國二年頃之が發議を爲し、三年十二月大總統令を以て丈量籌備令を發布し、先づ京兆區域に屬する二十縣より丈量に着手し、漸次各省に及ぼすことゝせるものにて、經界局（全國經界事務署暫行編制の公布と共に各省區經界事務署及各縣經界事務處暫行章程を公布せられたり）を編制して蔡鍔氏を督辦に任せしが、當時蔡鍔は田畝の清查のみを以て足れりとせず、國家永遠の計としては全國の精密なる地圖を作製するの要ありとしたりしが、當時內務部の計算によるに測量費六億六千萬元餘、測量員養成費一千二百十萬元餘、合計六億七千二百十萬元餘にして、之が經費の出處としては當時經界局の意見に據るに。

1 民國四年度以後の驗契手數料全部。
2 鹽稅餘款の二割。
3 契稅收入の四割。
4 官產收入。
5 丈量後增加すべき地租收入。
6 丈費（江蘇諸縣の例に倣ひ一畝當り寶山縣は一角二分三厘を要せしが、丈費は之を十回に別ち地丁及漕糧に附加徵收し一畝に付き錢十文なりき）
7 方單費（江蘇諸縣の例に倣ひ一畝に付大洋五分）

斯くて京兆、福建、奉天の各省にては關係規則を制定し丈量準備に着手せしが、幾何ならずして頓挫し、經界局は第三革命に遭ひて閉鎖せられたり、蓋し丈量計畫の失敗に歸せし原因を見るに、一は經費調達の方法なかりしこと、一は又袁總統の民心の收攬に汲々たりし際こて丈量の實行が民心を得るの途にあらざるを感じ寧ろ中止を爲すに若かずこ思意せしに因るならん、斯くの如く土地丈量の計劃は何等爲すなくして消滅するに至りしこ雖も從來保守的思想に支配されし智識階級者は此の一時的計劃により感化を受けし所少なからざるべく、殊に江蘇省に於ける寶山縣及昆山縣の淸丈が其良成績を擧げつつあるを見ては、第二次丈量計劃が將來一層の熱心を以て起さるゝの氣運を促進すべく、丈量が國家の財政を整理し人民の負担を公平ならしむる爲め必らず實行すべき事業たる事は今日の通說こなりつゝあるが如し。

丈量籌備令

猶ほ土地丈量に關しては經界局編制成りし後、民國三年丈量籌備令發布せられ、五年二月涿良兩縣に分局を置きて丈量を實行せんこせり、而して財政部は四年調查田畝整頓賦額辦法大綱八條を擬定し、各省巡安使及京兆尹をして各縣に對し之が實行を飭督せしめ、經界局辦法と相輔けて籌辦を期せり、而して當時奉天、吉林、黑龍江三省は既に淸丈を實行し、熱河亦着手せしが、其後時局の影響を受けしより五年五月淸丈の淸查田畝を停止し、全國經界局及京兆經界行局其他も亦裁撤せるものなるも然かも黑龍江全省及江蘇省寶山縣等依然淸丈を行ひ、京兆、河南、奉天、吉林、安徽、江西、江蘇、浙江、熱河、察哈爾綏遠等も亦依然こして　査又は官產を丈放し、廣西省にては淸賦局を設けて收益課稅法を採用せる所ありき、其後民國九年一月政府は經界局の復活を企圖せしも京師地方戰亂の爲め果さゞりき。

第三款　稅率及附加稅

稅率及附加稅

稅率標準

支那の租稅制度は其名目繁多にして辦法區々たるこ既に述べたるが如くにして、紛糾錯雜し、殊に地租に至りては其沿革頗る古きが故に特に紊亂を極め、其稅率、附加稅の如き之が眞情を知るこ至難なるも、從來其稅率は各省布政使の出版に係れる賦役全書(註一)に載せられ、稅率の標準は我が邦に於けるが如く地價を以て標準こ爲すにあらず、面積一畝を以て單位こし、其產物の種類、收穫の多少により上中下の三則に分ち、三則を更に上

三則九門
三等九則

の上、上の中、上の下等の如く九門に分ちて其稅率を異にし、之を三則九門或は三等九則の法と稱せり、然れども其實際に至りては各省其稅率を異にせり、蓋し賦額は稅率ありて之を定めしにあらず、初めより賦額ありて後率を定めしものなるが故に各地一定せず、一省の上地上則の稅率が他省の中地上則と相均しきことあり、或は一省の下地下則の稅率が他省の上地上則と均しきものあり、甚だしきは一府一縣内に於ても稅率の等差數十則に及ぶものありて、土地の性質とても下田と稱するも其實下田にあらず、上田と稱するも又上田にあらず、其稅率頗る復雜を極めたり、蓋し各地方の土質、地形の異同、交通の便否、其他從來沿襲し來りし所に從ひしが爲めにして、此等各種の稅率を總稱して科則と名けたり。

科則

附加稅

次に田賦の附加稅は遇閏銀、耗羨等と稱するものありて盛んに弊害を釀せり、蓋し田賦の率は永久不變たること前述の如きが故に他に之が融通を得るの必要ありしと、一は又銀納、穀納に論なく人民より納めたる田賦は各省より之を中央に解送するものなるが、其間に於て若干の損失あるべきを假定し、此等の損失を補塡する爲めに附加稅を徵收するに至りしものにて、遠く古代より行はれ、唐代には加耗と稱し、明代には傾銷耗銀と名けたりき。

加耗
傾銷耗銀

加耗とは耗卽ち損失を補ふの意にして、傾銷耗銀とは銀塊を改鑄する際に生ずる耗を補ふの意たるなり、而して清代に至りては之を耗羨と稱し、尙ほ他に遇閏銀ありき、遇閏銀とは一名閏耗銀とも稱し、古來太陰曆を用ひし結果、閏年は平年より一個月の多きを來すが故に閏年に會せば行政費を要すること從ふて多く、之が爲め若干の稅銀を加徵せしものにて其徵收法は各省により固より一定せざるも、多くは地稅銀に附加せしが如く、之を地閏銀と云へり、又時には丁閏銀と稱し丁稅に附加せしものもありき、尙ほ遇閏銀は稅米其他本色の稅品には附加せざるを常とせり、之れ米麥等の收穫は其平

遇閏銀
地閏銀
丁閏銀

耗羨
火耗
鼠雀耗
漕耗
補水
平餘

耗羨は曩に述べしが如く銀納、穀納に論なく解送の爲め生ずる損失を補塡するの意にして、例へば銀納の場合には人民より納付せる零銀を集め布政使衙門にて之を鎔解して一大銀塊と爲したる上、之を中央に解送するが故に、其鎔鑄の際に幾分の損失を生ずべく之を火耗と稱せり、又穀納の場合には倉庫内に在りては鼠雀の害を受くることあり、之を鼠雀耗と云ひ、漕米の場合には中央に輸送する途中に於て減耗を生ずべく之を漕耗と云へり、而して此等諸種の損害は其關係せる官吏に於て之が賠償の責ありしが故に、徵稅に方り之が損失を見積り加耗或は增耗と稱して加徵せしものにて、以上を總稱して耗羨と云へり、猶ほ此の附加稅は上述の耗羨に止まらざりしが如く、光緒會計表に載する各省進款中台灣省の如きは耗羨の代りに補水、平餘の字を用ゐたり（臨時台灣舊慣調査會第一部報告清國行政法第六卷）、此の中補水は火耗及鼠雀耗と異なる所なきも、平餘は稍々其起源を異にし、穀納の際は民斗と官斗との差を補ふが爲め民斗一石に對し一斗五舛を加徵し、穀納に代ふるに銀納を以てしたるの後も官秤と民秤との差を補はんが爲め稅銀一兩に付一割五分を加徵し平餘と稱せしものにて、台灣のみならず各省之を行ひしが如し。

田賦及附加稅の徵收方法

田賦及附加稅の複雜なりしこと前述の如し、之が徵收の方法も又從つて錯綜し弊害百出せり、先つ田賦正稅に就き之を見るに、徵收は之を催科と稱し、徵收の時期は分限の法により定められたり。

分限の法

分限の法は一年を夏秋の兩限に分ち、每年二月に徵收を始め、四月迄に稅額の一半を納付せしめ、五月に徵收の手續を停止し、八月再び續行し、十一月に至り全部完納せしむるを以て一般の原則とせり（乾隆會典）、而して前期半納の時（二月、四月）を上忙、後期完納の時（八月、十一月）を下忙、其中間（五月より七月）停止の時を停忙と謂へり、然れども此の原則は必ずしも一貫せられしにあらず、穀類納付の時期の如きは各省督撫に於て地方の事情を酌量し特別時期を定めしものにて、各地方共確實に原則を遂行せしにあらず、殊に雲南、貴州の如きは九月を限りて開始し、年末に半を納め、次年三月に完納することとせり、徵收機關は卽ち州縣印官（知事）之を直接徵收することゝし、之を經徵官と云ひ濫りに佐貳官に委任するを得ざるものとし、印官の上司たる司道府州の官は之を督徵官と云ひ徵收を督促するの職に任ぜり、而して之が徵收の開始に當りては州縣印官は佐貳官或は學正、教諭をして納稅者の交納する稅糧につき順次納稅原簿に對照點檢せしめたる上、原簿に印官の姓名を記入して監査徵收の證とし、其監査徵收を終りたる稅額は之を十日每に所管の道府卽ち今の道尹及財政廳に報告するものとす。

徵收機關

納稅方法及手續
輪催の法
親輪の法
自封投櫃
赴倉交納
附帶投納
寄莊
寄櫃
印票の法
徵稅の弊害

又納稅の方法手續としては輪催の法、印票の法、及親輪の法ありき。

輪催の法とは滾單と稱する納稅督促狀に五戶乃至十戶を限りとして各納稅者の姓名、所有田地の數、納稅總額、每回納付すべき額（春秋二期及十限に分ちて）等を記入し、糧里甲中の首名のものに交付し、一戶の完納ある每に順次督促するの方法にして、納稅者等は他人の手を藉らず親ら官等に赴きて納入し、銀は官署附設の銀櫃に封包して投入せしめ、穀納なれば官署所屬の倉庫に輸納せしむ、前者は之を自封投櫃と稱し、後者を赴倉交納と名け、總稱して親輪の法と呼べり、蓋し縣署下級官吏等の不正行爲を防がんが爲めなりき、但し一兩以下の零細なる稅額を納付するもの及縣署を去ること遠きものは自已の稅額を多額納稅者をして自已の稅額に附帶して官署に納むるの便法を許せり、之を附帶投納と稱す、此他忙期中便宜の地點に銀櫃を開きて稅銀を納めしめ、或は寄莊、寄櫃と稱する方法もありき、寄莊とは甲縣の住民が乙縣に土地を所有するを稱し、之が納稅は土地所在地たる乙縣に於て之をなさざるべからず、之を寄櫃と稱せしものにて、之が徵收の手續は寄莊所在の縣に於て其の土地の畝數、所有者の氏名、稅率、稅額等を審査し、所有者住所の縣に通報する時は、該縣代りて徵收することゝせり、支那の如き行政不整頓なる國に在りては寄櫃少なからざりしが如し。

印票の法とは納稅義務の履行を證明し不法の賦課を重ぬるの憂なからしめんが爲めの法にして、每票三聯とし、納戶の完納せし賦額、號數を記して印を鈐し、之を三分して一は縣に留め、一は簿に附し、一は納戶に給して受領の證とせり、蓋し初め印票は二聯を用ゐたりしが、徵稅官吏等姦宵と通じ名を稽査に藉りて花戶の納稅票を强留して給ぜず、已完を未完となし、或は多徵を少徵となす等、弊害少からざりしが故に、康熙二十八年三聯式を用ふるに至りしものなりとす。

以上述べ來りし徵稅方法は官吏貪婪の弊を防ぎ其公正を期せんとせしこと勿論なるも、之が徵收の弊害は歷代農民の戰慄せし所にして、官吏往來の冗費を節約せんが爲め輪催の法を用ゐしに拘はらず、催役を派して納戶より雜費を徵收するもの多く、印票の法により納稅の證明を爲せしに拘はらず、諸種の口實を設けて印票を給せず多徵を圖らんとするものあり、或は又不正官吏の誅求を防がんが爲め親輪の法を用ゐしに拘はらず、尙ほ請負納付を行ひて私腹を肥さんとするものある等、中飽揑完の弊は殆んど底止する所なかりしが、之に對し淸代の法律

不正行爲の種類
多徵
豫徵
濫委協徵
以完作缺
墊完民缺
包攬

が記載せし取締方法に就き不正行爲の種類を見るに、多徵、豫徵、濫委協徵、以完作缺、墊完、民缺、包攬等ありき、此等の多くは現時尙ほ各省に行はれつゝある弊風にして、卽ち次の如し。

多　徵　法定の稅額より多く徵收するを謂ひ、多くは折收の際卽ち稅銀稅糧を錢又は銀に換算收受する場合に時價に依らず任意に換算率を定めて徵收せり、此の外折收の時のみならず濫りに種々の名目を設けて陋規を收め、或は印票を給せずして二重の徵收を爲し以て私腹を肥せしこと前述せるが如し。

豫　徵　地方官が經費の不足を口實として翌年度の租稅を繰上けて徵收せしを謂ふ、現時に於ても尙ほ各省に行はれ、特に四川省に於て甚だしと稱せらる。

濫委協徵　田賦の徵收は義にも述べしが如く州縣印官の職責に屬し、所屬官吏をして濫りに徵稅に參與せしめざる制なるに拘はらず、之が徵收を佐貳官等に委任せしを云ふ。

以完作缺　納稅者が租稅を完納せるに拘はらず、未納なりと虛稱し私服を肥すを謂ふ、卽ち完納を民缺と揑作するの意なり

墊完民缺　民缺を代補して完納と爲すを謂ひ、官墊民缺と稱して官に於て代補するものと、差墊民缺とて書差の代補する場合との二ありき、而して官墊民缺の場合にありては、歲計上他項を移して之に充つるの必要あるが故に、若し政府にして其補充を避けんと欲する時は勢ひ民缺を免ぜざるべからず、然れども民缺を免ずるにより受くる實患は多く人民の受くる所となりて地方官吏の私囊を肥すの結果となるが故に、國法の禁ずる所となりしものにて、又差墊民缺は多く胥役の橫暴によるものにて、彼等は完納の力ある納戶に對しても强ゐて彼等の租稅を代納し、後日加倍して其償還を强求するを常とせり。

包　攬　包攬又は包納とも謂ひ他人のため代納する名義を以て其租稅を收取するを謂ふ、紳衿、里正、大戶、生員、監生等地方勢力家の行ふ所にして、此等の勢力家は戶丁、小戶、同姓等の租稅代納を名として之を私囊に入れ、爲めに納付を遲延し、或は納付を履行せざる等の事少なからず、蓋し納稅者は吏員の誅求を免れんが爲め地方勢力家に代納を委託し受託者は日錢其他の利益を取得するものにして、國庫を累し人民を苦しむること深く、政府は屢々之が禁令を出せしも、地方官等は地方勢力家の勢威を憚り、又は彼等と結托して分肥する等弊害絕へざりき。

以上は徴税官吏の常時犯せし不正行爲の種類たるこ共に、徴税の取締方法たりこす、而して脱税の取締こしては會典に據るに穏寄及抗缺の二あり、即ち次の如し。

脱税の取締

隠寄　欺隠、減瞞、詭寄及灘派の別あり、欺隠こは地租を免れんが爲めに台帳に登錄せざる様にせしものを謂ひ、發見されたる時は其田は官に没收し税糧を追徴する外、一定の罰則を定めたり、又減瞞こは故意に土地の面積區劃を變更し税率の低下を得て所定の税額を輕減せんこするを謂ひ、其刑罪は欺隠と同しきも、土地を没收せず、面積區劃を訂正して脱税額を追徴せり、而して詭寄こは自己の所有地を他人の所有こ詐り以て租税の脱漏を圖るものにして、刑罪こしては減瞞こ同しく土地を没收せず、受寄者こ詭寄者こは同罪こせり、灘派こは土地所有者が濫りに其土地を細分して他人の名義こし、以て地租を脱漏せんこするものを云ふ、此の場合田地は官に没收し、且つ脱税せし錢糧は之を追徴せり。

抗缺　地方の勢力家、官吏又は兵役等が自己の勢力を恃み抗拒して徴收に應ぜざるものを謂ひ、戸部則例に依り夫々罰則を規定せり。

滯納者に對する處分

次に滯納者に對しては別に罰則を設けず、唯だ次年の徴收期に追納せしむるのみなり、蓋し所謂仁政を示さんこの爲めなりしものにて、支那に於ける滯納者の多大なる原因玆に存す、而して、此の滯納は民國に入りても尚ほ少なからず、即ち民國二年度田賦實收報告に據るに、江蘇省に於ては地丁、漕糧、租課を合して實收額六、八五八、九四〇元、前年滯納追徴額一、九一六、六二四元、二年度滯納額一、七九七、五六二元にして、滯納額は實收額の二割二分五厘に達せるを見るべし。

附加税の税額

附加税即ち耗羨の税額は官吏の任意に徴收するものにして、之を名こして苛征するこ少なからざりき、康熙年間にありては大州上縣にては正賦一兩に付き耗羨一錢乃至二錢を徴收し、偏州僻邑にありては耗羨は正賦よりも、却つて重く、時には賦に數倍するものあり、殊に州縣官日用の經費より上官に贈る節禮一切までも皆耗羨を以て支辨するに至り弊害少なからざりき、蓋し康熙五十年永く田賦を增加せざるべきを宣言するや、爾後歲出の增加に伴ひて田賦の引上げを爲すを得ず、此の欠陷を補はんが爲め耗羨及規費（手數料）を徴收するここ繁多こなり、更に官吏が任意に附加税を徴收し其私腹を肥するここ盛行してより一層名目繁多こなり愈々弊害を醸せしものなりこす、這に於てか雍正帝即位の時耗羨の額を公定し、火耗即ち銀一兩に對する耗羨は州縣所有の天平を以て一兩こ爲し、其品位の不良に應して割增を命し、一兩に對し普通一錢乃至一錢五分を附加せり、又漕耗に對しては糟糧一石に對し普通四斗、少なくも一斗七舛乃至二斗二舛を附加し、此等收入の一部を布政使に收め各官吏の養廉銀に充て、其一部は州縣に留めて公費に充てしむるここゝせり、其後雍正帝は九卿、翰林科道に諭し耗羨に對する彼等の所見を抒せしめしここありしが、當時多くは耗羨は善政にあらざるも、地方官の俸祿薄きが故に、若し養廉銀を與へざるこきは窮餘策を弄するに至るべく、其額を定めて天下に知らしめざれは官吏之に藉りて苛征を逞しくすべしこ說けり、養廉銀こは規定の俸祿以外に與ふる手當にして、官吏の清廉心を養成せんが爲めに其所得を多からしめんこせしものこす、然れごも官吏の中飽暗收は之を止むるに由なく、規定の耗羨以外更に別名を附して加徴を慾にせり、卽ち正賦に規定の耗羨を加へしものは之を國家公定の賦こすれごも、地方各省州縣は經費の不足を補ふが爲め地方辦公費こ稱して正賦の數割を任意增徴せり、又米麥等の折銀公定に對しても其規定よりも高めて折色し、或は州縣官等は實際に徴せず、該地方に永年所屬せる書吏あり、徴税簿を占有し、直接徴税に從事し、部下の屬吏を率ひて徴收票を發し、其徴收に當りては運費、票費、酒食費等種々の名目を設けて納戸より銀錢を強請し、肯んぜざれば抗量の名を以て罪にし報復せらる、而して此等の書吏、差役は地方官の交代に關

養廉銀

陋規

係せずして常に一地方にあり、且つ其職は子孫世襲し、或は賣買の目的物とし、克く地方の事情に通ぜざるが故に地方官は之に賴らざれば實際如何ともする能はず弊害絶へざりしが、此等書吏勒索の欵を陋規と稱し其弊を痛論するもの絶へざりき。

清末稅法の改革計畫

以上を以て田賦の稅率及附加稅並に徵收方法を述べ、之が弊害に就き其一般を概說せり、而して清末立憲籌備の計劃に伴ひ諸政の改善を計り、光緒卅四年十二月二十日制定の清理財政章程に臺き、各省に清理財政局を設け稅法の劃一を目論見しも、此等は清代の官民が祖法として遵奉せる永不加賦の原則に戾るの嫌疑を受け、民心を動搖せしむるの恐れあるが故に、各省中明快なる改良意見を建てたるものなく、唯た一―二の省に於て意見を主張せしことあるに過きず、則ち四川省に於ては經征局なる徵稅事務機關を設け、田賦徵收事務を縣知事の手より之に移して舊弊を一洗せんとし、經征局には一定の公費を支給し、其田賦として徵收する金品は平餘に至る迄悉く之を布政司に送付せしむることとせしが、然かも經征局は遂に縣知事より獨立する能はず、其監督を受けたり

四川經征局

安徽財政整理局

又安徽財政整理局に於ては所謂祖法の存在を否認し、現時の課稅標準を改めて地價制度と爲すべきを論じ、康熙五十年の所謂永不加賦の上諭は專ら人丁の一項を指せるものにして、永く田賦を改則せすと云ふにあらす、殊に今や丁稅は地稅に併せられ、且つ口稅なるものなきが故に口を按して賦を加ふべきにあらず、田を按して賦を均しふすべきなりと主張せしことありしが、現行稅率は其の由來する所頗る古く習慣固定せるが故に、面積標準制は今尙ほ之を動かす能はさるの狀態にあり。

耗羨以外の附加稅

又正賦及耗羨以外の附加稅は清朝末年に至りては表面なきが如くなりしも、其實中央財政の窮乏すると共に田賦加徵を命ぜしもの少なからず、卽ち光緒二十二年よりは地漕盈餘と稱し田賦銀一兩に一百文を、米一石に二百文を加徵し、日清役に關する外債の償還費に充當すと稱せり、又光緒廿七年よりは匪亂償金の支拂に充てんが爲め、田賦銀一兩に付き一百文を加徵して規復忙銀と稱し、同廿八年よりは更に銀一兩、米一石に付き各一百文を加徵し、串捐と名けて償金及練兵費に充當し、同三十年よりは更に一百文を加徵し票捐と名けて軍費及償金に充つとせり、但し此等は素より其使途確定せしにあらず、唯だ加徵の爲め適宜の名稱を附せしに過ぎざるなり。

地漕盈餘

規復忙銀

串捐

票捐

斯くて田賦の加徵は銀一兩、、米一石に對し各四百文となり、江蘇省に於ては一兩を二千五百文、米一石を二兩四錢に折せり、故に銀一兩及米一石を納むべきものは次の計算となれり。

賦額 ¥1＝2,500文
耗羨＝250
附加＝400
合計＝3,150文＝$2.625（$1＝1200文）

賦額 1石＝¥2.4＝6,000文
耗羨＝600
附加＝400
合計＝7,000文＝$5.833

民國初年附加稅の整理

猶ほ清朝滅亡前に於ける加徵は更に甚だしく、且つ州縣官の利用する所多かりしが故に、普通正賦一兩の納稅者は附加稅其他を合し二兩以上を納むるを要せり、民國に至りては曩に雍正帝が耗羨を正稅に歸併せしに倣ひ、雜種の附加稅は之を免除するか、然らざれば悉く國庫の收入とし、該收入を歲入預算に計上し、別に支出の部に地租徵收費を加へ之に依り附加稅整理の方針を立て、民國三年四月七日財政部より各省民政長（現時の省長）及國